

案

三島市災害廃棄物処理計画 ＜参考マニュアル集＞

本マニュアル集は、静岡県災害廃棄物処理計画参考資料（国の災害廃棄物対策指針関係資料、廃棄物資源循環学会関係資料、東日本大震災被災自治体の各種報告及び県の既存マニュアル・指針等を基に取りまとめたもの）を本市の状況に沿って取りまとめたものである。

なお、本マニュアル中の「技－〇－〇－〇」や「参－〇－〇－〇」の標記は、国の災害廃棄物対策指針資料編の「技術資料」、「参考資料」の資料番号を示す。

【目 次】

【N o . 1】	仮置場の設置・撤去手続きマニュアル	N o . 1 - 1 ~ 22
【N o . 2】	廃棄物処理施設の設置手続きマニュアル	N o . 2 - 1 ~ 12
【N o . 3】	広域処理の事前協定・手続きマニュアル	N o . 3 - 1 ~ 17
【N o . 4】	被災自動車の対応マニュアル	N o . 4 - 1 ~ 6
【N o . 5】	有害・感染性廃棄物、危険物の対応マニュアル	N o . 5 - 1 ~ 13
【N o . 6】	腐敗・悪臭・害虫・飛散防止対策マニュアル	N o . 6 - 1 ~ 13
【N o . 7】	災害廃棄物関係支援協定一覧	N o . 7 - 1 ~ 3
【N o . 8】	仮設トイレ・避難所ごみの困難事例集	N o . 8 - 1 ~ 6
【N o . 9】	災害時の仮設トイレ対応マニュアル	N o . 9 - 1 ~ 19
【N o . 10】	避難所ごみの対応マニュアル	N o . 10 - 1 ~ 11
【N o . 11】	倒壊家屋等の解体撤去マニュアル	N o . 11 - 1 ~ 25
【N o . 12】	初期分別及び一次仮置場の運営マニュアル	N o . 12 - 1 ~ 11
【N o . 13】	思い出の品の取扱いマニュアル	N o . 13 - 1 ~ 8
【N o . 14】	災害廃棄物等処理事業費補助金マニュアル	N o . 14 - 1 ~ 18
【N o . 15】	災害廃棄物再生資材に関する通知・資料集	N o . 15 - 1
【N o . 16】	国の通知集	N o . 16 - 1 ~ 10
【N o . 17】	静岡県内市町仮置場の確保状況	N o . 17 - 1
【N o . 18】	一般廃棄物処理施設の位置図	N o . 18 - 1 ~ 5
【N o . 19】	市町連絡先一覧（一般廃棄物担当課、処理施設）	N o . 19 - 1 ~ 9
【N o . 20】	支援要請の様式	N o . 20 - 1 ~ 4

仮置場の設置・撤去手続きマニュアル

1. 仮置場の分類 【技 1-14-1】

■ 仮置場の目的と必要機能

仮置場は、被災建物や廃棄物の速やかな解体・撤去、処理・処分を行うために設置する。

「仮置場」を示す呼称は、文献や自治体の災害廃棄物処理計画によって異なる場合が多く見受けられるが、しばしば混乱の原因となってしまうため、今後は統一した呼称が用いられることが望ましい。

以下に、仮置場の目的・機能や定義を示す。

災害廃棄物対策指針の本編では、「災害廃棄物分別・処理実務マニュアル」（一般社団法人廃棄物資源循環学会・編著）における「仮置場」、「一次集積所」、「二次集積所」を全て合わせたものを示す「仮置場」という表現を用いている。災害廃棄物対策指針の本編において、「主に一次的な仮置きを行う仮置場」とは「仮置場」、「一次集積所」に相当するものであり、「主に災害廃棄物の破碎・焼却処理を行う仮置場」とは「二次集積所」に相当するものである。

仮置場を機能や目的で区別する方が好ましい場合においては、例えば「災害廃棄物分別・処理実務マニュアル」における「仮置場」と「一次集積所」をまとめたものとして「一次仮置場」、「二次集積所」と同義のものとして「二次仮置場」という表現を用いている場合もある。

本市においては、災害廃棄物対策指針に準拠して「仮置場」という表現を用いることとし、「仮置場」と「一次集積所」をまとめたものとして「一次仮置場」、「二次集積所」と同義のものとして「二次仮置場」という表現を用いているものとする（表 1.1 参照）。

表 1.1 災害廃棄物分別・処理実務マニュアルにおける定義との対応関係について

災害廃棄物分別・処理実務マニュアル		災害廃棄物対策指針 本編における呼称	本県における呼称
呼称	定義		
仮置場	個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、被災家屋等から災害廃棄物を、被災地内において、仮に集積する場所とする。	仮置場	一次仮置場
一次集積所	処理（リユース・リサイクルを含む）前に、仮置場等にある災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておく場所とする。		
二次集積所	廃棄物の状態や場所によって、一次集積所のみでよい／一次集積所しか設定できない場合もある。一次集積所での分別が不十分な場合等は、二次集積所が必要となる。設計及び運用においては、一次集積所と同様の扱いとしている。		二次仮置場

出典：災害廃棄物対策指針 技 1-14-1(環境省、平成 26 年 3 月) に追加して作成

2. 仮置場の選定

2.1 仮置場の必要面積の推計方法

【推計式の例】

必要面積＝集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合）

集積量＝災害廃棄物の発生量－処理量 処理量＝災害廃棄物の発生量÷処理期間

見かけ比重 ：可燃物 0.4 (t/m³)、不燃物 1.1 (t/m³)

積み上げ高さ ：5m以下が望ましい。 作業スペース割合 ：0.8～1

2.2 仮置場の選定方法

仮置場の設置可能場所の選定方法例及び選定フロー例を図 2.1、図 2.2 に示す。

第 1 段階として、法律・条例等の諸条件によるスクリーニングの後、第 2 段階として、公有地の利用を基本とし、面積、地形等の物理的条件による絞込みを行う。第 3 段階として総合評価によって仮置場候補地の順位付けを行い選定する。

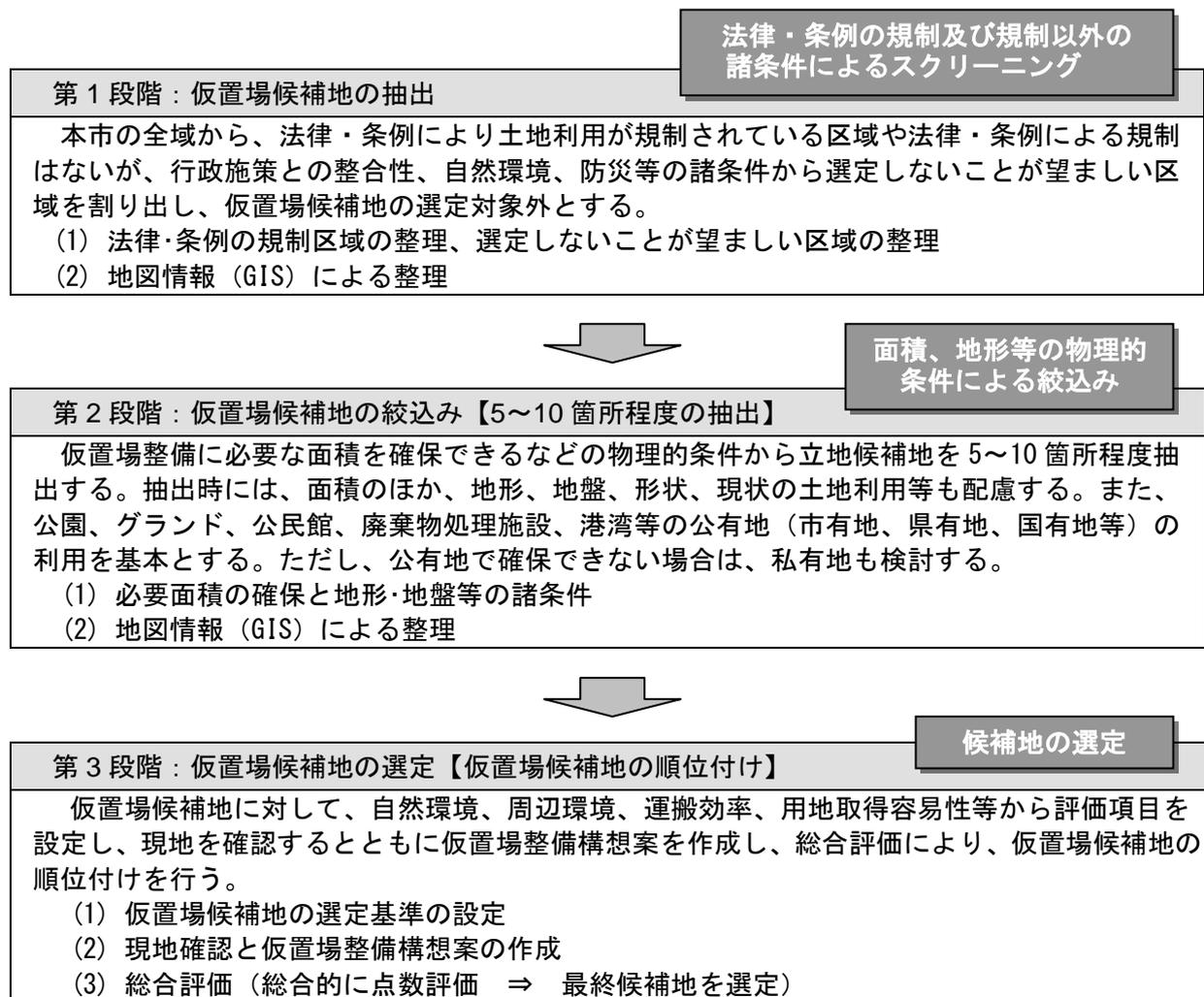


図 2.1 仮置場の設置可能場所の選定方法例

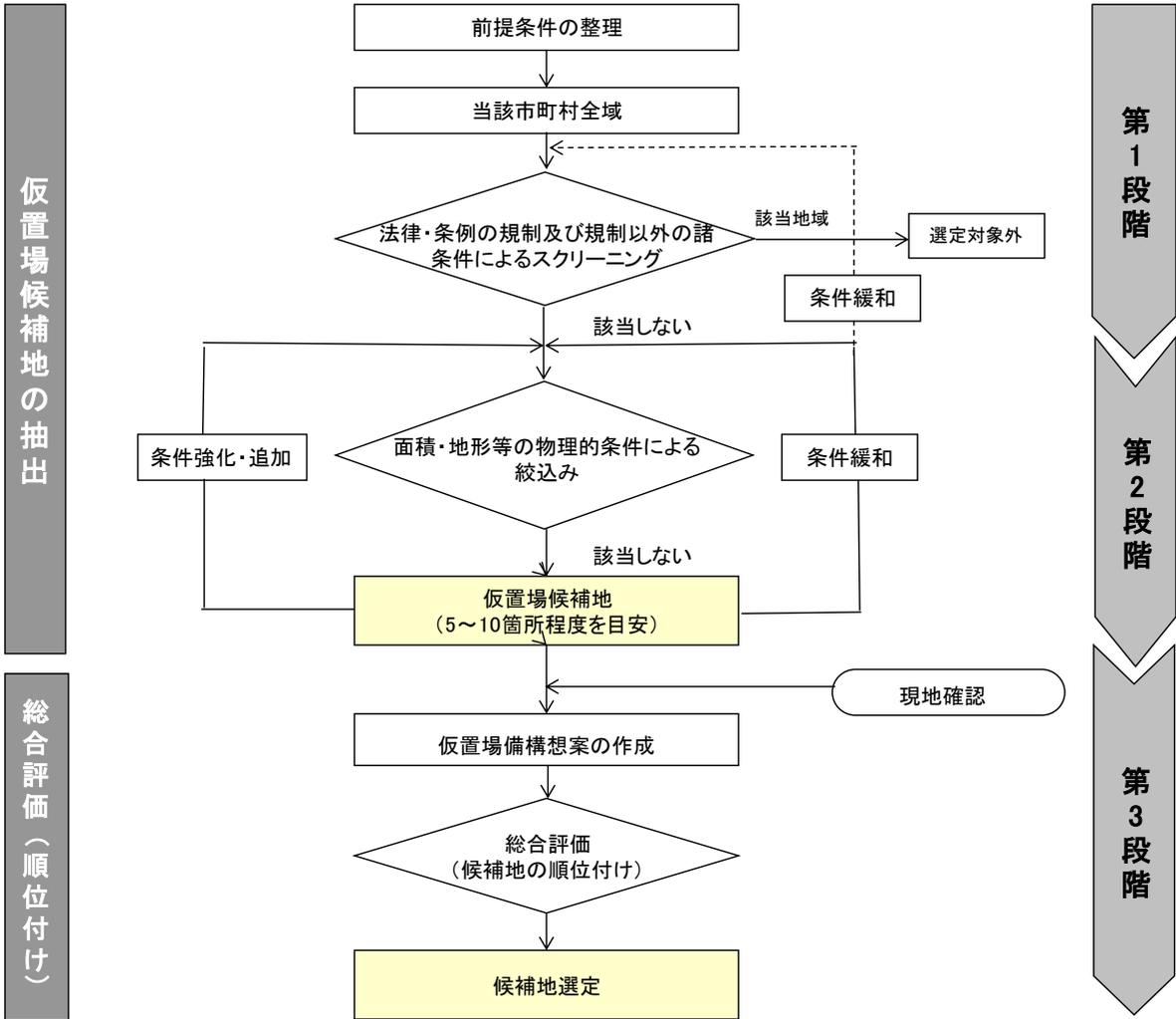


図 2.2 仮置場の選定フロー例

2.3 選定のための基本データ例

仮置場選定に使用するデータは、国土交通省ホームページからダウンロードできる表 2.1 に示す GIS データを基本にして行うことが考えられる。

表 2.1 使用する GIS データ例

■データベース名	
<ul style="list-style-type: none"> ・国土数値情報 ・参照先：http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html 	
■データ内容	
データ名	データ内容
都市計画用途地域	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域など ・1/2500 の都市計画図の情報をデータ化したもの
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・100m メッシュごとに、各利用区分（田、その他の農用地、森林、荒地、建物用地、幹線交通用地、湖沼、河川等）を整備したもの
標高、傾斜	<ul style="list-style-type: none"> ・標高（平均、最高、最低）、最大傾斜角度・方角、最小傾斜角度・方角について5次メッシュ（250mメッシュ）ごとに整備したもの
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の官公署、幼稚園、病院、郵便局、社会福祉施設等の位置及び種別、名称、住所、管理者等のデータを整備し、ポイントデータ化したもの
避難施設	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画より避難施設に関する情報から避難施設リストを抽出し、ポイントデータ化したもの
浸水想定区域	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者（国土交通大臣、静岡県知事）から提供された浸水想定区域図をデータ化したもの
土砂災害危険箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県が指定する土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）をデータ化したもの
自然公園地域、自然保全地域	<ul style="list-style-type: none"> ・各種法規制のかかる区域図をデータ化したもの

2.4 仮置場選定にあたっての留意事項等

仮置場選定にあたっての留意事項等は、表 2.2 のとおりである。

表 2.2 仮置場選定にあたっての留意事項等

仮置場選定にあたっての留意事項等
<ul style="list-style-type: none">・二次災害のおそれがない場所が望ましい。・災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート、アクセス道路の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを想定、考慮する。処理施設や最終処分場への海上輸送する可能性がある場合には、積出基地を想定し、近くに選定したほうがよい。・搬入時の交通、中間処理作業の周辺住民、環境への影響が少ない場所とする。・仮置場の選定においては、発生量に対応できるスペース以外にも、所有者・跡地利用、関連重機や車両アクセス性や作業の難易度、最低限の防火・消火用水（確保できない場合は散水機械）、仮設処理施設の電源確保の可能性等を考慮する。・選定においては、公有地の遊休地、未利用地、公園、駐車場、埋立地、埋立跡地等を利用するのが望ましい。都市計画法第 6 条に基づく調査で整備された「土地利用現況図」が当該市町村及び都道府県に保管されているので、それを参考に他部局と調整を図った上で選定作業を行う。・グラウンドや海水浴場等を使用した場合は、後日、ガラス片等を取り除く対応が必要な場合がある。また、特に私有地の場合、二次汚染を防止するための対策と原状復帰の時の汚染確認方法を事前に作成して、地権者や住民に提案することが望ましい。・協力が得られる場合、海岸部にある火力発電所の焼却灰最終処分場（一般廃棄物を受け入れる手続き、有機物混入の場合は汚水処理対策が必要）や貯炭場の一部も検討対象となる。

出典：災害廃棄物分別・処理実務マニュアルー東日本大震災を踏まえて（一般社団法人廃棄物資源循環学会、平成 24 年 5 月）を一部修正

2.5 土壌汚染対策法の手続き

土壌汚染の確認方法等については、環境省において事務連絡「仮置場の返却に伴う原状復旧に係る土壌汚染確認のための技術的事項について」(平成 25 年 6 月 27 日)を発出し、原状復旧作業を進める技術的事項を整理した。岩手県、宮城県、仙台市は、それぞれ具体的に方針・手順を定め、各市町村はこれらを参考に土壌調査を行った。

環境省の土壌汚染調査フローと岩手県の災害廃棄物仮置場の返還に係る土壌調査要領は、以下のとおりである。

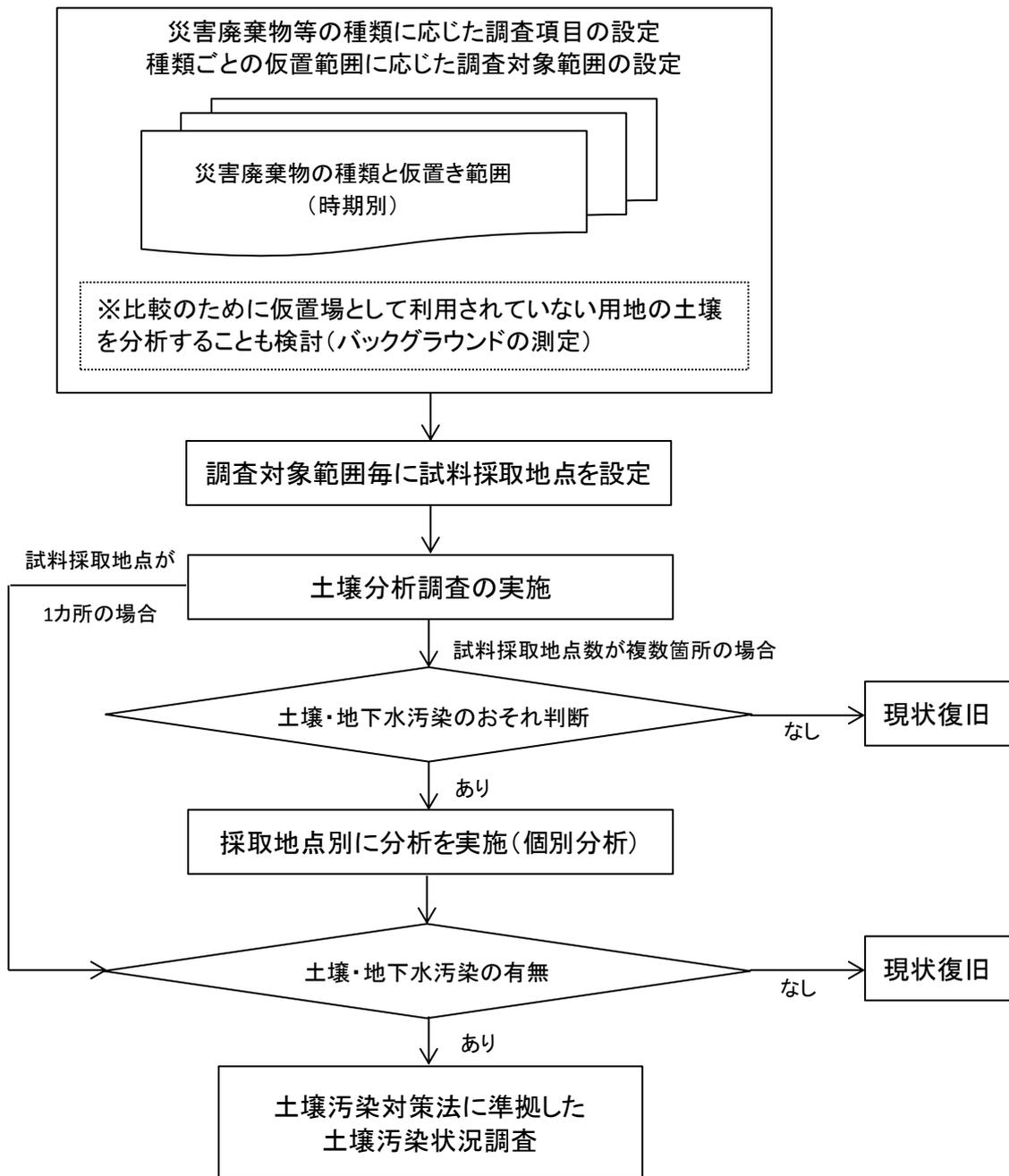


図 2.3 土壤分析調査のフロー

出典：仮置場の返却に伴う原状復旧に係る土壤汚染確認のための技術的事項について（環境省、平成 25 年 6 月 27 日付け廃棄物対策課事務連絡）

■ 災害廃棄物仮置場の返還に係る土壌調査要領（岩手県、平成 25 年 7 月 30 日策定）

【趣旨】

1 岩手県（以下「県」という。）は、被災市町村の一部から地方自治法第 252 条の 14 の規定による事務委託を受けて、東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の処理を実施しているところである。

今後、災害廃棄物を一時保管した土地（災害廃棄物の集積・仮置・処理等に当たって使用した土地であって、廃棄物を多量に保管した土地以外の土地も含む。以下「仮置場」という。）を所有者へ返還することが増えていくことが見込まれている。

環境省ではこれらの状況を踏まえ、平成 25 年 6 月 27 日付け事務連絡で「仮置場の返却に伴う原状復旧に係る土壌汚染確認のための技術的事項について」を通知したところであり、県ではこれを受けて災害廃棄物仮置場の返還に係る土壌調査要領（以下「要領」という。）を作成したものである。

早期の復旧・復興のためには、仮置場を所有者に返却し、有効な跡地利用を図っていく必要があり、仮置場の使用に伴って生じた土壌汚染等の有無を確認するとともに、土壌汚染対策を講じる必要が生じた場合の資料の整備等必要な事項を定める要領を策定する。

【適用範囲】

2 本要領は、県及び市町村（仮置場における選別について、県に事務委託を行った市町村に限る。）が災害廃棄物の処理に当たって使用した仮置場について適用する。

なお、市町村が独自に仮置場を設置し、又は市町村独自で災害廃棄物の処理を行っている場合には、本要領に準じた仮置場の調査を行い、汚染の有無を確認することが望ましい。

【調査前作業】

3 仮置場を所有者に返還するにあたって、災害廃棄物による土壌汚染等がないことを確認するため、現地調査及び分析調査を実施することとし、あらかじめ、所有者から当該土地を賃借又は管理し、あるいは災害廃棄物処理を受託している者（以下「受託者等」という。）等は、調査前作業として次の事項を行うこととする。

- ① 所有者と協議したうえで、可能な限り現地調査への立会いを求めること。
- ② 災害廃棄物を完全に撤去したうえで、原則として賃借時点での土地形状に復旧した状態とすること。
- ③ 所有者へのヒアリングや関係書類による確認を行うこと等により、過去の土地利用履歴について把握に努めること。

なお、仮置場の使用にあたり、舗装、盛土等を行ったことにより、本要領に基づく現地調査及び分析調査が困難な場合にあっては、別途協議を行うものとする。

【現地調査】

4 県及び市町村は現地確認を行うものとし、現地確認時においては、(1)に示す災害廃棄物の

除去等を目視確認するとともに、(2)の試料採取を行うものとする。

なお、試料の採取にあたっては公正を期すため、指定調査機関（土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）（以下「法」という。）第3条第1項の環境大臣が指定する者をいう。）又は計量証明事業所（計量法（平成4年法律第51号）第107条に基づく登録を受けた事業所をいう。）により実施することが望ましい。

また、土壤への影響がないことが明らかな場合等にあつては、試料採取を行うことなく、目視確認のみで仮置場を所有者へ返還することができるが、その場合には、災害廃棄物仮置場土壤汚染等調査票にその理由を記録して保存するものとする。

(1) 目視確認

現地確認においては、災害廃棄物が撤去されていることを確認するとともに、地表面の油膜・異臭（油臭、腐敗臭、薬品臭）・地表面土壤の着色状況がないことを確認する。

なお、目視確認において異常が確認された場合には、別途協議のうえ、汚染範囲を調査し汚染状況を確認するものとする。

(2) 試料の採取

① 試料採取地点

仮置場の保管状況を鑑みて、汚染のおそれが最も高いと考えられる概ね900㎡につき1地点を選定し、試料採取の中心地点とする。

（例：面積900㎡まで：1地点、面積900㎡超1,800㎡まで：2地点）

この中心地点から原則として四方向に5～10m離れた4つの試料採取地点（採取可能であれば10m地点とする。）を選定する。

試料採取地点は、中心地点及び各四方向地点の計5地点とする。

なお、土地形状等により試料採取が困難な地点があつた場合には、試料採取が可能であつて、当該地点に最も近い地点を試料採取地点とし、舗装地等により試料採取が不可能な場合については、舗装地の亀裂等による土壤への影響がないことを確認したうえで、試料採取地点数を減ずることができる。

※）揮発性有機化合物（表2.3の番号9から19に掲げるもの）にあつては、上記にかかわらず、中心地点を試料採取地点とする。

② 試料採取地点の特例

試料採取地点については、仮置場の状況に応じて、次のとおり取扱うことができる。

ア 仮置場の使用期間を通じて災害廃棄物の保管（粗選別等の作業を含む。）を行っていないことが明らかな場所については、①の試料採取地点の選定にあたり、当該面積を除外して算出することができる。

イ 同種類の災害廃棄物（木くず、タイヤ、コンクリート等の単一のものをいう。）を保管していた場所の面積が900㎡を超える場合は、面積に関わらず、災害廃棄物を保管していた場所ごとに1調査地点とすることができる。

③ 試料の採取方法

ア 各地点において、表層土壌及び深さ 5～50cm までの土壌を採取すること。

イ アにより採取された土壌を同じ重量で混合する。

ウ イの方法と同様の手法で採取した 5 検体を同じ重量で混合し、1 試料とする。

※) 揮発性有機化合物 (表 2.3 の番号 9 から 19 に掲げるもの) にあつては、上記に関わらず、表層土壌 5cm において試料を採取する。

【分析調査】

5 受託者等は、4 (2) により採取した試料を計量証明事業所において分析することとし、その結果により汚染がないことを確認したうえで土地の返還を行うこととする。

(1) 分析項目

県では有害物質使用工場等の被災状況を把握しており、有害物質使用工場等由来の災害廃棄物が少ないものと想定していることから、表 2.3 の番号の欄に掲げるもののうち、1 から 8 について、土壌溶出量調査及び土壌含有量調査を行うことを基本とする。

なお、土地の返還にあたり、舗装や盛土等を行うことにより土壌の直接摂取のおそれがないものと認められる場合には、土地所有者の同意を得たうえで、土壌含有量調査を行わないことができる。

このほか、表 2.3 に掲げる有害物質の汚染が考えられる場合には、追加調査を行うこととする。

なお、追加調査項目の設定にあたっては、土地所有者、県、市町村及び受託者等の関係者で協議して定めるものとする。

表 2.3 : 分析項目と基準値

番号	分析項目 ^{※1)}	基準値 ^{※2)}	
		土壌溶出量基準	土壌含有量基準
1	カドミウム及びその化合物	0.01mg/ℓ 以下	150mg/kg 以下
2	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ 以下	150mg/kg 以下
3	六価クロム化合物	0.05mg/ℓ 以下	250mg/kg 以下
4	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.0005mg/ℓ 以下 アルキル水銀は不検出	15mg/kg 以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ 以下	150mg/kg 以下
6	砒素及びその化合物	0.01 mg/ℓ 以下	150mg/kg 以下
7	ふっ素及びその化合物	0.8 mg/ℓ 以下	4,000mg/kg 以下
8	ほう素及びその化合物	1 mg/ℓ 以下	4,000mg/kg 以下
9	四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	—
10	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	—
11	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ 以下	—
12	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	—

13	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下	—
14	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	—
15	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	—
16	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下	—
17	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下	—
18	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下	—
19	ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下	—
20	シアン化合物	検出されないこと	50 mg/kg 以下
21	シマジン	0.003mg/ℓ 以下	—
22	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下	—
23	チウラム	0.006mg/ℓ 以下	—
24	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—
25	有機りん化合物	検出されないこと	—

※1) 火災発生場所においては、ダイオキシン類含有量調査の実施を検討できること。

※2) 基準値は法の基準値と同じ。

(2) 分析方法

① 土壌溶出量調査

法施行規則第6条第3項第4号に規定する環境大臣が定める方法により実施するものとする。

② 土壌含有量調査

法施行規則第6条第4項第2号に規定する環境大臣が定める方法により実施するものとする。

(3) 分析結果の評価

土壌溶出量及び土壌含有量について、表1の基準値の欄に掲げる数値であること、並びに文献や資料を基に災害廃棄物の仮置場による汚染が生じていないことの確認をもって、災害廃棄物による汚染がないことが確認されたものとする。

【基準値超過の場合】

6 受託者等は、本要領に基づき分析を行った結果、基準値を超過した分析項目がある場合にあっては、次のとおり、その分析項目について再調査を行うものとする。

なお、近隣に飲用井戸があるなど緊急に調査、対策が必要と認められる場合は、関係者による協議のうえ、比較調査の結果を待たずに個別調査、詳細調査を実施することができる。

(1) 比較調査

本県にあっては、地質由来による基準値超過も考えられることから、近傍の土地（仮置場の敷地内において、災害廃棄物による影響がないと判断できるバックグラウンド地点がある場合は当該地点でもよい。）の1地点又は複数地点で比較調査を行い、災害廃棄物による汚染の有無を判断すること。

なお、仮置場の賃借にあたり、事前に分析調査を行っている場合にあっては、当該分析結

果を比較対象とすることができる。

また、既存の文献・知見等により確認ができる場合にあっては、比較調査の実施を省略することができる。

(2) 個別調査

(1) による近傍の土地等において基準値超過が確認されない場合（地質由来ではない場合）にあっては、汚染区域を絞り込むため、10m×10mの単位区画ごとに4(2)に基づき試料を採取し、分析を行う。

なお、①の「試料採取地点」にあっては、中心地点のみで行うこととし、③の「試料の採取方法」にあっては、ア及びイで混合したものを試料とすること。

(3) 詳細調査

個別調査により基準値超過が確認された場合にあっては、ボーリング調査により、原則10mの深度で汚染範囲を確認すること。

【災害廃棄物由来による汚染】

7 土壤汚染等が確認された場合において、受託者等は土地所有者と協議のうえ、舗装、盛土、土壤入替、原位置不溶化、封じ込め、洗浄等の土壤汚染対策を講じるものとする。

なお、受託者等が対策を講じた場合には、基準値以内であることを確認するため、再度分析調査を行うものとする。

【記録の保存等】

8 本要領に基づく調査等により得られた資料等は次のとおり取り扱うものとする。

(1) 台帳の整備

県は、以下の書類を台帳として整備し、県及び市町村で保存する。

- ① 災害廃棄物仮置場土壤汚染等調査票
- ② 図面（土地形状及び試料採取地点を図示したもの）
- ③ 災害廃棄物の仮置場所、種類、量などを示す資料
- ④ 写真
- ⑤ 分析結果（計量証明書）
- ⑥ 土地賃貸契約書
- ⑦ その他、必要な資料

(2) 調査結果の通知

現地調査及び分析調査が終了し、安全性が確認された場合又は土壤汚染が確認された場合であっても災害廃棄物由来の汚染ではないと確認された場合、県は土地所有者に(1)①及び⑤の資料を通知するものとし、必要に応じて他の資料を提供するものとする。

【協議事項】

- 9 本要領に定めのない事項については、県、市町村、受託者等により別途協議を行うものとする。

【附則】

- 1 本要領は、平成 25 年 7 月 30 日以降に現地調査を開始する仮置場について適用する。
- 2 本要領の運用に当たっては、統一的な取扱いとなるよう、別に運用手引書を定め、これを参照するものとする。

3. 仮置場の確保と配置計画にあたっての留意事項 【技 1-14-5】

■ 仮置場の選定及び配置計画にあたってのポイント

表 3.1 仮置場の選定及び配置計画にあたってのポイント

対象	ポイント
<p>仮置場全般 (一時的な保管や一部、破碎処理等を行う仮置場から、機械選別や焼却処理まで行う仮置場)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・候補地は、以下の点を考慮して選定する。 <ul style="list-style-type: none"> ①公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾（水域※を含む）等の公有地（市有地、県有地、国有地等） ※船舶の係留等 ②未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない私有地（借り上げ） ③二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域 ④応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無 ただし、空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることが多くなることを考慮する必要がある。 ・都市計画法第6条に基づく調査（いわゆる「6条調査」）で整備された「土地利用現況図」が当該市町村及び都道府県に保管されているので、それを参考に他部局との利用調整を図った上で選定作業を行う。 ・仮置場の候補地については、可能であれば土壌汚染の有無等を事前に把握する。 ・複数年にわたり使用することが想定される仮置場を設置するにあたり、特に田畑等を仮置場として使用する場合は、環境上の配慮が必要となる。 ・津波の被災地においては、降雨時等に災害廃棄物からの塩類の溶出が想定されることから、塩類が溶出しても問題のない場所（例えば、沿岸部や廃棄物処分場跡地）の選定や遮水シート敷設等による漏出対策を施す必要がある。 ・二次災害のおそれのない場所が望ましい。
<p>一時的な保管や一部、破碎処理等を行う仮置場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者が避難所生活中の場合においても、被災家屋の片付けを行うことが考えられることから、速やかに設置する必要がある。 ・機械選別や焼却処理を行う仮置場等への運搬を考慮して、パッカー車やダンプトラック等の出入口の設定を行う必要がある。 ・発生した災害廃棄物を住民が自ら持ち込む仮置場を設置する場合は、被災地内の住区基幹公園や空地等、できる限り被災者の生活場所に近い所に設定する。 ・住民やボランティアによる持ち込みがなされることから、仮置場の場所や分別方法については、災害初動時に周知する必要がある。 ・分別については、初期の災害廃棄物の撤去が、被災者やボランティアによる作業になるため、分別や排出方法をわかりやすく説明した「災害廃棄物早見表」を配布・共有しておくとい。

対象	ポイント
機械選別や焼却 処理まで行う仮 置場	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的な保管や一部、破砕処理等を行う仮置場に比べ、広い用地が求められるとともに、災害廃棄物を集積して処理することを踏まえ、その位置を考慮して設定する。 ・災害廃棄物の推計発生量、解体撤去作業の進行、施設の処理能力等を勘案して、十分な容量を持つ場所とする。これまでの大規模災害の事例では、復興の関係から1年程度で全ての対象廃棄物を集め、3年程度で全ての処理を終えることを想定している。 ・災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート、アクセス道路（搬入路）の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを想定、考慮する。処理施設や処分場へ海上輸送する可能性がある場合は、積出基地（大型船がつけられる岸壁）を想定し、近くに選定した方がよい。 ・搬入時の交通、中間処理作業による周辺住民、環境への影響が少ない場所とする。 ・選定においては、発生量に対応できるスペース以外にも、所有者・跡地利用、関連重機や車両のアクセス性や作業の難易程度、最低限の防火・消火用水（確保できない場合は散水機械）仮設処理施設の電力確保の可能性等を考慮する。 ・グラウンドや海水浴場等を使用した場合は、後日、ガラス片等を取り除く対応が必要な場合がある。また、特に私有地の場合、二次汚染を防止するための対策と原状復帰の時の汚染確認方法を事前に作成して、地権者や住民に提案することが望ましい。 ・協力が得られる場合、海岸部にある火力発電所の焼却灰処分場（一般廃棄物を受け入れる手続き、有機物混入の場合は汚水処理対応が必要）や貯炭場の一部も検討対象となる。
<p>参考：「災害廃棄物分別・処理実務マニュアルー東日本大震災を踏まえて」（一般社団法人廃棄物資源循環学会・編著）等を参考に作成</p>	

■ 機械選別や焼却処理等を行う仮置場のレイアウト例

機械選別や焼却処理等を行う仮置場のレイアウト例を図 3.1 に示す。また、配置計画にあたっての注意事項は以下のとおりである。

- ・木材・生木等が大量の場合、搬出又は減容化のため、木質系対応の破砕機や仮設焼却炉の設置を検討する。
- ・がれき類等の災害廃棄物が大量の場合、コンクリート系の破砕機の設置を検討する。
- ・PCB 及びアスベスト、その他の有害・危険物の分別や管理には注意する。
- ・仮置場の災害廃棄物の種類や量は時間経過とともに変動するため、時間経過を考慮した設計を行う必要がある。
- ・市街地の仮置場や集積所には、対象となる廃棄物以外の不要（便乗）ごみが排出されやすく、周囲にフェンスを設置し、出入口に警備員を配置するなど防止策をとると同時に、予定より処理・保管量が増える可能性を念頭に置いておく。フェンスは出入口を限定する効果により不法投棄を防止することに加え、周辺への騒音・振動等の環境影響の防止や目隠しの効果が期待できる。

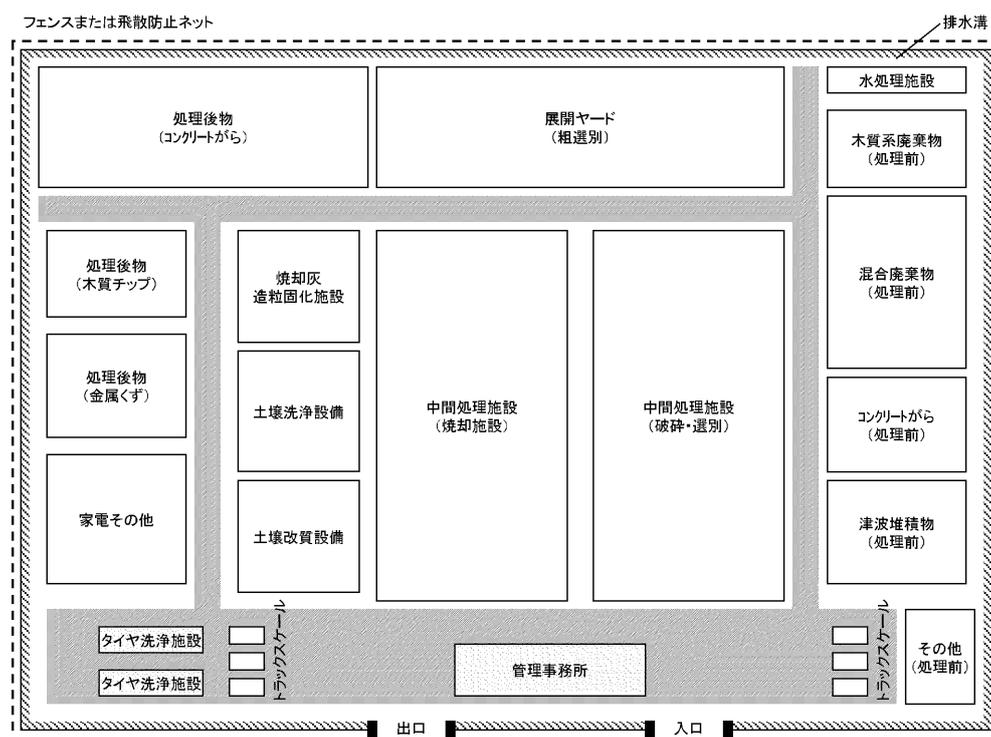


図 3.1 機械選別や焼却処理等を行う仮置場のレイアウトイメージ

4. 仮置場の運用にあたっての留意事項 【技 1-14-6】

■ 仮置場運用のポイント

仮置場運用のポイントは、以下のとおりである。

【災害廃棄物の分別】

分別等は、各現場で作業を行う被災者やボランティアの余力や認識、采配に相当依存しており、担当者やリーダーを決め、可能な範囲で行う。ボランティア活動との連携を図りつつ、安全確保及び情報共有を徹底する。「災害廃棄物早見表」（次頁参照）を活用するとよい。

【搬入・搬出管理】

災害廃棄物の作業効率を高め、更に不法投棄を防止するためには、正確で迅速な搬入・搬出管理が必要である。また、その後の処理量やコストを見積もる上でも、量や分別に対する状況把握を日々行うことが望ましい。

【野焼きの防止】

仮置場の設定が遅くなる、もしくは周知が徹底しない場合、野焼きをする住民が出てくる可能性がある。環境・人体への健康上、「野焼き禁止」を呼びかけておく必要がある。

【仮置場の安全管理】

作業員は、通常の安全・衛生面に配慮した服装に加え、アスベストの排出に備え、必ず防じんマスク及びメガネを着用する。靴については、破傷風の原因となる釘等多いため、安全長靴をはくことが望ましいが、入手困難な場合、長靴に厚い中敷きを入れるなどの工夫をする。

【仮置場の路盤整備】

仮置場の地面について、特に土（農地を含む）の上に集積する場合、散水に伴う建設機械のワーカビリティを確保するため、仮設用道路等に使う「敷鉄板」（基本リース品）を手当する。水硬性のある道路用鉄鋼スラグ（HMS）を輸送し、路盤として使用することもできる。

【搬入路の整備】

アクセス・搬入路については、大型車がアクセスできるコンクリート／アスファルト／砂利舗装された道路（幅 12m 程度以上）を確保し、必要に応じて地盤改良を行う。なお、発生した災害廃棄物を、事後の復旧を考慮した上で浸水地区への仮設道路の基盤材として使うことも可能である。

【災害廃棄物早見表】現場・ボランティア必読（一度見てから作業に当たってください）

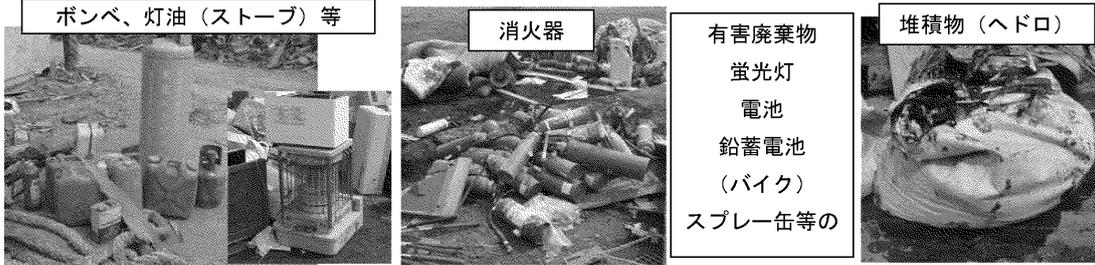
災害廃棄物は、一度に様々なものが「ごみ」となって出てきます。その量や種類が多いために、できるだけ早く処理する必要がありますが、最終的な処理・処分まで考えると、どの場面においても、可能な限り分別することが望まれます。また、危険なごみから身を守るためにも重要です。一度確認してから作業にあたってください。また、これらを念頭に、現場での作業を工夫してみてください。

◆安全第一◆ マスク（ヘルメットやゴーグル）、底の丈夫な靴、肌の露出を避ける服装、複数人で動く

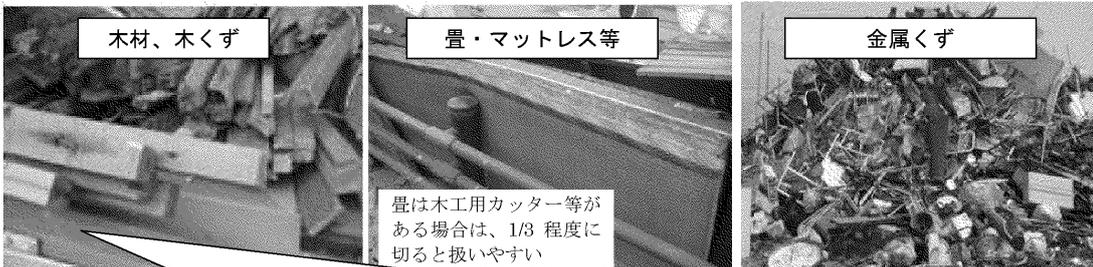
【必ず分別して、梱包・ラベリングするもの】



【安全面・衛生面等から分別するもの】



【リユース・リサイクルや今後の処理のために分別するもの】



表面が緑色のもの（薬剤処理の可能性がある）や海水が被ったものは、リサイクル等に支障を来す場合があるため、分けておく

**位牌、アルバム、パソコン、携帯電話等、所有者等の個人にとって価値があるものを見つけた場合は、
廃棄ではなく、保管に回す**

出典：「災害廃棄物分別・処理実務マニュアルー東日本大震災を踏まえて」（一般社団法人廃棄物資源循環学会・編著）を一部修正

5. 環境対策、モニタリング、火災防止策 【技 1-14-7】

■ 環境モニタリングの目的

環境モニタリングを行う目的は、廃棄物処理現場（建物の解体現場や仮置場等）における労働災害の防止、その周辺における地域住民への生活環境への影響を防止することである。

以下に、環境モニタリング項目、地点の選定の考え方等を示す。

■ 環境モニタリング項目

建物の解体現場及び災害廃棄物も仮置場における環境モニタリング項目の例は、表 5.1 に示すとおりである。環境モニタリング項目を事前に検討している場合は、実際の災害廃棄物処理機器の位置や処理・処分方法を踏まえ、環境モニタリング項目の再検討を行う。また、災害廃棄物の処理の進捗に伴い、必要に応じて環境項目以外の調査項目を加えて見直し・追加を行う。

表 5.1 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策

影響項目	環境影響	対策例
大 気 質	<ul style="list-style-type: none"> ・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ・石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 ・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な散水の実施 ・保管、選別、処理装置への屋根の設置 ・周囲への飛散防止ネットの設置 ・フレコンバッグへの保管 ・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生 ・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 ・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> ・低騒音・低振動の機械、重機の使用 ・処理装置の周囲等に防音シートを設置
土 壌 等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に遮水シートを敷設 ・PCB 等の有害廃棄物の分別保管
臭 気	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> ・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水 質	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内で発生する排水、雨水の処理 ・水たまりを埋めて腐敗防止

参考：「災害廃棄物分別・処理実務マニュアルー東日本大震災を踏まえて」（一般社団法人廃棄物資源循環学会・編著）を参考に作成

■ 環境モニタリング地点の選定の考え方（例）

環境モニタリング地点の選定の考え方の例を表 5.2に示す。なお、環境モニタリング地点を事前に検討している場合は、実際の被害状況や災害廃棄物処理機器の位置、処理・処分方法を踏まえ、環境モニタリング地点の再検討を行う。

表 5.2 環境モニタリング地点の選定の考え方

項目	環境モニタリング地点の選定の考え方
大気質、臭気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理機器（選別機器や破砕機など）の位置、腐敗性廃棄物（水産廃棄物や食品廃棄物等）がある場合は、その位置を確認し、環境影響が大きい想定される場所を確認する。 ・ 災害廃棄物処理現場における主風向を確認し、その風下における住居や病院などの環境保全対象の位置を確認する。 ・ 環境モニタリング地点は、災害廃棄物処理現場の風下で周辺に環境保全対象が存在する位置に設定する。なお、環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、環境モニタリング地点を複数点設定することも検討事項である。
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音や振動の大きな作業を伴う場所、処理機器（破砕機など）を確認する。 ・ 作業場所から距離的に最も近い住居や病院などの保全対象の位置を確認する。 ・ 発生源と受音点の位置を考慮し、環境モニタリング地点は騒音・振動の影響が最も大きいと想定される位置に設定する。なお、環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、環境モニタリング地点を複数点設定することも検討事項である。
土 壤 等	<p>・ 土壌については、事前に集積する前の土壌等 10 地点程度を採取しておくこと、仮置場や集積所の影響評価をする際に有用である。また仮置場を復旧する際に、仮置場の土壌が汚染されていないことを確認するため、事前調査地点や土壌汚染のおそれのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を調査地点として選定する。東日本大震災の事例として、以下の資料が参考となる。</p> <p>【参考資料】</p> <p>仮置場の返却に伴う原状復旧に係る土壌汚染確認のための技術的事項（環境省） 災害廃棄物仮置場の返還に係る土壌調査要領（岩手県） 災害廃棄物仮置場の返還に係る土壌調査要領運用手引書（岩手県）</p>
水 質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水の排水出口近傍や汚土壌汚染のおそれのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を調査する。

■ 環境モニタリング方法の例

東日本大震災の被災地における事例を表 5.3に示す。

表 5.3 環境モニタリング方法の例

影響項目	調査・分析方法（例）
大気質 （飛散粉じん）	JIS Z 8814 ろ過捕集による重量濃度測定方法に定めるローボリュームエアサンプラーによる重量法に定める方法
大気質 （アスベスト）	アスベストモニタリングマニュアル第 4.0 版（平成 22 年 6 月、環境省）に定める方法
騒音	環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）に定める方法
振動	振動レベル測定方法（JIS Z 8735）に定める方法
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種特定有害物質（土壌ガス調査） 平成15年環境省告示第16号（土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法） ・ 第二種特定有害物質（土壌溶出量調査） 平成15年環境省告示第18号（土壌溶出量調査に係る測定方法） ・ 第二種特定有害物質（土壌含有量調査） 平成15年環境省告示第19号（土壌含有量調査に係る測定方法） ・ 第三種特定有害物質（土壌溶出量調査） 平成 15 年環境省告示第 18 号（土壌溶出量調査に係る測定方法）
臭気	「臭気指数及び臭気排出強度算定の方法」（H7.9 環告第 63 号）に基づく方法とする。
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水基準を定める省令（S46.6 総理府令第 35 号） ・ 水質汚濁に係る環境基準について（S46.12 環告第 59 号） ・ 地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（H9.3 環告第 10 号）

■ 環境モニタリングの実施頻度

環境モニタリングを実施する頻度の例を表 5.4に示す。

表 5.4 環境モニタリングの実施頻度

調査事項	調査項目		モニタリング頻度 ^{※1,2}
大気質	排ガス	ダイオキシン類	1回/年～12回/年
		窒素酸化物(NOx)	4回/年～12回/年
		硫黄酸化物(SOx)	
		塩化水素(HCl)	
		ばいじん	
	粉じん(一般粉じん)	1回/年～12回/年	
アスベスト (特定粉じん)	作業ヤード	4回/年、12回/年、他 ^{※3}	
	敷地境界	2回/年、12回/年、他 ^{※3}	
騒音振動	騒音レベル		常時、1回/年～4回/年
	振動レベル		常時、1回/年～4回/年
悪臭	特定悪臭物質濃度、 臭気指数(臭気強度)		1回/年～12回/年
水質 ^{※4}	水素イオン濃度(pH)		1回/年～12回/年
	浮遊物質(SS)、濁度等		
	生物化学的酸素要求量(BOD) 又は化学的酸素要求量(COD)		
	有害物質等		
	ダイオキシン類		
	全窒素(T-N)、全りん(T-P)		
分級土	有害物質等		1回/900m ³

※1：宮城県が災害廃棄物の処理を実施している8地区(気仙沼、南三陸、石巻、宮城東部、名取、岩沼、亘理、山元)における調査頻度を範囲で示した。

※2：調査項目によっては、影響が想定される周辺地域に人家等が存在しないこと、環境影響を検討した影響が小さいこと等から選定していない地区も存在する。

※3：廃アスベスト等の廃棄物が確認された場合のみ実施

※4：地区によっては、雨水貯水池から公共水域への放流口で水質を測定

資料：宮城県災害廃棄物処理実行計画(最終版)(平成25年4月)及び災害廃棄物対策指針資料編【技1-14-7】環境対策、モニタリング、火災防止対策(環境省、平成26年3月)からとりまとめ

■ 対策の検討

環境モニタリング結果を踏まえ、環境基準を超過するなど周辺環境等への影響が大きいと考えられる場合には、適切な対策を実施することにより、環境影響を最小限に抑える必要がある。

■ 火災防止対策について

仮置場における火災防止対策については、「廃棄物分別・処理実務マニュアル」(一般社団法人廃棄物資源循環学会・編著)や「仮置場における火災発生の防止について(再周知)」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、事務連絡 平成23年9月21日)で詳しく記述されているため参照のこと。

廃棄物処理施設の設置手続きマニュアル

1. 設置手続きの概要

災害廃棄物の撤去・処理に係る中間処理施設設置に関する手続きは、他の一般廃棄物処理施設と同様に環境省令で定めるところにより行わなければならない。

市町又は一部事務組合が一般廃棄物処理施設を設置しようとする時には、環境省令で定めるところにより、廃棄物処理法第8条第2項の以下にあげる事項を記載した届出書及び当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（生活環境影響調査書）結果を記載した書類を添えて都道府県知事に提出しなければならない。市町又は一部事務組合が設置する一般廃棄物処理施設の設置手続きフローは、図 1.1のとおりである。

- (ア) 氏名又は名称及び住所並びに法人であっては、その代表者の氏名
- (イ) 一般廃棄物処理施設の設置の場所
- (ウ) 一般廃棄物処理施設の種類(中間処理施設)
- (エ) 一般廃棄物処理施設(中間処理施設)において処理する一般廃棄物の種類
- (オ) 一般廃棄物処理施設(中間処理施設)の処理能力（一般廃棄物処理施設の最終処分場にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (カ) 一般廃棄物処理施設(中間処理施設)の位置、構造などの設置に関する計画
- (キ) 一般廃棄物処理施設(中間処理施設)の維持管理に関する計画
- (ク) 一般廃棄物処理施設の最終処分場にあつては、災害防止のための計画
- (ケ) その他環境省令で定める事項

同時に次にあげる書類及び図面を添付しなければならない。

- (ア) 当該一般廃棄物処理施設(中間処理施設)の構造を明らかにする設計計算書
- (イ) 処理工程図
- (ウ) 当該一般廃棄物処理施設(中間処理施設)付近の見取図

生活環境影響調査については、次章を参照のこと。

一般廃棄物処理施設設置届出書では、焼却施設の設置に関し、利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地から意見書を提出する機会を付与する。

- (ア) 調査結果を記載した書類の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類(一般廃棄物焼却施設)
- (イ) 調査結果を記載した書類の縦覧の場所及び期間
- (ウ) 一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者が、生活環境の保全上の見地から提出する意見書の提出先及び提出期限

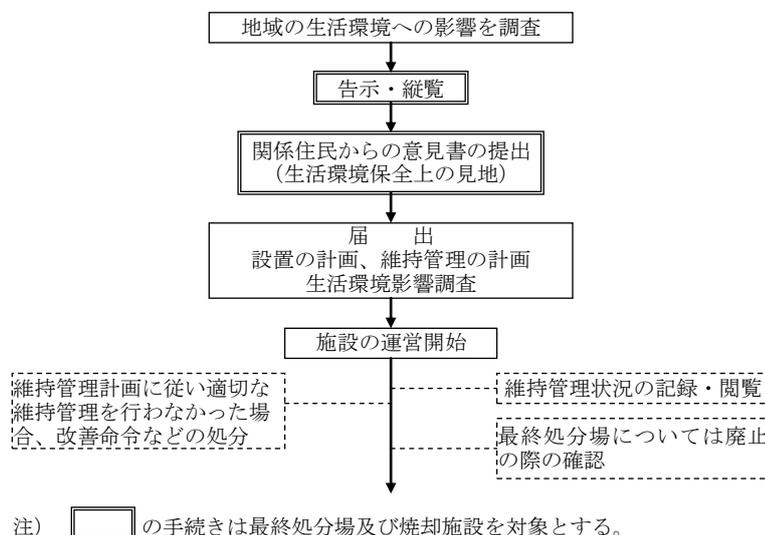
(エ) その他一般廃棄物処理施設設置届出書類を作成するにあたって必要な事項
廃棄物処理法第8条4項及び第6項では、生活環境影響調査の縦覧期間は1ヶ月間、
利害関係者からの意見書提出期間は2週間となっている。

また、縦覧の詳細は、「三島市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響
調査結果の縦覧等の手続きに関する条例」に基づき実施することになっている。

改正廃棄物処理法（平成27年8月6日施行）第9条の3の2第1項（市町村によ
る非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例）の規定により「非常災害が発生
した場合に非常災害により生ずる廃棄物の処分を行うために設置する必要があると
認める一般廃棄物処理施設について、一般廃棄物処理計画に定め、又はこれを変更し
ようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同
意を得ることができる。」こととなった。

通常、第9条の3第4項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の届出を都道府
県知事が受理した日から焼却施設は30日、最終処分場は60日の間、当該届出に係る
一般廃棄物処理施設を設置してはならないが、第9条の3の2第2項の規定により、
あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を得ていた場合には、発災後、現に当該
施設を設置するときに都道府県知事にその旨の届出をすれば、最大30日間（最終処
分場は60日間）の法定期間を待たずに施設を設置できることとなった。

なお、廃棄物処理法に定める設置手続きに関連し、他法令によも抵触するので、事前
に担当部局と協議を行う必要がある。



出典：廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版（平成22年、社団法人全国都市清掃会議）

図 1.1 市町又は一部事務組合が設置する一般廃棄物処理施設の設置手続きフロー

2. 生活環境影響調査の手法

2.1 生活環境影響調査の概要

生活環境影響調査は、許可を要する全ての廃棄物処理施設について実施が義務付けられるもので、施設の設置者は、計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で施設の計画を作り上げていこうとするものである。

「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成18年9月4日、環廃対060904002号)は、この生活環境影響調査が、より適切で合理的に行われるよう、生活環境影響調査に関する技術的な事項を現時点の科学的知見に基づきとりまとめたものである。以下、この指針から生活環境影響調査の概要を示す。

■ 生活環境影響調査の基本的考え方

廃棄物処理施設の設置にあたって、申請者は、生活環境影響調査の結果を記載した書類を、申請書に添付しなければならない。

設置許可申請に際しては、当該書類とともに、例えば、最終処分場であれば、施設の構造図面、設置場所の地形、地質、地下水の状況等の情報が書面及び図面として申請書に添付され、住民に縦覧されるものである。

市町村又は一部事務組合が設置する一般廃棄物処理施設の場合にも、図1.1に示したように生活環境影響調査の結果を、届出の際に添付することになる。

生活環境影響調査の基本的な流れは、図2.1に示すとおりである。

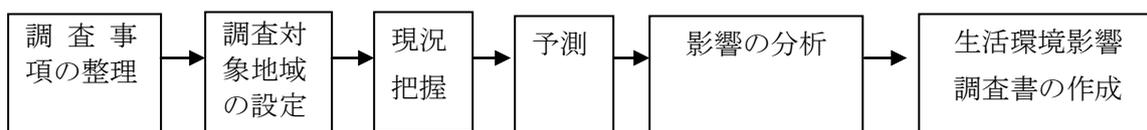


図 2.1 生活環境影響調査の流れ

生活環境影響調査において対象とすべき調査事項、調査対象地域の設定、並びに現況把握、予測及び分析の方法についての、基本的考え方を以下に述べる。

(1) 調査事項

ア 調査事項は、廃棄物処理施設の稼働並びに当該施設に係る廃棄物の搬出入及び保管に伴って生じる生活環境への影響に関するもので、大気環境（大気質、騒音、振動及び悪臭）及び水環境（水質及び地下水）である。

イ 各調査事項の具体的な項目（例えば大気質の場合、二酸化硫黄、二酸化窒素などの項目であり、以下「生活環境影響調査項目」という。）については、廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理対象となる廃棄物の種類及び性状並びに地域特性を勘案して、必要な生活環

境影響調査項目を申請者が選定するものとする。

ウ 対象施設の構造上の特性や地域特性からみて、影響が発生することが想定されない調査事項（例えば、排水を排出しない施設の場合の水質汚濁など）については、具体的な調査を実施する必要がない。この場合、必要がないと判断した理由を記載しなければならない。

(2) 調査対象地域の設定

ア 調査対象地域は、施設の種類及び規模、立地場所の気象及び水象等の自然的条件並びに人家の状況などの社会的条件を踏まえて、調査事項が生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域として申請者が設定する。

イ 調査事項ごとの調査対象地域は、調査実施時点で一般的に用いられている影響予測手法によって試算するか、本指針に示す例示を参考に、次の考え方に沿って設定する。

(ア) 大気質

煙突から排出される排ガスによる影響については、寄与濃度が相当程度大きくなる地域とする。

廃棄物運搬車両の走行によって排出される自動車排気ガスによる影響については、廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地域とする。

(イ) 騒音

対象施設から発生する騒音による影響については、騒音の大きさが相当程度変化する地域であって、人家等が存在する地域とする。

廃棄物運搬車両の走行によって発生する騒音の影響については、廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地域とする。

(ウ) 振動

振動は、騒音と同様の考え方で設定する。

(エ) 悪臭

煙突から排出される悪臭による影響については、大気汚染における煙突から排出される排ガスによる影響と同様の考え方で設定する。

対象施設から漏洩する悪臭による影響については、対象施設周辺の人家等が存在する地域とする。

(オ) 水質

対象施設から公共用水域に排出される排水による影響については、対象施設の排水口からの排水が十分に希釈される地点までの水域とする。

(カ) 地下水

最終処分場の存在によって地下水の水位、流動状況に影響を及ぼす範囲とする。

(3) 現況把握

現況把握は、周辺地域における生活環境影響調査項目の現況、及び予測に必要な自然的、社会的条件の現況を把握することを目的として、既存の文献、資料、又は現地調査により行うこ

ととする。

既存の文献、資料が十分か否かの判断は、設定した調査対象地域内において信頼性のある情報が得られるか、又は地域外であっても、立地場所周辺の環境の状況を代表し得ると判断される情報が得られるか否かによって行う。

施設規模が大きい場合や、民家等が密集した地域に設置する場合には、綿密な現況把握が求められることから、既存文献、資料と現地調査とを組み合わせる現況把握を行う場合が多い。逆に、施設規模が小さく、周辺に民家等が存在しない事業で、簡略的な予測手法を採用する場合には、現況把握のための定量的データが得られなくても予測及び考察に支障がないことも考えられる。現況把握は、影響の予測を行う上で必要な程度行うものであり、施設が及ぼす生活環境への影響の大きさ、周辺地域の状況によってその内容は異なるものである。

なお、周辺地域の自然的条件及び社会的条件の把握も予測を行う上で必要な程度で行えばよく、不要な項目まで網羅的に把握する必要はない。生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために必要と考えられる自然的条件及び社会的条件は、次に示す項目の中から必要な項目を把握することとする。

- 大気質： 気象（風向、風速、大気安定度）、土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源
- 騒音： 土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源
- 振動： 土地利用、地盤性状、人家等、交通量及び主要な発生源
- 悪臭： 気象、土地利用、人家等及び主要な発生源
- 水質： 水象（河川の流量、流況等）、水利用及び主要な発生源
- 地下水： 地形・地質状況、地下水の状況（帯水層の分布、地下水位及び流動状況等）及び地下水利用状況

現況把握を行う調査地点は、調査対象地域内において、地域を代表する地点、影響が大きくなると想定される地点、人家等影響を受けるおそれのある地点等のなかから適切に設定する。

なお、調査対象地域外の情報であっても、調査対象地域内の現況を把握する上で支障がない場合は、その情報を利用することができる。

現況把握の時期及び期間は、生活環境影響調査項目の特性に応じて、把握すべき情報の内容、地域特性等を考慮して適切かつ効果的な時期及び期間を設定するが、気象・水象については、年間を通じた変化を概ね把握できる程度の調査とする。

(4) 予測

生活環境影響の予測は、生活環境影響調査項目の変化の程度及びその範囲を把握するため、計画されている対象施設の構造及び維持管理を前提として、調査実施時点で一般的に用いられている予測手法により行うこととし、定量的な予測が可能な項目については計算により、それが困難な項目については同種の既存事例からの類推等により行う。

予測方法は、生活環境影響調査項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、調査項目に係る影響の程度を考察する上で必要な水準が確保されるよう、予測方法を選定する。

予測地点は、事業特性及び地域特性を勘案し、保全すべき対象、地域を代表する地点等への影響を的確に把握できる地点を設定する。

予測の対象となる時期は、施設の稼働が定常的な状態となる時期を設定する。

なお、定常的な状態に至るまでに長期間を要する場合は、必要に応じて中間的な時期での予測を行う。

(5) 影響の分析

生活環境影響の分析は、処理施設の設置による影響の程度について、生活環境影響調査項目の現況、予測される変化の程度及び環境基準等の目標を考慮しながら行う。具体的には、環境基準等の目標と予測値を対比してその整合性を検討すること、生活環境への影響が実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否かについて事業者の見解を明らかにすることが必要である。

調査事項ごとの視点は次のとおりである。

ア. 大気質

煙突から排出される排ガスについては、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、その他処理される廃棄物の種類及び性状により排出が予想される項目を、最終処分場については、粉じんを、また、廃棄物運搬車両の走行によって排出される自動車排気ガスについては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を対象として、プルーム式、パフ式等の大気拡散式に基づき寄与濃度が最大となると予測される地点（同等の寄与濃度が複数地点において生じる場合は、それらの全ての地点）、及びその周辺の人家等を含む地域における影響を分析する。

イ. 騒音

対象施設及び廃棄物運搬車両から発生する騒音については、騒音の大きさを対象として、騒音の距離減衰式により騒音の大きさの寄与が最大となると予測される周辺の人家等の地点（同等の大きさの寄与が複数地点において生じる場合は、それらの全ての地点）における影響を分析する。

ウ. 振動

振動は、騒音と同様の考え方で分析する。

エ. 悪臭

煙突から排出される悪臭については、特定悪臭物質のうち廃棄物の種類及び性状により排出が予想される物質の濃度又は臭気指数を対象として、プルーム式、パフ式等の大気拡散式に基づき寄与濃度が最大となると予測される地点（同等の寄与濃度が複数地点において生じる場合は、それらの全ての地点）、及びその周辺の人家等を含む地域における影響を分析する。

対象施設から漏洩する悪臭による影響については、対象施設周辺の人家等が存在する地域における影響を分析する。

オ. 水質

対象施設から排出される排水については、BOD（海域・湖沼についてはCOD）、SS、その他処理される廃棄物の種類及び性状により排出が予想される項目を対象として、公共用水域、水

道の取水地点における利水上の支障などの影響を分析する。

カ. 地下水

最終処分場周辺の地下水については、その水位、流動状況を対象として、井戸水の取水地点における利水上の支障などの影響を分析する。

(6) 生活環境影響調査書の作成

生活環境影響調査の結果については、次の内容を記載した生活環境影響調査書としてとりまとめる。

- ① 設置しようとする廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理する廃棄物の種類を勘案し、当該廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質、または地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの（生活環境影響調査項目）
- ② 生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法
- ③ 当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した気象、水象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法
- ④ 当該廃棄物処理施設を設置することにより予測される生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法
- ⑤ 当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果
- ⑥ 大気質、騒音、振動、悪臭、水質、又は地下水のうち、これらに係る事項を生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由
- ⑦ その他当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項

4. 留意事項

(1) 複数の廃棄物処理施設を集合して設置する場合の扱い方

複数の廃棄物処理施設を集合して設置する場合など、相互に関連する複数の施設を設置しようとする場合は、各施設による影響を重合した総体的な影響が生じる。

したがって、これらの各施設を同一の事業者が設置するなど、密接に関連した事業として影響を検討する必要がある場合には、複数の施設について併せて生活環境影響調査を行うことができるものとする。

(2) 変更の許可の場合の扱い方

生活環境影響調査は廃棄物処理施設の変更の許可を受ける場合にも必要となり、旧法による許可を受けた施設が、改正法の施行後（平成10年6月17日）に変更の許可を受ける場合にも適用される。

変更の場合の生活環境影響調査の考え方としては、現状と変更後における環境への負荷の程

度（汚染物質排出量など）を対比し、現状と同等かそれ以下の負荷に低減できることが証明される場合には、その内容をもって影響を分析することが考えられる。

この場合の調査事項等、次のとおりとする。

○調査事項：施設の変更内容に応じ、変更のある事項について調査を行う。この場合、騒音、振動、悪臭等変更を生じない事項については、施設の変更による環境への影響には変化がない旨を記載する。

○現況把握：原則として既存文献、資料により行う。現地調査を実施する場合には、代表的な地点1地点で1回の調査を行う。

○予測：汚染物質の排出濃度、排出量の変更前後の増減を比較する。

○影響の分析：環境の状況は現状より改善する（悪化しない）旨を記載する。

ただし、当該施設の規模が大きい場合や、変更の計画に対して住民の理解をより得られるように、必要に応じ本指針に示した一連の調査手法に沿って生活環境影響調査を実施してもよい。

なお、環境省令に定める軽微な変更の場合には、変更の許可の手続きを要しないため、生活環境影響調査は実施されないことになる。

(3) 法及び条例に基づく環境影響評価との関係について

環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく評価書、又は地方公共団体における環境影響評価に関する条例等に基づき実施された結果であって、生活環境影響調査に相当する内容を有するものを、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査書として添付することは差し支えない。

(4) 地下水に関する調査が必要ない場合について

平成18年3月10日に公布された廃棄物処理法施行規則の改正省令（平成18年環境省令第7号）において、地下水に係る事項が、生活環境影響調査項目として追加された。これにより、地下水への影響が想定される場合には、地下水に関する現況把握、予測及び影響分析を行う必要がある。

地下水に関するこれらの調査が不要と想定される例は、中間処理施設であって、

- ・施設からの排水を再生処理して完全に循環利用しているもの
- ・施設からの排水を適切に処理して河川等の公共用水域に放流し、かつ十分に希釈されるもの等の場合が考えられる。

2.2 生活環境影響調査の事例

宮城県内の仮設焼却施設における生活環境調査の調査項目とその選定・非選定理由及び現況調査の事例を表 2.1～表 2.4 に示す。

表 2.1 生活環境影響調査項目の選定

調査事項	生活環境影響要因		煙突排ガスの排出	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
	生活環境影響調査項目						
大気環境	大気質	二酸化硫黄 (SO ₂)	○				
		二酸化窒素 (NO ₂)	○				○
		浮遊粒子状物質 (SPM)	○				○
		塩化水素 (HCl)	○				
		ダイオキシン類 (DXN)	○				
		その他の必要な項目	×				
	騒音	騒音レベル			○		○
	振動	振動レベル			○		○
	悪臭	特定悪臭物質 (22 項)	×			×	
臭気指数 (臭気濃度) 又は臭気強度		×			×		
水環境	水質汚濁	生物化学的酸素要求量 (BOD)		×			
		浮遊物質 (SS)		×			
		ダイオキシン類		×			
		その他の必要な項目		×			

凡例 ○：影響する可能性があるため調査項目として選定する。

×：影響が無い又は軽微であるため調査項目として選定しない。

表 2.2 生活環境影響調査項目の選定の理由

調査項目		実施区分	選定または非選定の理由	
煙突排ガスの排出	大気質	二酸化硫黄 (SO ₂)	○	施設からの煙突排ガスによる周辺地域への影響が考えられることから選定する。
		二酸化窒素 (NO ₂)	○	
		浮遊粒子状物質 (SPM)	○	
		塩化水素 (HCl)	○	
		ダイオキシン類 (DXN)	○	
	悪臭	特定悪臭物質 (22 項)	×	処理する災害廃棄物の種類が廃木材・可燃性粗大ごみ、流木、廃プラスチック等であり、施設の稼動に伴い悪臭は発生しないと考えられ、影響は小さいと考え選定しない。
臭気指数 (臭気濃度) 又は臭気強度		×		
施設排水の排出	水質汚濁	生物化学的酸素要求量 (BOD)	×	施設排水は生じないため選定しない。
		浮遊物質 (SS)	×	
		ダイオキシン類	×	
施設の稼働	騒音	騒音レベル	○	施設の稼動により、設備・機器等による騒音・振動の影響が考えられることから選定する。
	振動	振動レベル	○	
施設からの悪臭の漏洩	悪臭	特定悪臭物質 (22 項)	×	処理する災害廃棄物の種類は、廃木材・可燃性粗大ごみ、流木、廃プラスチック等であり、施設の稼動に伴い悪臭は発生しないと考えられ、影響が想定される周辺において、現時点で人の居住がないため選定しない。
		臭気指数 (臭気濃度) 又は臭気強度	×	
廃棄物運搬車両の走行	大気質	二酸化窒素 (NO ₂)	○	廃棄物運搬車両の走行により、車両の排気ガスによる大気への影響、走行音、走行振動による騒音振動の影響が考えられることから選定する。
		浮遊粒子状物質 (SPM)	○	
	騒音	騒音レベル	○	
	振動	振動レベル	○	

表 2.3 生活環境影響調査の内容（その 1）

調査項目		調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法	調査地域・地点等の選定理由	
大気質						
既存資料調査	大気質	二酸化硫黄 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 ダイオキシン類	事業用地周辺	過去 5 年間	岩沼一般環境大気観測所 東四郎丸小学校	事業用地周辺における現況濃度を把握するため、地方自治体の一般環境大気汚染測定局等のデータを収集する。
	地上気象	風向風速			名取気象観測所	
現地調査	大気質	二酸化硫黄	事業用地周辺 ：1 地点	7 日間連続×1 季	溶液導電率法又は紫外線蛍光法 (JIS B7952)	事業用地周辺地域における現況濃度(バックグラウンド濃度)を把握するため、煙突からの排ガスの最大着地濃度が出現する距離の 2 倍程度の区域を包含する範囲内の代表的な地点であり、周辺住宅の状況や震災復興工事の影響等を考慮した、事業用地の南西側 1 地点で測定する。
		二酸化窒素			ザルツマン吸光光度法又は化学発光法 (JIS B7953)	
		浮遊粒子状物質			β 線吸収法 (JIS B7954)	
		ダイオキシン類			ポリウレタンフォームを装着して採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラー捕集、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計による方法	
	地上気象	塩化水素	ろ紙捕集後、イオンクロマトグラフ法（「大気汚染物質測定法指針」）			
	地上気象	風向風速	事業用地周辺 ：1 地点	7 日間連続×1 季	「気象業務法施行規則」（運輸省令）に基づく「地上気象観測法」に準じて、風車型微風向風速計、熱電堆式全天日射計、風防型放射収支計により観測	煙突や廃棄物運搬車両からの排ガスによる大気質の予測計算に用いる気象条件となるため、7 日間連続観測する。 なお、周辺施設や樹木の影響を受けない、事業用地近傍の使用可能な地点で観測する。

表 2.4 生活環境影響調査の内容（その2）

調査項目		調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法	調査地域・地点等の選定理由
騒音					
現地調査	環境騒音 (L_{Aeq})、 気象条件	事業用地周辺 : 1 地点	平日 1 日 (24 時間連続)	「騒音レベル測定方法」(JIS Z8731)	現況の騒音レベルを把握するため、敷地境界付近 1 地点で測定する。
	道路交通騒音 (L_{Aeq})、交通量、 道路構造、気象条件	道路沿道 : 1 地点	平日 1 日 (24 時間連続)	(道路交通騒音レベル) 「騒音レベル測定方法」(JIS Z8731) (交通量) 「全国道路交通情勢調査」に準拠して、計数器により車種別、時間帯別に計数	廃棄物運搬車両などの主要な走行ルートにおける現況の道路交通騒音を把握するため、1 地点で測定する。
振動					
現地調査	環境振動 (L_{10})、 気象条件	事業用地周辺 : 1 地点	平日 1 日 (24 時間連続)	「振動レベル測定方法」(JIS Z8735)	現況の振動レベルを把握するため、敷地境界付近 1 地点で測定する。
	道路交通振動 (L_{10})、気象条件	道路沿道 : 1 地点	平日 1 日 (24 時間連続)	「振動レベル測定方法」(JIS Z8735)	廃棄物運搬車両などの主要な走行ルートにおける現況の道路交通振動を把握するため、1 地点で測定する。
	地盤卓越振動数		平日 1 回	振動レベル計をデータレコーダに接続し、周波数を分析	

広域処理の事前協定・手続きマニュアル

1. 市町から他市町への委託

1.1 住民等への説明（必要に応じて）

廃棄物処理施設は、建設時に地元自治会等との協定により、他市町からの廃棄物の受け入れを禁止している例がある。このような場合は、処理を依頼する側の自治体も受入側の住民説明会等に積極的に参加し、理解を得る努力が必要である。

1.2 契約

契約にあたっては、次の事項を記載する。

- ① 処分又は再生の場所の所在地
- ② 受託市町の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ③ 一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分又は再生の方法
- ④ 処分又は再生を開始する年月日

なお、契約金額は、災害廃棄物処理国庫補助金の災害査定を受けるため、妥当な説明ができる算定方法（例：条例単価、過去 5 年間の処理経費の平均額など）とすること。

2. 市町から他市町の事業者への委託

2.1 事前通知

契約に先立ち、廃棄物処理施設の所在地の市町村に対して、次の項目を事前通知する。

- ① 処分又は再生の場所の所在地
(埋立処分を委託する場合は、埋立地の所在地、面積及び残余の埋立容量)
- ② 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ③ 処分又は再生に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分等の方法
- ④ 処分又は再生を開始する年月日

2.2 住民等への説明（必要に応じて）

廃棄物処理施設は建設時に地元自治会等との協定により、他市町からの廃棄物の受け入れを禁止している例がある。このような場合は、処理を依頼する側の自治体も受入側の住民説明会等に積極的に参加し、理解を得る努力が必要である。

2.3 契約

契約にあたっては、事前通知と同じ内容を記載するとともに、契約金額は、災害廃棄物処理国庫補助金の災害査定を受けるため、妥当な説明ができる算定方法（例：3社以上の事業者からの見積など）とすること。

3. 市町から他都道府県への委託

非常に大規模な災害の場合、前記のほかに、市町が他の都道府県に処理を委託し、受託した都道府県が管内市町村や事業者にも再委託する広域処理方法がある。

3.1 廃棄物処理の再委託契約

廃棄物処理法では、再委託契約は禁止されている。大規模災害に伴う特例として、制度上、再委託が可能になっていることを確認する。（制度上の再委託条件の確認）

3.2 事前通知

契約に先立ち、廃棄物処理施設の所在地の市町村に対して、次の項目を事前に通知する。受入側が自治体であっても、搬出側市町との直接契約ではないので、法に基づく事前通知が必要である。

- ① 処分又は再生の場所の所在地
（埋立処分を委託する場合は、埋立地の所在地、面積及び残余の埋立容量）
- ② 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ③ 処分又は再生に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分等の方法
- ④ 処分又は再生を開始する年月日

3.3 住民等への説明（必要に応じて）

廃棄物処理施設は、建設時に地元自治会等との協定により、他市町からの廃棄物の受け入れを禁止している例がある。このような場合は、処理を依頼する側の自治体も受入側の住民説明会等に積極的に参加し、理解を得る努力が必要である。

3.4 協定

都道府県が関与する場合、当事者が3者以上になるため、対象や全体のスキーム等を担保する目的で、必要に応じて当事者連名による協定書を締結する。

3.5 契約

都道府県が関与する場合、搬出側の市町と都道府県との契約、都道府県と受入側市町又は事業者との契約等、複数の契約に分割される。

契約にあたっては、事前通知と同じ内容を記載するとともに、契約金額は、災害廃棄物処理国庫補助金の災害査定を受けるため、妥当な説明ができる算定方法（例：3社以上の事業者からの見積りなど）とすること。

4. 委託に関する法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(市町村の処理等)

第六条の二

2 市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準)

第四条 法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

- 一 受託者が受託業務(非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。)を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。
- 二 受託者が法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること。
- 三 受託者が自ら又は非常災害時において環境省令で定める基準に従って他人に委託して受託業務を実施する者であること。
- 四 一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。
- 五 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。
- 六 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
- 七 一般廃棄物の処分又は再生を委託するときは、市町村において処分又は再生の場所及び方法を指定すること。
- 八 委託契約には、受託者が第一号から第三号までに定める基準に適合しなくなったときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。
- 九 第七号の規定に基づき指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所(広域臨海環境整備センター法第二条第一項に規定する広域処理場を除く。)が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。
 - イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、次の事項を通知すること。
 - (1) 処分又は再生の場所の所在地(埋立処分を委託する場合にあっては、埋立地の所在地、面積及び残余の埋立容量)
 - (2) 受託者(非常災害時において当該受託者が受託した一般廃棄物の処分又は再生を他人に委託して実施する場合にあっては、当該受託者及び当該処分又は再生を委託しようとする者)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (3) 処分又は再生に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分又は再生の方法
 - (4) 処分又は再生を開始する年月日
 - ロ 一般廃棄物の処分又は再生を一年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分又は再生の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第一条の八 令第四条第九号ロの規定による確認は、一年に一回以上、実地に行うものとする。

5. <参考資料>東日本大震災における契約等の例

災害廃棄物の処理に関する基本協定書

岩手県（以下「甲」という。）と静岡県（以下「乙」という。）は、東日本大震災により岩手県山田町及び大槌町で発生した災害廃棄物の処理（運搬、処分又は再生をいう。以下同じ。）を行うための基本的な事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、被災地である岩手県山田町及び大槌町の復旧復興を支援するため、静岡県内において引き受ける災害廃棄物の円滑な処理を図ることを目的とする。

（災害廃棄物の種類及び受入基準）

第2条 この協定に基づき、静岡県内の廃棄物処理施設において受け入れる災害廃棄物の種類については、角材・柱材等の木材を破砕したものであって、次に掲げる基準を満たすものとする。

- （1）放射性セシウム濃度が1キログラム当たり100ベクレルを超えないこと。
- （2）空間線量率がバックグラウンドの空間線量率の3倍以上にならないこと。
- （3）遮蔽線量率が1時間当たり0.01マイクロシーベルトを超えないこと。

2 甲は、前項に定める基準に適合しないものについては搬出しないものとする。

3 乙は、甲が搬出した災害廃棄物を静岡県内で密閉型コンテナ（以下「コンテナ」という。）を鉄道貨物から道路貨物に載せ替えるとき、コンテナ積み込み後の空間線量率が第1項第2号に定める基準に適合しないものについては、甲と協議の上、甲に返却するものとする。

（甲乙間の委託による災害廃棄物の処理）

第3条 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき岩手県山田町及び大槌町から事務の委託を受けた、前条第1項の基準を満たす災害廃棄物の処理を乙に委託する。

2 前項の場合において、委託する災害廃棄物の数量その他必要な事項について、あらかじめ、乙と協議するものとする。

3 乙は、第1項の規定に基づき甲から受託した災害廃棄物の処理の一部を、静岡県内の市町又は一部事務組合（以下「静岡県内市町等」という。）に委託して実施するものとする。

4 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理に関し、当該処理を行う静岡県内市町等と必要な調整を行うものとする。

（災害廃棄物の運搬）

第4条 前条に規定する災害廃棄物は、甲が岩手県山田町及び大槌町から静岡県内積替え地まで運搬し、乙が静岡県内積替え地から静岡県内市町等の中間処理施設まで運搬する。ただし、静岡県内において積み替えを行わない場合は、この限りでない。

（運搬等の委託契約の締結）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理に当たり、この協定とは別に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき必要となる災害廃棄物の運搬及び処分の委託契約が関係者間で締結されるように調整するものとする。

（災害廃棄物の放射性物質濃度等の検査等）

第6条 災害廃棄物の処理に当たり、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる者は同表右欄に定める検査を行うものとする。

区分	検査者	検査する内容
岩手県山田町又は大槌町の仮置場に災害廃棄物が保管されているとき	甲	放射性物質濃度（セシウム134及びセシウム137の合計値。以下同じ。）及び空間線量率
中間処理施設において災害廃棄物を処理するとき	静岡県内市町等	排ガス及び焼却灰の放射性物質濃度並びに空間線量率
最終処分場において中間処理後の焼却灰等を埋め立てたとき	静岡県内市町等	空間線量率

2 災害廃棄物の処理に当たり、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる者は静岡県内市町等及び甲と協議の上、同表右欄に定める検査を行うことができるものとする。

区分	検査者	検査する内容
仮置場において災害廃棄物をコンテナに積み込むとき	乙	遮蔽線量率及び第2条に規定する災害廃棄物の種類
静岡県内においてコンテナを鉄道貨物から道路貨物に載せ替えるとき	乙	コンテナ積み込み後の空間線量率

3 前2項の場合において、国が直接検査を行うときは、検査者は国が行う検査結果を確認するものとする。

（経費の負担）

第7条 この協定に基づく災害廃棄物の処理に係る経費の負担については、別途、委託契約により定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成26年3月31日までとする。

（疑義の解決）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を所持する。

平成24年5月14日

（甲）岩手県知事

（乙）静岡県知事

災害廃棄物処理業務委託契約書【岩手県⇄静岡県】

委託業務名 災害廃棄物処理業務（静岡県〇〇市事業分）
委託期間 平成 24 年 10 月 11 日から平成 25 年 3 月 29 日まで
委託料 金 円（税込）（内訳は別紙のとおり。）

岩手県（以下「甲」という。）と静岡県（以下「乙」という。）は、甲の岩手県大槌町二次仮置場に保管された東日本大震災により特に処理することが必要となった岩手県大槌町に係る一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理業務に関して、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第 1 条 甲及び乙は、この契約並びに甲乙の間で締結された災害廃棄物の処理に関する基本協定書（以下「協定書」という。）に基づき災害廃棄物を適正に処理するものとする。

（再委託）

第 2 条 再委託は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づいて行うものとする。

2 乙が再委託を行う者は、災害廃棄物の処理を行う〇〇市とする。

（甲の責務）

第 3 条 甲は、搬出場所において、鉄道貨物輸送事業者が用意する密閉型コンテナ（以下「コンテナ」という。）に災害廃棄物を積み込み、当該コンテナを〇〇市の中間処理施設まで運搬するものとする。

2 甲は、災害廃棄物が協定書第 2 条第 1 項に規定する基準（以下「受入基準」という。）に適合しているか確認を行い、異物を混入させないようにしなければならない。

（乙の責務）

第 4 条 乙は、甲から受託した災害廃棄物の処理が適切に行われるよう再委託する〇〇市への助言を行う。

2 乙は、搬出場所において搬出される災害廃棄物が受入基準に適合しているか確認を行い、適合していないことが確認された場合は、乙の指示によりコンテナへの積み込みを中止し、甲は当該災害廃棄物を搬出しないものとする。

（災害廃棄物の種類及び数量）

第 5 条 甲が乙に処理を委託する災害廃棄物は、柱材・角材等の木材を破碎しチップ状にしたもので、その数量は約 トンとする。

2 前項の災害廃棄物が、甲が乙に処理を委託する数量に達しなくとも、当該災害廃棄物が無くなった時点で委託を終了するものとする。

（完了届及び検査）

第 6 条 乙は、委託した業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書（様式第 1 号）を甲に提出し、その完了について確認検査を受けなければならない。

（委託料の請求及び支払）

第 7 条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対し書面により委託料を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求書を受領したときは、受領した日から 30 日以内に乙に委託料を

支払わなければならない。

(委託料の支払の遅延)

第 8 条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第 2 項の期間内に委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、支払遅延委託料につき年 3.1 パーセントの割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

(損害発生による必要経費)

第 9 条 乙は、甲から受託した災害廃棄物の処理業務について、業務の履行に関し発生した損害のために生じた経費は、乙の負担とする。ただし、これらの損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(機密保持)

第 10 条 甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る事項（相手方の業務に係る情報で相手方において第三者に公開しておらず、公開する予定のないものをいう。）を第三者に対し、相手方の承諾を得ることなく開示又は提供してはならない。

(契約の変更)

第 11 条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由によりこの契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面をもって定める。

(契約の解除)

第 12 条 甲又は乙は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか又は法令等の規定に違反すると認めるとき若しくは両者の合意があったときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除する際に、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた災害廃棄物の処理業務を乙が完了していないときは、当該災害廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、これを解除することはできないものとする。

(協議)

第 13 条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、甲及び乙で誠意をもって協議し定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 24 年 10 月 11 日

甲 岩手県
代 表 者 岩手県知事 達 増 拓 也

乙 静岡県
代 表 者 静岡県知事 川 勝 平 太

委託業務完了報告書

- 1 業務名 災害廃棄物業務（静岡県〇〇市事業分）
- 2 委託金額 金 円
- 3 契約年月日 平成 年 月 日
- 4 委託期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
- 5 完了年月日 平成 年 月 日

上記のとおり完了しましたので報告します。

平成 年 月 日

委託者 岩手県知事 様

住 所
受託者
氏 名

印

(別紙)

(処理費用)

受入自治体名	単価	数量	金額 (税込)
〇〇市	円/トン	トン	円

(放射能測定費用)

1 搬出時測定分

測定項目	数量	金額 (税込)
・ 遮蔽線量率 ・ コンテナ空間線量率	日	円

2 〇〇市分

放射能測定項目		数量	金額 (税込)
放射性セシウム濃度			円
清掃工場	排ガス	検体	
	主灰	検体	
	焼却飛灰	検体	
	熔融飛灰	検体	
	熔融スラグ	検体	
	熔融メタル	検体	
	熔融不適物	検体	
	放流水	検体	
清掃工場	排ガス	検体	
	熔融飛灰	検体	
	熔融スラグ	検体	
	熔融メタル	検体	
最終処分場	放流水	検体	
空間線量率		回	
清掃工場 敷地境界			
清掃工場 敷地境界			
最終処分場 敷地境界			

計	円
---	---

(事務費用)

自治体名	数量	金額 (税込)
〇〇市	一式	円
静岡県	一式	円
計		円

(処理費用、放射能測定費用及び事務費用の合計)

合計	円
----	---

災害廃棄物処理業務委託契約書【静岡県⇄〇〇市】

静岡県（以下「甲」という。）と〇〇市（以下「乙」という。）との間に、東日本大震災により特に処理することが必要となった岩手県大槌町に係る一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理業務に関して、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、この契約並びに甲及び岩手県の間で締結された災害廃棄物の処理に関する基本協定書に基づき災害廃棄物を適正に処理するものとする。

2 甲は、「災害廃棄物処理業務委託要領」に定める業務の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（甲の責務）

第2条 甲は、岩手県が搬出する災害廃棄物について、甲が定める災害廃棄物受入基準に適合することを確認するものとする。

（乙の責務）

第3条 乙は、前条の規定により搬入された災害廃棄物を適切に処理しなければならない。

2 乙は、災害廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することはできない。

（災害廃棄物の種類）

第5条 甲が乙に処理業務を委託する災害廃棄物は、角材・柱材等の木材を破砕したものとする。

（委託期間）

第6条 本委託業務に係る委託期間は、平成24年10月11日から平成25年3月29日までとする。

（委託料）

第7条 乙に対し本委託業務を処理するための費用（以下「委託料」という。）として、金 円を支払うものとする。（経費内訳は別紙）

（委託業務完了報告及び検査）

第8条 乙は、委託した業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書（様式第1号）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙から委託業務完了報告書の提出があったときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。この場合において、甲は当該検査の結果を速やかに乙に通知するものとする。

（損害発生による必要経費）

第9条 乙は、甲から受託した災害廃棄物の処理業務について、業務の履行に関し発生した損害のために生じた経費は、乙の負担とする。ただし、これらの損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

（機密保持）

第10条 甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る事項（相手方の業務に係る情報で相手方において第三者に公開しておらず、また公開する予定のないものをいう。）を

第三者に対し、相手方の承諾を得ることなく開示又は提供してはならない。

(契約の変更)

第11条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由によりこの契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面をもって定める。

(契約の解除)

第12条 甲又は乙は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか又は法令等の規定に違反すると認めるとき、若しくは両者の合意があったときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除する際に、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた災害廃棄物の処理業務を乙が完了していないときは、当該災害廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、これを解除することはできないものとする。

(協議)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、甲及び乙で誠意をもって協議し定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年10月11日

(甲) 静岡県〇〇市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

(乙) 静岡県〇〇市
〇〇市長

(別紙)

(処理費用)

処理対象物	単価	数量	金額 (税込)
災害廃棄物 (木くず)	円	トン	円

(測定費用)

放射能測定項目		数量	金額 (税込)
放射性セシウム濃度			円
清掃工場	排ガス	検体	
	主灰	検体	
	焼却飛灰	検体	
	溶融飛灰	検体	
	溶融スラグ	検体	
	溶融メタル	検体	
	溶融不適物	検体	
	放流水	検体	
清掃工場	排ガス	検体	
	溶融飛灰	検体	
	溶融スラグ	検体	
	溶融メタル	検体	
最終処分場	放流水	検体	
空間線量率			
清掃工場 敷地境界		回	
		回	
		回	

(事務費用)

項目	数量	金額 (税込)
広域処理の受入にあたり住民説明に要する費用	一式	円

(合計)

合計 (税込予定金額)	円
-------------	---

災害廃棄物処理業務委託要領

静岡県（以下「甲」という。）を委託者とし、〇〇市（以下「乙」という。）を受託者として平成24年10月11日付けで締結した災害廃棄物処理業務委託契約については、契約書に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第1 契約書第1条第2項の委託事務の内容

- (1) 災害廃棄物を継続して受入れ、焼却（熔融を含む。以下同じ。）処理すること。
- (2) 災害廃棄物を焼却処理するとき、焼却炉からの排ガスを月1回採取し、この放射性セシウム濃度を測定すること。
- (3) 災害廃棄物の焼却処理によって生じた焼却灰等（主灰、飛灰、熔融スラグ、熔融メタル及び放流水）を月1回採取し、これらの放射性セシウム濃度を測定すること。
- (4) 焼却灰等を埋め立てた最終処分場の放流水について、月1回採取し放射性セシウム濃度を測定すること。
- (5) 災害廃棄物の焼却処理開始後、ごみ処理施設の敷地境界において空間線量率を週1回測定すること。
- (6) 焼却灰等を埋め立てた最終処分場の敷地境界において、空間線量率を週1回測定すること。
- (7) 災害廃棄物の焼却処理によって生じた焼却灰等については、この契約期間終了後においても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令に基づき適正に処理すること。

第2 受注者の義務

- (1) 自ら受託業務を実施し、他に委託しないこと（放射能測定業務を除く）。
- (2) 運搬業者が災害廃棄物を乙のごみ処理施設へ搬入する際、運搬業者への指示を行い、安全にごみピットに投入するよう指導すること。

第3 契約書第3条第1項の委託事務の実施場所

- (1) ごみ処理施設
静岡県〇〇市 〇〇市清掃工場
静岡県〇〇市 〇〇市清掃工場
- (2) 最終処分場
静岡県〇〇市 〇〇市最終処分場

第4 搬入実績の報告

- (1) 乙は、搬入実績報告書（様式第2号）により搬入数量の報告を甲に行うこと。搬入実績報告書に必要事項を記載し、前週の実績を次週（最終週は契約期間内）までに甲へ報告すること。
- (2) 搬入実績数量は、乙の施設にある台貫重量とし、トン数量に換算し、小数第2位まで記載すること。
- (3) 計量時に発行する伝票等の写しを様式第2号の根拠資料として添付すること。
- (4) 放射性セシウム濃度及び空間線量率測定については、前月（3月は契約期間内）の測定結果

を翌月15日までに甲に報告すること。

第5 緊急時の対応

乙は、焼却処理時の異常又は災害廃棄物の飛散、その他安全な処理の支障となる事態が発生した場合は、直ちに甲へ連絡し指示を仰ぐこと。

甲の連絡先 担当部署 ぐらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課一般廃棄物班
電話番号
FAX番号
電子メール

第6 証拠書類の保存

委託事務に関する書類は、5年間保存するものとする。

第7 様式

委託事務に関する書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 契約書第8条に規定する委託業務完了報告書 様式第1号
- (2) 要領第4(1)に規定する搬入実績報告書 様式第2号

委託業務完了報告書

- 1 業務名 災害廃棄物処理業務
- 2 契約年月日 平成 年 月 日
- 3 委託期間 平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで
- 4 完了年月日 平成 年 月 日

上記のとおり完了しましたので報告します。

平成 年 月 日

委託者 静岡県知事 氏 名 様

住所
受託者
氏 名

印

搬入実績報告書

搬入施設名 _____

搬入年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 () _____

確認者氏名 _____ 印 _____

	コンテナ番号	搬入時間	搬入数量 (t)	備考
1		:		
2		:		
3		:		
4		:		
5		:		
6		:		
7		:		
8		:		
9		:		
10		:		
合計				

- ※ 搬入時刻は乙の処理施設で積載重量を計量した時刻とする。
- ※ 搬入数量は台貫計量後に発行される計量伝票の実数量を記入すること（小数点第 2 位まで記載）。
- ※ 計量伝票の写しとともに報告すること。

被災自動車の対応マニュアル

1. 廃自動車の処理 【技 1-20-8】

【基本的事項】

- ・ 被災自動車の処分には、原則として所有者の意思確認が必要である。
- ・ 自動車リサイクル法に則るため、被災自動車を撤去・移動し、所有者もしくは引取業者へ引き渡すまでの仮置場での保管が主たる業務となる。

【処理フロー】

被災自動車の状況を確認し、所有者の引き取りの意思がある場合には所有者に、それ以外の場合は引取業者へ引き渡す。処理ルートを図 1.1 に示す。

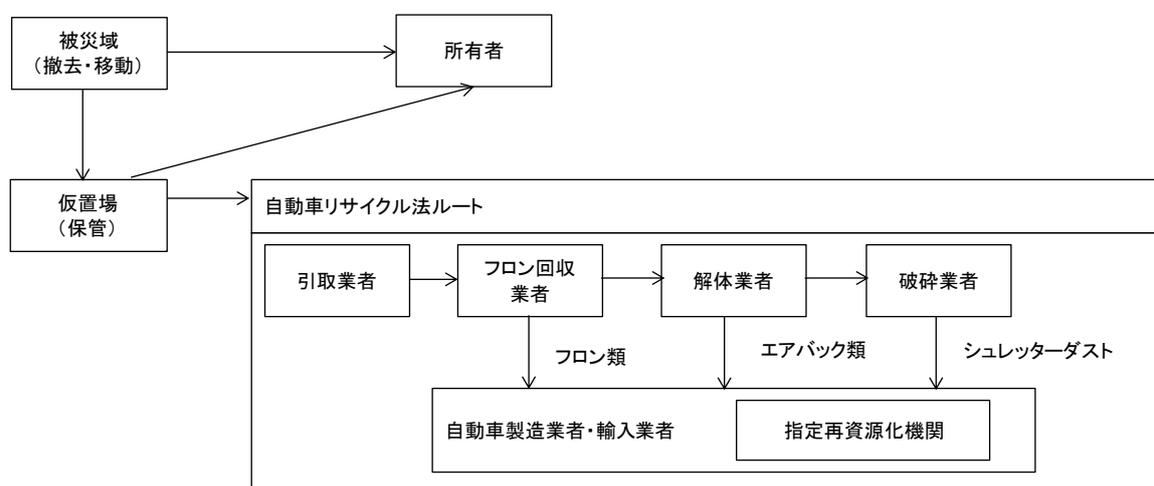


図 1.1 被災自動車の処理フロー

【STEP1】 被災自動車の状況確認と被災域による撤去・移動

- ・ 被災自動車の被災域からの引渡先は、被災状況及び所有者の意思によって異なる。
- ・ 被災車両は、レッカー車等で仮置場まで輸送する。
- ・ 冠水歴のある車両は、エンジン内部に水が浸入している可能性があるためエンジンをかけない。
- ・ 電気系統のショートを防ぐためにバッテリーのマイナス端子を外す。
- ・ 廃油、廃液が漏出している車は、専門業者に依頼して廃油・廃液を抜き取る。
- ・ 電気自動車、ハイブリット車にはむやみに触らないようにし、絶縁防具や保護具を着用して作業を行う。

表 1.1 被災自動車引き渡し先

外形上から見た自走可能かの判断	所有者照会	所有者の引取意思	引渡し先	
			所有者	一次仮置場
可能	判明	有	○	
可能	判明	無		○
可能	判明	有	○	
可能	判明	無		○
可能	不明			○ (※)

(※) 一時期間保管が可能な場合は、公示期間経過後（6ヶ月）に移動（災害対策基本法 64 条 6 項）

STEP2 所有者の照会

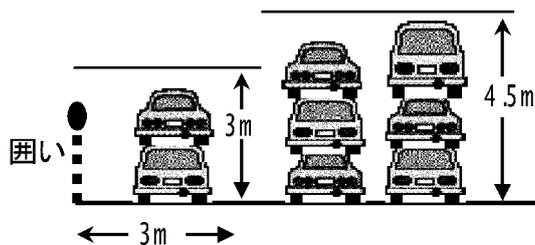
- 被災自動車の所有者を調べるには、情報の内容により照会先が異なる。照会先については表 1.2 のとおりである。
- 仮置場に搬入された被災自動車で、所有者が不明の場合は、一定期間公示し、所有権が市町に帰属してから当該車両を引取業者に引き渡す。

表 1.2 所有者の照会先

情報の内容		照会先
車両ナンバー	登録自動車	国土交通省
	軽自動車	軽自動車検査協会
車検証・車台番号		陸運局

STEP3 仮置場における保管

- 使用済み自動車の保管の高さは、野外においては囲いから 3m 以内は高さ 3m まで、その内側では 高さ 4.5m までとする（参照）。大型自動車にあつては、高さ制限は同様であるが原則平積みとする。
- 津波堆積物等が車内に存在する場合は、堆積物の事前に除去が望ましい。
- 被災車両は、車台番号及びナンバープレート情報が判別できるものとできないものとに区分する。



出典：東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について（環境省、平成 23 年 3 月）

図 1.2 仮置場における保管イメージ

■ 東日本大震災の事例

通常、引取業者への引き渡しの際に料金は発生しない（リサイクル料金が預託されている）が、東日本大震災においては、被災自動車のうち車台番号及び登録番号・届出番号のナンバープレート情報が判別できないもの（番号不明被災自動車）については、「東日本大震災番号不明被災自動車の引渡し時における事務処理マニュアル」（公益財団法人自動車リサイクル促進センター、平成23年5月）に則り、公益財団法人自動車リサイクル促進センター（以降、JARC）が改めて車台番号に代わる識別番号を設定し、リサイクル料金の預託が本法人から行われることとなった。この手続により、自治体等が被災車両を引取業者に引き渡す際にリサイクル料金を負担する必要はなくなる。詳細な手続は、以下のとおりである。

【「東日本大震災番号不明被災自動車の引渡し時における事務処理マニュアル」による手続】

- (1) 自治体は引取業者に引取りを依頼する前に、被災した自動車のうち車台番号及び登録番号・届出番号のナンバープレート情報が判別できるものとできないもの（番号不明被災自動車）とに区分する。
- (2) 番号不明被災自動車を「乗用車等」と「バス」の2種類に区分し、その区分ごとに台数をカウントする。その際、車両形態から「バス」以外と判別できるものを「乗用車等」とし、サイズの大小に関わらず「バス」と判別できるものを「バス」とする。
- (3) 自治体は「番号不明被災自動車台数届出書」に必要事項を入力して作成する。本届出書は、引取業者が複数に及ぶ場合には、引取業者ごとに作成する。
- (4) 自治体は、作成した「番号不明被災自動車台数届出書」をJARCにE-mailもしくはFAXで送信する。
- (5) JARCは「番号不明被災自動車台数届出書」を受信後、自治体からの番号不明被災自動車台数届出書の情報に基づき車台番号を設定すると共に、その情報をリサイクルシステムに登録し、2営業日程度で「車台番号設定完了通知書」を自治体にE-mailで送信する。併せてE-mail送信の旨を自治体に電話で連絡する。
- (6) 自治体は「車台番号設定完了通知書」における申請台数等の内容を確認し、確認結果を「車台番号設定完了通知書」受取日中にJARCへE-mailで回答する。
- (7) JARCは自治体からの確認結果の回答を得た後、当該自動車のリサイクル料金を預託する。
- (8) 自治体は(6)の完了後、引取業者に当該自動車の引取りを依頼する。

出典：災害廃棄物分別・処理実務マニュアルー東日本大震災を踏まえて（一般社団法人廃棄物資源循環学会、平成24年5月）を一部修正

■ 宮城県の事例

【概要】

沿岸の14市町でおよそ65,000台の自動車が被災したが、県では平成23年5月、市町村の委託を受けて被災自動車の処理を行う場合の標準的な手法をまとめた「被災自動車処理指針」を策定した。

外形上その効用をなさない状態にあると認められるものを被災自動車とし、所有者の特定と連絡に努め、引渡しを求める場合は車を引き渡し、それ以外は、自動車リサイクル法に基づき使用済自動車として処理し、県の受託処理台数は5市町分で9,079台に達した。

【課題及び対応】

(1) 保管場所の確保

保管場所では、所有者による車の確認を行うため、安全対策上、災害廃棄物の仮置場とは別に確保しなければならず、小規模な保管場所しか確保できない地域では被災自動車の搬入を停止する事態も生じた。

(2) 業務の委託

委託業務は、①被災現場から保管場所への被災自動車の移動と管理台帳の作成業務、②保管場所の警備業務、③被災自動車の所有者が車両等を引き取る際の対応業務の3つとし、②と③は警備業者に、①は、自動車の構造に係る専門的な知識、自動車リサイクル法に係る知識が不可欠なことから、委託仕様書で業務手順、留意点、必要機材等を明確にし、それぞれ一般競争入札で委託先を決定した。

(3) 保管場所での車両の配置

所有者の引取を効率的に行うため、保管場所での被災自動車の配置は、作業通路や隣接車との間隔を十分に確保する必要がある。これは、保管場所のスペースが不足する要因となったが、所有者への現場対応を考えると必要な措置だった。

(4) 所有者の特定と意思確認

運輸支局に照会して所有者の氏名・住所を特定し、被災自動車の処分に係る意思確認の文書を発送した。住所変更がされていなかったり、被災して住所地には居住していなかったりすることもあり、多くの文書が返戻された。また、割賦販売等に係る担保を目的として自動車販売店等が所有権を留保している場合、所有者は自動車販売店等となるため、使用者に連絡することは極めて煩雑であった。

なお、所有者不明の被災自動車については、3ヶ月間申し出がない場合、県が処分する旨の公告を行い処理を進めた。

(5) 保管場所での所有者への対応

保管場所への来場は予約制としたことで、現場での混乱は皆無だった。

(6) 被災自動車の引渡し

保管場所に搬入された被災自動車の約94%は所有者が判明し、そのうち約5%が所有者に引き取られた。引き取られなかった被災自動車は、自動車リサイクル法に基づき使用済自動車として、一般競争入札の上、引き取り業者に売却した。

出典：災害廃棄物処理業務の記録（宮城県生活環境部震災廃棄物対策課、平成26年7月）を一部修正

2. 廃バイクの処理 【技 1-20-9】

【基本的事項】

- ・ 処分には原則として所有者の意思確認が必要。
- ・ ハンドル、車体（フレーム）、ガソリタンク、エンジン、前後輪が一体となっているものは、二輪リサイクルシステムを利用することが望ましい。
- ・ 二輪リサイクルシステムに則るため、地方公共団体としては被災域から撤去・移動し、所有者もしくは引取業者へ引き渡すまでの仮置場での保管が主たる業務となる。
- ・ リサイクルマークのついた車両は、廃棄時にリサイクル料金の負担はない。なお、リサイクルマーク（図 2.1 参照）は平成 17 年 10 月出荷以降の全車両に貼付済みである。ただし、リサイクルマークのない車両であっても、参加事業者が国内に販売した車両は平成 23 年 10 月以降、廃棄時にリサイクル料金の負担はなくなっている。



出典：災害廃棄物分別・処理実務マニュアルー東日本大震災を踏まえて（一般社団法人廃棄物資源循環学会、平成 24 年 5 月）

図 2.1 二輪車リサイクルマーク

【処理フロー】

被災した二輪車の処理フローを図 2.2 に示す。二輪車リサイクルシステムを利用して、被災域で発見された二輪車を保管し、所有者が引取の意思がある場合には所有者への引渡し、それ以外の場合は引取業者へ引取要請を行う。

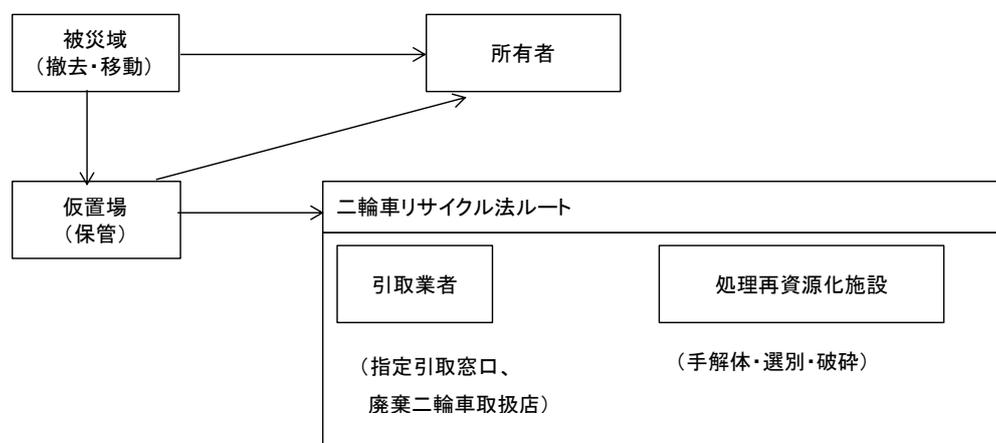


図 2.2 被災二輪車の処理フロー

STEP1 被災二輪車の状況確認と被災域による撤去・移動

- ・ 被災二輪車の被災域からの引渡先は、被災自動車の引渡と同様である。
- ・ 冠水歴のある車両は、エンジン内部に水が浸入している可能性があるためエンジンをかけない。
- ・ 電気系統のショートを防ぐためにバッテリーのマイナス端子を外す。
- ・ 電気二輪車、ハイブリット二輪車にはむやみに触らない。絶縁防具や保護具を着用して作業を行う。
- ・ 廃油、廃液が漏出している車は、専門業者に依頼して廃油・廃液を抜き取る。

STEP2 所有者の照会

- ・ 車両ナンバー、車検証等から被災二輪車の所有者照会を行い、所有者引取が可能か否かを判断する。
- ・ 被災二輪車の所有者を調べるためには、情報の内容により照会先が異なる。照会先は表 2.1 に示すとおりである。

表 2.1 所有者の照会先

情報の内容		照会先
車両ナンバー	軽自動車（排気量 250cc 超）	軽自動車検査協会
	軽二輪車（排気量 125～250cc）	軽自動車協会
	原動付自転車（排気量 50～125cc）	各市町

有害・感染性廃棄物、危険物の対応マニュアル

1. アスベスト廃棄物の処理 【技 1-20-14】

【基本的事項】

- 地震や津波により被災した建物等は、解体・撤去前にアスベストの事前調査を行い、飛散性又は非飛散性アスベストが発見された場合は、災害廃棄物にアスベストが混入しないように除去を行い、「アスベスト廃棄物」（廃石綿等又は石綿含有廃棄物）として適正に処分する。
- 廃石綿等は原則として仮置場に持ち込まない。
- 仮置場で災害廃棄物中にアスベストを含むおそれがあるものが見つかった場合は、分析によって確認する。分析方法として、偏光顕微鏡法や可搬型のX線回析と実体顕微鏡との組合せによる迅速分析は、現場で短時間に定性分析が可能であるため、災害時対応に有用である。
- 撤去・解体及び仮置場における破砕処理現場周辺作業では、アスベスト暴露防止のために適切なマスクを着用し、散水等を行う。

【処理フロー】

事前調査によりアスベスト廃棄物が発見された場合の処理フローを図 1.1 に示す。

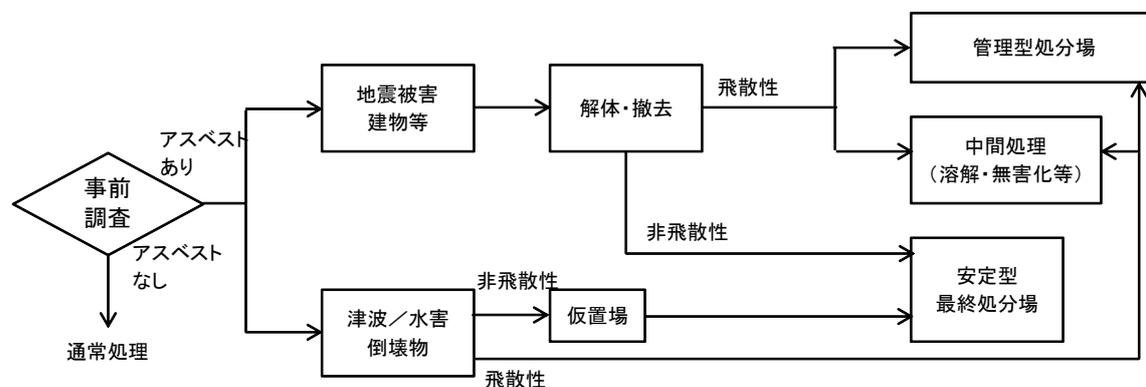


図 1.1 アスベスト廃棄物の処理フロー

STEP1

- アスベストの有無に関する調査において注意すべき箇所を表 1.1 に示す。
アスベスト含有建材と使用時期等については、「目で見えるアスベスト建材（第2版）」（国土交通省、平成20年、http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3_.html）が参考

になる。

- ・ 目視・設計図書等及び維持管理記録により調査するが、判断できない場合はアスベストの測定分析を行う。確認できたアスベストは、ラベル等の掲示によって、後で解体作業等の際に判断できるようにする。
- ・ 事業者等は、アスベストの事前調査結果に基づき、石綿対策等を盛り込んだ作業計画書を作成し、届出の対象である場合には、平常時と同様、法令の定めに従って届出を行う。
- ・ 事前調査は、石綿作業主任者やアスベスト診断士等、石綿の調査診断に関する知識を有した者が行うことが望ましい。

表 1.1 アスベストの飛散防止に関する要注意箇所

木造	<ul style="list-style-type: none">・ 北国等では、結露の防止等の目的で吹付け材使用の可能性があるため、木材建築物においては、「浴室」「台所」及び「煙突回り」を確認する。・ 非飛散性であるが、屋根・天井・壁の成型板も確認する。
鉄骨造	<ul style="list-style-type: none">・ 耐火検査の確認を行う。・ 書面検査においてアスベストの不使用が確認されない場合、耐火被覆が施工されていれば鉄骨前面に施工されているはずなので、棒等を使用して安全に配慮して試料採取・分析確認を行う。
鉄骨造及び鉄筋コンクリート造	<ul style="list-style-type: none">・ 機械室（エレベータ含む）、ボイラー室、空調設備、電気室等に、断熱・吸音の目的で、アスベスト含有吹付けの施工の可能性がある高いので確認する。・ 外壁裏打ち、層間塞ぎ、パイプシャフト、エレベータシャフト、最上階の天井裏等も注意する。
建築設備	<ul style="list-style-type: none">・ 空調機・温水等の配管、煙突等の保温材・ライニング等について可能な範囲で把握する。

STEP2-1

- ・ 建築物等の解体等の解体作業にあたっては、具体的なマニュアルが多数示されている。具体的なマニュアルについては、表 1.2 に示す。
- ・ 成型板等の石綿含有廃棄物は、解体の際にできるだけ破碎しないよう手ばらしで除去する。
- ・ 除去後の廃石綿等は、固形化等の措置を講じた後、耐水性の材料で二重梱包等を行い、法律で定める必要事項を表示の上、他の廃棄物と混合しないよう分別保管する。また運搬を行う際には、仮置場を経由せず直接処分場へ他の物と区分して分別収集・運搬する。
- ・ 廃石綿等及び石綿含有物は、他の廃棄物と混ざらないよう分別し、特別管理産業廃棄物もしくは産業廃棄物に係る保管の基準に従い、生活環境保全上支障のないように保管しなければならない。
- ・ アスベスト廃棄物の収集運搬を行う場合は、飛散防止のため、パッカー車及びプレスパッカー車への投入を行わない。

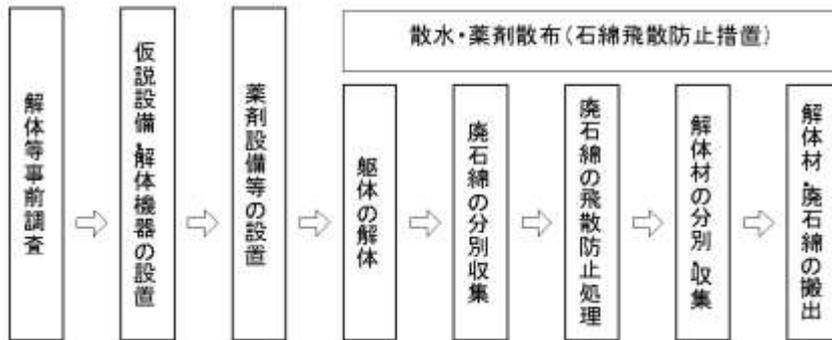
表 1.2 具体的なマニュアルの例

書名	発行者
建築物の解体等工事における石綿粉じんへの暴露防止マニュアル	建設業労働災害防止協会
既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説	(財) 日本建築センター
建築物の解体等に関わる石綿飛散防止対策マニュアル	(社) 日本作業環境測定協会
建築物の解体等に関わる石綿飛散防止対策マニュアル	環境省
建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱(パンフレット)	建設副産物リサイクル広報推進会議

STEP2-2

- 津波や水害の被害を受けた建物等が混合状態となり、アスベストの事前調査が極めて困難である場合は、湿潤化等の飛散防止措置を講じた上で注意解体[※]を行う。また、大規模な注意解体が発生する作業地点では、大気中アスベストの測定を行うことが望ましい。

※注意解体：「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省、平成 19 年）によれば、建築物等の被災により、平常時と同様に施工を行うことが困難な場合は、「注意解体」とし、アスベストの飛散防止に努めることとされている。完全に倒壊した建築物等及び補強によっても立入りの不可能な建築物等については、注意解体とする。また、注意解体の作業手順は図 1.2 を標準として、実情に応じて定めることされている。



出典：災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省、平成 19 年）

図 1.2 注意解体の標準手順

STEP3

- 廃石綿等は仮置場に持ち込まず、関係法令を遵守して直接熔融等の中間処理又は管理型最終処分へ引き渡す。また、石綿含有廃棄物もできるだけ仮置場を経由せず、直接処分先へ運搬することが望まれる。
- 仮置場での石綿含有廃棄物の一時保管する場合は、荷の梱包材を破損させないように注意して、積み下ろし・保管・積み込みの作業を行う。
- 仮置場で災害廃棄物の選別を行う過程で「アスベスト廃棄物」が発見された場合は、自治体が分析を行い、STEP2-1 と同様に扱う。

【東日本大震災におけるアスベスト廃棄物処理の事例】

アスベストへの対応は、他の有害物質と同様、災害廃棄物等に混入しないよう、できるだけ除去・分別を行い、その飛散・暴露防止を図ることが重要である。

津波被害を受けた建築物等は混合状態であり、その中でアスベストの事前調査を行うことはきわめて困難である。そのため湿潤化等の飛散防止処置を講じ、注意を払って撤去・集積を行った。また処理までの間は、他の災害廃棄物等と混合しないようフレコンバッグに詰めて一時的に仮置きした。現場作業にあたっては、アスベスト暴露防止のため、適切なマスクを着用する等の防じん対策を講じた。

吹き付け石綿、保温材等、飛散性アスベストと疑われるものについては、可能な限り解体撤去前に除去・回収作業を行った。アスベスト又はアスベスト含有の疑いのあるものが確認された場合には以下のように保管・処理を行った。

- ・アスベストが飛散しないように散水等により十分に湿潤化
- ・アスベスト又はアスベスト含有の疑いのあるものは、フレコンバッグ等の丈夫な容器に入れ、他の廃棄物と混合しないように保管・運搬し、アスベスト保管場所である旨を表示
- ・管理型最終処分場で埋立処分又は熔融施設で熔融処理

仮置場においては、分別されたアスベスト含有のおそれのある建材等は、コンクリートがら・津波堆積物等、再生利用可能なものの山とはできるだけ離すか、別の仮置場に保管する等して、再生資材にアスベストが混入しないよう配慮した。

解体撤去場所や仮置場での運搬・積み下ろし作業、災害廃棄物の処理にあたっては、大気中のアスベスト測定を定期的実施した。

また、デジタル粉じん計を用いて、リアルタイムで粉じん濃度を把握することも、作業環境を保持することに有効であった。

表 1.3 被災地におけるアスベスト対策に係る主な施策一覧

施策項目	取組内容	県担当機関	関係機関等
1 環境モニタリングの継続的な実施	○ がれき置場・処理場等の周辺の被災者の生活環境においてアスベストの大気環境モニタリングを継続する。	環境対策課	環境省、市町村
2 大気汚染防止法に基づく届出対象作業に対する立入検査の強化	○ 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出作業の届出対象作業に対する立入検査を徹底する。この際、可能な限り労働基準監督署等の関係機関と連携を図るものとするが、保健所単独でも立入検査を実施する。 ○ また、必要に応じてアスベスト除去工事中のモニタリングを実施する。	環境対策課 保健所 (土木事務所)	労働基準監督署 市(建築主事設置)
3 大気汚染防止法に基づく無届工事の根絶	○ 労働基準監督署と連携を密にし、労働安全衛生法に基づく届出状況と大気汚染防止法に基づく届出状況をチェックし無届工事の根絶を図る。	環境対策課 保健所	労働基準監督署
4 パトロールの強化	○ 被災建築物が残存する地域において不適切な解体等が行われないうパトロールを強化する。この際、可能な限り労働基準監督署等の関係機関と連携を図るものとする。 ○ アスベストの飛散が懸念される被災建築物及びアスベスト含有が疑われる建材の散乱等が見られる地区を把握する。	環境対策課 循環型社会推進課 土木事務所・保健所	労働基準監督署 市(建築主事設置) 関係団体等
5 市町村への情報提供	○ 4のパトロールで把握した建築物又は地区に関して、市町村に随時情報提供するとともに、解体工事の発注等に当たって適切な措置を講ずるよう要請する。	環境対策課 循環型社会推進課 土木事務所・保健所	市町村
6 市町村の取組に対する助言	○ 災害廃棄物処理指針(H23.5.30)及び関係通知に従って解体工事等を発注するよう随時指導・助言する。 ○ 市町村が行う工事業者等との打ち合わせ等に必要に応じて出席するとともに、随時、市町村からの相談等に応じる。 ○ 環境省からの講師派遣を受けて受注者等に講習会を実施する。	循環型社会推進課 震災廃棄物対策課 保健所	市町村
7 関係団体、事業者に対する要請	○ 随時、解体に当たっての事前調査の徹底及び工事中の粉じんの飛散防止について要請する。 ○ パトロールの実施において協働するなど、常に連携を図る。	環境対策課 循環型社会推進課 土木事務所・保健所	関係機関等
8 県民・事業者に対する広報	○ 環境モニタリング結果の公表等において、作業時における防じんマスクやゴーグル等の着用の徹底を継続的に呼びかける。 ○ 防じんマスク等を市町村からの求めに応じて配布し、県民等の啓発を依頼する。	環境対策課 保健所	県民、事業者 市町村

岩手県提出資料
(平成25年4月1日改定 環境生活部)

出典：東日本大震災により発生した被災3県(岩手県・宮城県・福島県)における災害廃棄物等の処理の記録(環境省東北地方環境事務所、一般財団法人日本環境衛生センター、平成26年9月)

2. 個別有害・危険製品の処理 【技 1-20-15】

【基本的事項】

- ・ 有害性・危険性がある廃棄物のうち、産業廃棄物に該当するものは、事業者の責任において処理することを原則とし、一般廃棄物に該当するものは、排出に関する優先順位や適切な処理方法等について住民に広報するものとする。
- ・ 有害性・危険性がある廃棄物は、業者引取ルート of 整備等の対策を講じ、適正処理を推進することが重要であり、関連業者へ協力要請を行う。
- ・ 対象とする有害・危険製品の収集処理方法と注意事項について、表 2.1、表 2.2 に示す。

【処理フロー】

図 2.1 に有害・危険物の処理フローを示す。

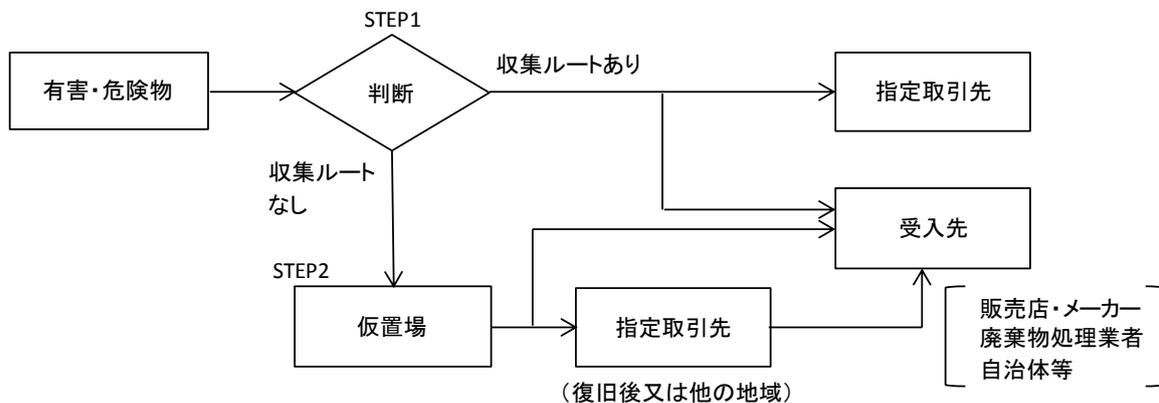


図 2.1 有害・危険物処理フロー

STEP1 収集先の確認

- ・ 発生物の収集ルートが機能している場合は、各指定取引先又は受入先での回収を依頼し、速やかに処理・リサイクルを行う。
- ・ 発生物の収集ルートが機能していない場合は、仮置場で一時保管し指定取引先の復旧を待つか、他の指定取引先へ転送し、処理・リサイクルを行う。

STEP2 仮置場における保管

- ・ 市町が回収・処分しているところでは、当該市町の平常時の機能が回復するまで、又は地域共同で回収処分する体制が確立しているところでは、当該システムが機能するまで保管する。
- ・ 仮置場を新たな指定取引場所とし、運搬・処理業者と直接やり取りすることで、速やかに処理・リサイクルを行う方法も考えられる。

表 2.1 対象とする有害・危険製品の収集・処理方法

区分	項目	収集方法	処理方法	
有害性物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品（家庭薬品でないもの）※	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	中和、焼却	
	塗料、ペンキ		焼却	
	廃電池類	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	リサイクル協力店の回収（箱）へ	破碎、選別、リサイクル
		ボタン電池	リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ	破碎、選別、リサイクル（金属回収）
		カーバッテリー		
廃蛍光灯	回収（リサイクル）を行っている業者へ	破碎、選別、リサイクル（カレット、水銀回収）		
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル	購入店、ガソリンスタンドへ	焼却、リサイクル	
	有機溶剤（シンナー等）	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	焼却	
	ガスボンベ	引取販売店への返却依頼	再利用、リサイクル	
	カセットボンベ	使い切ってから排出する場合は、穴をあけて燃えないゴミとして排出	破碎	
	消火器	購入店、メーカー、廃棄物処理許可者に依頼	破碎、選別、リサイクル	
感染性廃棄物（家庭）	使用済み注射器針、使い捨て注射器等	地域によって自治体で有害ごみとして収集 指定医療機関での回収（使用済み注射器針回収薬局等）	焼却・溶解、埋立	

※以下の品目については、該当する技術資料等を参照のこと。

アスベスト：1. アスベスト廃棄物の処理及び【技 1-20-14】石綿の処理

PCB 含有廃棄物電気機器：PCB 含有廃棄物について（第一報：改訂版）（国立環境研究所）

フロンガス封入機器（冷蔵庫、空調機等）：【技 1-20-6】家電リサイクル法対象製品の処理

表 2.2 有害・危険製品注意事項

種類	注意事項
農薬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器の移し替え、中身の取り出しをせず、許可のある産業廃棄物業者または回収を行っている市町以外には廃棄しない。 ・ 毒物または劇物の場合は、毒物及び劇物取締法により、保管・運搬を含め事業者登録が必要となり、廃棄方法も品目ごとに定められている。 ・ 指定品目を一定以上含むものや、強酸・強アルカリに類するものは特別管理産業廃棄物に区分されることがある。
塗料 ペンキ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の場合は、許可のある産業廃棄物処理業者に処理を委託する。 ・ 一般廃棄物の場合は、少量なので中身を新聞等に取り出し固化させてから可燃ごみとして処理し、容器は金属ごみまたはプラスチックごみとして処理する。 ・ エアゾール容器は、穴を開けずに中身を抜いてから容器を金属ごみまたはプラスチックごみとして処理する。
廃電池類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場で分別保管し、平常時の回収ルートにのせる。 ・ 水銀を含むボタン電池等は、容器を指定して保管し回収ルートが確立するまで保管する。 ・ リチウム電池は発火の恐れがあるので取扱いに注意を要する。
廃蛍光灯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場で分別保管し、平常時の回収ルートにのせる。 ・ 破損しないようドラム缶等で保管する。
高圧ガスボンベ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紛失ボンベは不用意に扱わず、関係団体に連絡する。 ・ 所有者が分かる場合は所有者に返還し、不明の場合は仮置場で一時保管する。
カセットボンベ・スプレー缶	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部にガスが残存しているものは、メーカーの注意書きに従うなど安全な場所及び方法でガス抜き作業を行う。 ・ 完全にガスを抜き切ったものは金属くずとしてリサイクルに回す。
消火器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場で分別保管し、日本消火器工業会のリサイクルシステムルートに処理を委託する。特定窓口、指定取引場所の照会⇒(株)消火器リサイクル推進センター (http://www.ferpc.jp/recycle/index.html)

【東日本大震災における有害・危険製品の事例】

(1) LPガスボンベ、高圧ガスボンベ、消火器等

LPガスボンベなどの高圧ガスボンベ、消火器等は、ガス漏れによる中毒・爆発等のおそれがあり、収集・運搬時も慎重な取り扱いが必要である。

これらのボンベ類は、原則として所有者が処分することとなっているが、所有者が判明しない場合は、以下のとおり、それぞれ個別のルートで処理を行った。

1) LPガスボンベ

LPガスボンベは専門業者等に回収処理を委託した。

平成23年度は、経済産業省原子力安全・保安院の委託を受けて各県のLPガス協会等がボンベを回収し、処理を行った。平成24年度以降は委託事業は実施されず、環境省の災害等廃棄物処理事業として処分した。

2) 高圧ガスボンベ

アセチレンガスボンベ、酸素ガスボンベ等、LPガス以外の高圧ガスボンベは封入ガスの種類ごとに分別し、関係団体と相談の上、それを取り扱っている専門業者に回収処理を委託した。

3) 消火器

消火器の回収・リサイクルについては、(一社)消火器工業会が統一的な仕組み（「消火器回収システム」）を構築している。このシステムの加盟販売店（特定窓口）が消火器を引き取り、メーカーでリサイクルを行った。なお、問合せや特定窓口の照会には(株)消火器リサイクル推進センターが対応した。



高圧ボンベ等の分別保管
(岩手県釜石市)



LPガスボンベと消火器の保管状況
(宮城県南三陸町)

図 2.2 ボンベ等の保管状況

(2) PCB廃棄物

トランス、コンデンサ等の電気機器は、PCB含有の疑いがあるため、適切な管理・処理を行う必要がある。災害廃棄物中から分別されたPCB廃棄物は、高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物（5,000mg/kg 以下）に分けて処理した。

PCB含有の有無が確認できない場合を含め、PCB廃棄物は、回収後に他の廃棄物が混入しないよう区分し、屋内保管か、屋内で保管できなければ密閉容器内保管又はビニールシートで覆う等、PCB廃棄物が飛散・流失・地下浸透しないような対策を施して保管した。また、地震等で転倒しないように配慮した。

PCB濃度を銘板確認・濃度分析等により把握した後、高濃度含有廃棄物は、日本環境安全事業（株）（JESCO）北海道事業所へ搬送・処理した。

低濃度PCB廃棄物は、廃棄物の種類（廃油、トランス・コンデンサ等、その他汚染物、処理物）に応じて、処理可能な事業所（無害化処理認定事業者又は都道府県知事の許可業者）と契約して搬送・処理した。

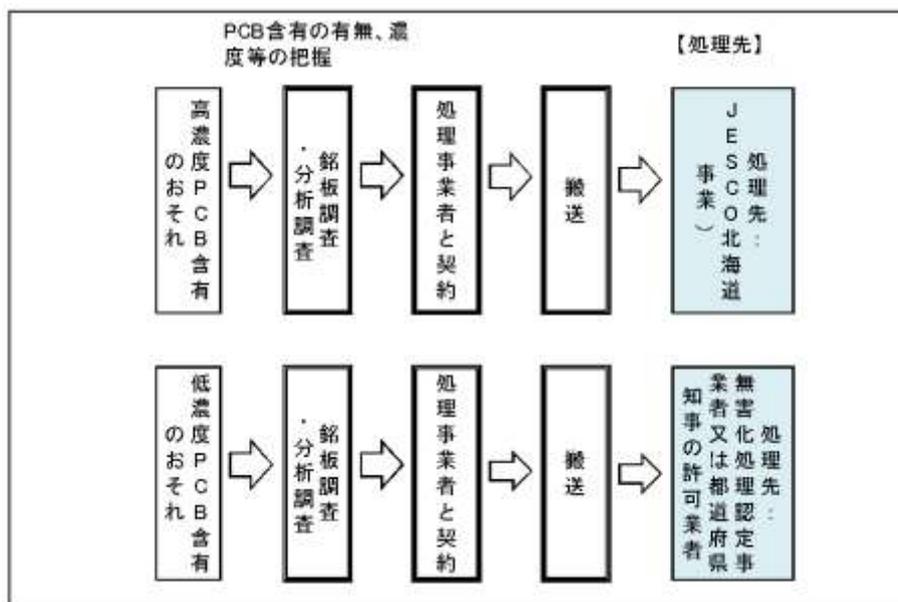


図 2.3 PCB 廃棄物処理の流れ



PCB汚染物（トランス類）



PCB汚染物（コンデンサ）

図 2.4 PCB汚染物例

(3) その他の処理困難物等

津波により、米、塩、飼料、肥料等の様々な食品・原材料が災害廃棄物となり、その処理・処分に苦慮した。特に、保管、処理・処分の過程で悪臭が発生するものが多かったため、いかに悪臭を発生させないで処理するかを入念に検討して処理した。

宮城県石巻ブロックでは、飼料工場の大量の飼料が津波被害に遭い、使用できなくなった。当初はセメント会社で処理していたが、塩分濃度が高かったためセメント原料には適さず、石巻ブロックの仮設焼却炉で焼却処理することにした。

飼料が露出した状態では悪臭がひどく周辺環境への影響が大きかったため、悪臭防止のために飼料梱包（袋詰め）設備を製作・設置し、袋詰めした後、仮設焼却炉に投入・焼却処理を行った。この工程を加えたことにより、作業時の悪臭発生は大幅に低減した。



飼料梱包設備（石巻ブロック）
日処理量：約 65t/日（約 4,300 袋/日、
25 リットル/袋 飼料比重 0.6 t/m³）



袋詰め供給コンベア



飼料袋詰め部



仮設焼却炉への投入設備
袋詰めすることにより、臭気はかなり押さえられている

図 2.5 飼料梱包（袋詰め）設備の例

表 2.3 処理困難物の処理例

品 目	処理方法	備 考
硫安	コンクリート固化等	
塩化カリウム	コンクリート固化等	
尿素・メラニン	焼却	いわて第2クリーンセンターへ搬入
汚染窒素水	焼却	いわて第2クリーンセンターへ搬入
銅スラグ	再利用	
スレート	最終処分(安定型)	岩手環境保全
FRP・船	破碎→焼却	いわて第2クリーンセンターへ搬入
発砲スチロール	減容化→焼却	焼却は仮設炉及びいわて第2クリーンへ搬入
家電、自販機	廃家電類として処理	家電リサイクルで回収されなかったもの
バッテリー	売却	
FRP	破碎→焼却	いわて第2クリーンセンターへ搬入
消火器	広域認定処理	ヤマトプロテック(消火器メーカー)
吹付材(非アスベスト)	最終処分(安定型)	樋下建設
布団・衣類	切断→焼却	仮設焼却炉、いわて第2クリーンセンターで処分
グラスウール	最終処分(安定型)	岩手環境保全
スレート(ボードを含む)	最終処分(安定型)	岩手環境保全
缶詰	焼却	いわてクリーンセンター
電池	破碎→リサイクル	
ライター	破碎⇒廃プラ	焼却は仮設炉
廃油	焼却	いわて第2クリーンセンター等
トランス類(PCB不検出)	金属くずとして処理	富士メタル等
PCB廃棄物(低濃度)	無害化処理	
PCB廃棄物(高濃度)	無害化処理	
PCB汚染物	無害化処理	
アスロック	最終処分(安定型)	岩手環境保全
外壁材	最終処分(安定型)	樋下建設
木毛板	焼却	仮設焼却炉
石膏ボード	埋立処分(管理型)	いわてクリーンセンター
グラスウール	最終処分(安定型)	岩手環境保全
塩ビ類	最終処分(安定型)等	岩手環境保全等
墓石等宗教関係供養物	地元の寺社で引取り	
蛍光灯	破碎→リサイクル	
車	自動車リサイクル法に基づき処理	
ポンベ(プロパンガス)類	高圧ガス保安法に基づき処理	
ポンベ(フロンガス)類	高圧ガス保安法に基づき処理	
ポンベ(その他のガスポンベ)類	高圧ガス保安法に基づき処理	

出典:岩手県提供資料

出典:東日本大震災により発生した被災3 県(岩手県・宮城県・福島県)における災害廃棄物等の処理の記録(環境省東北地方環境事務所、一般財団法人日本環境衛生センター、平成26年9月)

3. 野焼き禁止

【基本的事項】

廃棄物処理法第 16 条の 2 では、次の点等を理由に野焼きを禁止している。

- ・煙・ばいじん等による呼吸器疾患の増加、視界の悪化が懸念される。
- ・ダイオキシン類等の有害化学物質の発生・拡散・汚染を制御することが不可能である。
- ・飛び火による延焼の危険性が増大する。

○ 廃棄物処理法第 16 条の 2 (焼却禁止)

第 16 条の 2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業、廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

一方、同法施行令第 14 条においては例外への言及もあり、災害からの復旧・復興期に当てはまる理由として、次のような点があげられる。

- ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
- ・感染症の拡大等の公衆衛生上の重大な支障が生じており該当廃棄物を緊急かつ現場で燃焼／焼却する必要があるが震災／津波被害により近傍の「焼却施設等」が停止している場合

○ 廃棄物処理法施行令第 14 条 (焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

第 14 条 法第 16 条の 2 第 3 号 の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

出典：災害廃棄物分別・処理実務マニュアルー東日本大震災を踏まえて（一般社団法人廃棄物資源循環学会、平成 24 年 5 月）を一部修正

腐敗・悪臭・害虫・飛散防止対策マニュアル

1. 害虫及び悪臭への対策について

【東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業における害虫駆除等の取扱いについて】

「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業における害虫駆除等の取扱いについて」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、平成23年7月）によれば、災害等廃棄物の処理に関連して行う害虫等駆除のための薬剤散布は、例えば以下のような事例も含め、災害等廃棄物処理事業の対象となるため、当該事業の活用により、災害廃棄物の処理に関連する害虫等の駆除に積極的に取り組まれることとされている。

- ・撤去前の災害廃棄物が堆積している場所で発生する害虫等の駆除
- ・災害廃棄物の仮置場で発生する害虫等の駆除
- ・災害廃棄物の撤去作業の一環として行う、撤去場所の衛生回復・確保のための害虫等の駆除

【災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策について（依頼）】

事務連絡平成23年6月17日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

被災地における生活環境を保全するためには、現在住民が生活を営む場所の近傍にある災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策が重要である。

災害廃棄物に起因する害虫や悪臭による日常生活圏への影響を低減する方法としては、以下のことが挙げられる。

①日常生活圏から離れた場所に移動させること（仮置場を日常生活圏から離れた場所に設置すること、仮置場内の保管場所を日常生活圏への影響が少ない位置とすること等）

②速やかに中間処理を行う。

また、このような対応を直ちに行うことが困難な場合の応急的な対策としては、当該災害廃棄物に消石灰を散布することや消臭剤・殺虫剤を噴霧することが挙げられる。

なお、市町村等がこれらの応急的な対策を必要と判断する場合、災害等廃棄物処理事業の一環として行うことが可能である。

このほか、災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策については、社団法人日本ペストコントロール協会、財団法人日本環境衛生センター及び公益社団法人におい・かおり環境協会に相談窓口を設置しているので、参考に以下に示す。

○災害廃棄物の消毒及び災害廃棄物に起因する害虫の防除に関する御相談

社団法人日本ペストコントロール協会 担当：茂手木（もてぎ）

TEL：03-5207-6321 FAX：03-5207-6323

○害虫の発生抑制に配慮した災害廃棄物の処理方法に関する御相談

財団法人日本環境衛生センター 担当：武藤（むとう）

TEL：044-288-4878 FAX：044-288-5016

○災害廃棄物に起因する悪臭に関する御相談

公益社団法人におい・かおり環境協会 担当：重岡（しげおか）

TEL：03-5835-0315 FAX：03-5835-0316

2. 仮置場の環境衛生対策・安全衛生管理等 【技 1-5】

仮置場周辺における生活環境及び作業環境を保全するため、災害廃棄物に起因する害虫対策、悪臭対策、粉じん対策、火災防止対策などの環境衛生対策を進める必要がある。さらに、作業員などの安全衛生の確保や夏場の対策としての熱中症予防対策も重要となる。

■優良取組事例 1-1：仮置場における簡易遮水シートの敷設

【課題】 災害廃棄物の中には、油分の他、重金属等の有害物質を含有するものも含まれる可能性があり、仮置場において汚染水が土壌に浸透し、土壌汚染や地下水汚染を引き起こすことが考えられます。このため、有害物質等を含む災害廃棄物の仮置場については、そうした環境汚染を防止するための取組が求められます。

【取組】 宮城県仙台市においては、油分等の漏洩が懸念される廃棄物専用の仮置場を設置し、簡易な遮水シートを敷設する等の取組を行っています。

- ・ 仮置場に 10,000 m²（約 10m×25m のシートをつなぎ合わせた物）の簡易な遮水シートを設置
仙台南市内に同様な仮置場を2箇所増設予定合計30,000m²
（遮水シートの材質：高分子樹脂コート織布、厚さ約0.4mm）
- ・ トラックや重機が遮水シート上面を通行してもシートが破れないよう約 50cm 程度土砂により覆土
- ・ 災害廃棄物から汚水等が溢れないように周辺を約50cm程度の擬似堰堤設置
- ・ 汚水等の流出防止のため、仮置場内に貯留槽を設置予定

【効果】 当該取組によって、油分や有害物質の土壌への漏洩を防止することが可能となります。



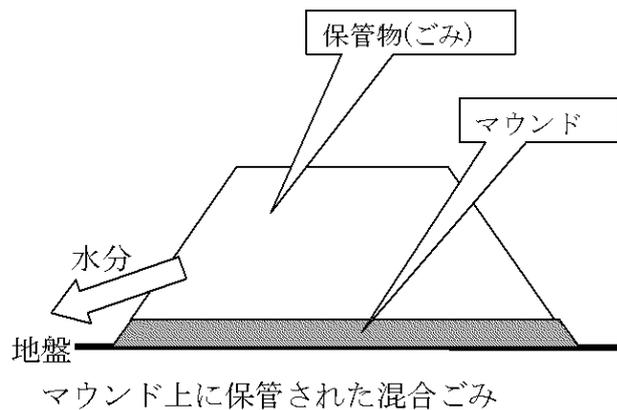
■優良取組事例 1-2：仮置場のマウンドアップによる混合物の水切り

【課題】 東日本大震災による発生した災害廃棄物は、津波によって様々なものが混合状態にある混合物も多く、その中には、有機物を含んでいるものも含まれます。そのため、仮置場内部に水が滞留し、湿度が高い場合、蚊やハエなどの害虫の発生源となり、周辺の衛生環境の悪化を招くおそれがあります。

【取組】 宮城県東松島市では、仮置場において水溜りができないように地盤全体に2%程度の勾配を設けるとともに、仮置場で混合物を保管するにあたって、まず保管場所の地盤レベルを周囲の地盤よりも高くし、積み上げられた混合ごみの水切りを図っています。



マウンドの概念図



【効果】 仮置場で保管されている混合物を極力乾燥した状態で維持することにより、害虫の発生を抑制し、周辺の衛生環境の悪化を抑制することが期待できます。

■優良取組事例 1-3 不燃系のガレキを利用した水溜まりの解消

【課題】 仮置場は、東日本大震災後に緊急的に整備された場所であり、地震に伴う地盤低下等の影響によって、凹凸が生じ、水溜まりが生じやすい状態である場合があります。これらの水溜まりは、長期にわたり水が滞留することで、害虫の発生源となる恐れがあります。

【取組】 宮城県仙台市や松島町などでは、仮置場の用地は、地盤沈下の影響によって、各所に大きな水溜まりができていましたが、そうした水溜まりに災害廃棄物の中から瓦、土砂、コンクリートガラなどの不燃物を敷き詰め、水溜まりの解消に努めています。



水溜り解消
部



敷地内の一部に碎石を撒くことにより、
水溜まりの解消を図っている（仙台市）

搬入路に碎石を敷き、水溜まり
の解消を図っている（松島町）

【効果】 仮置場の水溜まりを解消することにより、害虫の発生を抑制し、周辺の衛生環境の悪化を抑制することが期待できます。

■優良取組事例 1-4 フレコンバックによる飼料、肥料の保管

【課題】 東日本大震災による津波の浸水地域のうち、農地が多い地域では、大量の飼料や肥料が、災害廃棄物となっている場合があります。これらは、家屋への侵入性が高く、0-157等、食中毒の媒介昆虫ともなっているイエバエなどの害虫が発生するおそれがあります。

【取組】 宮城県塩釜市では、災害廃棄物となった飼料、肥料等を発生場所でフレコンバックに収納した上で運搬し、仮置場に保管しています。これにより、密閉性を保ち、雨水の侵入による腐敗発酵を抑制しています。

なお、飼料、肥料の防湿を図る手段としては、このほか、保管場所の屋根の設置やブルーシート等による養生が考えられますが、この場合、水溜まりの発生防止や強風時における飛散防止のための対策を講じる必要があります。



フレコンバックを用いて保管された肥料

【効果】 飼料、肥料の腐敗発酵を抑制することにより、火災発生防止やイエバエ等の害虫の発生防止が期待されます。なお、仮置場への搬入過程においては、廃棄物の飛散を防止する効果もあります。

■優良取組事例 1-5 自動車用タイヤの速やかな搬出

【課題】 東日本大震災による災害廃棄物には、多くの自動車用タイヤが含まれています。自動車用タイヤは、降雨や散水により内部に水が溜まる構造となっているため、長期間にわたって保管すると蚊などの害虫の発生原因となるおそれがあります。

【取組】 宮城県東松島市では、仮置場における自動車用タイヤの搬出をほぼ毎日行い、保管期間を最小限に留めることにより、蚊の発生防止の取組を行っています。



東松島市の自動車用タイヤの仮置場

【効果】 蚊が発生する原因となる自動車用タイヤを速やかに搬出することにより、蚊の発生を防止することが期待されます。また、仮置場のスペースを有効に利用することが可能となります。

■優良取組事例 1-6 仮置場搬入路への鉄板敷設による粉じんの飛散防止

【課題】 仮置場は、仮置場には多数のトラックが出入りするため、未整備であった場合、乾燥時には、強風やトラックの運行により仮置場表土の粉じんが、巻き上げられ、作業環境及び周辺環境の悪化のおそれがあります。

【取組】 宮城県松島町では、仮置場の搬入路に鉄板や砂利などを敷くことにより乾燥時における粉じんの飛散を防止する取組がなされています。また、宮城県七ヶ浜町では、砕いた屋根瓦を仮置場敷地内に敷設して同様の効果を得ています。



仮置場搬入路に敷設された砂利・鋼板
(宮城県松島町)



屋根瓦で覆われた仮置場敷地
(宮城県七ヶ浜町)

【効果】 仮置場の搬入路を整備することにより、粉じんの発生・飛散による作業環境及び周辺環境の悪化を防止することが期待されます。

■優良取組事例 1-7 ネットの活用による災害廃棄物の飛散防止

【課題】 強風時や乾燥時、災害廃棄物に含まれる紙ごみやプラスチックなどが、仮置場周辺に飛散する恐れがあります。

【取組】 岩手県大船渡市では、紙ごみやプラスチックごみなどの敷地外への飛散防止を図ることを目的として、仮置場にフェンスを設置するとともに、保管された災害廃棄物全体をネットで覆っています。また、岩手県田野畑村では仮置場の周囲に十分な高さのフェンス(3m)を設置し、ごみの飛散防止を図るとともに、仮置場区画の明確化、外部からの侵入防止を図っています。



ネットで覆われた災害廃棄物
(岩手県大船渡市)



仮置場周囲に設置されたフェンス
(岩手県田野畑村)

【効果】 仮置場からの紙ごみなどの飛散を防止することにより、周辺環境の悪化防止する効果が期待されます。

■優良取組事例 1-8 ガス抜き管の設置による混合物の火災発生防止

【課題】 東日本大震災による発生した災害廃棄物は、津波によって様々なものが混合状態にある混合物も多く、その中には、有機物を含んでいるものも含まれます。これらは、長期に保管すると、内部で発酵して発熱・発火する可能性があり、メタンガスの滞留等があると火災の延焼のおそれも高くなります。

【取組】 宮城県東松島市では、過去の経験を活かし、混合物の山にガス抜き管を設置し、火災の発生防止に努めています。ガス抜き管は、ガレキの中から回収した塩ビ管を有効利用しています。



混合物の山に設置されたガス抜き管

【効果】 現場にて目視確認を行ったところ、ガス抜き管からは、湯気が噴き出しており、内部において、発熱と微生物発酵が進行していることが予測されました。このようなガス抜き管の設置によって、火災発生抑制に効果が見込めるものと考えられます。

■優良取組事例 1-9 待機所等の設置による安全管理体制整備・熱中症防止対策

【課題】 仮置場における適切な安全管理による労働災害の防止と衛生的な作業環境確保による疾病の予防が重要です。また、今後、夏場を迎えて作業従事者の熱中症予防対策に配慮される必要があります。

【取組1】 宮城県松島町では、仮置場の入口付近に現場作業従事者が待機、休息するためのプレハブ小屋を設置し、水分補給を行うための設備、救急医療器具・薬品 及び手を洗う等の清潔維持のための設備を備えています。待機所には安全旗を掲揚して、作業従事者に対して安全作業遵守を喚起しています。加えて、作業現場付近に、直射日光を避けつつ、短時間の休息を取ることと併せ水分補給を行うための設備を設けています。内部には、眼への異物混入、怪我をした際の傷口洗浄のためのペットボトル、ポリタンクの水等を備えています。



仮置場入口付近に設けられた待機所
(柱はガレキの一部を有効利用)



作業現場付近に設けられた休息所

【取組 2】 福島県相馬市では、粉じんを生活領域に持ち込まないようにするため、仮置場及びがれき撤去現場にシャワールームを設置しています（合計10基（5基×2ユニット））



設置されたシャワールーム(写真左)とその内部(写真右)

【効果】 作業従事者に安心して働くことのできる環境を提供することなどにより、事故・災害の防止を未然に防止することが期待されます。

■優良取組事例 1-10 仮置場における盗難及び不法投棄の防止対策

【課題】 災害廃棄物の仮置場においては、金属等の売却可能物が盗難されるケースあります。また、他の地域から産業廃棄物などが持ち込まれ、仮置場に投棄されるケースもあります。

【取組】 大洗町、旭市においては、以下の取組を行っています。

- ・ 仮置場入口に不法投棄防止の看板を設置するとともに、ガードマンを配置。
- ・ 金属等の売却可能物は容易に侵入できない場所に保管。



千葉県旭市仮置場ゲート入口の注意看板不法投棄禁止の注意喚起



盗難防止のためのガードマン

【効果】 売却可能物の盗難や不法投棄を未然防止することが期待されます。

出典：災害廃棄物処理優良取組事例集（グッドプラクティス集）（環境省現地災害対策本部、平成23年7月15日版（平成24年1月4日：一部改訂）

災害廃棄物関係支援協定一覧

1. 自治体

1.1 一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定 (平成 13 年 3 月)

項 目	内 容
協 定 者	県内全市町及び一部事務組合 ※県は協定締結の立会者
主な内容	災害等により自助努力の限度を超えて一般廃棄物の適正処理に支障が生じ、又は生じることが予想される場合において、県内の全市町及び一般廃棄物処理を行っている一部事務組合は、相互に援助を行う。

1.2 災害応援に関する協定書 (平成 7 年 11 月)

項 目	内 容
協 定 者	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、 静岡県 、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市
主な内容	仮設トイレ、ごみ・し尿収集車の提供及び斡旋 し尿処理施設・ごみ焼却施設の提供

1.3 震災時等の相互応援に関する協定 (平成 8 年 6 月)

項 目	内 容
協 定 者	東京都、千葉県、茨城県、神奈川県、栃木県、山梨県、群馬県、 静岡県 、埼玉県、長野県
主な内容	ごみ・し尿処理業務の提供若しくは斡旋

1.4 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定 (平成18年7月)

項目	内容
協定者	全都道府県 ※全国を知事会単位の7ブロックに分け、地震等の大規模災害が発生した場合、各ブロック知事会や都道府県間の個別協定では対策が十分でない場合に、被災都道府県が応援を要請し、全国知事会の調整の下に広域応援が行われる。 本県は、中部圏と関東圏の両ブロック知事会に属しているが、本協定上では中部圏知事会ブロックに属する。
主な内容	ごみ・し尿処理業務の提供若しくは斡旋

上記の他、本市は「裾野市及び三島市間における一般廃棄物処理に関する緊急時相互援助協定（平成13年2月）」及び「熱海市及び三島市間における一般廃棄物処理に関する緊急時相互援助協定（平成13年3月）」を締結している。

2. 事業者団体

2.1 災害生活ごみの収集運搬に関する協定

(平成 17 年 3 月)

項 目	内 容
協 定 者	三島市と三島市一般廃棄物協同組合
主な内容	市内に災害が発生した際、市からの協力依頼を受け、組合は必要な人員、車両等を調達し、災害生活ごみの収集運搬を実施する。

2.2 災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定

(平成 17 年 3 月)

項 目	内 容
協 定 者	県と静岡県環境整備事業協同組合（静環協） 県と日本環境保全協会静岡県連合会（保全協）
主な内容	災害時におけるし尿浄化槽汚泥等の収集運搬について、被災地域の市町から支援協力要請があった場合、原則として無償で支援協力を行う。

※県内のし尿、浄化槽汚泥等の収集運搬業者で構成する団体

2.3 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定

(平成 19 年 11 月)

項 目	内 容
協 定 者	県と社団法人静岡県産業廃棄物協会
主な内容	大規模災害時における災害廃棄物の処理等について、被災地域の市町又は一部事務組合から支援協力要請があった場合、協会が支援協力を行う。（費用負担については、原則として有償）

仮設トイレ・避難所ごみの困難事例集

1. 避難所ごみの発生量、し尿収集必要量等の推計方法 【技 1-11-1-2】

◆避難所ごみの発生量

避難所ごみの推計式（例）を以下に示す。避難所ごみは避難者数に発生原単位を乗じて推計する。

【前提条件】

- ・在宅世帯以外に避難所からの増加分が加わる。
- ・避難者数に原単位を乗じて生活ごみの発生量を推計する。
- ・原単位は、収集実績に基づき設定する。

$$\text{避難所ごみの発生量} = \text{避難者数（人）} \times \text{発生原単位（g/人・日）}$$

◆し尿の想定方法

「静岡県第4次地震被害想定(第二次報告)」においては、トイレ需要を使用回数、供給を供給回数ベースで推定し、備蓄トイレの現況を踏まえて過不足量を以下のとおり評価している。

(1) 基本的考え方

(対象期間)

中央防災会議（2013b）では、「被災地域では、発災直後は特に行政からの支援の手が届かないことから、まず地域で自活するという備えが必要であり、食料や飲料水、乾電池、携帯電話の電池充電器、カセットコンロ、簡易トイレ等の家庭備蓄を1週間分以上確保するなどの細かい具体的な対応を推進する必要がある。」とされているところであるが、ここでは地域の官民による備えの必要性の観点から、避難所周辺における「県全体のトイレ不足量」を想定する。想定する期間としては、阪神・淡路大震災や東日本大震災の例から、避難所避難者数がピークとなる発災後1週間までとする。

(算出の考え方)

県内の物資不足量を次の基本式にしたがい算出する。

$$\begin{aligned} & \text{「県内の物資不足量」} \\ & = \text{「需要量」} - \text{「供給量」} (\text{「被災地域内の市町の供給量」} + \text{「被災地域内外の市町からの応援量」}) \end{aligned}$$

(2) 物資不足量の算出方法

1) トイレ需要量（使用回数）

- ・トイレ需要量を、トイレの使用回数から算出する。

・震災時のトイレ対策のあり方に関する調査研究委員会（1997）のマニュアルによれば、1人1日当たりし尿排泄回数は平均5回程度である。この数字を用い、トイレの使用回数を以下のように定義する。なお、上水道あるいは下水道が正常に機能している地域（避難所）については、避難所のトイレがそのまま利用できるものとして、必要量の対象とはしない。また、断水が生じたり下水道が使えなかつたりすると、既設トイレの使用が制限されると考えられるため、断水率と下水道支障率の大きい方をもってトイレ使用制限を表現するものとする。

トイレ回数（1日当たり）

＝避難所避難者数×MAX（断水率、下水道支障率）×5回/日

2) トイレ供給量（供給回数）

①基本的な考え方

供給量の算出の基本的考え方を以下に示す。

a) 被災地域内の市町の供給量

被災地域内の市町の自己所有備蓄量を基にする。

b) 被災地域内外の市町からの応援量

被災地域内外の市町からの応援量を設定する。被災地域内の市町では余剰備蓄量（固定式のマンホールトイレを除く）の50%を、自市町の備蓄を供給した結果、不足が出た市町に対して不足量に比例させて配分する。

②現況備蓄量等

トイレは、簡易トイレA・簡易トイレB、仮設トイレ、地震災害時用下水道接続型仮設トイレ（マンホールトイレ）の別に備蓄現況を把握（平成25年4月1日調査）。

簡易トイレA：簡易トイレで、室内に設置可能な小型で持ち運びのできるトイレで、便座と一体となり、し尿貯留型のもので、本体が使い捨ての物（ダンボール構造等）

簡易トイレB：簡易トイレで、室内に設置可能な小型で持ち運びのできるトイレで、便座と一体となり、し尿貯留型のもので、本体が使い捨てでない物

仮設トイレ：バキュームカー等による汲み取り・回収が必要となる、し尿貯留型で屋外等に設置する仮設トイレ

マンホールトイレ：下水道を流用したマンホール対応型トイレ（下水道耐震整備等ができ使用可能なもの）

また、トイレは、種類ごとに処理量が異なり、簡易トイレは53回/基、仮設トイレは917回/基、マンホールトイレは720回/基・日とする（内閣府（防災担当）（2008））。なお、仮設トイレは汲み取りにより繰り返し利用するものとし、汲み取り日数間隔を3日間とする。結果、以下によりトイレ供給量を算出する。

トイレ供給量（回数換算：3日間）

$$\begin{aligned} &= \text{簡易トイレ備蓄数〔基〕} \times 53 \text{〔回/基〕} \\ &+ \text{仮設トイレ備蓄数〔基〕} \times 917 \text{〔回/基〕} \\ &+ \text{マンホールトイレ設置数〔基〕} \times (1 - \text{下水道支障率}) \times 720 \text{〔回/基・日〕} \times 3 \\ &\text{〔日〕} \end{aligned}$$

トイレ供給量（回数換算：1週間）

$$\begin{aligned} &= \text{簡易トイレ備蓄数（基）} \times 53 \text{〔回/基〕} \\ &+ \text{仮設トイレ備蓄数（基）} \times (917 \times 2 + 720) \text{〔回/基〕} \\ &+ \text{マンホールトイレ設置数〔基〕} \times (1 - \text{下水道支障率}) \times 720 \text{〔回/基・日〕} \times 7 \\ &\text{〔日〕} \end{aligned}$$

なお、マンホールトイレが設置されている箇所は限定的で、現時点では県立学校を中心に整備が進んでいるところであり、全避難所で使えるわけではない。このマンホールトイレを有効に活用するためには、各市町内のマンホールトイレ設置場所に移動して使う必要がある。ここでは、①仮設・簡易トイレを活用した場合と、②仮設・簡易・マンホールトイレを活用した場合の2通りで算出する。

3) トイレ不足量

$$\text{トイレ不足量（回数換算）} = (\text{トイレ需要量} - \text{トイレ供給量})$$

なお、上記より算出されるトイレ不足量（回数換算）を基にし、現地での使用性を考慮し、仮設トイレの調達必要量と考えて仮設トイレ基数換算とし、また、市町単位での3日間での不足量と1週間での不足量を比べて大きい方を仮設トイレ必要量として採用するものとする。

トイレ不足量（仮設トイレ基数換算：3日間）

$$= \text{トイレ不足量（回数換算：3日間）} \div 917 \text{〔回/基〕}$$

トイレ不足量（仮設トイレ基数換算：1週間）

$$= \text{トイレ不足量（回数換算：1週間）} \div (917 \times 2 + 720) \text{〔回/基〕}$$

2. し尿の収集・運搬・処理事例

し尿の収集・処理は、発災後に最も急がれる対応の1つである。東日本大震災では、各市町村が事業者団体と締結している災害協定においては、市町村の要請によりし尿収集すること等を定めており、発災後速やかに自治体から避難所等のし尿や浄化槽汚泥等の収集運搬が要請された。各地域で下水道整備が進んできた中で、し尿収集のためのバキューム車やオペレーターは少なくなっているため、他の自治体からの支援が緊急かつ重要な課題であった。

<仙台市>

仙台市では、事業者による避難所のし尿収集が発災翌日から開始された。しかし、し尿処理施設が甚大な被害を受けていたため、中間貯留槽で一次貯留し、貯留しきれないものは下水道終末処理場（浄化センター）で処理を行った。し尿処理施設にはドラムスクリーンを設置し簡易処理を開始した。し尿収集や仮設トイレの設置については、生活ごみの収集と同様に、環境局が毎日委託業者全社と作業の確認等を行った。しかし、区の災害対策本部からトイレ設置等の情報提供がない場合もあり、市側が把握した段階で臨機応変に対応した。

し尿処理施設においては、急激な塩分増加による処理への影響が懸念されたが、(独)国立環境研究所による助言（被災地域において浄化槽を撤去する際の汚泥の処理方法について（第一報）平成23年5月30日）に基づき処理が進められた。

<石巻市>

宮城県石巻市では、行政機能が失われ、かつ事業者の被害も大きかったことから、し尿収集を開始できたのは発災後4日経てからであった。また、し尿処理施設の復旧にも時間がかかり、東部地域では3月28日まで復旧しなかった。

出典：東日本大震災により発生した被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録（環境省東北地方環境事務所、一般財団法人日本環境衛生センター、平成26年9月）

【参考】県のし尿収集処理の対応

<岩手県>

岩手県では、市町村に代わって県が自ら内陸部のリース業者から調達したほか、国や全国知事会等へ要請し、県外からバキューム車約 30 台を業界団体から支援を得て、し尿の収集を行い、仮設トイレについては、平成 23 年 3 月に 565 基、4 月に 260 基の支援を得た。また、県内し尿処理施設の受入可能量を把握したうえで協力要請を行い、広域処理の体制を構築し、内陸の処理施設 4 施設で沿岸部の処理施設復旧までの間、受け入れが実現した。沿岸部から内陸部へは長距離の輸送が必要であったが、し尿処理施設の多目的貯留槽を活用し、中大型し尿収集運搬車両へ積み替えることにより効率的な運搬を行うことができた。

<宮城県>

宮城県では、3 月 15 日に山形県に対し「大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定」に基づくし尿処理を要請し、山形県業界団体からバキューム車 30 台が提供された。

3 月 26 日には鹿児島県業界団体からバキューム車を無償譲渡されるなど全国から支援を受け、し尿収集・処理の対応は 3 月中には落ち着きをみせた。仮設トイレは、宮城県では、発災直後から新潟県等からの支援により設置し、最終的に全国からの支援により県内の 8 市町に 2,420 基の仮設トイレを供給した。

【今後の課題】し尿収集処理における自治体の課題

- 宮城県環境生活部廃棄物対策課では、「災害時における下水及びし尿・浄化槽汚泥の撤去等に関する協定」を締結している(公社)宮城県生活環境事業協会及び宮城県環境整備事業協同組合の 2 団体に対し、3 月 11 日に電話で協力要請を試みたが、通信障害によりその日のうちには連絡が取れなかった。市町村に対しても仮設トイレの必要数量を把握するため連絡したが、同様にほとんど確認することができなかった*。
- 石巻市では事業者が深刻な被害を受け、発災 4 日後までし尿収集が開始されなかった。こうした場合、し尿収集再開までの期間をしのぐために、簡易トイレを使用できる状況にしておくことが重要である。
- 通信障害に加え、県と市町村の間で連絡窓口が事前に統一されていなかったため対応が遅れ、一部避難所等で仮設トイレのし尿があふれるなどの不衛生な状況が生じた問題もあった。し尿処理は発災直後から対応が必要になる業務であり、被災市町村から要請する余裕すらないことも多いため、県からの能動的な支援が必要である**。

* 参考：宮城県『東日本大震災－宮城県の 6 か月間の災害対応とその検証－』第 2 章初動対応

**参考：宮城県『東日本大震災－宮城県の 6 か月間の災害対応とその検証－』第 3 章災害応急・復旧対策

【今後の課題】し尿収集処理の実務における課題 ～(公社)宮城県生活環境事業協会ヒアリングより

- バキューム車に必要な燃料の確保が重大な課題であった。宮城県生活環境衛生協会では、山形県天童市に中継基地においてガソリン供給を行うなどして対応した。災害支援協定等で優先的に燃料補給できる準備が必要である。
- 緊急支援車両として認められていなかったことで通行できない状態にあったことから、事前に緊急支援車両として登録しておく必要がある。
- 津波被害を受けた浄化槽からの汲み上げでは、災害廃棄物等が混入しバキューム車が使用できないことがある。浄化槽汚泥の塩分濃度が高いことがありバキューム車の損傷を早めることを考慮しておく必要がある。

【今後の課題】仮設トイレに関する課題(1)

- 仮設トイレについて、以下のような問題が生じたことから、使用方法の周知、使用者の協力等が必要である。
 - 工事用、イベント用の仮設トイレは水洗のため、水を流さないと大便だけが積み重なり、槽内の容量があるにもかかわらず使用不能となる。紙詰まりを起こした仮設トイレが多数あった。
 - 仮設トイレの中にはバキューム車のホースが入らない構造のものがあった。
 - バキューム車が入れない位置に仮設トイレが設置されたところがあった。

出典：(公社)宮城県生活環境事業協会『東日本大震災の記録・体験記「絆」』平成25年3月

【今後の課題】仮設トイレに関する課題(2)

- 仮設トイレは、トラック1台に6基程度しか積むことができず、搬送に日数を要した。
- 受入先で仮設トイレを置く場所の確保等ができず、配送日程の調整等に時間を要した。
- 避難者等から、足腰の弱い高齢者にとって和式のトイレは使いづらく、洋式を設置してほしいという意見や臭いや害虫等の発生が抑えられる衛生的なトイレの要望があった。
- 仮設トイレの汚物処理に係る衛生問題が発生した事例もあり、避難が長期にわたるような場合には、当初からバイオトイレ等の設置又は状況により交換する等の措置が必要であった。

出典：宮城県「東日本大震災－宮城県の6か月間の災害対応とその検証－」第3章災害応急・復旧対策

災害時の仮設トイレ対応マニュアル

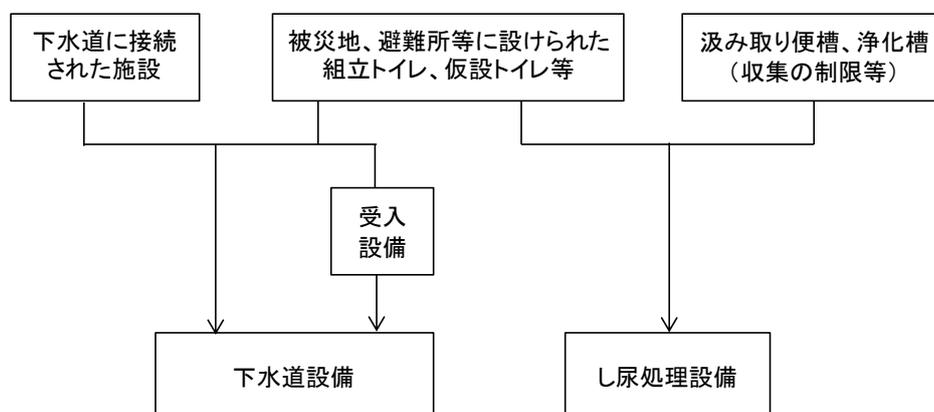
1. し尿・生活排水の処理 【技 1-20-17】

【基本的事項】

- ・ 被災地域のし尿・生活排水処理の問題は、上水道等のインフラ復旧に伴って深刻化することが懸念される。
- ・ 発災後、生活圏内の公衆衛生を確保するため、下水道、浄化槽（みなし浄化槽を含む）、汲み取り便槽、し尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む）等について、速やかに緊急措置を講ずる。
- ・ 併せて、避難所における仮設トイレの設置や、仮設住宅の生活排水対策を十分に講ずる。
- ・ 特に、避難所における仮設トイレは、司令塔機能を確保するため、設置から維持管理までを担当する責任者を決めて対応する。
- ・ し尿や浄化槽汚泥の収集運搬事業者の団体が発行した「災害時のトイレ対策の手引き」（静岡県環境整備事業協同組合、2015. 11 第1版）（別添）も活用する。

【処理フロー】

災害時のし尿・生活排水の基本的な処理フローは、図 1.1 のとおりである。被災により下水道施設・し尿処理施設等への移送が困難な場合は、状況に応じて適正に保管、消毒、仮設沈殿池による一次処理、非被災地域及び稼働可能な施設への広域移送等を行う。



出典：川口市災害廃棄物処理計画（平成 20 年 3 月、川口市）を参考に作成

図 1.1 災害時のし尿・生活排水の基本的な処理フロー

【施設別緊急措置の手段及び応急措置の手法と目標水質】

下水道、浄化槽（みなし浄化槽を含む）汲み取り便槽、し尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む）の4施設について、災害時における緊急措置の目標及び手段は、

表 1.1 のとおりである。具体的な手法等については、各省庁によってマニュアル等がまとめられている。

表 1.1 施設別緊急措置の目標、手段、参考情報

施設	目標	手段	参考情報
下水道	水の生活圏外への排除 水質基準：大腸菌群数 3,000個/cm ³ 以下	土嚢等による下水の水路等への誘導 バキュームカーによる処理場への運搬 ポンプ車による汲み上げ、液体塩素等による消毒、放流	「下水道地震・津波対策技術検討委員会報告書」（平成24年3月、下水道地震・津波対策技術検討委員） (http://www.mlit.go.jp/common/000211317.pdf) 「下水道BCP策定マニュアル～第2版～（地震・津波編）」（平成24年、国土交通省） (http://www.mlit.go.jp/common/000211045.pdf)
浄化槽	迅速な使用可否の判断 適切な清掃による公衆衛生・環境保全上の機能の確保	使用可否の判断基準 漏電のおそれがないか 流入側の漏水がないか 消毒が行われているか 判断基準に1つでも該当する場合：使用不可 判断基準に該当しない場合：応急復旧まで暫定的に（最長3ヶ月を目途）使用可能	「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル第2版」（平成24年3月、環境省）(http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/manual/pdf_saigai/all_h2403.pdf)
汲み取り便槽	迅速な状況把握 清掃業務体制の整備	臭突管が損壊：臭気漏洩を防ぐ応急措置 使用不可（損壊、便槽が満杯等）：自治体等による代替措置（仮設トイレ設置等）	—
し尿処理施設	浄化槽汚泥及び汲み取りし尿等の受入、処理	バキュームカーによる被災地域及び稼働可能なし尿処理施設への広域移送	—

出典：「災害廃棄物分別・処理分別マニュアル」（一般社団法人廃棄物資源循環学会）を基に作成

【避難所トイレ及び仮設住居の生活排水対策】

避難所におけるトイレの整備は、被災者の健康維持及び感染症予防のために重要な施設である。現地での処理や備蓄性等、災害用トイレごとの特徴を考慮し、被災地の状況に合わせた設備・処理方法を選択する。また、仮設住宅が下水道整備地域でない場合、もしくは被災により長期間使用が見込めない場合は、仮設住宅の規模に応じた浄化槽等の手配が必要となる。

表 1.2 災害用トイレの種類と特徴

設置	名称	特徴	概要	現地での処理	備蓄性※
仮設・移動	携帯トイレ	吸収シート方式 凝固剤等方式	最も簡易なトイレ。調達の容易性、備蓄性に優れる。	保管・回収	◎
	簡易トイレ	ラッピング型 コンポスト型 乾燥・焼却型等	し尿を機械的にパッキングする。設置の容易性に優れる。	保管・回収	○
	組立トイレ	マンホール直結型	地震時に下水道管理者が管理するマンホールの直上に便器及び仕切り施設等の上部構造物を設置するもの（マンホールトイレシステム）	下水道	○
		地下ピット型	いわゆる汲み取りトイレと同じ形態。	汲取り	○
		便槽一体型		汲取り	○
	ワンボックストイレ	簡易水洗式 被水洗式	イベント時や工事現場の仮設トイレとして利用されているもの。	汲取り	△
	自己完結型	循環式	比較的大型の可搬式トイレ。	汲取り	△
		コンポスト型		コンポスト	△
車載トイレ	トイレ室・処理装置一体型	平ボディのトラックでも使用可能な移動トイレ。	汲取り 下水道	△	
常設	便槽貯留		既存施設。	汲取り	—
	浄化槽			浄化槽汲取り	—
	水洗トイレ			下水道	—

※備蓄性の基準：◎省スペースで備蓄、○倉庫等で備蓄できる、△一定の敷地が必要

出典：「防災トイレフォーラム 2009 資料集<資料編>[1]」、「災害時のトイレ機能の確保に関する調査報告書」（平成 23 年 8 月、特定非営利活動法人日本トイレ研究所）を基に作成

【参考1：東日本大震災における仮設トイレの調達と維持管理】

仮設トイレは、宮城県では、発災直後から新潟県等からの支援により設置を開始し、最終的に県内の8市町に2,420基の仮設トイレを供給した。

表 1.3 宮城県内8市町での仮設トイレ調達状況

配送日	供給先	数量(基)	調達先又は支援先
3月12日	多賀城市	80	新潟県(支援)
12日～14日	登米市	128	
13日	東松島市	136	
15日～17日	名取市	56	
17日	気仙沼市	10	国土交通省(災害対策本部事務局による調達)
18日	石巻市	100	
		南三陸町	20
19日	石巻市	10	経済産業省(災害対策本部事務局による調達)
	東松島市	500	
	多賀城市	200	
	気仙沼市	170	国土交通省(災害対策本部事務局による調達)
22日	気仙沼市	40	兵庫県(全国知事会ルートによる支援)
	石巻市	172	
23日	気仙沼市	158	国土交通省(災害対策本部事務局による調達)
24日	多賀城市	100	川崎市(支援)
	石巻市	200	経済産業省(災害対策本部事務局による調達)
25日	南三陸町	20	名古屋市(支援)
26日	女川町	20	
31日	村田町	22	経済産業省(災害対策本部事務局による調達)
4月3日	村田町	78	
4月4日	南三陸町	60	
12日	石巻市	40	
13日	南三陸町	10	
	気仙沼市	50	
18日	気仙沼市	30	
5月28日	南三陸町	10	
合計		2,420	

出典：宮城県東日本大震災の記録(地震発生後6ヶ月間の対応)第3章 p450

表 1.4 避難所等仮設トイレのし尿収集量実績(平成23年度)(単位: kL)

岩手県合計	4,809	宮城県合計	6,759	福島県合計	573
宮古市	0	仙台市	108	いわき市	132
大船渡市	376	石巻市	3,815	須賀川市	10
久慈市	0	気仙沼市	442	南相馬市	206
陸前高田市	650	多賀城市	48	金山町	25
釜石市	2,776	登米市	259	新地町	200
住田町	0	東松島市	392		
大槌町	636	大崎市	0		
山田町	0	南三陸町	1,685		
岩泉町	117				
田野畑村	0				
普代村	0				
野田村	254				
洋野町	0				

出典：環境省「日本の廃棄物処理」(平成23年度実績)

【参考2：阪神・淡路大震災における仮設トイレの設置状況】

①兵庫県

避難場所と仮設便所の設置数

市町名	避難箇所 (1月27日8時現在)	避難人員	仮設トイレの設置状況 (平成7年1月27日15時30分現在)		備考
			設置数(うち、県関与)		
尼崎市	88	5,563	59	(59)	市域の2/3で給水可能
西宮市	171	27,000	400	(150)	
芦屋市	55	9,843	561	(254)	
伊丹市	69	3,269	57	(10)	市域の2/3で給水可能
宝塚市	54	8,120	52	(52)	市域の6割で給水可能
神戸市	596	225,202	2,326	(1033)	市域の4割強で給水可能
東灘区	83	40,000	410		
灘区	66	30,390	370		
中央区	86	35,172	280		
兵庫区	90	24,926	335		
長田区	71	45,377	597		
須磨区	66	19,447	310		
垂水区	39	5,699	1か所当たりの人数少		
西区	15	874	→ブール水を利用で可		
北区	24	2,082	0→給水可能のため		
津名町	7	232	30	(30)	
北淡町	13	2,808	76	(60)	
一宮町	6	740	40	(40)	
県関係	福祉施設・病院等		201	(201)	
合計	1,059		3,802	(1887)	

注：避難者数 最大時点

出典) 兵庫県資料

②大阪府

市町名	避難箇所 (1月21日現在)	避難人員	仮設トイレの設置状況	備考
大阪市	21	446	該当なし	
豊中市	51	3,225	該当なし	
吹田市	3	40	該当なし	
池田市	9	70	該当なし	
箕面市	2	74	該当なし	
茨木市	2	53	該当なし	
摂津市	2	6	該当なし	
高石市	2	15	該当なし	
合計	92			

注1：避難者数 最大時点

出典) 大阪府資料

2. 仮設トイレ対応マニュアル

以下、「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」（静岡県、平成16年7月改訂）から、し尿処理対策の中から仮設トイレ対策について抜粋した。

2.1 防災応急対策

第1節 平常時

地震による被害により、ごみ処理は大きく影響を受けることとなることが予想される。この変化に迅速に対応するために行う平常時からの被災に備えた準備について定める。

1 被災後におけるし尿処理計画の検討

(1) 被災後におけるし尿処理に関する状況の想定

被災後は、さまざまな要因により平常時のし尿処理では対応が不可能となることが予想される。このため、平常時から自市町内に発生すると予想される被害状況を想定する必要がある。

また、主要な震災時し尿処理対策として、便所の使用不能に対応するための仮設トイレの設置があるが、便所が使用不能となる原因は多岐にわたっており、かつ、複合的に発生することから、第4次被害想定等を参考にして、市町内の被害状況を、し尿処理方式の異なる地域別に、精密に想定する必要がある。

なお、被害状況を想定するに当たって考慮すべき事項として、下記が考えられる。

ア 便所の使用不能

- ・住宅の倒壊、焼失、立入制限等
- ・水道の供給停止
- ・し尿処理関連施設（管渠・処理施設）の損傷・稼働停止
- ・し尿収集車両の損傷・収集不能
- ・浄化槽、便槽の損傷

イ し尿処理体制の変化

- ・し尿処理施設の損傷による処理能力の低下又は喪失
- ・し尿収集車両の損傷等による収集能力の低下又は喪失
- ・し尿処理に従事する職員が被災することによる要員の不足
- ・建物の倒壊に伴う道路の通行不能及び仮設トイレの設置等に伴う収集ルートの変更

(2) 想定した状況に対応する震災時し尿処理計画の検討

し尿処理は衛生・防疫の観点から被災直後から迅速な対応が必要となることに留意して、(1)で想定した状況に基づいて震災時し尿処理計画を検討する。

また、仮設トイレは地震発生直後から需要が生じるものであることから、平常時から仮設トイレの配置計画を策定し、必要量の仮設トイレを必要とする場所に備蓄しておくとともに、仮設トイレのし尿に関する収集運搬計画を策定しておかなければならない。

なお、この震災時し尿処理計画を住民に対して周知徹底する手法についても併せて検討してお

く必要がある。検討にあたって考慮すべき事項は次のとおりである。

- ア 便所が使用不能となる住民数
- イ アに対応する仮設トイレの配置計画、備蓄計画
- ウ 仮設トイレの備蓄場所からの運搬方法、設置方法、管理方法
- エ 仮設トイレ不足への対応
 - ・民間保有業者等への支援要請、協定の締結
- オ し尿収集運搬ルート、収集頻度、し尿処理施設への搬入ルート
 - ・支援活動を行う民間収集運搬許可業者等の受入ルート、拠点基地、給油基地等の確保
- カ 収集効率の低下、収集能力不足への対応
 - ・民間収集運搬許可業者等への支援要請、協定の締結
- キ 処理能力の低下・喪失への対応
 - ・周辺市町との広域処理の実施
 - ・し尿処理関連施設間の相互協力

(3) 仮設トイレについて

ア 避難所等における仮設トイレの必要数

避難所の仮設トイレの必要数は、第4次被害想定で市町別に算出されているが、これは一定の算出方法により理論的に求めたものであり、市町は3-(1)の被害想定に基づいて、地域の実情に合わせて増減することが必要である。

なお、仮設トイレの必要数は、以下により計算することが可能である。

<必要仮設トイレ数>

$$\begin{aligned} \text{必要仮設トイレ数} &= (\text{し尿原単位} \times \text{使用人数}) \\ &\quad \div \text{仮設トイレし尿処理能力 (便槽容量等)} \times \text{収集間隔日数} \\ \text{(注1) し尿原単位} &: 1.2 \text{ リットル/人} \cdot \text{日} \\ \text{(注2) 収集間隔日数} &: \text{収集車の台数等に基づき、収集計画を立て、何日に1回収集} \\ &\quad \text{するかを決定する。 (2~3日に1回以上の収集が必要)} \end{aligned}$$

また、医療救護施設（病院、救護所等）や防災関係機関（役場、消防署等）で使用するトイレについても、別途、その規模等を考慮して備蓄数を決定することが必要である。

イ 仮設トイレの種類

仮設トイレは、様々な方式のものが開発されているが、処理能力はもとより、使用対象者（老人、障害者等）、設置場所等を考慮して選定し備蓄する必要がある。主な方式の特徴等は次のとおりである。

(ア) 廃棄方式

便槽、袋等に、し尿を貯留若しくは封入し、ごみとして廃棄するトイレで、次の型式のものがある。（し尿を袋に封入するもので電源を必要とするものもある。）

断水時、停電時にも使用できるが、廃棄に際しては、衛生的に処理するために焼却する必要があるため、避難所等で大量に発生する場合はごみの収集計画に組み込むことが必要となる。

ポータブル式	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンプ用品等として普及しているもので、貯留したし尿は凝固剤で固化等して袋詰めし廃棄する必要がある。 ・また、貯留量が少ないことから、家族単位で使用することを目的として各家庭に備蓄することも考慮する必要がある。
折りたたみ式	<ul style="list-style-type: none"> ・折りたたみ椅子と同様の型式で、簡単に屋内やトイレ・ブースに設置できるが、袋にし尿を貯留することから、し尿の凝固剤を使用することが必要となる。
組み立て式	<ul style="list-style-type: none"> ・組み立てて設置する箱型のトイレで、底部の空間に使用の都度袋詰めにしたし尿を貯留することから、貯留能力は大きいけど一定量に達した時点で廃棄する必要がある。 ・備蓄しやすいが、組み立てや使用方法に慣れる必要がある。

(イ) くみ取り方式

便槽等にし尿を貯溜し、一定量に達した時点でくみ取りをするトイレで次の型式のものがある。

断水時、停電時にも使用できるが、くみ取りを必要とすることから、し尿収集計画に組み込む必要がある。

組み立て式	<ul style="list-style-type: none"> ・組み立てて設置する箱型のトイレで、底部空間の便槽にし尿を貯留することから貯留能力は大きいけど、便槽はくみ取りが容易にできる構造のものとする必要がある。 ・備蓄しやすいが、組み立てに慣れる必要がある。
移動くみ取り式	<ul style="list-style-type: none"> ・建設現場等に設置される移動式の箱型のトイレで、貯留能力も大きく、設置後直ちに使用できるが、重量のあるものは容易に運搬できないことがあることから、設置条件を考慮することが必要となる。 ・また、平常時の保管スペースを確保する必要がある。

(ウ) 循環方式

し尿を循環処理する水洗トイレを大型車に組み込んだ移動自動車式のもので、必要な所へ設置できるが、価格が高く、平常時の保管スペースを確保する必要がある。

(エ) 焼却方式

し尿をトイレの中で焼却処理するトイレで衛生的な処理が可能であるが、電源を必要とするとともに、処理に時間を要する。

(オ) 堆肥化方式

し尿をおが屑とともに発酵させ堆肥化するトイレで、生ごみを合わせて処理することができるが、堆肥化に時間を要する。

(カ) 下水道直結方式

下水道汚水本管にあらかじめ排水管を接続し設置する仮設トイレで、し尿収集を必要としない。ただし、水洗用水及び下水道施設の処理機能を確保する必要がある。

4 応急処理の基本的な考え方

地震によるし尿処理対策のうち、仮設トイレの設置業務は、被災直後から同時期にかつ大量に需要が発生することが予想されるが、道路事情による運搬不能・職員の確保難等行政の対応にも限度が生じることが想定されることから、仮設トイレの設置が必要とされる避難所等については、それぞれの避難所等に事前に備蓄しておき、組み立てや管理等について、住民や自主防災組織との協力体制等について検討する必要がある。

また、し尿の収集に関しては、平常時からし尿等収集運搬許可業者と震災時の対応について協議しておく必要がある。

(1) 市町

- ア 震災時し尿処理に必要な仮設トイレ及び消毒用・防臭用薬剤等について、必要数を把握した上で配置を考慮して適切な場所に備蓄しておく。
- イ 仮設トイレの配置、運搬、管理計画を作成しておくとともに、組立方法等に習熟しておく。
- ウ 仮設トイレの設置について、住民及び自主防災組織に対し協力を求める場合は、組立・設置方法、管理方法、役割分担等を明示しておく。
- エ 防疫担当部局と被災時の対応について協議しておく。
- オ 被災時に協力を要請する民間団体・事業者等と、被災時における協力体制等について協議しておく。
- カ 緊急時の連絡体制を整備しておく。
- キ 被災時の広報活動案を整備しておく。

(2) 施設管理者

- ア 施設管理者は、緊急時に備えて次の対策を実施することが必要である。
 - (ア) 緊急時における運転操作マニュアルや設備の保守点検マニュアルの策定を行い、日常から緊急時における的確な運転操作を習熟しておく。
 - (イ) 機器の保守点検により異常・故障の早期発見に努める。
 - (ウ) 整備交換周期等の整備計画を策定し機能維持に努め、施設全体としてバランスのとれた安全設備とする。

(3) 住民

- ア 家庭用組立式簡易トイレ、トイレ用脱臭剤等のし尿の自家処理に必要な器具等を備蓄しておくことが望ましい。

(4) 自主防災組織

- ア 市町から仮設トイレの設置に関する依頼を受けている場合には、仮設トイレの設置方法について習熟するとともに、管理方法の検討をしておく。
- イ 仮設トイレの設置・管理等の担当班をおき、責任者を定めておく。

第2節 応急対策準備期（注意情報発表後）

注意情報が発表されてから警戒宣言が発令するまでの間の応急対策における行政及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。注意情報の間は、日常の業務に支障が生じないように注意する必要がある。

地震発生が予知されなかった場合は、地震発生後、速やかに当節に定められた役割と行動に準じて、必要な対策を講じる。

1 行政の役割と行動

(1) 県

ア 共通事項

(ア) 被災時の対応について確認を行う。

(イ) 応急対策のための関係資料を準備する。

準備すべき資料を例示すると次のとおりである。

< 応急対策関係資料 >

担当部局	関係資料
くらし・環境部 環境局廃棄物 リサイクル課	・市町し尿処理施設一覧表 ・市町し尿処理収集車保有状況一覧表 ・市町仮設トイレ備蓄状況一覧表 ・近県のし尿処理関連資料

イ し尿処理関係担当部局（くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課）

(ア) 市町廃棄物し尿処理関係課、東部健康福祉センター廃棄物課、環境省、国土交通省等関係機関との連絡体制を確認するとともに、応急対策等を実施するに当たり、協力要請を行う民間団体の確認を行う。

(2) 市町

ア 共通事項

(ア) 被災時の対応について確認を行う。

(イ) 応急対策のための関係資料を準備する。

準備すべき資料を例示すると次のとおりである。

< 応急対策関係資料 >

担当部局	関係資料
下水道課	・震災時し尿処理計画 ・し尿処理収集業者及び収集車両一覧表 ・緊急輸送用道路地図 ・避難所等仮設トイレ配置計画一覧表 ・避難所等防災関係施設配置地図 ・仮設トイレ備蓄状況一覧表 ・管内及び近隣市町の仮設トイレ保有業者一覧表 ・緊急時職員連絡網一覧表 ・緊急時連絡先一覧表（警察署・消防署・保健所等）

- (ウ) 広報体制の確認を行う。
- (エ) 防疫を担当する部局と連携をとり防疫体制の確認を行う。

イ し尿処理関係担当部局（上下水道部下水道課）

- (ア) 県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課、東部健康福祉センター廃棄物課等関係機関との連絡体制を確認するとともに、応急対策等を実施するに当たり、協力要請を行う民間団体、事業者等の確認を行う。
- (イ) し尿収集車の緊急車両指定手続きの確認を行う。

2 住民・自主防災組織の役割と行動

(1) 住民

- ア 水洗トイレが使用できなくなった場合に備え、し尿の自家処理に必要な器具等の準備を行う。自家処理における留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

平常時から家庭に他の防災用品と合わせて、家庭用組立式簡易トイレ、防臭剤等を備蓄しておくことが望ましい。

(2) 自主防災組織

- ア 水洗トイレが使用できなくなった場合に備え、避難所等のし尿処理関連資器材の点検及び仮設トイレの設置の準備を行う。

し尿処理関連資器材を例示すると次のとおりである。

<し尿処理関連資器材>

- ・ 仮設トイレ
- ・ 手の消毒薬
- ・ し尿の消毒剤

- イ 非常時の住民への連絡体制を確認する。
- ウ 集落排水処理施設等し尿処理関連施設の管理を委託されている自主防災組織にあつては、施設管理者の役割と行動に基づき、必要な対策を講じる。

第3節 応急対策実施期（警戒宣言発令後）

警戒宣言が発令されてから地震が発生するまでの間の応急対策における行政及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

地震発生が予知されなかった場合は、地震発生後、速やかに当節に定められた役割と行動に準じて、必要な対策を講じる。

1 行政の役割と行動

(1) 県

- ア 共通事項

- (ア) 関係機関との連絡体制等について再度確認する。
- (イ) 応急対策等を実施するに当たり、協力要請を行う民間団体等に対し、発災に備えた待機を依頼する。

イ し尿処理関係担当部局

- (ア) 東部健康福祉センター廃棄物課は、市町に対して応急対策を徹底し、地震発生後は、速やかに、し尿処理施設の被害状況を保健所に連絡するよう指示する。
- (イ) 東部健康福祉センター廃棄物課は防疫の指導体制の確認を行う。

(2) 市町

ア 共通事項

- (ア) 関係機関との連絡体制等について再度確認する。
- (イ) 防疫対策を担当する部局と連携をとり、防疫体制の準備を行う。

イ し尿処理関係担当部局（上下水道部下水道課）

- (ア) 医療・救護対策を担当する部局と連携をとり、医療・救護所への仮設トイレの設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。
- (イ) 避難対策を担当する部局と連携をとり、避難所への仮設トイレの設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。
仮設トイレの設置に関する留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

被害想定や防災計画に基づき、関係部局と協議して必要な数の仮設トイレを必要な場所に設置する。

医療・救護所、避難所以外にも、駅やバスターミナルなど人が多く集まる公的な場所においても、仮設トイレの設置を必要とする場合があることから、平常時から、これらの施設の管理者と協議し、必要なトイレ数を確保する。

- (ウ) し尿収集業者等へ発災に備えた待機を依頼する。
- (エ) し尿収集車の緊急車両指定手続きを準備する。
緊急車両指定における留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

緊急車両の指定については、平常時から警察署と連絡をとり、被災時には、その手続きが円滑に行うことのできるよう指定車両数、指定方法を調整しておくものとする。

- (オ) 応急復旧の協力要請を行う事業者等へ発災に備えた待機を依頼する。

3 住民・自主防災組織の役割と行動

(1) 住民

ア し尿の自家処理に必要な器具等の準備を継続する。

(2) 自主防災組織

ア 避難所等に仮設トイレ及びし尿処理関連資器材の設置を行う。

仮設トイレの設置に当たっての留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

避難所等における仮設トイレの設置については、平常時から衛生面や管理面を考慮して、その設置場所を決めておくものとする。

設置にあたっては、仮設トイレの型式等を考慮し、男子用、女子用及び要支援者（高齢者・障害者等）用を設置することが必要である。

2.2 災害応急対策

第1節 地震発生直後

地震発生直後の応急対策における行政及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

1 行政の役割と行動

(1) 県

ア 共通事項

(ア) 施設の被災状況を把握する。

(イ) 市町からの広域的支援要請に備え、各市町の被災状況を整理し、連絡及び支援体制の確認を行う。

イ し尿処理関係担当部局（くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課）

(ア) 環境省に対し、把握した被災状況を随時報告する。

(イ) 関係部局と連携をとり、上水道及び下水道の被害、断水世帯数等の把握に努め、被害状況から仮設トイレの必要数を推計する。

(2) 市町

ア し尿処理関係担当部局（上下水道部下水道課）

(ア) 関係部局と連携をとり、上水道及び下水道の被害状況を把握する。

(イ) 上下水道の被害状況に合わせて、関係部局と協議しながら水洗トイレの使用を自粛すべき区域の決定を行う。

(ウ) 水洗トイレの使用を自粛する区域への広報方法を検討し、関係部局と協力して水洗トイレの使用自粛と、し尿の自家処理の実施について広報する。

被災時の水洗トイレの使用等についての留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

- ・ 平常時から上下水道の被害状況の把握体制、水洗トイレの使用自粛、自家処理における留意事項等についての広報体制を十分に検討し、整備しておくものとする。
- ・ 団地、マンション等の集合住宅では、集合住宅単位で必要数の仮設トイレを備蓄することが望ましい旨、平常時から住民に対して広報する。

(エ) し尿処理関連施設、上水道の被害状況を把握し、仮設トイレ配置計画の見直し、仮設トイレ必要数の推計を行う。

2 住民・自主防災組織の役割と行動

(1) 自主防災組織

(ア) 設置した仮設トイレを避難者等の協力を得て、管理を行う。

仮設トイレを管理するうえで留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

消毒剤や殺虫剤を散布し、衛生害虫の発生を防止し、衛生管理を行うとともに、消臭剤等を使用して快適性を確保する。
また、手の消毒薬を用意し、避難者等の衛生を確保する。

(イ) し尿等の流出により環境汚染のおそれがある時は、市町の指示に従い防疫作業を実施する。

(ウ) 市町から水洗トイレの使用自粛の指示があった場合は、住民に使用を自粛するよう広報等により伝える。

第2節 広域的救援期（地震発生後1週間程度）

地震発生後1週間程度（狭域的災害対応期以降）の応急対策における行政及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

1 行政の役割と行動

(1) 県

ア し尿処理関係担当部局（くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課）

(ア) し尿処理施設の被災状況を把握し、広域的支援対策を検討する。

(イ) 市町の要請に基づき、必要な仮設トイレについて市町間の供給調整を行う。

(ウ) 市町の要請に基づき、必要なし尿収集車について、し尿収集関連団体の協力を得て市町間の供給調整を行う。

(エ) 広域的支援を行う上で本県のみでは対応が困難な場合、環境省に状況を報告する

とともに他県等への協力要請を行う。
広域的支援を行う上での留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

し尿処理に必要な資器材のみでなく、その運搬・設置等に必要な運搬車両、
運搬要員などを合わせて把握し、対策を講じる。

(ウ) 災害国庫補助事業に関する助言を行う。

(2) 市町

ア し尿処理関係担当部局（上下水道部下水道課）

(ア) し尿収集体制を確立する。

し尿収集体制を確立するうえでの留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

- ・ 平常時から、被害想定に基づき震災時のし尿収集計画を策定しておくものとする。
- ・ 関係部局と連携をとりし尿収集体制の確立に必要な情報を収集し、し尿収集体制を確立する。
- ・ 上下水道の被災状況、断水区域等を把握し、収集区域を決定する。
- ・ 仮設トイレの設置状況、道路の被災状況、緊急輸送路の確保状況等を把握し、し尿搬入先及び収集ルートを決する。なお、道路条件等により収集車両の大きさを考慮する必要がある。
- ・ 班編成を行い、効率的な収集を行う。なお、配車に際しては、道路の幅、収集車両の大きさ等を考慮する必要がある。

(イ) し尿収集体制を確立するうえで、広域的支援を必要とする場合は、近隣市町等へ支援を要請する。

し尿収集業者等に支援を要請する場合の留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

- ・ 平常時から、被災時に協力を要請するし尿収集業者等と、被災時における協力体制について協議しておくものとする。
- ・ 要請に当たっては、し尿収集業者等に、避難所の位置図、避難所ごとの避難者数、仮設トイレ配置数、し尿収集体制の被災状況、道路の被災状況、緊急輸送路の確保状況等の情報を提供する必要がある。
- ・ 支援を行うし尿収集業者等の受入ルート、拠点基地、給油基地等を確保するとともに、緊急車両指定の手続きを行う必要がある。
- ・ 連絡責任者を定めるなど、し尿収集業者等に対する指示・連絡体制を確立する必要がある。
- ・ 班編成を行い、班ごとに誘導・指揮を行う市町職員を配置する必要がある。

(ウ) 仮設トイレに不足が生じた場合は、近隣市町等の支援、仮設トイレを保有する建設業者等事業者の協力を要請する。

支援要請についての留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

- ・ 平常時から近隣市町等との連絡体制を確立しておくものとする。
- ・ 被災時の相互協力について、協定を締結しておくことも必要である。この場合、広域的な協力体制が確立できるよう努める必要がある。
- ・ 要請に当たっては、資器材はもとより、要員、派遣先等必要な事項を一括して要請することが必要である。
- ・ 建設業者等に協力を要請する場合、提供を受ける仮設トイレ等し尿処理関連資器材が無償提供であるか否かの確認を行うことが必要である。
- ・ 平常時から管内及び近隣市町の建設業者等の仮設トイレ等し尿処理関連資器材の保有状況を把握し、被災時における協力について要請をしておくことが必要である。

(エ) 市町での対応が困難であると判断された場合は、県に支援を要請する。

(オ) 災害国庫補助事業のための写真撮影、資料保存に努める。

2 住民・自主防災組織の役割と行動

(1) 住民

ア 狭域的災害対応期の応急対策を継続する。

(2) 自主防災組織

ア 狭域的災害対応期の応急対策を継続する。

イ 仮設トイレ及び関連資器材に不足を生じた場合は、市町に対応を要請する。

第3節 応急復旧期（地震発生後1箇月間程度）

地震発生後1箇月間程度（広域的救援期以降）の応急対策における行政、施設管理者及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

1 行政の役割と行動

(1) 県

ア 環境省と連絡をとり、市町に対する広域的支援対策を継続する。

イ 環境省と連絡をとり、市町に対する国庫補助事業への助言を行う。

(2) 市町

ア 仮設トイレの清掃、防疫の措置等の管理を継続する。

2 施設管理者の役割と行動

- (1) 運転不能の場合、施設建設業者等関連業者の協力を得て応急復旧を行う。
- (2) 応急復旧の進捗状況を随時、上下水道部下水道課へ報告する。

3 住民・自主防災組織の役割と行動

(1) 住民

- ア 水洗トイレ、下水道施設の使用制限が継続された場合、広報などによる市町等の指示に従う。
- イ 狭域的災害対応期及び広域的救援期の応急対策を継続する。

(2) 自主防災組織

- ア 狭域的災害対応期及び広域的救援期の応急対策を継続する。

避難所ごみの対応マニュアル

1. 避難所における分別例 【技 1-12】

災害時でも分別を行うことが、その後の処理をよりスムーズにし、結果的に復興に寄与することを念頭に、可能な限り分別を行うことが望ましい。ここでは、災害廃棄物の種類及び各期（初動及び応急復旧）による分別例を示す（出典：災害廃棄物分別・処理実務マニュアル—東日本大震災を踏まえて（一般社団法人廃棄物資源循環学会、平成 24 年 5 月）。



■ 災害初動時の避難所ごみ

避難所は災害発生後、すぐに小学校や中学校他広域避難所指定を受けている施設等に立ち上がる。すなわち、災害初動時に設置されるものであり、被災者が避難したときから避難ごみは発生する。

被災地域によって差が生じるが、初動時には、水、食料、トイレのニーズが高く、水と食料を中心とした支援物資が避難所に届けられ、それによって段ボール、ビニール袋や容器包装等のプラスチック類、生ごみ、し尿等が発生する。その他、毛布やブルーシート等も到着する。それらから、次のようなごみの排出が想定される。衛生状態の確保等からも、粗くてもよいので、ダンボールやごみ袋、ラベリング用品（ペン、ガムテープ、紙）等を使って、分別を始める。

- ・水……紙コップやプラコップ等（給水車の場合）、空ボトル（ペットボトルの場合）
- ・食料……段ボール、プラスチック製容器包装、缶等（箱詰めおにぎりやパン、乾パン等）
- ・トイレ^(※)……携帯トイレ（入手できた場合：ポリマーで固められた尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密閉する管理が必要）

※断水と停電等の場合、多くの既存トイレは使用不可となる。合併浄化槽の場合、水と電気が復旧すると使用できる。下水処理については、下水処理場次第であるが、水と電気が復旧すると水洗自体は可能になる。したがって、無理やり流す、非常用トイレを作る、48 時間程度は穴を掘って新聞紙を敷いて用を足すという緊急対応もやむを得ないと考えられる。

※もともと備蓄してあった災害トイレを除けば、仮設トイレが初動時に設置される可能性は低い。したがって、支援物資を送る際には飲料とともに災害トイレ等を一緒に送る必要がある。

なお、災害トイレ（携帯版）の場合、通常の 500cc の非常用トイレでは容量が足りないため、800cc のもの（あまり一般的ではない）がよいとの声が多い。また、密閉シール等があり、便もある程度の期間保存できるようなもの（改良）が必要と考えられる。

■ 応急復旧時の避難所ごみ

3日程度経過すると救援物資が急速に増える。食料品だけではなく、衣類や日用品も届き始める。それに伴って段ボールの排出も増加し、日用品に伴うごみも発生する。No. 12 表 1.2 に示すような廃棄物にも配慮しながら、分別を進める。避難所の運営における役割の1つに組み込む必要がある。

自治体による生活ごみ等の収集が可能な（再開した）場合は、避難所からの避難ごみも同様に収集が行われることが多い。ただし、状況によっては資源ごみの分別は不可能、全て災害廃棄物として収集する場合がある。収集が再開するまでのごみ、さらにその後も資源ごみについては保管が可能ならば、できるだけ避難所で保管する。



仙台市内の避難所の様子（新聞も分別）

■ 避難所で発生する廃棄物

避難所で発生する廃棄物の種類、その発生源、管理方法について表 1.1 に示す。

表 1.1 避難所で発生する廃棄物（例）

種類	発生源	管理方法
腐敗性廃棄物（生ごみ）	残飯等	ハエ等の害虫の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。処理事例として近隣農家や酪農家等により堆肥化を行った例もある。
段ボール	食料の梱包	分別して保管する。
ビニール袋、プラスチック類	食料・水の容器包装等	袋に入れて分別保管する。
し尿	携帯トイレ 仮設トイレ	携帯トイレを使用する。ポリマーで固められた尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密閉する管理が必要である。
感染性廃棄物（注射針、血の付着したガーゼ）	医療行為	<ul style="list-style-type: none"> ・保管のための専用容器の安全な設置及び管理 ・収集方法に係る医療行為との調整（回収方法、修理方法等）

■ 避難所ごみの3R（自宅避難を含む）

(1) リサイクル

被災自治体における収集が困難な状態にある場合は、安定した資源を中心に、支援物資搬入の帰り便やボランティアの方々に、引きとって帰ってもらうことも考えられる。

特に段ボールが最も大量に発生する。古紙回収業者が業務再開するようになれば適宜回収されるので、特に減らす必要性はないかもしれないが、古紙等に限らず収集が再開しない避難所においては検討の余地がある。



(2) リデュース・リユース

衛生面や利便性等から、使い捨て製品が多くなり、ごみも多く出る傾向にあるが、次のような工夫が考えられる。また、支援物資の在り方も重要である。

- ・ 食器へのラップ利用：食器を洗うことができないため、使い捨て容器等の使用が多いが、リユース（個人限定）食器にラップを敷いて、食後、ラップだけを捨てる工夫ができる。
- ・ 生ごみの堆肥化：近隣農家や酪農家等によるリサイクル収集が可能な場合もある。
- ・ 洗濯機の設置：洗濯ができないため、支援物資が豊富になると、衣類が使い捨てされ、大量のごみとなることもある。長期化する場合等は、洗濯機の設置も検討する。

(3) 自宅避難

- ・ 生活ごみ

自宅避難（待機）していても、ライフラインの復旧がなく、避難所等で支援物資等を受け取る世帯についても、基本的には通常ごみの排出に準拠する。通常のごみ収集は災害直後も津波被害を免れたところでは再開、ただし回数を減らし、資源ごみについては当面のところ自宅で保管することになる。プラスチックごみ等はかさばるので自宅内に保管することはストレスになるかもしれないが、当面（1ヶ月程度）は安定したかさばるごみの保管への協力が必要である。

- ・ 津波／水害浸水ごみ

津波／水害で家屋が床上浸水等したことによる家財ごみは、「津波／水害浸水ごみ」として排出する。これは泥や津波堆積物等も含むため、住民だけでは困難である場合もある。またボランティアによる排出が行われても、近所のステーション等に仮置できない場合は家の前の路上に排出することになり、路幅が狭い地域では道路を塞いでしまうことが多々あるため注意が必要である

■ し尿の処理・管理方法について

断水と停電等の場合、多くの既存トイレは使用不可となる。合併浄化槽の場合、水と電気が復旧すると使用できる。下水処理については、下水処理場次第であるが、水と電気が復旧すると水洗自体は可能になる。したがって、携帯用トイレが不足する場合は、無理やり流す、非常用トイレを作る、48時間程度は穴を掘って新聞紙を敷いて用を足すという緊急対応もやむを得ないと考えられる。

2. 生活系ごみ処理対策マニュアル

以下、「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」（静岡県、平成 16 年 7 月改訂）から、生活系ごみ処理対策について抜粋した。

2.1 防災応急対策

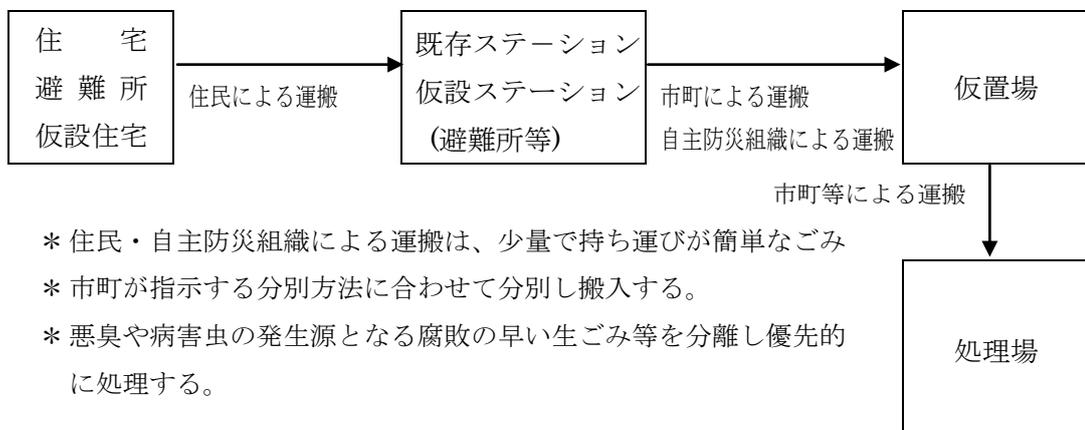
第 1 節 平常時

地震による被害により、ごみ処理は大きく影響を受けることとなることが予想される。この変化に迅速に対応するために行う平常時からの被災に備えた準備について定める。

2 ごみ処理に関する住民等との協力体制

地震による廃棄物は一時期にかつ大量に発生することが予想され、また、道路の通行不能や運搬・処理資機材の不足、職員の確保難等行政の対応にも限度が生じることが想定されることから、仮設ステーション等への運搬及び管理等について住民や自主防災組織との協力体制等についても検討する必要がある。

* ごみ（生ごみ等）の応急処理フロー例



(1) 市町

- ア 住民及び自主防災組織に対し協力を求める場合は、地震に伴う廃棄物の応急処理方法、作業手順・役割分担を明示しておく。
- イ 自主防災組織が仮設ステーションを設置する場合にあっては、事前に輸送路を示し合理的な計画となるよう指導する。
- ウ 仮置場の管理方法について職員の配置、運搬方法等の具体的計画を作成しておく。
- エ ごみ袋及び消毒用又は防臭用薬剤を備蓄しておく。
- オ 市町における担当室課及び責任者を定め住民に周知する。

(2) 住民

- ア ごみの分別、搬出については、市町の指導に従う。
- イ 上記指導があった段階で、持ち運びが簡単なごみを、実情にあわせステーション、仮設ステーションまで自己の責任において搬出する。
- ウ 早期に処理する必要があるごみ以外の搬出を自粛する。
- エ 人糞、爆発物・毒物等危険なものは搬出ごみに混入しない。
- オ 不法投棄をしない。

(3) 自主防災組織

- ア 仮設ステーションを実情にあわせ設置しその管理を行う。
- イ 仮設ステーションから実情にあわせ仮置場へのごみの運搬管理を行う。
- ウ 仮設ステーションの管理等の担当班をおき、責任者を定めておく。

第2節 応急対策準備期（注意情報発表後）

注意情報が発表されてから警戒宣言が発令するまでの間の応急対策における行政及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。注意情報の間は、日常の業務に支障が生じないように注意する必要がある。

地震発生が予知されなかった場合は、地震発生後、速やかに当節に定められた役割と行動に準じて、必要な対策を講じる。

1 行政の役割と行動

(1) 県

- ア 被災時の対応について確認を行う。
- イ 応急対策のための関係資料を準備する。
準備すべき資料を例示すると次のとおりである。なお、これらの資料が速やかに準備できるように平常時から整理しておくことが必要である。

< 応急対策関係資料 >

- ・ 市町ごみ処理施設一覧表
- ・ 市町ごみ収集車保有状況一覧表
- ・ 近県のごみ処理関連資料
- ・ 緊急時連絡先一覧表

- ウ 市町廃棄物リサイクル担当課（環境市民部廃棄物対策課）、東部健康福祉センター、環境省等関係機関との連絡体制を確認するとともに、応急対策等を実施するに当たり、協力要請を行う民間団体の確認を行う。

(2) 市町

- ア 被災時の対応について確認を行う。
- イ 応急対策のための関係資料を準備する。

準備すべき資料を例示すると次のとおりである。なお、これらの資料が速やかに準備できるように平常時から整理しておくことが必要である。

< 応急対策関係資料 >

- ・ 緊急時職員連絡網一覧表
- ・ 緊急時連絡先一覧表（警察署・消防署・東部健康福祉センター等）
- ・ 仮置場配置図及び収集運搬経路図
- ・ 避難所等防災関係施設配置図
- ・ 廃棄物処分業者一覧表
- ・ ごみ収集車両及び収集運搬業者一覧表
- ・ ごみ処理に関する広報文案

ウ 広報体制の確認を行う。

エ 防疫を担当する部局と連携を取り防疫体制の確認を行う。

オ 県廃棄物リサイクル担当（くらし環境部環境局廃棄物リサイクル課）、東部健康福祉センター等関係機関との連絡体制を確認するとともに、応急対策等を実施するに当たり、協力要請を行う民間団体、事業者等の確認を行う。

カ ごみ収集車の緊急車両指定手続きの確認を行う。

2 住民・自主防災組織の役割と行動

(1) 住民

ア 収集が復旧するまでの間、ごみの保管に必要な器具・用具等の準備を行う。

< 留意事項 >

平常時から、ごみ袋やごみの消毒剤及び防臭剤を、他の防災用品と合わせて備蓄しておく。

(2) 自主防災組織

ア 担当班の確認をする。

イ 仮設ステーション（市町の指導がある場合）の設置準備を行う。

ウ 避難所等のごみ処理関連資器材の点検を行う。

< ごみ処理関連資器材 >

- ・ ごみ袋
- ・ 手袋
- ・ 手の消毒薬
- ・ ごみの消毒剤

エ 非常時の住民への連絡体制を確認する。

第3節 応急対策実施期（警戒宣言発令後）

警戒宣言が発令されてから地震が発生するまでの間の応急対策における行政及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

地震発生が予知されなかった場合は、地震発生後、速やかに当節に定められた役割と行動

に準じて、必要な対策を講じる。

1 行政の役割と行動

(1) 県

- ア 関係機関との連絡体制等について再度確認する。
- イ 応急対策等を実施するに当たり、協力要請を行う民間団体等に対し、発災に備えた待機を依頼する。
- ウ 東部健康福祉センターは、市町に対して応急対策を徹底し、地震発生後は、速やかにごみ処理施設の被害状況を東部健康福祉センターに連絡するよう指示する。
- エ 東部健康福祉センターは防疫の指導體制の確認を行う。

(2) 市町

- ア 関係機関との連絡体制等について再度確認する。
 - イ 防疫対策を担当する部局と連携をとり、防疫体制の準備を行う。
 - ウ 仮置場の確認を行う。
- 仮置場の設置に関する留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

平常時から、被害想定や防災計画に基づき、関係部局と協議し、衛生面・近隣対策も考慮して、設置計画を立てておく。

- エ 避難対策を担当する部局と連携をとり。
 - オ ごみ収集業者へ発災に備えた待機を依頼する。
 - カ ごみ収集車の緊急車両指定手続きを準備する。
- 緊急車両指定における留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

緊急車両の指定については、平常時から警察署と連絡をとり、被災時には、その手続きが円滑に行うことのできるよう指定車両数、指定方法等を調整しておく。

3 住民・自主防災組織の役割と行動

(1) 住民

- ア ごみの保管に必要な器具・用具等の準備を継続する。

(2) 自主防災組織

- ア 仮設ステーションの確認を行う。
- イ 避難所等のごみ処理関連資器材の準備を継続する。

2.2 災害応急対策

第1節 地震発生直後

地震発生直後の応急対策における行政及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

1 行政の役割と行動

(1) 県

ア 東部健康福祉センターは、市町からごみ処理施設の被害報告を受け、その被害状況を県廃棄物リサイクル担当（くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課）へ報告する。

イ 県廃棄物リサイクル担当（くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課）は、ごみ処理施設の被害状況を把握する。

(2) 市町

ア ごみ処理施設の被害状況を把握し、その状況を東部健康福祉センターに報告する。

イ 関係部局を通じてライフラインの被害状況を把握する。

2 住民・自主防災組織の役割と行動

(1) 住民

ア 当面のごみ自己処理に必要な対策を講ずる。

(2) 自主防災組織

ア 仮設ステーション（市町の指導がある場合）の管理体制の検討を行う。

第2節 狭域的災害対応期（地震発生後2日～3日間程度）

地震発生後2日～3日間程度の応急対策における行政及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

1 行政の役割と行動

(1) 県

ア ごみ処理施設の被災状況を把握する。

イ 市町からの広域的支援要請に備え、各市町の被災状況を整理し、連絡及び支援体制の確認を行う。

ウ 環境省に対し、把握した被災状況を随時報告する。

エ 関係部局と連携をとり、ライフラインの復旧等の把握に努める。

(2) 市町

ア 関係部局と連携をとり、ライフラインの復旧状況を把握する。

イ 仮置場の管理体制を確保するとともに、ごみ収集体制の確立に必要な情報を収集する。

ウ ごみの分別や搬出方法について広報する。

3 住民・自主防災組織の役割と行動

(1) 住民

ア 収集が始まるまで、広報などによる市町の指示に従って、ごみを仮設ステーションに搬出する。

イ 早期に処理する必要があるごみ以外は搬出を自粛する。

(2) 自主防災組織

ア 仮設ステーションの管理体制を確保する。

イ 仮設ステーションのごみにより環境汚染の恐れがある時は、市町の指示に従い防疫作業を実施する。

ウ 市町からの広報を住民に伝える。

第3節 広域的救援期（地震発生後3日～7日間程度）

地震発生後3日～7日間程度（狭域的災害対応期以降）の応急対策における行政及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

1 行政の役割と行動

(1) 県

ア ごみ処理施設の被災状況を把握し、広域的支援対策を検討する。

イ 市町の要請に基づき、必要なごみ収集車について、ごみ収集関連団体の協力を得て、市町間の供給調整を行う。

ウ 広域的支援を行ううえで、本県のみでは対応が困難な場合、環境省に状況を報告するとともに他県等からの協力要請を行う。

広域的支援を行ううえでの留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

ごみ処理に必要な資器材のみでなく、その運搬・設置等に必要な運搬車両、運搬要員などを合わせて把握し、対策を講じる。

エ 災害国庫補助事業への助言を行う。

(2) 市町

ア ごみ収集体制を確立する。

ごみ収集体制を確立するうえでの、留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

- ・ 平常時から被害想定に基づき震災時のごみ収集計画を策定しておく。
- ・ 関係部局と連携をとりごみ収集体制の確立に必要な情報を収集し、ごみ収集体制を確立する。
- ・ 仮置場の設置状況、道路の被災状況、緊急輸送路の確保状況等を把握し、ごみ搬入先及び収集ルートを決定する。なお、道路条件等により収集車両の大きさを考慮する必要がある。
- ・ 班編成を行い、効率的な収集を行う。
- ・ なお、配車に際しては、道路の幅、収集車両の大きさ等を考慮する必要がある。

イ ごみ収集体制を確立するうえで、広域的支援を必要とする場合は、近隣市町等へ支援を要請する。

支援要請についての留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

- ・ 平常時から近隣市町等との連絡体制を確立しておくものとする。
- ・ 被災時の相互協力については、一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定書を活用する。
- ・ 要請に当たっては、資器材はもとより、要員、派遣先等必要な事項を一括して要請することが必要である。

ウ 市町での対応が困難であると判断された場合は、県に支援を要請する。

エ 国庫補助申請に備えて写真撮影、資料保存に努める。

2 住民・自主防災組織の役割と行動

(1) 住民

ア 狭域的災害対応期の応急対策を継続する。

(2) 自主防災組織

ア 狭域的災害対応期の応急対策を継続する。

イ 関連資器材に不足を生じた場合は、市町に対応を要請する。

ウ 市町の指示に従い、実情にあわせ（仮設）ステーション等に搬出する。

第4節 応急復旧期（地震発生後1箇月間程度）

地震発生後1箇月間程度（広域的救援期以降）の応急対策における行政、施設管理者及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

1 行政の役割と行動

(1) 県

- ア 環境省と連絡をとり、市町に対する広域的支援対策を継続する。
- イ 環境省と連絡をとり、市町に対する国庫補助事業への助言を行う。

(2) 市町

- ア ごみ処理施設の被害等により、施設によるごみ処理が長期にわたり不可能で、かつ、周辺市町等への処理委託が困難な場合は、仮置きを行う。
仮置きに際しての留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

- ・仮置きする場所の選定に当たっては、地下水汚染を生じることのないよう十分な検討を行う。
- ・仮置場所の衛生的な管理については、東部健康福祉センターの指導を受ける。
- ・仮置場所には、みだりに人が立ち入ることのできないように、必要に応じ、門や柵を設置するとともに管理体制を整備する。
- ・平常時から仮置きに適する用地の把握をしておくとともに、必要な資器材の確保対策を講じておく。

2 施設管理者の役割と行動

- (1) 運転不能の場合、施設建設業者等関連業者の協力を得て応急復旧を行う。
- (2) 応急復旧の進捗状況を随時、市町廃棄物リサイクル担当部局（環境市民部廃棄物対策課）へ報告する。

3 住民・自主防災組織の役割と行動

(1) 住民

- ア 広報などによる市町等の指示に従い、狭域的災害対応期及び広域的救援期の応急対策を継続する。

(2) 自主防災組織

- ア 市町の指示に従い、狭域的災害対応期及び広域的救援期の応急対策を継続する。

倒壊家屋等の解体撤去マニュアル

1. 損壊家屋等の解体・撤去と分別にあたっての留意事項 【技 1-15-1】

【指針の概要】

- (1) 倒壊してがれき状態になっている建物及び元の敷地外に流出した建物については、地方公共団体が所有者など利害関係者の連絡承諾を得て、又は連絡が取れず承諾がなくても撤去することができる。
- (2) 一定の原型を留め敷地内に残った建物については、所有者や利害関係者の意向を確認するのが基本であるが、関係者へ連絡が取れず倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士の判断を求め、建物の価値がないと認められたものは、解体・撤去できる。その場合には、現状を写真等で記録する。
- (3) 建物内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものは、一時又は別途保管し所有者等に引き渡す機会を提供する。所有者が明らかでない動産については、遺失物法により処理する。また、上記以外のものについては、撤去・廃棄できる。

【作業・処理フロー】

地方公共団体及び関係者の作業フロー及び廃棄物処理フローは、図 1.1 に示すとおりである。

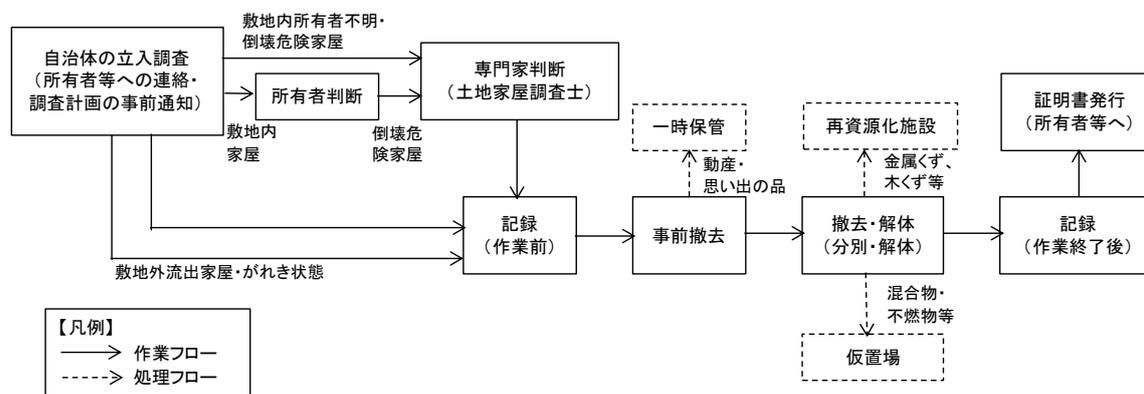


図 1.1 地方公共団体及び関係者の作業フロー及び廃棄物処理フロー

【留意点】

- ・ 可能な限り所有者等へ連絡を行い、調査計画を事前に周知した上で被災物件の立入調査を行う。
- ・ 一定の原型を留めた建物及び倒壊の危険があるものは土地家屋調査士を派遣し、建物の

価値について判断を仰ぐ。

- ・ 撤去・解体の作業開始前及び作業終了後に、動産、思い出の品等を含めて、撤去前後の写真等の記録を作成する。
- ・ 撤去及び解体作業においては、安全確保に留意し、適宜散水を行うとともに、適切な保護具を着用して作業を実施する。
- ・ 廃棄物を仮置場へ撤去する場合は、木くず、がれき類、金属くず等の分別に努め、できるだけ焼却及び埋立の処分量の減量化に努める。

【具体的な家屋撤去作業のノウハウ】

家屋解体を伴わない（倒壊してしまった／本来の敷地から流出した）家屋構造物や家財を中心とした廃棄物の撤去のポイントは次のとおりである。

・ 前述の国の指針等にあるとおり、可能な限り所有者等の承諾を得、事前に地域や日程を周知した上で実施する。また、前後等の写真記録を行う。

・ 作業方針（業者の作業・分別、自治体職員の立会い業務を含む）や地域割り、日程、搬入経路、班構成（職員及び業者等の人数、重機数）等を設定した上で、作業にあたる業者等を設定する。できる限り自治体職員の指示と配慮が行き届くように配置する。また、大型車の移動が多くなるため、作業エリア内や一次仮置場所への搬入路等の動線について、十分に設計しておく必要がある。

・ 特に、住民の方と直接接する場面や問い合わせも多いと考えられ、関係者で情報を共有すると同時に、関連する情報を整理し、Q&A等を準備しておくことが望ましい。

・ 混合状態になっていることが想定されるが、できるだけ現場で分別を行い、一次集積所に搬入することが望まれる。具体的には、できる限り、①金属くず、②生木、③家電製品、④自動車、⑤危険物（ボンベ・消火器等）、⑥がれき類（コンクリート・アスファルト）、⑦畳・マットレス、⑧貴重品・思い出の品等を分ける。

・ 業者や関係者の安全確保に心がけ、津波警報等が発令された際の情報源確保（ラジオの配布）や避難場所等の情報の事前確認、消火器の配置等を行う。

・ 粉塵の防止やアスベスト飛散防止のため、適宜散水して作業を行う。また、作業員や立会いは、防じんマスクやメガネ等の保護具を着用し、安全を確保する。



重機と手作業で分別・撤去を進める



作業場には消火器を(4/22仙台市にて)

2. 損壊家屋等の解体・撤去事例

2.1 自衛隊・地元建設業者による撤去・収集・運搬等

東日本大震災の地震及び津波によって、被災地は一帯が災害廃棄物等に覆い尽くされた。発災直後から、自衛隊が人命救助及び支援物資の運搬のために、災害廃棄物や津波堆積物の撤去・集積作業に着手した。また、自治体との災害協定に基づき、地元の建設業者団体等が道路啓開に直ちに取りかかった。一方、津波によって災害廃棄物や自動車等が海中に引き込まれ、被災者支援のための大型船の入港の妨げになるため海上啓開作業も急がれた。

災害廃棄物等の多くが土砂を多量に含み、様々な性状の廃棄物が混合した状態で堆積されたため、処理にあたっては、その分別が非常に困難であった。さらに、災害廃棄物等に行方不明者が覆われていたり、思い出の品・貴重品、あるいは危険物等も混在していたりしたため、撤去・集積作業は慎重さも要求されるものであった。



図 2.1 道路啓開状況

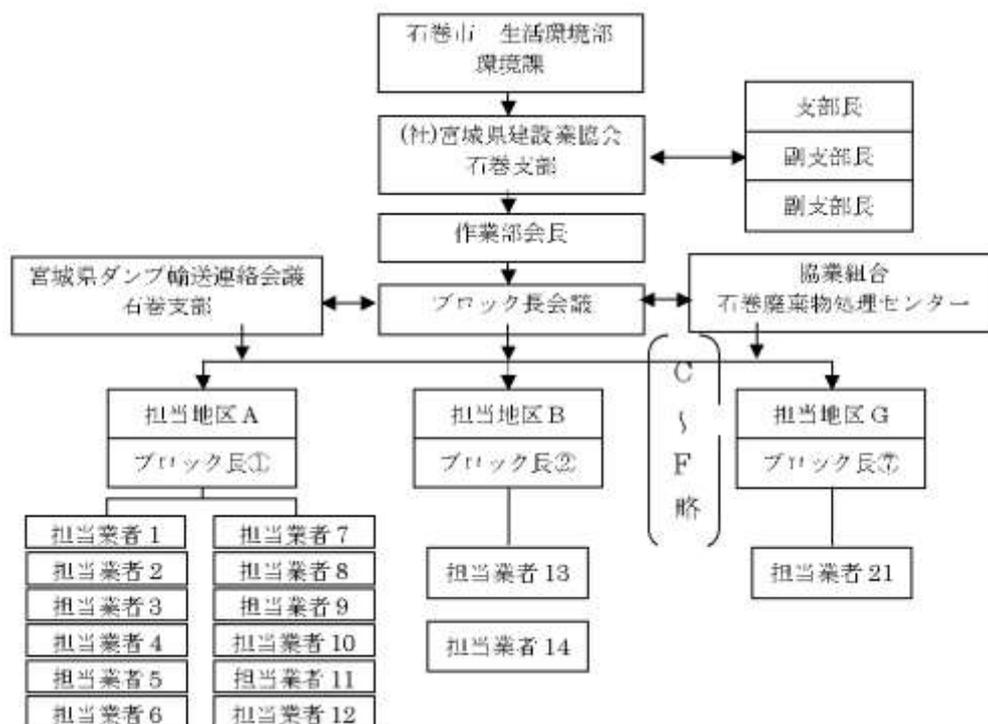
【参考】 仙台建設業協会におけるがれきの撤去・損壊家屋解体撤去の体制

(一社)仙台建設業協会では、人命捜索、道路啓開、宅地、農地等の優先順位をつけて、下記の体制により、災害廃棄物の撤去を行っていった。

- 不明者捜索に係るがれき類の撤去（人命隊）
- 浸水地域の家財類の撤去（濡れごみ隊）
- 道路啓開がれき類の撤去（道路隊）
- 被災車両の撤去（車両隊）
- 流出家屋等の撤去（がれき隊）
- 損壊家屋の解体・撤去（解体隊）
- 地震動により損壊した家財類の撤去（山ごみ隊）
- がれき類の分別，破碎・焼却処理（搬入場隊）
- 農地内のがれき類の撤去（農地隊）

なお、仙台市では、津波被害に遭った地域が広く平坦であったことから、建設業者が被災現場で重機により可燃物・不燃物・資源物の 3 種類に粗分別してから仮置場へ搬送することとした。その作業には、地元の建設業者・解体業者が所有する重機と運搬車両の活用が欠かせなかった。

宮城県石巻市では、建設業者団体が中心となり、トラック運送業者団体とともに撤去する体制が発災後 1 箇月後には構築できた。多くのチームを編成しつつも、窓口は一本とすることで組織的に活動できた。



出典：(公社)宮城県生活環境事業協会『東日本大震災の記録・体験記「絆」』

図 2.2 災害廃棄物処理体制の例 石巻市がれき撤去作業の体制

2.2 損壊家屋等の解体・撤去

平成 23 年 3 月 25 日に環境省は損壊家屋等の解体・撤去について指針を示し、損壊家屋については、概ね以下のとおりとした。

- ・ 倒壊してがれき状態になっているもの、本来の敷地から流出しているものは所有者等に連絡又はその承諾を得ることなく撤去して差し支えない。
- ・ 敷地内にあり一定の原形をとどめている場合は、所有者に意向確認するのが基本だが、連絡が取れない場合あるいは倒壊等の危険がある場合は、土地家屋調査士等の判断を求め、建物の価値がないと認められれば解体・撤去して差し支えない（現状を写真等で記録しておくことが望ましい）。

環境省の災害等廃棄物処理事業では、従来、損壊した家屋の解体費については、阪神・淡路大震災での特例措置を除いて補助対象ではなかった。しかし、東日本大震災における未曾有の被害状況に鑑み、損壊家屋等の解体・撤去について、市町村が生活環境保全上特に必要とした場合については補助対象とされることとなったものである。

さらに、東日本大震災における特例として、市町村が、下記の解体を行うことが必要と認めた場合は、災害等廃棄物処理事業の補助対象となった。

- ・ 港湾、鉄道、道路等の公共事業等に係る施設のうち、地方公共団体の所有に属する建物であって、他の復旧事業の対象とならないもの及び交付申請時において復旧計画が未定のもの
- ・ 官庁建物等災害復旧、公立・私立学校施設災害復旧費等、災害復旧事業が個々の制度として設けられているもののうち、当該制度の適用にならないもの等。

仙台市では、り災証明書において「全壊」又は「大規模半壊」と判定された個人の家屋及び中小企業者の事業所等（個人が自らの居住用に所有する住宅等は「半壊」を含む）については、市が解体・撤去を行うこととし、5 月 23 日から申請を受け付け、6 月 10 日から解体・撤去を開始した。

費用の算定は、環境省が示した「廃棄物処理費の算定基準」及び「倒壊家屋等の解体工事費の算定基準」を基に、作業の迅速性を確保するために、標準的な建物には単価契約方式を適用した。重機が入れないなどの特殊要因がある場合には、「国土交通省土木工事積算基準」「建設物価」等の単価・歩掛を用いて個別に積算し、契約した。

また、アスベストの飛散が懸念される場合には、専門業者による調査を経て、適宜、必要な対策を含めて契約を行った。

これらの膨大な発注等の事務処理及び立会い調査等は（一社）日本補償コンサルタント協会（以下「管理センター」）へ委託して実施した。

(1) 公費解体

仙台市における公費による解体の流れは、以下のとおりであった。

- ① 所有者等（申請者）からの申請受付
- ② 指示書（発注書）発出

- ③ 解体工事着手前に申請者・市・解体工事業者の三者で現地調査
- ④ 発注管理会議：解体する建物の確認や解体方法、作業の流れ、作業日程等を決定
- ⑤ (願出者・受入業者に対して) 調査終了後に解体・撤去決定通知書を申請者に交付
- ⑥ 解体業者が解体・撤去作業
- ⑦ (願出者・受入業者・管理センター) 撤去完了後、再度三者での現場立会いにより完了の確認
(受注業者に対して) 指示確認書発出
- ⑧ 業務完了報告書の提出・確認
- ⑨ (願出者に対して) 確認完了後、市から損壊家屋等解体・撤去完了通知書を申請者に郵送 (受注業者に対して) 支払い手続き
- ⑩ 申請者が滅失登記の手続き (未登記物件については家屋滅失届出を市の固定資産税担当課に提出)

【参考】被災家屋・被災自動車の所有者の意思確認 ～宮城県亶理町の方式

莫大な数の家屋等や自動車の所有者等を特定し、連絡先を見つけ出し、意思を確認することは非常に多くの人的・時間的コストを要する。また、所有者等がどのような方法で意思表示をすればよいかわからない場合もある。このため、亶理町では、家屋や自動車の所有者が、色の異なる旗を掲示することによって意思を示す方式をとった。

家屋：

- 自宅をがれきと一緒に撤去したい方 (赤)
- 自宅を残し庭先のがれきだけを撤去したい方 (黄)
- 手をつけないでほしい方 (緑)

自動車：

- 撤去しないでほしい場合のみ (緑) 旗を車体に結んでおく



撤去意思を旗で掲示
宮城県亶理町

出典：環境省「災害廃棄物処理優良取組事例集 (グッドプラクティス集)」(平成 23 年 7 月)

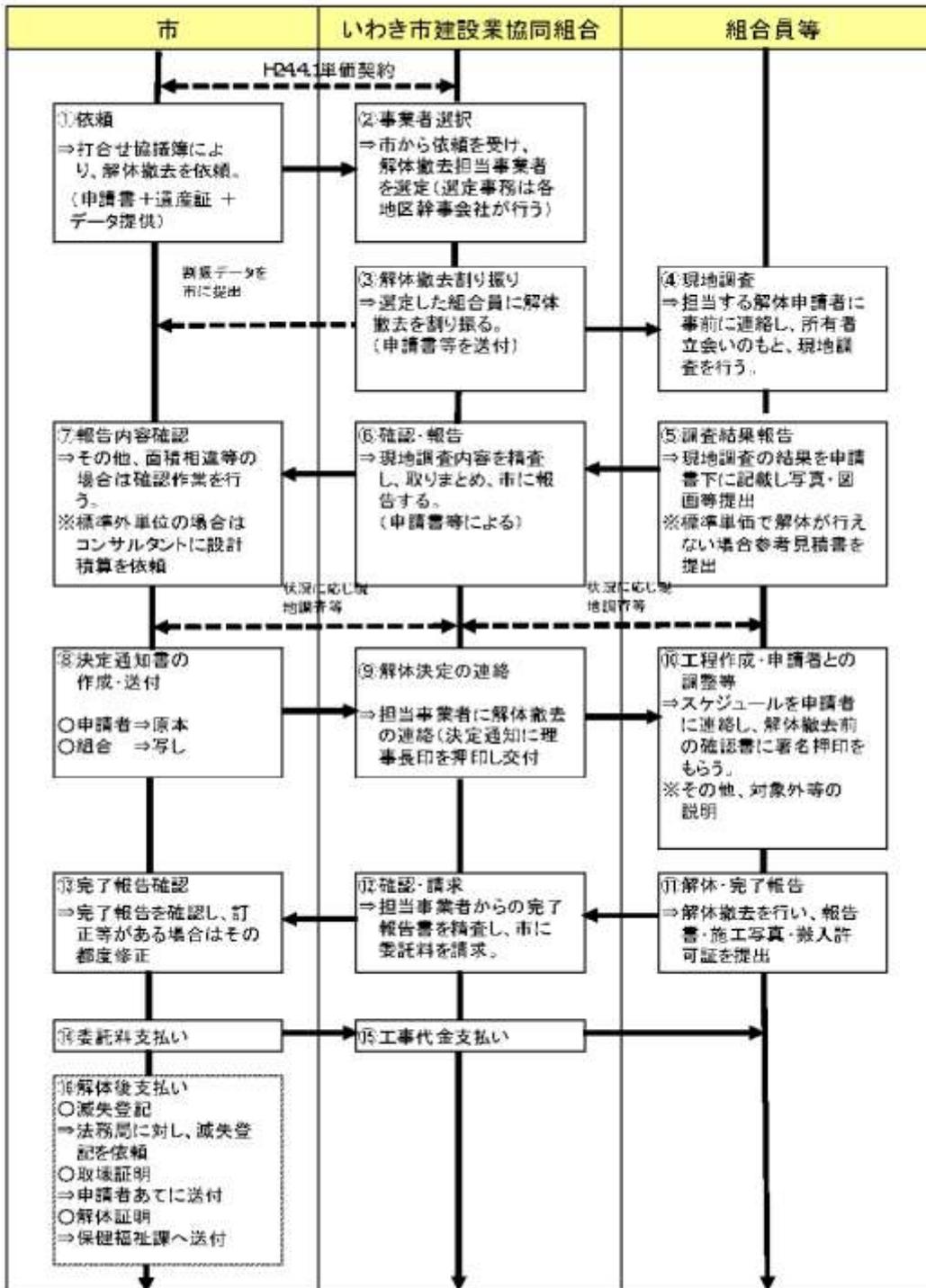
【参考】解体・撤去手続きにおけるトラブルを避けるために(1) ～仙台市の経験から

阪神・淡路大震災では、損壊家屋の解体や災害廃棄物の撤去工事に反社会的勢力が介入することが少なくなかった。この経験から、神戸市職員等の指導により、仙台市では、区ごとに住民向けの公費撤去解体の受付窓口を設置した。窓口の設置までには 2 箇月を要したが、体制を確保したことで適正な対応を講じることにつながった。

また、市が仙台建設業協会や組合に解体撤去を発注することで、全国から支援にくる事業者に反社会的勢力が含まれることを排除し、さらに作業員名簿を仙台市が預かり、仙台市が県警に確認を依頼して確認する手段を講じたことで徹底することができた。

福島県いわき市においては、これまですでに職員をぎりぎりの人数に減らしてきたことに加え、職員自身の被災や、原発事故のための辞職者もおり、被災家屋及び基礎の解体・撤去業務に対応できる人員の余裕はなかった。そのため、他の自治体 (東京都八王子市、長崎県長崎市、

群馬県前橋市) から職員派遣の支援を得てプロジェクトチームを立ち上げて対応した。また、建設業協同組合と単価契約を締結し、図 2.3 のフローにより公費解体を行った(申請等の書類は、参考資料のとおり)。



出典：福島県いわき市資料

図 2.3 福島県いわき市の損壊家屋等解体・撤去の流れ

(2) 所有者解体の場合の費用負担

公費解体の受付開始前に、家屋等の所有者等が、解体業者に解体・撤去を依頼していた場合も、市町村が必要性を認めれば補助事業の対象とされたが、この場合、市町村と処理業者間の契約に変更する必要があった。

仙台市では、所有者解体に係る受付を7月1日から開始した。手続きは以下のとおりであった。

① 所有者等（申請者）からの申請受付

② 市は解体・撤去が行われたことを現地確認

調査は敷地外から目視で行うとともに、敷地内を写真撮影、申請者に現地立会いは求めている（敷地内に立ち入る必要があるときは、事前に申請者に対し連絡）。

③ 市の基準により解体・撤去に要する費用の算定

④ 市と解体業者との間で解体・撤去に関する業務委託契約（新契約）を締結

国庫補助対象事業は市町村が行う事業に限られていたことによる。

契約額は「市の基準額」と「原契約（所有者と解体工事業者との契約）の契約金額」のいずれか低い方の額。

⑤ 新契約書に基づく委託料の支払

支払先は、契約上解体業者となるが、既に申請者が原契約に基づく支払いを終えている場合がほとんどであり、解体業者から申請者へ委託料の債権を無償で譲渡させることにより、市が申請者に対して当該委託料を支払った。

(3) 家屋等の基礎解体

家屋等の解体・撤去を進める過程において、上屋解体と同時に基礎まで撤去してしまうと境界線が不明確になることから、基礎のみは解体撤去せずに残すこともあった。

後日、地域ごとにまとめて実施するなど、災害等廃棄物処理事業として基礎解体・撤去が行われた。

【参考】解体・撤去手続きにおけるトラブルを避けるために(2)～仙台市の経験から

- 被災家屋等の解体工事の清算にあたり、写真がないことで完了報告に手間取った事例があった。委託業者等に対して指示を徹底することと、登記簿謄本を入手すること等の対策を行った。
- 家主等が避難している状況に対して、仙台市では、被害状況等にもよるが、損壊家屋等の解体撤去の申請受付は、プレス発表や避難所に直接情報提供するなど、広く周知を図るとともに、避難者が多くいる住民に近い場所（政令指定都市の場合は各区役所）に複数の受付窓口を設置して対応した。自治体は、計画やマニュアルを策定する際などに、予め想定して準備することが大切である。

【解体業者の声】 (一社)仙台建設業協会講演より

- 災害発生後、がれき処理はすぐに行わなければならないものである。仙台市では1年間、宮城県では3箇月間、特命や指名競争入札ができることとしたが、緊急性がある事業の場合、1年間くらいはこうした入札のやり方を認めてほしい。
- 自治体から解体撤去の合見積を求められることがあったが、被災後はどの業者も膨大な作業を抱えており、対応しきれない。結果として発注業務が遅れることになってしまう。
- 市町村によって単価が異なると、高いところへ事業者が集中するため、単価は県内で一律にするとよい。

2.3 損壊家屋等の解体・撤去時のアスベスト対策

家屋やビルの解体時にもっとも問題となるのが、アスベスト（石綿）の飛散である。

アスベスト廃棄物は、建築物等に用いられる吹き付け石綿、保温材、断熱材、耐火被覆材等のアスベスト含有建材等が発生源となる。

被災した建物等に使われていたアスベストは、災害廃棄物中に混合された状態になるため分別が困難であり、保護具の着用と散水等の飛散防止対策を講じながら現場から仮置場へ搬送した。また、建物の解体撤去に伴って発生するアスベスト廃棄物は、現場から最終処分場に直接搬入され、埋立処分された。

過去の大地震の経験を踏まえて、震災時のアスベスト対応については、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」（環境省、平成23年3月）、「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」（石綿除去作業における石綿漏洩防止徹底のための調査研究検討委員会）等の指針が示されている。

環境省では、災害廃棄物等の処理に携わる担当者等を対象に、「建築物等の解体工事及び廃棄物の適正処理等に係るアスベスト対策に係る講習」を表2.1のとおり実施した。

表 2.1 アスベスト対策に係る講習会開催回数

平成 24 年度	岩手県：4 会場、宮城県：2 会場で実施
平成 25 年度	岩手県：1 会場、宮城県：5 会場、福島県：2 会場で実施



被災建築物



被災建築物内側



天井吹き付け材



天井保温材

出典：環境省「建築物等の解体工事及び廃棄物の適正処理等に係るアスベスト対策に係る講習会」テキスト

図 2.4 アスベスト廃棄物の事例

3. 防じんマスクによる飛散粉じん対策方法 【技 1-15-2】

【基本的事項】

- ・ 災害廃棄物の撤去・処理活動における粉じん暴露量を低減・防止するために、撤去や処理等に従事する担当者や関係者、労働者、ボランティアは、適切な防じんマスクを着用する必要がある。
- ・ マスクは作業場所に適したものを着用することが基本であるが、災害廃棄物中に含まれる有害物質を特定することは困難であることから、想定される全ての有害物質の除去を目的とした防じんマスクの着用が理想的である。

国家検定合格標章 (マスク) (フィルター)



図 3.1 防じんマスクの合格標章

【マスクの種類】

- ・ 防じんマスクは、国家検定合格品（合格標章が貼付されているもの）から選定する必要がある（図 3.1 参照）。防じんマスクの種類は表 3.1 に示すとおりである。
- ・ 防じんマスクは、12 種類に分類されている。形状により使い捨て式と取替え式の 2 種類があり、粒子捕集効率により 3 段階に分類し、粒子捕集効率 80.0%以上（区分 1）、95.0%以上（区分 2）、99.9%以上（区分 3）としている。さらに、その粒子捕集効率試験を塩化ナトリウム（NaCl）で行うか、フタル酸ジオクチル（DOP）で行うかにより分類されている。詳細な区分については、表 3.1 に示す。
- ・ 防じんマスクは、それぞれの作業や条件に適したマスクを選択する必要がある。粉じん等の種類、作業内容、作業強度等の作業条件、作業環境中の粉じん等の発散状況、オイルミスト（油分が混じった粉じん）の有無等などが考えられる。

表 3.1 防じんマスクの種類

粒子捕集効率	使い捨て式防じんマスク(D)		取替え式防じんマスク(R)	
	S (固体) オイルミストなし	L (液体) オイルミストあり	S (固体) オイルミストなし	L (液体) オイルミストあり
区分 3 : 99.9%以上	DS3	DL3	RS3	RL3
区分 2 : 95.0%以上	DS2	DL2	RS2	RL2
区分 1 : 80.0%以上	DS1	DL1	RS1	RL1

出典：中央労働災害防止協会安全衛生情報センターホームページを基に作成

表 3.2 粉じん等の種類及び作業内容と、使用すべき防じんマスクの国家検定区分

粉じん等の種類及び作業内容	粉じんマスクの性能区分	
	オイルミストあり	オイルミストなし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の焼却施設に係る作業で、ダイオキシン類の粉じんの暴露のおそれのある作業 ・ 放射性物質がこぼれたとき等によるおそれがある区域内の作業又は緊急作業 	RS3	RS3 RL3
<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属のヒュームを発散する場所における作業 ・ 管理濃度が 0.1mg/m³以下の物質の粉じんを発散する作業 	RL2 RL3 DL2 DL3	RS2 RS3 DS2 DS3 RL2 RL3 DL2 DL3
<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、上記以外の粉じん作業 	Lタイプの防じんマスク	全ての防じんマスク

【適切な防じんマスクの選定順序と着用方法】

1. 物質の種類と濃度を確認
2. 作業内容に適したマスクの区分を確認
3. マスクのタイプを決定
4. マスクのサイズを確認
5. 他の保護具（眼鏡等）との属性を確認
6. 教育／装着トレーニングの実施
7. フィットチェックの実施
8. 点検・保守の実施



図 3.2 使い捨て式マスクの装着が悪い例

【留意事項】

- ・ 防じんマスクは環境空気中の酸素濃度が 18%未満の場所では使用してはならない。
- ・ 有害なガスが存在する場所では使用してはならない。使い捨て式防じんマスクは、石綿取扱い作業に使用してはならない。
- ・ マスクの変形・破損の確認を行い、着用者の顔面に合った防じんマスクを選択しなければならない



図 3.3 フィットチェック

出典：基安化発0328 第2号（平成23年3月、厚生労働省）

参考URL：環境省 粉じんのばく露を防ぐために正しくマスクを装着しましょう

http://www.env.go.jp/jishin/attach/asbestos_mask-set_v2.pdf

住友スリーエム フィットチェックの重要性

<http://www.mmm.co.jp/ohesd/support/sup01.html>

4. 解体・撤去に係る様式集・フォーマットの例 【参 16-1】

(様式1-1) 受付番号 _____

損壊家屋等の解体撤去申込書(個人・個人事業者)

(宛先) ○○町長 平成 年 月 日

申込者(家屋所有者) ※太枠内を記入してください。

家 屋 所 有 者	〒 -	住所	
		フリガナ	生年月日
		氏名	明・大・昭・平
	印		年 月 日
	電話 - -	電話	
申 込 代 理 人	〒 -	住所	
		フリガナ	
		氏名	
	印		
	電話 - -	電話	
		申込者との関係 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> その他()	
連 絡 先	※解体立ちあい、調整などの連絡先 <input type="checkbox"/> 家屋所有者と同じ <input type="checkbox"/> 代理人と同じ		
	〒 -	住所	
		フリガナ	
		氏名	
	電話 - -	電話	
		印	

東日本大震災により損壊した下記の建物等について○○町による解体撤去を申し込みます。
 なお、建物等についての権利関係等については、別紙一覧のとおり確認しており、権利者に
 対しては、当該解体・撤去について説明を行った上、同意を得ております。

記

解体建物所在地	<input type="checkbox"/> 申込者住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる所在地()
解体建物の種類	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 分譲マンション(名称) <input type="checkbox"/> 賃貸・寮・社宅(名称) <input type="checkbox"/> 事務所・店舗 <input type="checkbox"/> その他()
り災状況	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> その他() り災証明書受付番号()
建物等の状況	<input type="checkbox"/> 既に倒壊している <input type="checkbox"/> 他の家屋等に物的被害を生じさせている <input type="checkbox"/> 倒壊により人的・物的被害を生じる恐れがある <input type="checkbox"/> 解体済み <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> その他敷地内の損壊物・状況 ()

※申込内容や被害の状況等により、解体撤去をお引き受けできないことがあります。

解体家屋等の解体撤去に係る同意

左記のとおり申込みした家屋を町が解体・撤去するに当たり、下記について同意します。

- 1.〇〇町が当該家屋の解体・撤去の処理を行うにあたって、町からの連絡調整に応じ、解体の立ち会いを行うなど、トラブルの防止に自ら誠意を持って対応すること。
- 2.当該家屋の解体・撤去に関して、〇〇町に一切の不服申立及び争訟の提起をしないこと。
- 3.借地・借家人をはじめ当該家屋の関係者と事後の紛争があった場合は、家屋所有者の責任において、解決すること。
- 4.〇〇町が当該解体・撤去のため、当該家屋に係る固定資産税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧・紹介すること。

(注意)

- ※1 申請者が代理人の場合は、家屋所有者からの委任状(実印)を添付して下さい。
- ※2 申込み申請の際に、運転免許証など本人確認できる書類の確認・複写をします。
- ※3 被害の程度によって、解体・撤去をお引き受けできない場合があります。

上記4項目について説明を受け、同意のうえ申請します。

氏名(自署)

印

【処理欄】 (以下は記入しないで下さい。)

受付	月日	平成	年	月	日	受付者
添付書類	申込者確認	所有者	<input type="checkbox"/> 運転免許証 又は <input type="checkbox"/> パスポート、 <input type="checkbox"/> その他()			
		代理人	<input type="checkbox"/> 委任状、 <input type="checkbox"/> 代理人確認資料、 <input type="checkbox"/> 所有者の実印押印・印鑑証明			
	必ず添付	<input type="checkbox"/> り災証明書(写)、 <input type="checkbox"/> 建物登記簿、 <input type="checkbox"/> 資産証明書				
	次の場合添付	登記簿上権利者有り→ <input type="checkbox"/> 全員の同意書・印鑑証明 未相続→ <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書 又は <input type="checkbox"/> 法定相続人の同意書・印鑑証明				
延床面積	m ²					
構造						

(様式1-2)

受付番号

損壊家屋等の解体撤去申込書(中小企業者向け)

(宛先) ○○町長

平成 年 月 日

申込者(家屋所有者) ※太枠内を記入して下さい。

家屋所有者	住所	〒 -		
	フリガナ			
	フリガナ 名称			電話 - -
	フリガナ 代表者	印		資本金 円
	業種	<input type="checkbox"/> 製造業・建設業・運輸業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業		
申込代理人	住所	〒 -		
	フリガナ			
	氏名	印		
	電話	- -		
	申込者との関係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> その他()		
連絡先	※解体立ちあい、調整などの連絡先 <input type="checkbox"/> 家屋所有者と同じ <input type="checkbox"/> 代理人と同じ			
	住所	〒 -		
	フリガナ			
	氏名			
	電話	- -		

東日本大震災により損壊した下記の建物等について○○町による解体撤去を申し込みます。
 なお、建物等についての権利関係等については、別紙一覧のとおり確認しており、権利者に対しては、当該解体・撤去について説明を行った上、同意を得ております。

解体建物所在地	<input type="checkbox"/> 申込者住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる所在地()
解体建物の種類	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 分譲マンション(名称) <input type="checkbox"/> 賃貸・寮・社宅(名称) <input type="checkbox"/> 事務所・店舗 <input type="checkbox"/> その他()
り災状況	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> その他() り災証明書受付番号()
建物等の状況	<input type="checkbox"/> 既に倒壊している <input type="checkbox"/> 他の家屋等に物的被害を生じさせている <input type="checkbox"/> 倒壊により人的・物的被害を生じる恐れがある <input type="checkbox"/> 解体済み <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> その他敷地内の損壊物・状況()

※申込内容や被害の状況等により、解体撤去をお引き受けできないことがあります。

解体家屋等の解体撤去に係る同意

左記のとおり申込みした家屋を町が解体・撤去するに当たり、下記について同意します。

- 1.〇〇町が当該家屋の解体・撤去の処理を行うにあたって、町からの連絡調整に応じ、解体の立ち会いを行うなど、トラブルの防止に自ら誠意を持って対応すること。
- 2.当該家屋の解体・撤去に関して、〇〇町に一切の不服申立及び争訟の提起をしないこと。
- 3.借地・借家人をはじめ当該家屋の関係者と事後の紛争があった場合は、家屋所有者の責任において、解決すること。
- 4.〇〇町が当該解体・撤去のため、当該家屋に係る固定資産税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧・紹介すること。

(注意)

- ※1 申請者が代理人の場合は、家屋所有者からの委任状(実印)を添付して下さい。
- ※2 申込み申請の際に、運転免許証など本人確認できる書類の確認・複写をします。
- ※3 被害の程度によって、解体・撤去をお引き受けできない場合があります。

上記4項目について説明を受け、同意のうえ申請します。

法人名

氏名(自署)

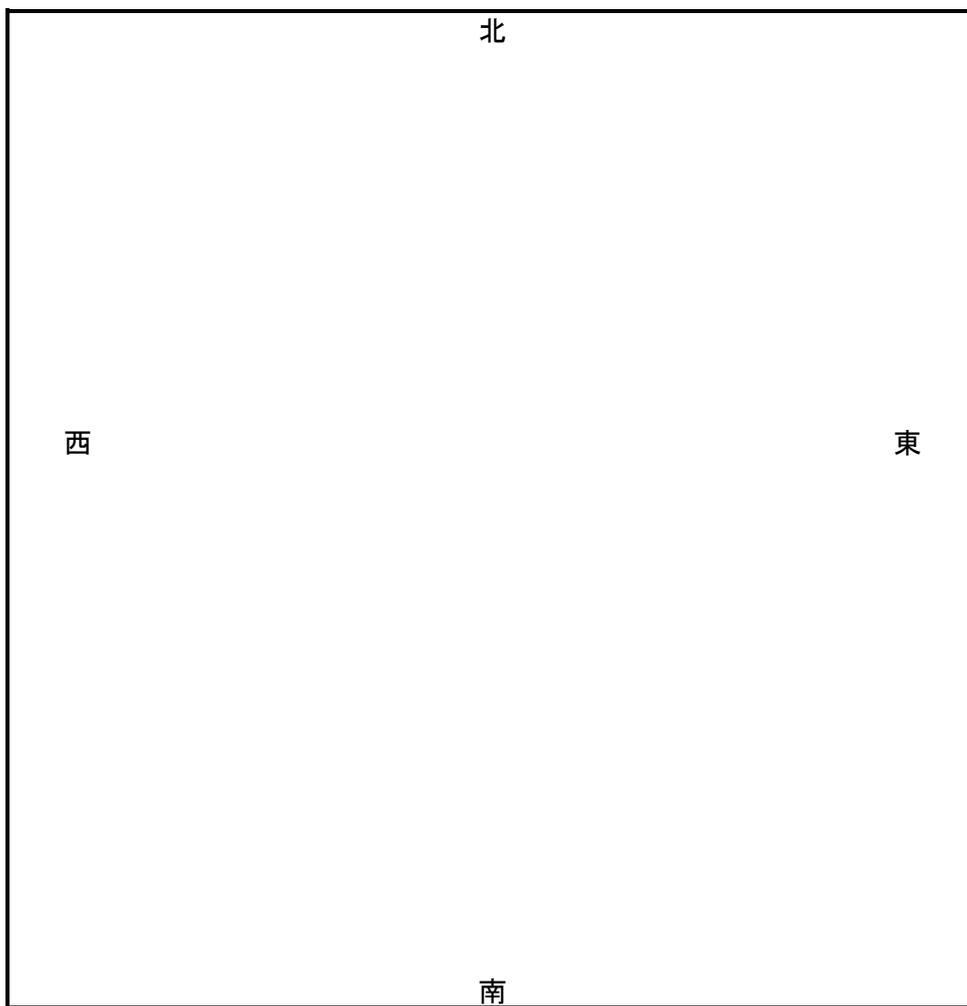
印

【処理欄】 (以下は記入しないで下さい。)

受付	月日	平成	年	月	日	受付者
添付書類	申込者確認	所有者	<input type="checkbox"/> 運転免許証 又は <input type="checkbox"/> パスポート、 <input type="checkbox"/> その他()			
		代理人	<input type="checkbox"/> 委任状、 <input type="checkbox"/> 代理人確認資料、 <input type="checkbox"/> 所有者の実印押印・印鑑証明			
	必ず添付	<input type="checkbox"/> り災証明書(写)、 <input type="checkbox"/> 建物登記簿、 <input type="checkbox"/> 資産証明書				
	次の場合添付	登記簿上権利者有り→ <input type="checkbox"/> 全員の同意書・印鑑証明				
未相続→ <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書 又は <input type="checkbox"/> 法定相続人の同意書・印鑑証明						
延床面積	m ²					
構造						

(様式2)

建物配置図(見取り図)



【作成上の注意】

- 1 枠内の方位に従って枠内に敷地全体が収まるようにお書き下さい。
- 2 敷地内の建物は、全てお書き下さい。
- 3 解体したい建物を斜線で表示して下さい。
- 4 建物には。「住居」、「事務所」、「作業所」、「店舗」、「倉庫」などの名称を入れて下さい。

(様式3)

損壊家屋等の解体撤去に係る同意書(共有者用)

平成 年 月 日

(宛先) ○○町長

共有者

〒

住 所

フリガナ

氏 名

実印

電話番号

私は、共有する下記の建物に関して、以下について同意します。

- 1 次の共有者が○○町に申込みした損壊家屋等の解体撤去申込書により、町が当該建物の解体撤去を行うこと。

共有者(申込者)

住 所

氏 名

持 分

- 2 建物の解体撤去処理に伴い事後の紛争があった場合は、私を含む共有者が、建物所有者の責任において解決すること。
- 3 当該建物に係る解体撤去及び敷地内の損壊物の処理に関して○○町に対して一切の不服の申立及び争訟の提起をしないこと。
- 4 当該建物の解体撤去に関して、町が必要な範囲で、り災状況、家屋等の固定資産課税情報、住民及び戸籍関連の書類を閲覧、取得すること。

記

対象建物

所在地

建物の種類及び名称

(様式4)

損壊家屋等の解体撤去に係る同意書(関係権利者用)

平成 年 月 日

(宛先)〇〇町長

所有者
〒

住所
フリガナ
氏名 実印
電話番号

私は、下記の建物の解体撤去について、建物所有者として、全ての関係権利者の同意を得ました。
また、解体撤去に当たっては、近隣住民の了解を得るとともに、万一紛争が生じた場合は責任を持って対処します。

1 解体撤去の対象建物

所在地
建物の種類

2 関係権利者 (同意者の印鑑証明書を添付ください。)

上記1 の建物の解体撤去に同意します。

同意者 (※本人が自署すること。)

(1) 住所

氏名 実印
建物所有者との権利関係
()

(2) 住所

氏名 実印
建物所有者との権利関係
()

(3) 住所

氏名 実印
建物所有者との権利関係
()

- (4) 住所
- | | |
|-------------|----|
| 氏名 | 実印 |
| 建物所有者との権利関係 | |
| (|) |
- (5) 住所
- | | |
|-------------|----|
| 氏名 | 実印 |
| 建物所有者との権利関係 | |
| (|) |
- (6) 住所
- | | |
|-------------|----|
| 氏名 | 実印 |
| 建物所有者との権利関係 | |
| (|) |
- (7) 住所
- | | |
|-------------|----|
| 氏名 | 実印 |
| 建物所有者との権利関係 | |
| (|) |
- (8) 住所
- | | |
|-------------|----|
| 氏名 | 実印 |
| 建物所有者との権利関係 | |
| (|) |
- (9) 住所
- | | |
|-------------|----|
| 氏名 | 実印 |
| 建物所有者との権利関係 | |
| (|) |
- (10) 住所
- | | |
|-------------|----|
| 氏名 | 実印 |
| 建物所有者との権利関係 | |
| (|) |

※欄が不足する場合は、任意様式で追加ください。

(様式5)

損壊家屋等の解体撤去に係る同意書(法定相続人用)

平成 年 月 日

(宛先)〇〇町長

所有者
〒

住所

フリガナ

氏名 実印

電話番号

登記名義人との関係

私は、下記のとおり対象建物の解体撤去について、全ての法定相続人の同意を得ました。

記

1 解体撤去の対象建物

所在地

建物の種類

2 法定相続人の同意 (同意者の印鑑証明書を添付ください)

上記1の建物の解体撤去に同意します。

同意者 (※本人が自署すること。)

(1) 住所

氏名 実印

登記名義人との権利関係

()

(2) 住所

氏名 実印

登記名義人との権利関係

()

(3) 住所

氏名 実印

登記名義人との権利関係

()

- (4) 住所
- | | |
|-------------|----|
| 氏名 | 実印 |
| 登記名義人との権利関係 | |
| (|) |
- (5) 住所
- | | |
|-------------|----|
| 氏名 | 実印 |
| 登記名義人との権利関係 | |
| (|) |
- (6) 住所
- | | |
|-------------|----|
| 氏名 | 実印 |
| 登記名義人との権利関係 | |
| (|) |
- (7) 住所
- | | |
|-------------|----|
| 氏名 | 実印 |
| 登記名義人との権利関係 | |
| (|) |
- (8) 住所
- | | |
|-------------|----|
| 氏名 | 実印 |
| 登記名義人との権利関係 | |
| (|) |
- (9) 住所
- | | |
|-------------|----|
| 氏名 | 実印 |
| 登記名義人との権利関係 | |
| (|) |
- (10) 住所
- | | |
|-------------|----|
| 氏名 | 実印 |
| 登記名義人との権利関係 | |
| (|) |

※欄が不足する場合は、任意様式で追加ください。

(様式6)

委 任 状

平成 年 月 日

(宛先)〇〇町長

申込者 千
(所有者) 住 所 _____
フリガナ _____
氏 名 _____ 実印
電話番号 _____
登記名義人との関係 _____

私は、次の権限を下記の者に委任します。

- 1 私が所有する下記の損壊家屋等の解体撤去申込書及び当該申込みに必要な書類を〇〇町に提出すること。
- 2 申込みに係る書類に不備がある場合に、当該申込書の補正又は取下げをすること。
- 3 上記1及び2 のほか、当該家屋等の解体撤去の申込みに関して必要な一切の権限

記

受任者(代理人)

住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日
電話番号 _____

損壊家屋等

所有地 _____
建物の種類及び名称 _____

(様式7)

損壊家屋等の解体撤去済申出書

平成 年 月 日

(宛先)〇〇町長

所有者
〒

住所
フリガナ

氏名 実印

電話番号 - -

申出者 所有者 その他(所有者との関係)

東日本大震災により損壊した下記の建物について、生活環境保全上、支障が生じたため、既に解体撤去しました。
つきましては、建物等の解体撤去について、〇〇町の支援を要望します。

記

建物所在地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる 所在地()
建物の種類	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 分譲マンション(名称) <input type="checkbox"/> 賃貸・寮・社宅(名称) <input type="checkbox"/> 事務所・店舗 <input type="checkbox"/> その他()
解体した建物の所有者	<input type="checkbox"/> 申出者と同じ <input type="checkbox"/> 異なる場合 〒 - 住所 フリガナ 氏名
り災認定状況	り災証明書 <input type="checkbox"/> 有・証明書番号() <input type="checkbox"/> 無 り災の認定 <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> その他
解体等の状況	裏面の通り
連絡先	<input type="checkbox"/> 申出者と同じ <input type="checkbox"/> 解体した建物の所有者と同じ <input type="checkbox"/> 異なる場合 〒 - 住所 フリガナ 氏名

初期分別及び一次仮置場の運営マニュアル

1. 初期分別例

■災害初動時の分別

初動期には、まず表 1.1 の「避難ごみ」「地震廃棄物」「津波／水害廃棄物」への対応が必要となる。この際、配慮が必要な廃棄物例を表 1.2 に示す。災害初動時には、これらの仮置場の設置・準備と生活ごみの収集再開を第一に行うことになる。なお、当面、ごみ量が増えるため、応急復旧時も優先順位をつけて、排出・収集量をコントロールする必要がある。また、次のような点にも注意が必要である。なお、仙台市における初動時の対応例を表 1.3 に示す。

- ・ 処理については、自らの自治体内で対応できない場合もあると考えられ、分別については、他都市での処理も想定して行う必要がある。
- ・ 仮置場・集積所における作業能力、中間処理施設の確保とあわせて、燃料確保が難しく、回収や処理がままならない場合もある。それを念頭に、後回しにできるものは、できるだけ後回しにする視点も重要である。
- ・ 基本的には、大量の「家屋ごみ」は、応急復旧時の対応と想定しているが、一定の排出が予想されるため、あわせて、後述の応急復旧時の分別についても参照しておく。

表 1.1 災害廃棄物カテゴリーの例

カテゴリー		概要	イメージ	廃棄物種類
避難ごみ	生活・避難ごみ（普通）	避難所生活や、避難生活から（ライフライン確保が難しいために通常と異なる形で）排出・保管されている生活ごみ等（家屋損壊物や家財を除く）		可燃ごみ、生活ごみ、不燃ごみ、プラ製容器包装、缶・びん・ペットボトル類、有害廃棄物、し尿、医療系廃棄物等（乾燥した物を想定）
	医療ごみ	医療機関や介護施設、避難所等から出る医療系廃棄物		注射針、血液のついた器具や手袋等
地震廃棄物（通称、山ごみ）	家財ごみ	地震により破損・故障した家財等の廃棄物（家屋損壊物を除く）	 市民持込み仮置場（3/30仙台市ニッペリア）	家電製品、家具等（乾燥した物を想定）

カテゴリー		概要	イメージ	廃棄物種類
地震廃棄物（通称、山ごみ）	家屋ごみ	地震で倒壊した家屋（家財等を含む場合もある）※震災後の火災にあったものもある。	 阪神大震災等で中心を占めた（神戸市）	解体家屋、家電製品、家具、大型ごみ、畳、マットレス、庭木、家屋周辺構造物、有害廃棄物（アスベスト、PCB等）等（燥した物）
	車	自動車、バイク等		
津波廃棄物（通称、海ごみ）	津波浸水ごみ	津波による浸水があったものの、大きな倒壊には至らなかった地域における海水等を被った廃棄物（家財中心）	 浸水痕が残る（3/28多賀城市内）	【海水を被った物】家電製品、家具、大型ごみ、畳、マットレス、庭木
	津波倒壊ごみ	津波により、倒壊し、海水等を被った家屋（家財等を含む場合もある）	 津波により倒壊した家屋が混在（3/26仙台市若林区）	【海水を被った物】解体家屋、家電製品、家具、大型ごみ、畳、マットレス、庭木、家屋周辺構造物、有害廃棄物（アスベスト、PCB等）等
	津波堆積物	津波により巻き上げられて運ばれ、陸地に堆積した堆積物（汚泥やヘドロ、土砂等と呼ばれている場合もある）	 津波堆積物に覆われた田（3/26仙台市若林区）／上：乾燥してきた部分のアップ（3/31石巻）	その土地の周辺施設等によって、性状が異なる ⇒基本的にはエリアごとに取り扱う必要がある
津波廃棄物（通称、海ごみ）	水産物	災害に伴って廃棄物となってしまった水産物・水産加工物（津波堆積物と混ざったものもある）	 水産廃棄物（岩手県）／上は津波堆積物と混ざって腐敗が始まった様子（3/31石巻）	

カテゴリー	概要	イメージ	廃棄物種類
津波廃棄物 (通称、海ごみ)	船舶・車	自動車、船舶	自動車、バイク、船舶等
	大型物	工場や構造物に由来した大型の／特殊な廃棄物	個別対応が必要と考えられるタンク、電柱、飼料・肥料等
	がコン	コンクリートがら等	コンクリートがら、アスファルトがら、廃瓦等
	草木類	沿岸部の松林や植木等がなぎ倒され、散乱・堆積したもの 沿岸の松林の木・枝葉が堆積 (3/26仙台市宮城野区)	生木等
	他	その他、注意を要する物が出てくる可能性もある	
水害廃棄物 (通称、川ごみ)	水ご害 み 浸水	洪水等による浸水があったものの、大きな倒壊には至らなかった地域における水等を被った廃棄物（家財中心）	【水を被った物】 家電製品、家具、大型ごみ、畳、マットレス、庭木
	水ご害 み 倒壊	洪水等により、倒壊し、水等を被った家屋（家財等を含む場合もある）	【水を被った物】 解体家屋、家電製品、家具大型ごみ、畳、マットレス、庭木、家屋周辺構造物、有害廃棄物（アスベスト、PCB等）等
	他	その他、津波廃棄物と類似の廃棄物が出てくる可能性がある	

出典：災害廃棄物分別・処理実務マニュアルー東日本大震災を踏まえて（一般社団法人廃棄物資源循環学会、平成24年5月）

表 1.2 初動時（避難ごみ、家財ごみ、津波／水害浸水ごみ）に配慮が必要な廃棄物

時間対応	災害初動時		応急復旧時
	仮置場（持込）	回収再開時	通常運用まで
可燃ごみ			
食品ごみ	●「可燃ごみ」として、回収（回収再開の見込みが立つまで） ○可能な限り保管を依頼	●「可燃ごみ」として、頻度を減らして回収	●「可燃ごみ」として、頻度を減らして回収
おもつ・衛生用品			
腐敗性の高い物			
容器包装材			
その他（非腐敗性）			
不燃ごみ・粗大ごみ			
家電製品（生活復旧に支障を来す破壊状態）	●「家電」として回収		○可能な限り保管を依頼
割れガラス・陶器類（同上）	●「ガラス・陶器くず」として回収		○可能な限り保管を依頼
家電製品（上記以外）			
バイク・自転車（生活復旧に支障を来す破壊状態）	●「バイク・自転車」として回収		
家具類（同上）	●「家具類」として回収		
タイヤ（同上）	●「タイヤ」として回収		
金属類（同上）	●「金属類」として回収		
その他			
分別回収ごみ（資源系）			
紙類			
プラ製容器包装			
缶・びん・ペットボトル			○回数を限定して回収
有害廃棄物・医療系廃棄物			
廃電池類			○回数を限定して回収
廃蛍光管類	●割れた物は梱包・ラベリングして分別排出		○回数を限定して回収
医療系廃棄物（家庭）	●梱包・ラベリングして分別排出		
消火器、ストーブ（灯油）等	●作業時の事故防止を念頭に、分別排出		
その他の有害廃棄物（生活復旧に支障を来す破壊状態）	●梱包・ラベリングして分別排出		
その他	○可能な限り保管を依頼		
家屋解体廃棄物（大量の排出は、応急復旧時と想定）			
家屋解体廃棄物・量類※	●状態により分別（量類・可燃等）	可能な限り保管を依頼	
アスベスト含有部材※	●梱包等してラベリング・保管・排出（国の指針等も参考に）		
PCB含有電気機器	●梱包等してラベリング・保管・排出（国の指針等も参考に）		

: 最優先すべき
 : 優先すべき
 : 優先順位は低い

※家屋解体廃棄物中のアスベスト含有の可能背があるものは破碎せず区分する。

出典：災害廃棄物分別・処理実務マニュアルー東日本大震災を踏まえて（一般社団法人廃棄物資源循環学会、平成24年5月）

表 1.3 仙台市における初動時の対応例

	廃棄物対応	分別・対象品目
3/13	仮置場（市民持込用）を各区1ヵ所設置する方針を決定	
3/15	定期収集を家庭（可燃）ごみに限定して再開 仮置場（市民持込用）を市内5ヵ所（今泉、西花苑公園、西中田公園、鶴ヶ谷中央交通公園、将監公園）に設置	定期収集：家庭（可燃）ごみ 仮置場：概ね3分別（可燃ごみ、不燃ごみ、家電類） その後、スタッフが分別
3/23	日の出町公園野球場に仮置場を設置（鶴ヶ谷中央交通公園の閉鎖に伴う） 同様に他も満杯（閉鎖）になった場合は、新たに設置し、以降、交互に使用	
3/27	ニッペリアに仮置場設置	概ね6分別（可燃ごみ、ガラス・陶器くず、がれき類、家電製品、金属くず、家具類）
3/28	ペット斎場再開	
3/29～4/4	1回に限り、缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類を収集	
4/25	プラスチック製容器包装材の収集を再開（当面、限定的に）	
5/10	仮置場（市民持込用）を全て閉鎖	

出典：災害廃棄物分別・処理実務マニュアルー東日本大震災を踏まえて（一般社団法人廃棄物資源循環学会、平成24年5月）

■ 応急復旧時の分別

応急復旧時には、表 1.1 の「津波／水害廃棄物（津波／水害倒壊ごみ等）」「地震廃棄物（家屋ごみ）」への対応が必要となる。これらを想定した分別項目例を表 1.4 に示す。これは特に、仮置場の運用を念頭に置いた整理であり、応急復旧時には、これらの仮置場の設定を並行して行うことになる。なお、処理については、被災地内で対応できない場合もあると考えられ、分別については、他都市での処理も想定して行う必要がある。

表 1.4 応急復旧時（家屋ごみ、津波／水害倒壊ごみ等）に仮置場等にて配慮（分別）が必要な廃棄物

分別量	分別・集積時の注意事項	仮置場（割付）や期間の考え方
海水／水被り木材（家屋解体木材等）	<ul style="list-style-type: none"> ・海水の場合、塩分等を落とすことが望ましい ・焼却処理等する（リサイクルの可能性もある） 	<ul style="list-style-type: none"> ・塩分を落とすことを想定した場所がよい ・中長期で処理する
大型生木	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・短中期で処理する
家屋系木材	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期で処理する
早期腐敗物	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境や地下水等への影響が懸念される ・焼却処理する 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地から離れた場所がよい ・短期間で焼却処理する
混合可燃物（木くずや紙くず、プラスチック、家具類）	<ul style="list-style-type: none"> ・発火の危険性がある ・基本的には（破砕）焼却処理する（汚れや異物混入が少ないものは、リサイクルの可能性もある） 	<ul style="list-style-type: none"> ・海水／水被り木材と同様の対応も必要である ・万が一燃えても良い場所が良い ・中期的に焼却処理する ★異物混入等の品質で分けることも検討
畳・マットレス	<ul style="list-style-type: none"> ・塩分等を落とした後、ある程度乾燥させてからの破砕・焼却処理が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> ・海水／水被り木材と同様の対応をする ・中間処分前に（運搬後）、できるだけ乾燥させる
津波堆積物（を被った物）	<ul style="list-style-type: none"> ・性状による判断が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期的に適正処理する ※状態によっては、消石灰散布が必要
コンクリートがら等のがれき類	<ul style="list-style-type: none"> ・重く、環境影響が少ない ・路盤材等に利用できる ★アスベスト含有に注意 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地に近い場所でもよい ・中期的に処理（できればリユース）する
タイヤ	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料等としてリサイクルできる 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災に注意すれば扱いやすい
石膏ボード、スレート板	<ul style="list-style-type: none"> ・場合によってはリサイクル可能性がある ★アスベスト含有に注意 	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期で処理する
家電リサイクル法対象製品、自動車、船舶、バイク	<ul style="list-style-type: none"> ・発火や爆発の危険性がある ・リサイクルの可能性はある 	<ul style="list-style-type: none"> ・なるべく山にししない ・地面に遮水シート等を敷く（油が出る可能性があるもの） ・中期的にリサイクルする

分別量	分別・集積時の注意事項	仮置場（割付）や期間の考え方
パソコン及び小型家電製品	<ul style="list-style-type: none"> ・記憶媒体を含む場合がある（所有者等が探しに来る可能性がある） ・リサイクルの可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根がある方がよい ・所有者の利用しやすさを考慮する必要がある
その他の家電製品	<ul style="list-style-type: none"> ・発火の危険性がある（ストーブ等は必ず灯油チェック・除去） ・基本的には破碎・焼却処理する 	<ul style="list-style-type: none"> ・なるべく山にしない ・地面に遮水シート等を敷く（油が出る可能性があるもの） ・中期的に処理する
有害廃棄物、消火器、アスベストやPCB	<ul style="list-style-type: none"> ・分別・梱包・ラベリングが必須のものもある 	<ul style="list-style-type: none"> ・地面に遮水シート等を敷く ・散乱の可能性のある物はドラム缶に入れる ・屋根がある方がよい
貴重品・思い出品（写真、位牌等）	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者等が探しに来る可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根がある方がよい ・所有者の利用しやすさを考慮する必要がある

出典：災害廃棄物分別・処理実務マニュアル―東日本大震災を踏まえて―（一般社団法人 廃棄物資源循環学会、平成24年5月）

2. 一次仮置場での選別方法

2.1 仮置場の必要面積の推計方法

東松島市では試行錯誤の結果、一次仮置場での分別項目数が被災直後の4項目（可燃物、不燃物、有害物、土砂）から14項目となり、手選別を加えると最終的には19項目に分別して一次仮置きが行われたと報告されている。他の処理区では東松島市の表2.1に示した19項目以外に、飼料、漁網、塩など地域特性を反映した災害廃棄物や分別解体に起因する建物構成材、家具類の中の処理不適物（ピアノ）などが、分別して仮置きされた。

この中で既存のリサイクル施設や処分場で受入が困難とされたものは、マットレス、肥料・飼料、複合素材類、漁網、塩であった。マットレスは破碎が困難であること、肥料・飼料は焼却するとSO_x、NO_xが発生し、埋め立てると溶けて浸出水に移行すること、漁網は切断が難しく、鉛の錘の除去が困難であること、塩は湿っており、使用するのが困難であったこと、複合素材は素材分離が困難であったことがその理由である。

表 2.1 分別項目

	分別項目	備考
仕様書（宮城県）	・混合廃棄物（可燃系・不燃系） ・木くず ・アスファルトくず ・津波堆積物 ・金属くず ・コンクリートくず ・その他	実際には可燃系混合物、不燃系混合物は未分別
東松島市	①砂 ④自然木 ⑦石膏ボード ⑩畳 ⑫金属類 ⑮小型家電 ⑱肥料 ②ヘドロ ⑤コンクリートがら ⑧プラスチック類 ⑪粗大系（ベッドマットレス等） ⑬家電 ⑯消火器 ⑲複合素材類 ③解体系木材 ⑥アスファルトがら ⑨繊維類 ⑭ガラス類 ⑰油類	・直後は可燃物、不燃物、有害物、土砂 ・当初は①～⑭（⑮～⑲が追加）
東松島市以外の処理区で見られた分別仮置き追加項目	・飼料 ・発砲スチロール ・タイヤ ・ブロック ・ガスボンベ等 ・タイヤ ・漁網 ・塩ビ管（雨桶） ・サイディング ・スレート ・家具 ・ウレタン ・塩（融雪剤） ・グラスウール ・煉瓦 ・船舶（FRP） ・ピアノ	
一次仮置場処理物・製品	・土木 ・木くずチップ ・可燃物 ・RC40-00	

2.2 一次仮置場で選別を行うかどうかの判定

一次仮置場は居住域に近い場合があり、行政は処理が進捗していることを住民に示すことが求められる。混合状態での仮置きと比較して分別仮置きを行うとスペースの有効利用が可能となるというメリット、火災対策を行うべき場所を限定できるメリット、失業した被災者に斡旋できる仕事量を増やすことができるメリットが、一次仮置場での選別にはあるとされている。しかし、一次仮置場が居住域に近い場合、選別作業を伴わなくても臭いや景観の観点から早期搬出が求められる場合、選別作業を行う際には周辺環境配慮が重視される場合がある。

二次仮置場の設備能力から一次仮置場での選別が要請される場合、2つのパターンが考えられる。1つは二次仮置場の処理能力の補完する機能、もう1つは一次仮置場で処理を完結する機能である。両者とも一次仮置場で行う選別処理が満たすべき選別物の品質が明確化している必要

がある。例えば、一次仮置場で焼却ごみを製造する場合には、選別物の仕様は二次仮置場の焼却施設の焼却特性に合ったものとなるはずで、合致しない場合には二次仮置場で再処理が必要となる。また、一次仮置場で分級処理を行い、ふるいした土砂を現地周辺で有効利用する場合は、その用途に応じて、強度、pH などの条件を満たすように製品の品質・性状を考慮した処理が選択されることになる。一次仮置場での選別決定フローを図 2.1 に示す。

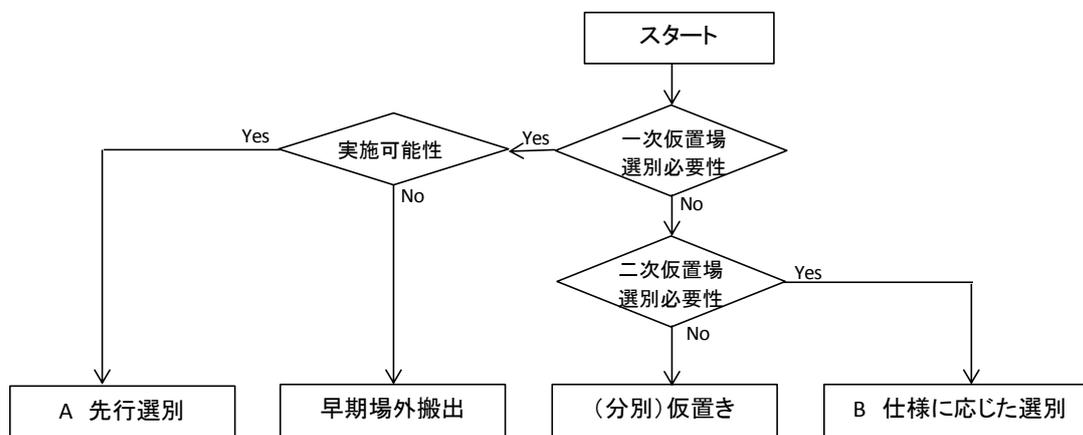


図 2.1 一次仮置場での選別決定フロー

2.3 一次仮置場での選別方法の決定

一次仮置場での選別を行う場合には、条件を以下のように設定する。

- ・ 受入開始後数週間は混合状態の災害廃棄物が搬入される。
- ・ 数週間経過すると分別仮置きが可能となる。
- ・ 解体業務が始まると建設廃棄物に相当する災害廃棄物が搬入される。
- ・ (粗) 選別した災害廃棄物、復興資材を可能なものから搬出する。

二次仮置場に搬出するにしても、有効利用先に搬出するにしても、混合廃棄物以外は一定の仕様を満足すべく(粗)選別が必要となる。これは、一次仮置場の機能にもよるが、以下の2つに大別される。

- ① 混合状態の廃棄物を(粗)選別して、分別仮置きする
- ② 次工程の仕様に合わせて仕上げを行う

2.3.1 分別仮置きのための選別方法

一次仮置場に搬入される災害廃棄物は、震災直後にはもっぱら混合物であるが、時間経過にともなって分別されたものへと変化する。従って、一次仮置場での危険物除外や分別仮置きを目的とした(粗)選別も、混合物から金属、大きな木くず、コンクリート塊、可燃物などを大まかに抜き取る作業から、既に分別された、あるいは分別状態に選別可能な廃棄物を一次仮置場で設定した詳細な分別項目・仕様に合わせる作業へと変化する。これらの具体的な選別方法を表 2.2 にまとめて記す。

表 2.2 一次仮置場での選別①

区分	方法	選別の内容
混廃の粗選別	手選別	比較的小さい危険物、スレート片などの除去
	重機（ユンボ）	比較的大きいコンクリート塊、金属、木くず等の除去
	分級機	可燃物・石などと細かい土砂の一次選別
分別仮置き仕様への適合	手選別	混合ごみから可燃物の選別
	重機（ユンボ）	設定された分別項目（表2.1）に合わせたより分け
	フレコン詰め	選別したものが拡散しないようにフレコン詰めする

2.3.2 仕様に合わせるための選別方法

次工程の仕様は確定していない場合も多い。また、焼却する可燃物のように選別物の仕様がある程度の幅を持って許容される場合もある。

東松島市では細かい混合廃棄物に対して手選別を多用して可燃物の選別を行った。一方、復興資材として有効利用する土砂は仕様に合わせるべく粒度調整を移動式重機を用いて行った。宮城県では二次仮置場の処理能力が不足した場合、一次仮置場で処理することが適切である場合に一次仮置場での選別が実施された。処理能力不足とは、二次仮置場の稼働時間制限やストックヤード不足から来るもので、対象の廃棄物量が想定値よりも大きい場合、廃棄物の性状が想定と異なり、当初想定以上の処理を行う必要がある場合に発生し、一次仮置場は補完機能を担う。一方、一次仮置場で選別処理すべきものとは、コンクリート塊の破碎・粒調、土砂の分級のように現地利用が確実で仕様が明確なもの、有効利用先が一次仮置場の近傍にあり、二次仮置場での処理が非効率であるものなどが該当する。これらの具体的な選別方法を表 2.3 にまとめて記す。また一次仮置場での選別の様子を図 2.2、図 2.3 に示す。

表 2.3 一次仮置場での選別②

区分	事例	選別の内容
二次仮置場の補完	木くず破碎	<ul style="list-style-type: none"> ・製紙工場の受入スペックに合わせる。 ・二次仮置場の設置稼働まで、あるいは補完として一次仮置場で移動式重機により破碎する。
	混合廃棄物選別	想定以上に混合廃棄物及びその中の可燃物が多く、焼却能力を超える可能性がある場合、木くずや廃プラなど二次仮置場での焼却以外の処理が可能なマテリアルフローを構築する。
	津波堆積物乾式処理	<ul style="list-style-type: none"> ・分級により細粒土砂を選別する。 ・有機物を含む場合は悪臭対策（アンモニア）を同時に実施する。
	可燃物の手選別	混合ごみから可燃物を人手によって選別する（手選別故に高品質を確保）
アウトプット品質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊 ・破碎・粒調 	<ul style="list-style-type: none"> ・需要があるコンクリート塊は一時仮置場を含む発生源近傍で処理することが一般的である。
	土砂分級	<ul style="list-style-type: none"> ・粗選別では土砂中に異物が大量に含まれており、製品としての品質を満たさない。 ・小さい篩目での分級を行って品質を確保する。



図 2.2 一次仮置場での選別（左：混廃の粗選別、右：ふるい下土砂の再分級）（宮城東部）



図 2.3 一次仮置場での選別（津波堆積物の処理）（宮城東部）

出典：災害廃棄物の処理・処分技術に関する調査業務委託（平成 25 年度静岡県）報告書（鹿島建設株式会社、平成 26 年 3 月）

思い出の品の取扱いマニュアル

1. 貴重品・思い出の品の取扱い 【技 1-20-16】

【基本的事項】

- 所有者等が不明な貴重品（株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）は、速やかに警察に届ける。
- 所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品）については、廃棄に回さず、自治体等で保管し、可能な限り所有者に引渡す。回収対象として、位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、財布、通帳、手帳、ハンコ、貴金属類、パソコン、ハードディスク、携帯電話、ビデオ、デジカメ等が想定される。個人情報も含まれるため、保管・管理には配慮が必要となる。

【回収・保管・管理・閲覧】

貴重品・思い出の品の回収・引き渡しフローは、図 1.1 に示すとおりである。

- 撤去・解体作業員による回収のほか、現場や人員の状況により思い出の品を回収するチームを作り回収する。
- 貴重品については、警察へ引き渡す。
- 思い出の品については、土や泥がついている場合は、洗浄、乾燥し、自治体等で保管・管理する。閲覧や引き渡しの機会を作り、持ち主に戻すことが望ましい。
- 思い出の品は膨大な量となることが想定され、また、限られた期間の中で所有者へ返却を行うため、発見場所や品目等の情報が分かる管理リストを作成し管理する。

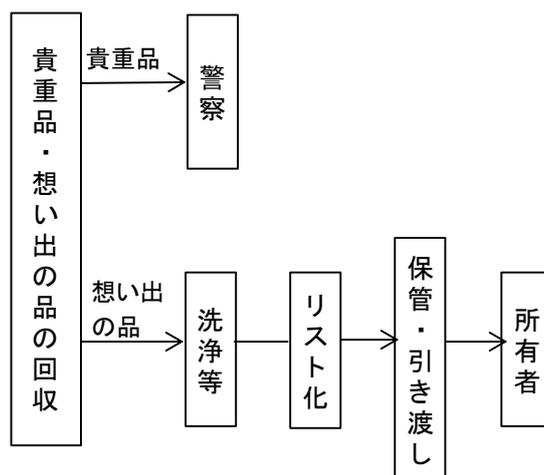


図 1.1 回収・引き渡しフロー

【東日本大震災の事例】

貴重品や所有者等にとって価値があると思われる位牌、アルバム等の思い出の品等は、平成23年3月に環境省が発出した「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」に従い、市町村及び警察が連携し、可能な限り所有者に引き渡すようにした。解体撤去又は仮置場での中間処理の際に、所有者等が不明な有価物（株券、金券、商品券、小銭、貴金属等）を発見したときには、透明な袋に入れ、発見日時・発見場所・発見者氏名を記入し、速やかに警察に届けた。所有者が明らかでない金庫、猟銃等は、速やかに警察に連絡し、引取を依頼した。仙台市など、回収された写真、アルバム、賞状などの思い出の品を展示し、返却を行った自治体も多かった。



撤去時に立ち会う担当の自治体職員が回収し、思い出の品は文化会館に集め、ボランティアがきれいに（2011年4月23日仙台市）



※閲覧も同じ文化会館のホール内で、数回実施
写真は避難所の入り口付近に閲覧のため並べら
れている様子（2011年4月4日仙台市内）

思い出の品の展示・返却
出典：仙台市HP

出典：東日本大震災により発生した被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録（環境省東北地方環境事務所 一般財団法人 日本環境衛生センター、平成26年9月）

2. 貴重品の取扱いについての様式集・フォーマットの例 【参 16-3】

貴重品を回収した場合、警察へ届けるために必要な書類様式の例を表 2.1 に示す。

表 2.1 貴重品の取扱いについての書類様式の例

取得物件一覧簿(参考例)		拾得日時	拾得場所	備考
番号	物件の種類及び特徴(現金の有無等)			
1	現金 有 財布(茶色)、キャッシュカード、クレジットカード	4月2日 13時30分	〇〇町△丁目 ×××通り	
2	現金 有 千円以上 千円未満			
3	現金 有 千円以上 千円未満			
4	現金 有 千円以上 千円未満			
5	現金 有 千円以上 千円未満			
6	現金 有 千円以上 千円未満			
7	現金 有 千円以上 千円未満			

※ 遺失物法第7条第1項に掲げる事項(物件の種類・特徴、拾得の日時・場所)を掲載する。

3. 思い出の品等の管理事例

(1) 過去の災害事例における方法

これまでの災害廃棄物への対応では、思い出の品等の回収、保管・管理について、統一したルールはなかった。

災害廃棄物の処理作業中に発見された思い出の品等は、遺失物として遺失物法に基づく取り扱いがなされてきたと考えられる。

【解説】

災害廃棄物の対策指針として、以下の2つが出されているが、いずれも思い出の品等の回収、保管・管理について明記されていない。

- ・震災廃棄物対策指針、H10.10、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課
- ・水害廃棄物対策指針、H17.6、環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部廃棄物対策課

災害廃棄物の処理に向けた対応では、思い出の品等の回収、保管・管理について、統一したルールはなく、各自治体の運用にゆだねられているのが実情である。

遺失物法第四条には、「拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。（以下、略）」と定められており、災害廃棄物の処理作業中に発見された思い出の品等もこの規定を遵守する必要がある。

なお、遺失物法は、平成19年12月10日の改正により、遺失物の保管・管理に関する事項として次のような規定が設けられた。これまでの災害時の対応と異なる可能性がある。

- ・拾得物の保管期間は3か月（同法の改正前は、保管期間6か月であった）
- ・警察署長は、傘や衣類など大量・安価な物等は、2週間以内に落とし主が見つからない場合、売却等処分ができる
- ・各都道府県の警察本部長は拾得物の情報をインターネットで公表する

(2) 試行事業の内容

試行事業では、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）に基づき、思い出の品等を回収し、保管・管理する。

回収される思い出の品等は、膨大な量になるため、データベースを構築し、検索性能の向上を図る。

思い出の品等には、貴重品（有価物等）のみならず、遺品・思い出の品なども含まれる。

【解説】

①マスタープランに基づく思い出の品等

(ア) 貴重品（有価物等）の管理

所有者等が不明な有価物（株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）を発見した時は、持運びが可能な場合は、透明な袋に入れ、発見日時・発見場所・発見者氏名を記入し、速やかに警察に届ける。

所有者が明らかでない金庫、猟銃等を発見した場合は、速やかに警察に連絡して、引取りを依頼する。

(イ) 遺品、思い出の品等の管理

位牌、写真・アルバム、トロフィーや賞状など、所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（貴重品、思い出の品）については、市町村、警察と連携し、可能な限り所有者に引渡すようにする。

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）

（平成 23 年 5 月 16 日、環境省）

付属資料 1 東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針（抜粋）

標記は、人の捜索・救出、御遺体の捜索・搬出その他防疫・防火対策の必要性、社会生活の回復等のため、緊急に対処する必要性があるので、その処置についての指針を示すものである。

（中略）

（4）動産（自動車及び船舶を除く。）

- 貴金属その他の有価物及び金庫等については、一時保管し、所有者等が判明する場合には所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。引き渡すべき所有者等が明らかでない場合には、遺失物法により処理する。
- 位牌、アルバム等、所有者等の個人にとって価値があると認められるものについては、作業の過程において発見され、容易に回収することができる場合は、一律に廃棄せず、別途保管し、所有者等に引き渡す機会を設けることが望ましい。
- 上記以外の物については、撤去し、廃棄して差し支えない。

②遺留品等管理の計画フロー（釜石市における事例）

災害廃棄物処理の現場では、遺留品等の回収・保管作業が人手を要するため、処理開始前に遺留品等の管理方法についての計画を作成しておく必要がある。ここでは、釜石市における事例を図 3.1 に示す。

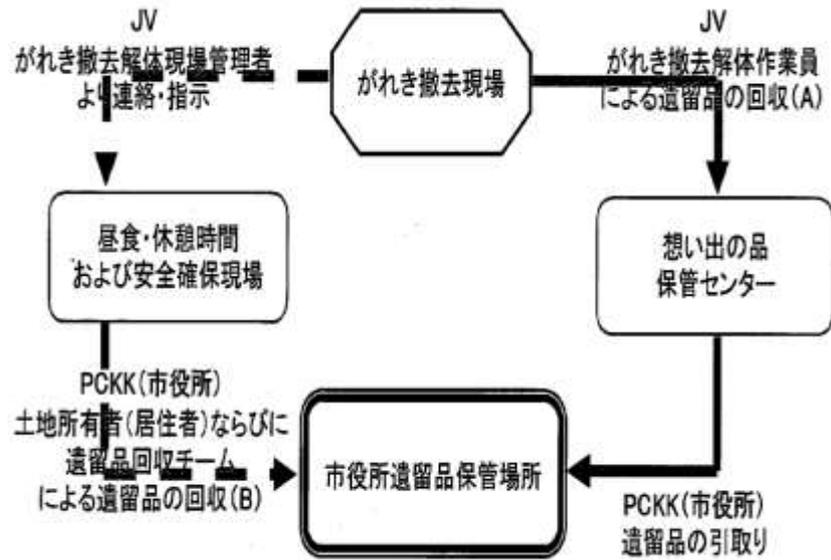


図 3.1 釜石市における遺留品等の管理フロー

③思い出の品等の情報管理手順

家財等の野外への分別搬出の状況を図 3.2 に示す。思い出の品等の情報管理は、次の手順で行われる。

< 情報管理の手順 >

- がれき撤去解体作業員による遺留品、思い出の品の回収
- 土地所有者（居住者）、思い出の品回収チームによる回収
- 市町村による保管センターの設置
- 市町村、監理者による管理リスト作成（発見した地区、品目、数量、発見日を記録）
- 市町村の思い出の品保管場所へ引き渡し



図 3.2 家財等の野外分別搬出状況

<遺留品等管理台帳>

遺留品等管理台帳の様式例は、表 3.1 に示すとおりである。この台帳は、データをコンピュータに入力してデータベースを構築する。

表 3.1 遺留品等管理台帳の様式例とデータ項目

遺留品管理番号			管理	遺留品情報			持ち主情報	
発見場所	遺留品目	通し	エリア	発見場所	遺留品目	特徴等	頭文字	持ち主氏名
番号	番号	番号	番号	文字	文字	文字	文字	文字

【画像情報】
原則 1 品 1 枚

コード番号

- ・遺留品目；(1. 遺影、2. 位牌、3. 写真・アルバム、4. 賞状、5. トロフィー、6. その他)
- ・発生場所；(0. 不明、1. 東前町、2. 新浜町、3. 浜町、4. 只越町、5. 天神町、6. 大渡町、7. 鈴子町、8. 大町、9. 港町、10. 松原町、11. 嬉石町、12. 唐丹駅前、13. 大平中付近)

(3) 試行事業で得られた知見と一般的な課題

思い出の品等の情報管理には、個人情報が含まれることに配慮した管理が必要である。

思い出の品等の保管期限は、拾得物として扱うことになるが、市民の要望などにより保管期限の設定が課題となる。

思い出の品等については、持ち主にとって愛着のある品物であることに配慮した保管方法をとる必要がある。

【解説】

①知見

(ア) 情報の管理への配慮（個人情報保護の観点から）

膨大な数の思い出の品等を管理するには、検索性能を向上させるためにデータベースを構築することが望まれる。

思い出の品等を探している方の利便性を考慮すると、いつでもどこでも検索できる運用が望ましい。遺失物法でも拾得物の情報をインターネットで公表することが規定されているが、あくまで各都道府県の警察本部長が法に基づいて行うことになっている。市町村が保管・管理する思い出の品等は、個人情報が含まれることに配慮し、データの公開は避けるべきであろう。

データベースの管理、使用は、原則として市町村役場の職員に限るものとし、一般の方へのデータ提供（閲覧）についても、検索結果の確認に限定する必要がある。

②一般的な課題

(ア) 保管期限の設定が課題

思い出の品等の保管期限は、遺失物として扱うことから、警察での保管期限（3 か月）が目安

となる。しかし、被災者にとって生活に落ち着きを取り戻すまでに相当の時間が必要となるため、保管期限を長くして欲しいという要望が出されるのは必至である。

思い出の品等は膨大な量になり、保管場所の確保も難しい場合が多いことから、保管期限の設定は慎重に行う必要がある。図 3.3 には、思い出の品を展示した釜石市市民文化会館の様子を示した。



図 3.3 多くの思い出の品等を展示（釜石市市民文化会館）

(イ) 思い出の品等への配慮

データベース登録後の思い出の品は、ほこりなどを除去し、ビニール袋などで包装して保管する。

展示、保管する場合には、場所の制約があったとしても思い出の品の損傷防止のため、思い出の品等を積み重ねないようにする。釜石市では、図 3.5、図 3.4 のように思い出の品等を扱っている。



図 3.5 思い出の品等の保管状況

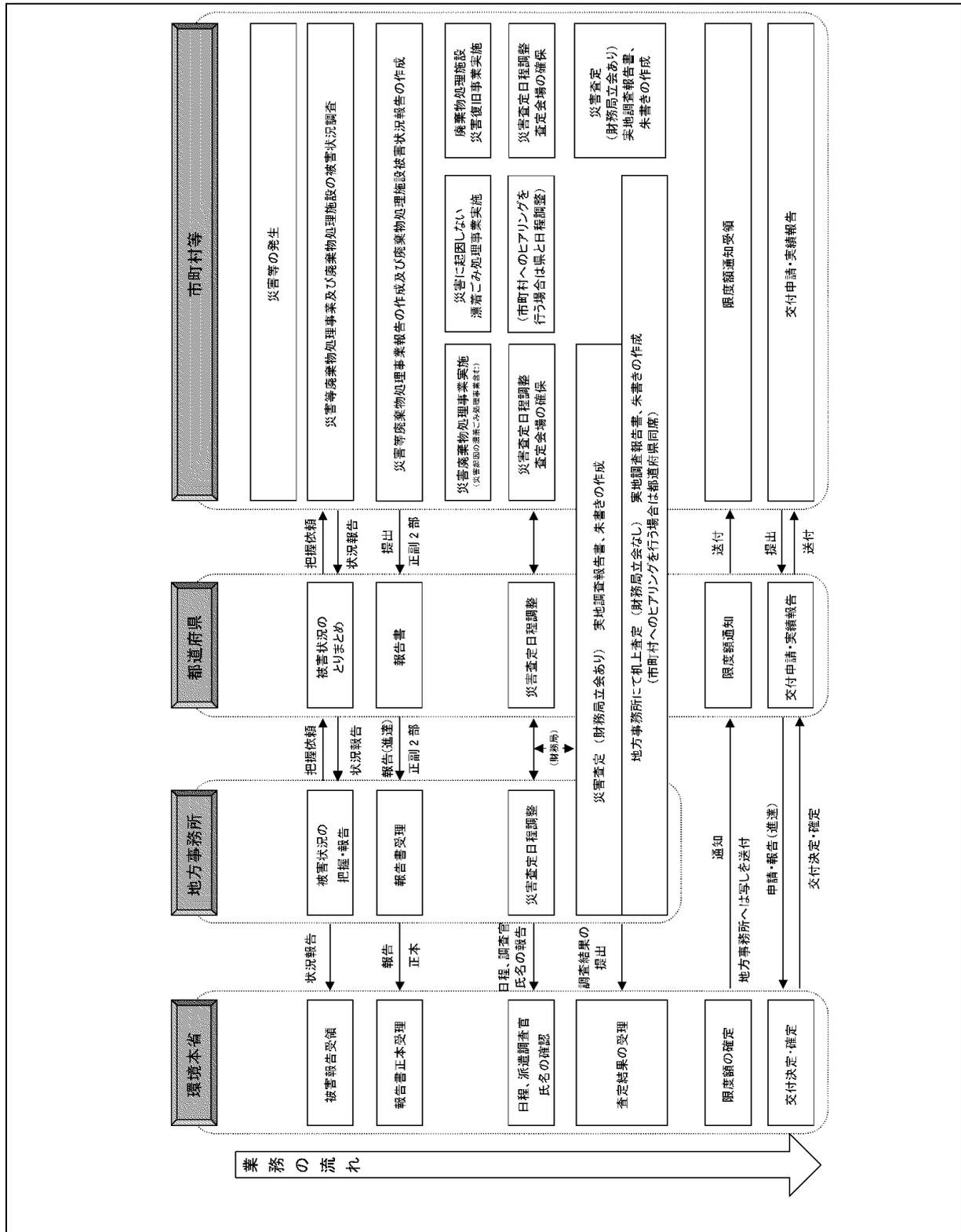


図 3.4 思い出の品等の展示状況

出典：災害廃棄物撤去処理の手引き（案）（社団法人 日本廃棄物コンサルタント協会、平成 23 年 10 月）

災害廃棄物等処理事業費補助金マニュアル

1. 環境省における災害関係業務のフロー



2. 環境省における災害復旧制度の概要

我が国は、その地理的位置、地形、地勢等から極めて自然現象による災害を受けやすく、毎年、台風、豪雨、地震等により全国各地に多くの災害が発生し、多数の尊い人命と多大の財産を失い、国民生活や社会経済に大きな影響を与えている。災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）によると、災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象等により生ずる被害をいい、国は国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護することとされている。

こうした災害による災害廃棄物の発生や廃棄物処理施設等における被災は、民生安定上また社会経済上重大な影響があり、被災状況を早期に復旧することは行政の責務である。しかし、これらに要する費用は莫大なものとなり、市町村の財政能力を超えるものとなることが多い。そのため、環境省としても、災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業という形で財政上の支援を行い、災害からの早期の復旧・復興を目指し、公共の福祉を図ることとしている。

例えば、平成 25 年に発生した環境省所管の災害復旧事業に係る被害額は、災害等廃棄物処理事業で約 90 億円にのぼり、主な災害としては台風や集中豪雨、竜巻による被害であった。これらの災害に対しては速やかな被災地の復旧・復興を図るべく、平成 25 年度補正予算をもって予算を措置し、市町村に対し、財政的な支援を行っているところである。

なお、国土交通省などで所管する公共土木施設に関しては、明治 14 年より予算補助の形で国庫補助が行われ、昭和 26 年に「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」が制定された。環境省の災害復旧制度については、同法の直接の適用はないものの、災害復旧制度の根幹となる考え方については、同法に基づくものを数多く引用しているところである。

【用語の解説】

本資料で使用している用語の意義は下記のとおりである。

- ・実地調査要領・・・内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和 59 年 9 月 7 日付け蔵計第 2150 号）
- ・交付要綱・・・災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について（平成 23 年 10 月 12 日付け環廃対発第 111012001 号環境事務次官通知）
- ・交付方針・・・災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について（平成 23 年 10 月 12 日付け環廃対発第 111012001 号環境事務次官通知）の別紙（1）
- ・取扱通知・・・災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱いについて（平成 19 年 9 月 6 日付け環廃対発第 070906004 号廃棄物・リサイクル対策部長通知）
- ・負担法・・・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）
- ・負担法取扱要綱・・・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱（昭和 31 年 12 月 10 日付け建発河第 114 号）

3. 災害等廃棄物処理事業とは

1. 目的

暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、災害等廃棄物処理事業費補助金により被災市町村を財政的に支援する。

2. 概要

①事業主体 市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）

②対象事業 市町村が災害（暴風、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害）その他の事由（災害に起因しないが、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条に定める海岸保全区域以外の海岸における大量の廃棄物の漂着被害）のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく避難所の開設期間内のもの。

③補助率 1/2

④補助根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

第 22 条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

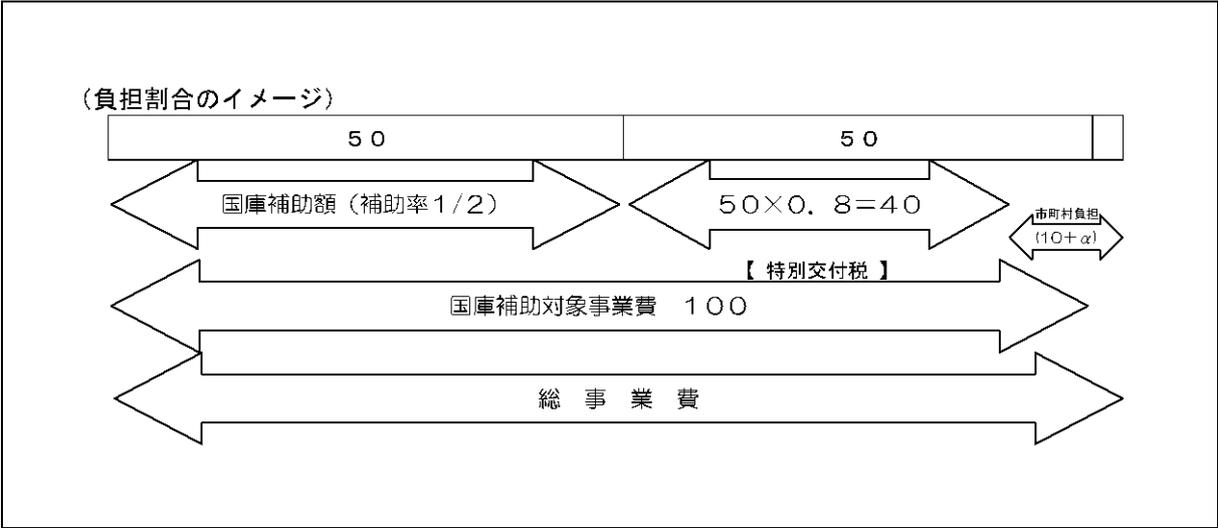
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）

第 25 条 法第 22 条の規定による市町村に対する国の補助は、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用の 2 分の 1 以内の額について行うものとする。

（参考）災害等廃棄物処理事業の沿革

- ・清掃法（昭和 29 年法律第 72 号、廃棄物処理法の前身）第 18 条に国庫補助の趣旨が規定
- ・廃棄物処理法（昭和 45 年法律第 137 号）の制定に伴い第 22 条に趣旨が規定
- ・平成 19 年に災害起因以外の海岸漂着物による漂着被害について補助メニューとして追加（災害等廃棄物処理事業の「等」に該当）

⑤その他 本補助金の補助うら分に対し、8 割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は 1 割程度となる。



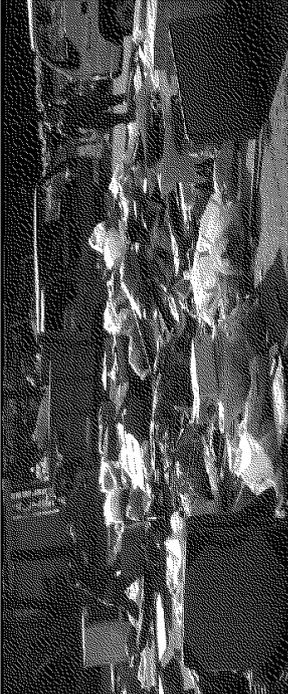
(参考) 災害等廃棄物処理事業の概要①

災害等廃棄物処理事業費補助金

災害等廃棄物処理事業は、市町村(一部事務組合・広域連合を含む。)が災害その他の事由のために実施した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第22条の規定に基づき、市町村に対し国庫補助を行うものである。

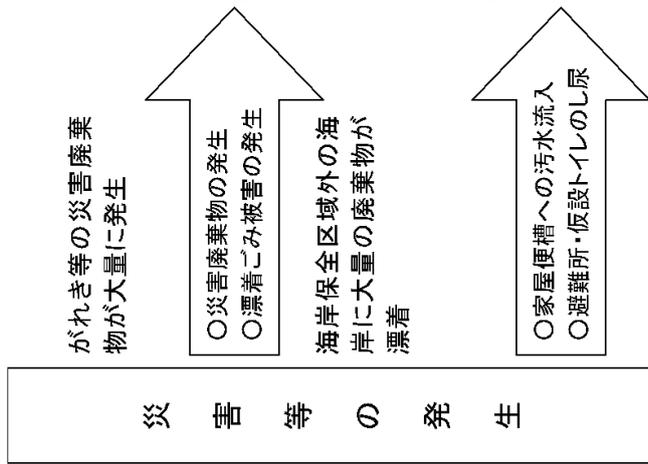
通常		阪神・淡路 大震災		東日本大震災		
対象	被災市町村	被災市町村	被災市町村	特定被災地方公共団体	特定被災区域	左記以外
国庫補助率	1/2	1/2	1/2	対象市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて補助 ・標準税収入の10/100以下の部分は、その額の50/100 ・標準税収入の10/100を超え20/100以下の部分は、その額の80/100 ・標準税収入の20/100を超える部分は、その額の90/100	1/2	1/2
グリーン ニューディール 基金	—	—	—	地方負担額の実情を考慮した地方の一時負担の軽減のため、基金を用い国の実質負担額を平均95%とする。	—	—
地方財政措置	地方負担分の80%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について交付税措置	—	震災復興特別交付税により全額措置	同左	同左

(参考) 災害等廃棄物処理事業費補助金の概要②

補助金名		災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因		災害起因ではない	
対象事業	 <ul style="list-style-type: none"> ○災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ○災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 ○仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分 (災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る) ○国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分 	 <ul style="list-style-type: none"> ○海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物(漂着ごみ)の収集、運搬及び処分 	
補助先	市町村(一部事務組合、広域連合、特別区を含む)		
要件	指定市：事業費80万円以上、市町村：事業費40万円以上 ○降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの ○暴風：最大風速(10分間の平均風速)15m/sec以上によるもの ○高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等		
補助率	1/2		
財務局会	あり	なし	
査定方法	○災害廃棄物の処理完了前に査定を行う場合は、原則として、現地で被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行う。 ○災害廃棄物の処理完了後は、当該都道府県庁舎等において机上査定を行う。		

(参考) 災害等廃棄物処理事業の業務フロー

【一般的な事例】



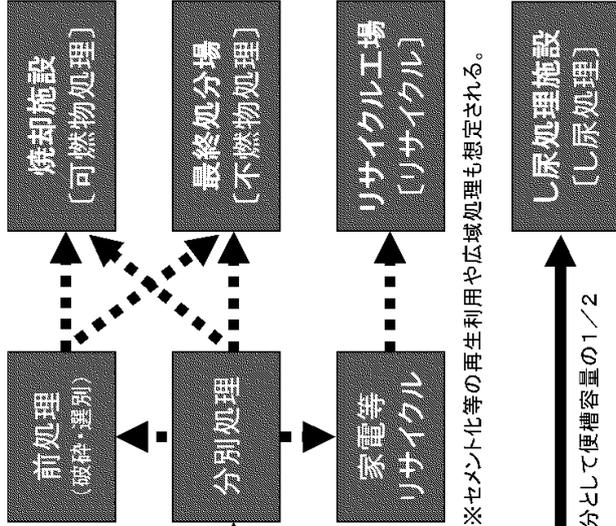
排出された災害等廃棄物を収集・運搬

【収集・運搬】

仮置場

生活環境の保全上 行う収集・運搬

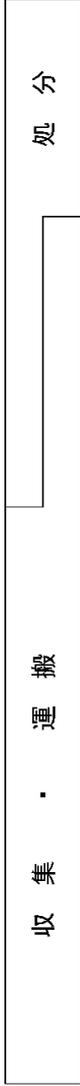
補助対象範囲



※セメント化等の再生利用や広域処理も想定される。

【汲み取り・運搬】

※家屋便槽への汚水流入による場合は、維持分として便槽容量の1/2を補助対象から除外する。



○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第二十二條

国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

【主な補助対象経費】

- ・ 労務費 (公共工事設計労務単価によるもの)
- ・ 自動車、船舶、機械器具の借料・燃料費
- ・ 機械器具の修繕費
- ・ し尿及びごみの処分に必要な薬品費
- ・ 処分に要する覆土及び運搬に必要な道路整備費
- ・ 条例に基づき算定された手数料
- ・ 家電リサイクル法にかかるリサイクル券購入費
- ・ し尿の汲み取り費用

4. 廃棄物処理施設災害復旧事業とは

1. 目的

災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業及び応急復旧事業。

2. 概要

①事業主体 地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合、広域連合を含む）、
廃棄物処理センター・PFI 選定事業者・広域臨海環境整備センター、日本環境
安全事業株式会社

※産業廃棄物処理施設、PCB 廃棄物処理施設の被害にあつては環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課、広域廃棄物埋立処分場の被害にあつては同企画課において実地調査等を担当する。

②対象事業 災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業及び応急復旧事業。

③補助率 1/2

④補助根拠・予算補助

・東日本大震災は法律補助（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成 23 年法律第 40 号））

（参考）廃棄物処理施設災害復旧事業の沿革

・平成 5 年度まで及び平成 8 年度以降は予算の流用により対応

・平成 6～7 年度は、阪神・淡路大震災による被害等について立項立目のうえ補正予算対応

・平成 26 年度予算から当初予算に計上

⑤その他 地方負担分に対して起債措置がなされた場合、元利償還金について普通交付税措置（元利償還金の 47.5%（財政力補正により 85.5%まで））

(参考) 廃棄物処理施設災害復旧事業の概要

廃棄物処理施設災害復旧事業

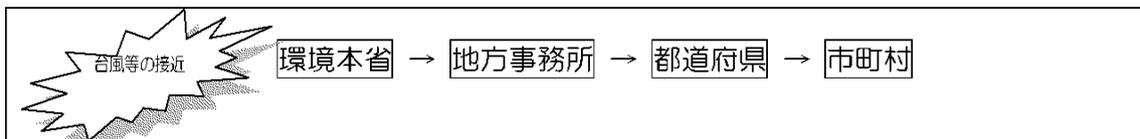
廃棄物処理施設災害復旧については必要経費の1/2を補助し、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図ります。

	通常	阪神・淡路大震災	東日本大震災
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業） ・産業廃棄物処理施設 ・広域廃棄物処理立処分場 ・P・C・B廃棄物処理施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・広域廃棄物処理立処分場 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業）
国庫補助率	1/2 (交付要綱)	8/10 (阪神淡路大震災財特法)	特定被災地方公共団体の標準税収入に対する災害復旧事業費の割合に応じ、次により補助 ・20/100以下の部分・80/100 ・20/100を超える部分・90/100 (東日本大震災財特法)
地方財政措置	地方負担分に対して起債措置がなされ、元利償還金について普通交付税措置 ※元利償還金の47.5%(財政力補正により85.5%まで)	地方負担分に対して起債措置がなされ、元利償還金の95%について普通交付税措置	その他の市町村については次によ り補助 1/2(交付要綱) 震災復興特別交付税により全額措置

5. 災害発生時の対応について

市町村は、管内において台風・地震等の災害により、災害廃棄物の発生や廃棄物処理施設が被災した場合、若しくは、それらが予想される場合においては、環境省からの依頼に応じて、都道府県を通じ、被害状況を報告。

① 災害の発生が見込まれる場合（発災前）



大型の台風等、各地で災害により災害廃棄物の発生や廃棄物処理施設の被災が見込まれる場合には、台風の接近等に合わせて環境省廃棄物対策課（以下「環境本省」という。）より、地方事務所に対し、情報収集の依頼を行うことがある。その場合、地方事務所は、あらかじめ都道府県を通じて情報収集の依頼を行うことがあるため、発災後に速やかな情報収集ができるよう協力。

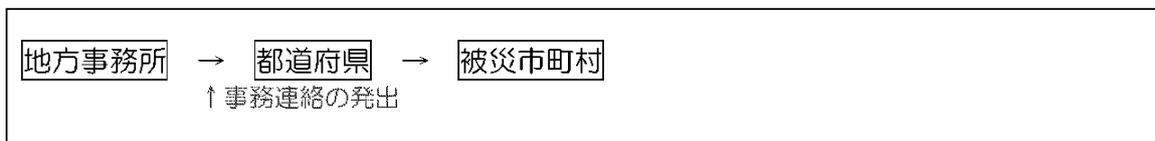
② 災害等の発生時の報告（発災日～発災後数日）



災害による被害が発生した場合、被災市町村は災害廃棄物や廃棄物処理施設の状況について情報を収集し、都道府県を通じて地方事務所あてに報告。

甚大な被害が発生した場合には、内閣府（防災担当）において、関係省庁で構成される政府調査団を派遣する場合がある。環境省では、平成18年7月集中豪雨（鹿児島県）以来、災害廃棄物の処理を所掌する観点から政府調査団に参加しており、環境本省において対応をしている。政府調査団派遣の情報は、派遣が決まり次第、派遣先の管轄の地方事務所にも情報提供することとしている。

③ 被災状況の把握依頼（発災日～当面の間）



地方事務所より、都道府県に対し別紙様式1（被災状況把握事務連絡）により、災害等廃棄物や廃棄物処理施設における詳細な被災状況についての把握を依頼するので、被災市町村においては都道府県を通じ被害情報の報告を、都道府県においては管下市町村の被害情報を取りまとめの上、地方環境事務所へ報告。

（注1）市町村・都道府県からの報告は、書面でなくメールによる送付で差し支えない。

（注2）補助金の申請が見込まれる場合、災害査定において、災害の状況や災害等廃棄物の処理

災害等発生台風等の接近及び廃棄物処理施設の被災状況を写真により確認する必要があるため、写真による被災状況の記録を十分行うこと。

④ 被災状況の把握・報告（発災日～当面の間）

被災市町村 → 都道府県 → 地方事務所 → 環境本省（→ 内閣府防災担当）

地方事務所は、都道府県から報告のあった被災状況と地方事務所が独自で把握した情報（地元紙等の記事を含む。）を取りまとめ環境本省に報告。

なお、被災状況の報告は、発災日から1週間程度の間は、毎日（原則として土日祝日は除く。）、それ以降は環境本省から報告のタイミングについて指示を行っている。ただし、これに関わらず、災害発生から一定期間経過した時点で、被災状況の報告に変更がない場合や軽微な変更であれば、被災状況の内容を適宜判断し、必要に応じて報告することでも差し支えない。

大規模な災害の場合は、内閣府（防災担当）などから被災状況について随時照会があるため、災害等廃棄物処理事業の進捗状況や廃棄物処理施設の復旧状況について随時照会する場合がある（環境本省では、一連の報告をもとに内閣府（防災担当）へ被害状況を報告している）。

（注）発災直後に特に重視をしている情報は、災害廃棄物の撤去見通し、仮置き場の設置状況、処理の見通し、有害物質の発生状況等のほか、家屋の全壊・半壊状況、床上・床下浸水の状況等である。

⑤ 災害等廃棄物処理事業報告書の作成依頼（発災日から2か月程度）

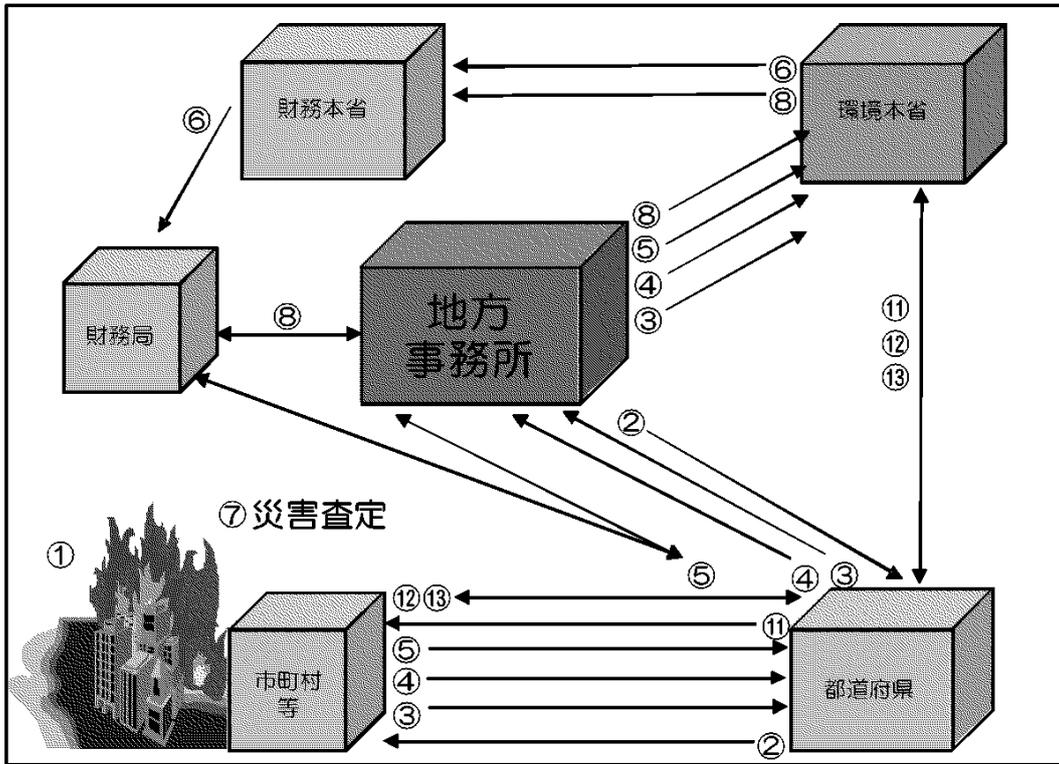
地方事務所 → 都道府県 → 被災市町村
↑ 事務連絡の発出

災害等廃棄物処理事業の進捗状況や廃棄物処理施設の復旧状況を踏まえ、都道府県に対し別紙様式2（災害等報告書作成依頼事務連絡）により、平成19年9月6日付環廃対発第070906004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱い」に基づき、「災害等廃棄物処理事業の報告について」又は「廃棄物処理施設被害状況の報告について」の作成を依頼する。

被災市町村においては、本マニュアルの災害等報告書の作成方法に留意し、災害等報告書の作成を順次始めること。

6. 災害関係事業の補助金申請について

(1) 災害廃棄物処理事業フロー



NO	事 項	主 体
①	災害の発生・災害廃棄物処理対応	市町村等
②	被災状況の把握依頼	地方事務所→都道府県→市町村等
③	被災状況の把握・報告	市町村等→都道府県→地方事務所→本省
④	災害廃棄物処理事業報告の提出・受理	市町村等→都道府県→地方事務所→本省
⑤	災害査定日程調整	都道府県（市町村）←→地方事務所・財務局
⑥	立会官派遣依頼	本省→財務本省→財務局
⑦	災害査定の実施	地方事務所・財務局・市町村等・都道府県
⑧	実地調査報告書の提出	財務局・地方事務所→本省→財務本省
⑨	補助限度額の通知	本省→都道府県→市町村等
⑩	交付申請及び交付決定	本省←→都道府県←→市町村等
⑪	実績報告及び交付確定	本省←→都道府県←→市町村等

※国内の災害に起因する漂着ごみ（海岸保全区域外の海岸への漂着）の処理も本事業に含む。

(2) 災害廃棄物処理事業の補助金申請について

① 災害等廃棄物処理事業報告書の提出・受理

被災市町村は、都道府県を通じ地方事務所に災害報告書を正副2部提出する（提出締切等は災害発生の時期や被災状況に応じて設定される）。また、都道府県は、管轄の財務局等に対し、市町村から提出された災害報告書を提出する。

なお、提出後に差し替え等が発生しないよう、公文で提出する前に予め都道府県を通じ地方事務所等と調整し、内容について確認するなど、できるだけ事務の効率化を図ることが重要である。

② 災害査定日程の調整

市町村において災害廃棄物処理事業の終了後、あるいは終了の目途がついた場合には、地方事務所は、都道府県に対して災害査定の日程調整（地方事務所（本省）、財務局、都道府県、市町村）を依頼するので、財務局・市町村・地方事務所と調整し、災害査定の日程を決定する。

（注1）査定日より前に災害廃棄物の処理を行う場合は、被災状況の写真（災害廃棄物の発生状況・収集状況、仮置き場での集積状況など補助対象である災害廃棄物の収集・運搬・処分の状況が十分把握できるもの）の撮影を十分に行うこと。

写真により処理前後の状況が確認できない場合は補助の対象とならないことがあるので、写真撮影を十分行うこと。

（注2）災害復旧制度では「年災」の考え方（「年度」ではない）が採られており、その年に発生した災害の災害査定はその年に実施することが原則である。事業完了前でも査定を行うことがあるので、年内に処理完了の目途がつかない場合には、見込みをもって査定を行うこととなる。

③ 査定の実施

実地調査要領に基づき、「災害等廃棄物処理事業報告」を査定資料とし、査定が行われる。

実地調査は、経費の必要性や員数・単価の根拠等を確認し、補助対象外経費や根拠が不明な経費などについて査定が行われる。

④ 実地調査報告書の作成

(a) 査定後の事業費が1億円未満で、査定官と立会官の意見が一致した場合

査定官が調査要領の様式1「環境省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書」（以下「実地調査報告書」という。）及び朱書（査定内容について環境本省で把握するため、災害等廃棄物処理事業報告の「事業費算出内訳」に査定の結果が分かるように見え消しで朱書き訂正したもの）を作成するので、「実地調査報告書」及び「朱書き」を4セットコピーし、原本とコピー1セットを査定官へ、立会官、都道府県、申請市町村はそれぞれコピー1セットを保存する。

(b) 査定後の事業費が1億円以上、又は、査定官と立会官の意見が一致しない場合

査定官が実地調査報告書を作成するが、調査結果欄（査定後）の金額は、保留金額であるため上段に括弧書き外数となる。この場合、調査要領の様式2「環境省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書」を合わせて作成する。保留の場合、環境本省と財務本省との協議により額を決定することとなる。

「実地調査報告書」及び「朱書き」を4セットコピーし、原本とコピー1セットを査定官へ、立会官、都道府県、申請市町村はそれぞれコピー1セットを保存する。また、「様式2実地調査報告書」を1部コピーし、原本を査定官、コピーを立会官に渡す。

※保留については、実地調査要領第9の規定を参照のこと

⑤ 補助限度額の決定・通知の送付

環境本省は、実地調査報告書等をもとに、交付要綱の3の規定により、交付限度額を決定し、申請市町村（都道府県経由）あて限度額通知を発出する。なお、地方事務所に対しても限度額通知の写しを送付する。

限度額通知の発出は、基本的には、地方事務所から実地調査の報告後、速やかに行うが、予算措置の都合上、補正予算等によって当該災害に係る予算が措置される場合には、予算の成立等に合わせて発出をすることとなる。

⑥ 補助金の交付申請

市町村は、限度額通知を受領した場合、都道府県を通じて、補助金交付申請書（兼実績報告書）を環境本省あてに提出する。環境本省では、補助金交付手続きを行い、交付決定通知書（金額の確定通知書）を都道府県を通じて、市町村あてに送付する。

⑦ 補助金の支払

都道府県は、額の確定通知後、市町村からの請求に基づき、支払を行う。

(3) 災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象の範囲

1 災害廃棄物処理事業

災害により被害を受けた市町村が行う、災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業である。また、災害等廃棄物処理事業補助金は、市町村が通常のコスト以外に災害廃棄物を処理するために特別に支出したとき、財政支援を行うものである。

2 災害の範囲

災害は、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じたものとし、事実確認及び事業の採択の範囲については、（参考）公共土木施設災害復旧事業査定方針の第2「災害原因の調査」及び第3「採択の範囲等」の第1項に準じて取り扱うこととする。

※別表「災害発生の実事確認」参照

（注）災害の採択要件を満たしているかは、災害査定における根幹部分であり、採択要件を

満たしていなければ査定に入ることもできない。そのため、災害要件を満たしているのか判断し難い場合には、事前に災害等報告書を都道府県を通じ地方事務所に提出し、災害の採択要件を満たしているのか否かを確認すること。

3 対象となる廃棄物

- (1) 災害のために発生した生活環境の保全上特に処理必要とされる廃棄物
原則として生活に密接に関係する一般家庭から排出される災害廃棄物とする。
- (2) 災害により便槽に流入した汚水
維持分として便槽容量の2分の1を対象から除外する。
- (3) 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿
災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものとする。
- (4) 災害により海岸保全区域以外の海岸に漂着した廃棄物

4 対象から除外される事業

- (1) 1市町村の事業に要する経費が、以下に掲げる限度額未満のもの。
 - ・指定市及び指定市を含む一部事務組合：限度額 800 千円
 - ・市町村及び指定市を含まない一部事務組合：限度額 400 千円(指定市とは、地方自治法上の指定都市をいう。)
- (2) 生活環境の保全上支障があると認め難いものや災害発生以前に不用品であったと認められるもの。
- (3) 他の公共施設、河川、道路などから排出された廃棄物や土砂の処理に係るもの。
- (4) 災害によって生じた廃棄物であることが写真等の資料により確認できないもの。
- (5) 緊急に処理しなければ著しく支障があると認めがたいもの。
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいて実施する、ねずみ族、昆虫等の駆除のための薬剤散布。
- (7) 国土交通省所管の都市災害復旧事業として実施されるたい積土砂排除事業。
- (8) 海岸管理者が行う場合の漂着流木処理事業。

5 対象経費の範囲

- (1) 労務費（「公共工事設計労務単価」の区分によること。）
- (2) 自動車、船舶、機械器具の借料及び燃料費
- (3) 機械器具の修繕費
- (4) し尿及びごみの処分に必要な薬品費
- (5) 処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費
- (6) 自動車購入費（1日当たりの借上相当額に使用日数を乗じて得た額）
- (7) 条例に基づき算定された手数料（委託先が市町村の場合に限る。なお、(1) から (6) の経費が手数料に含まれている場合には、当該経費は除くものとする。）
- (8) 委託料

(9) 家電リサイクル法の対象となる家電製品の処理に係る費用

6 各種経費の取扱

(1) 労務費

公共工事設計労務単価を限度額とする（夜間、休日等における割増や積算基準等による上乗せ部分を含む）。

(2) 修繕費

定期的を実施している機械器具の修繕は対象としない。

(3) 委託料

委託先が市町村の場合は、当該市町村の条例に基づき算定された手数料とし、廃棄物の処分が可能な民間事業者の受入量を十分勘案し実施するものとする。

また、市町村への委託費用が民間事業者への委託費用よりも高額とならないよう十分考慮するとともに、各市町村への委託費用の均衡を図り必要最小限度に留めることとする。

(4) 消耗品費（特に必要と認められる場合を除き対象としない。）

通常時の廃棄物の処理においては必要としないが、災害廃棄物を処理するためにやむを得ず必要となった消耗品については、使用目的等を確認の上、必要最小限度のものを対象とする。

ただし、災害等廃棄物処理事業で使用した消耗品であっても、価値が失われないものについては、補助対象外となる場合がある。

(5) 収集・運搬経費

① 高速道路料金は、特に必要と認める場合を除き対象としない。

② 交通誘導は、必要性を十分に確認し必要最小限度の範囲で対象とする。（公共工事設計労務単価を限度額とする。）

(6) 仮置場の経費

① 原則として造成費及び現状復旧費は対象としない。

② 住民が多く立ち入る公園やグラウンドなどの公共の場を仮置場として定めた場合、表土のはぎ取り及び土入れは、必要最小限度の範囲で対象とする。

③ 災害廃棄物を監視するための経費など直接収集・運搬・処分にかからない経費は対象としない。

(7) 薬剤散布にかかる経費

① 災害廃棄物の清潔保持に直接必要なものを対象とし、単なる消臭目的のものは対象としない。

② 家屋の消毒や各世帯に配布したものは対象としない。

(8) し尿処理の経費

① 家屋の床上・床下浸水が確認できないし尿汲み取りは、写真等により災害に起因するものであることが確認できる場合のみ対象とする。

② 日常の生活から生じるし尿と区分できないものは対象としない。

③ 浄化槽汚泥の汲み取り等は、浄化槽の機能回復を目的とするものであり、施設復旧事

業に該当することから対象としない。

(9) 諸経費（雑費を含む。）は対象としない。

(4) 災害廃棄物処理事業実地調査の手順

実際の災害査定は、提出された災害等報告書をもとに、以下のような手順で実施され、「ポイント」と記載している事項を中心に内容の確認を行う。

手順 1：査定官挨拶

手順 2：被害概要の説明

手順 3：災害発生的事実を公的データで説明

（ポイント）

- ・ 観測地点と被災箇所の確認（観測地点は被災地域直近の観測地点か）。
- ・ 雨量、水位、風速等、災害要件を満たしているか。
- ・ 被災＝補助対象ではないため、異常な自然現象による被災かどうか。

手順 4：写真、地図の確認

（ポイント）

- ・ どの地点で、いつ撮影されたものかを地図上で確認（地図に番号で落とすことが望ましい）。
- ・ 気象データの観測地点と被災箇所を地図上で確認。
- ・ 浸水や竜巻等による被害の場合は、被災区域を地図上に落とし込み、被災箇所を特定する。
- ・ 仮置場の位置や仮置場内の写真を確認（どのように収集されているか）。
- ・ 写真のない地域は、り災証明等により被災状況を確認。
- ・ 全半壊家屋の位置を把握（地図に全半壊の家屋位置が落とし込まれていることが望ましい）。
- ・ 数量が数えられるもの（廃家電等）は、写真で数量が特定できることが望ましい。
- ・ 処理先が同一市町村内の場合は、処理先も地図上で確認する。

手順 5：ごみ処理の流れを説明

（ポイント）

- ・ ごみ処理の流れを確認する（発生場所～仮置場～最終処分までのフロー図等を作成する）。
- ・ 仮置場設置の理由を確認。
- ・ 仮置したごみの分別、収集区域を確認。
- ・ 仮置したごみの種類、種類別の発生量、処分先、処分方法を確認。
- ・ 最終処理の方法を確認（委託先でどのような処理を行ったかなど）。
- ・ 災害廃棄物以外の廃棄物が混入していないか。災害廃棄物の受入れ方法や仮置場の管理をどのように行ったのかを確認。

手順 6：事業費算出内訳の説明

(ポイント)

- ・ 計算が正しいかを確認（申請前に必ず電卓で検算を行うこと）。
 - ・ 事業費算出内訳の項目 1 件ごとに内容を確認（写真、日付、ごみ処理の流れとの整合性、過大な経費など）。
 - ・ 証拠書類との整合性を確認（契約書、請求書、スケールの伝票、運行記録、作業日報等）。
 - ・ 各経費区分について、積算単価の根拠を確認。
 - ・ 委託処理を行った場合には、委託料（単価）の妥当性を確認。
 - ・ 各種単価の確認（県単価、労務単価、業者見積）。
- 見積による場合には、原則として 3 者以上から見積額を徴収し、その最低価格をもって単価等とする。ただし、対応可能な業者が 3 者未満である場合には、この限りではない。
- 3 者以上を見積を徴収することが可能であるにも関わらず見積徴収を 3 者未満とする場合、随意契約であるにも関わらず理由書の提出がなされない場合及び、その理由に正当性がない場合は査定の対象となる。
- ・ 廃家電台数はリサイクル券で確認。
- 写真で発生状況や台数を特定できることが望ましい。
- ・ 生活環境保全上特に必要な事業でないものが含まれていないか確認。
- 例えば、夏季に排出された夏用タイヤや冬季に排出された冬用タイヤなど、災害発生以前から不要品であったと判断できるもの。
- ・ 事業により収入（鉄くずの売却、保険等）があった場合には、それらを申請額から差し引いているか確認（発生が見込まれるものの、査定時に金額が特定できない場合には、補助金の精算時に控除することで差し支えない）。

手順 7：査定官・立会官による意見交換・講評

- ・ 全ての確認が終わったら、査定官は、申請市町村及び都道府県の担当者を退室させ、立会官と 2 者で意見交換を行い、査定内容について協議する。協議終了後、申請市町村及び都道府県の担当者を再入室させ、査定内容についての講評を行う。なお、都道府県の担当者を必要に応じて意見交換に同席をさせ、査定内容について意見を求めることがある。

手順 8：実地調査報告書の受領

- ・ 査定官が作成した環境省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書（様式 1）に、査定官・立会官がサインをするので、その写しを受領する。査定後の事業費が 1 億円を超える場合、または、査定官と立会官と意見が合わなかった場合は、査定結果は「保留」となり、環境本省と財務本省による本省間協議により金額が決定されることとなる。

災害廃棄物再生資材に関する通知・資料集

1. 災害廃棄物再生資材に関する通知・資料集

No	所属	通知・資料名	発行年月
1	環境省	発生土利用基準について	平成18年8月
2	土木研究センター	建設工事で遭遇する廃棄物混り土対応マニュアル	平成21年10月
3	建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル	平成22年3月
4	環境省	東日本大震災津波堆積物処理指針	平成23年5月
5	農林水産省	農地の除塩マニュアル 農村振興局	平成23年6月
6	廃棄物資源循環学会	津波堆積物処理指針(案)	平成23年7月
7	環境省	土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂版	平成23年8月
8	環境省	管理された状態での災害廃棄物(コンクリートくず等)の再生利用について	平成23年12月
9	国土交通省都市局公園緑地・景観課	東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針	平成24年3月
10	国土交通省都市局都市安全課	迅速な復旧・復興に資する再生資材の宅地造成盛土への活用に向けた基本的考え方	平成24年3月
11	土壤環境センター	GEPC技術標準 埋戻し土壌の品質管理指針	平成24年4月
12	環境省	東日本大震災からの復旧復興のための公共工事における災害廃棄物由来の再生資材の活用について(通知)	平成24年5月
13	復興庁、国土交通省、農林水産省、環境省、経済産業省；災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合 第3回資料	東日本大震災における災害廃棄物を原燃料とするセメントの公共事業での使用を促進するためのインセンティブの付与について	平成24年6月
14	岩手県	岩手県復興資材活用マニュアル	平成24年6月
15	水産庁	漁場施設への災害廃棄物等再生利用の手引き	平成24年7月
16	環境省	日本大震災に係る災害廃棄物由来の再生資材の国の直轄工事への一層積極的な提供について	平成24年10月
17	宮城県環境生活部	「東日本大震災からの復旧復興のための公共工事における災害廃棄物由来の再生資材の活用について(平成24年5月25日環境省通知)」の運用に関する県の考え方について	平成25年1月
18	岩手県	岩手県復興資材活用マニュアル(改訂版)	平成25年2月
19	宮城県環境生活部震災廃棄物対策課	再生資材活用に係る手続きについて	平成25年8月
20	内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム	福島県内における公共工事における建設副産物の再利用等に関する当面の取扱いに関する基本的考え方	平成25年10月

国の通知集

1. 国の通知集 【参 10】

	日付	所属	題名	概要
1	平成23年 3月11日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課浄化槽推進室	災害時の浄化槽被害等対策マニュアルの活用について	災害後の段階に応じて、参考となるような災害応急対応や災害復旧・復興に係る資料の収録。
2	3月18日	経済産業省製造産業局自動車課 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	東北地方太平洋沖地震に伴う電気自動車・ハイブリッド自動車等の取扱いについて	車両の被災地からの収集運搬、解体作業に際しては、作業者の方々への安全性確保の観点から、絶縁防具や保護具(マスク、保護メガネ、ゴム手袋等)を着用し、高電圧線を遮断した上で作業を徹底していただくよう周知依頼。
3	3月19日	環境省大臣官房 廃棄物リサイクル対策部 産業廃棄物課	廃石綿やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物について	廃石綿やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物が、災害により倒壊処理方法についてとりまとめたもの。
4	3月20日	環境省	被災した家電リサイクル法対象品目の処理について	被災した家電リサイクル法対象品目の処理についてとりまとめたもの。
5	3月23日	環境省大臣官房 廃棄物リサイクル対策部 企画課リサイクル推進室、経済産業省商務情報政策局 情報通信機器課 環境リサイクル室	被災した家電リサイクル法対象品目の処理について(追加)	前回の事務連絡の趣旨をより明確化するための修正を加えたもの。
6	3月24日	総合政策局事業総括調整官	東北地方太平洋沖地震による災害復旧における境界標識等の保存について	倒壊・滅失した建物の敷地の整理を行う場合には、土地に境界石、コンクリート杭、金属鎮などが埋設されていないかどうか注意するよう依頼。
7	3月24日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課	動植物性残さ等の産業廃棄物の保管等の取扱いについて	動植物性残さ等産業廃棄物の処理の滞留により生活環境保全上の支障が生じることがないよう、当該産業廃棄物の保管等の取扱いについてとりまとめたもの。
8	3月25日	被災者生活支援特別対策本部	東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針について	損壊家屋等の撤去等を行うに当たり参考とする指針(建物、自動車、船舶及び動産(自動車及び船舶を除く))。
9	3月28日	経済産業省製造産業局自動車課、国土交通省自動車交通局技術安全部自動車情報課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について	災害廃棄物の中には、被災した自動車が多数発生していることから、その処理についてとりまとめたもの。
10	3月28日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課	津波により被災した地域におけるトランス等のPCB廃棄物保管状況等の確認について	対応可能な範囲において、PCB特措法に基づく届出情報等を基に、津波被災地域を中心にトランス等のPCB廃棄物に係る保管状況等をご確認いただきますよう協力依頼。
11	3月28日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課	津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器の取扱いについて	「災害廃棄物に混入しているPCB廃棄物の取扱いについて」を改定し、「津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器についてとりまとめたもの。
12	3月28日	環境省・大気環境局大気環境課	東北地方太平洋沖地震の被災地におけるアスベスト大気濃度調査について	被災した地方自治体の要請に応じてアスベスト大気濃度調査における資料捕集または分析の協力が可能な地方公共団体に協力依頼をしたもの。
13	3月30日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室、経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課、経済産業省商務情報政策局情報通信機器課環境リサイクル室	被災したパソコンの処理について	被災したパソコンの処理について、処理方法をとりまとめたもの。
14	3月30日	環境省廃棄物・リサイクル対策部 適正処理・不法投棄対策室	津波被災地域における災害廃棄物中の感染性廃棄物の取扱いについて	災害廃棄物に混入している感染性廃棄物の収集と保管についてとりまとめたもの。
15	3月31日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長	「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」において「追って指針を示す」とした部分の取扱いについて	「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」において「追って指針を示す」とした部分について、外形上から判断してその効用をなさない状態にあると認められる自動車及び船舶の処理の状況等を見つつ検討し、被災地における自動車及び船舶の取扱いに支障が生じないよう、必要な時点で示していきたいとしたもの。

	日付	所属	題名	概要
16	3月31日	環境省	産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理する際に必要となる事前の届出について、届出期間の特例を設けるための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規程の一部改正	都道府県知事が、30日前までに届け出ることが困難な特別の事情があると認める場合には、30日前までに届け出なくてもよいこととする。 ※ただし、この場合であっても、事前の届出は必要。
17	4月4日	総務省自治行政局市町村体制整備課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	災害廃棄物処理事務の委託に関する規約例について	県が市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う事務委託を行う場合の規約例を作成したもの。
18	4月4日	環境相大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課、産業廃棄物課、適正処理・不法投棄対策室	災害に乗じた違法な廃棄物処理の防止について	被災地の住民が廃棄物処理をめぐるトラブルに巻き込まれることや、廃棄物の不法投棄等を防ぐ観点から、警察等関係機関と連携しつつ、住民に対する啓発や違法業者に対して厳正に対処する等により、災害に乗じた違法な廃棄物処理の防止に努めるためにとりまとめたもの。
19	4月5日	環境省水・大気環境局大気環境課長	東日本大震災の被災地におけるアスベストに関する正しい知識の普及啓発と使い捨てマスクの無償配布について	被災した住民等へのアスベストを含む粉じんの暴露防止と被災した住民等が有する不安への対応のより一層の徹底を図るため、対応をお願いしたもの。
20	4月7日	環境省	緊急的な海洋投入処分に関する告示(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第六号の規定に基づき環境大臣が指定する廃棄物並びに排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準)	宮城県内で冷凍保存等されていた水産加工用の水産物が腐敗し、このうち約35,000トンについて陸上処分が非常に困難であり、海洋投入処分を行いたい旨の要望を受けて、指定された条件の下での緊急的な海洋投入を可能とする告示を公布したもの。
21	4月8日	環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関するQ&A	災害廃棄物(がれき、自動車、船舶等)処理事業の対象について、Q&A形式で回答をまとめたもの。
22	4月8日	環境省水・大気環境局大気環境課長	アスベスト大気濃度調査に係る予備調査の実施について	被災地におけるアスベスト大気濃度調査のための予備調査を実施することを知らせたもの。
23	4月8日	環境省	被災地におけるアスベスト大気濃度調査の情報共有の依頼及び実施協力の申し出があった地方公共団体、測定事業者等の情報提供について	被災した地方自治体において、自ら又は外部の協力を得てアスベスト大気濃度調査を計画・予定又は実施する場合には、情報提供をいただくようお願いしたもの。
24	4月12日	環境省	災害廃棄物の処理技術に関する事務的支援について	仮置場の設置、保管の方法等、災害廃棄物の処理に関する個別事業の実施の際に発生する問題について、(財)産業廃棄物処理事業振興財団及び(財)日本環境衛生センターに具体的な処理業務に関する助言チームを作り、県、市町村に対し実務的、技術的な支援を行える体制を整えた旨を通知したもの。
25	4月13日	環境省廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	「東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関するQ&A(その2)」	東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の補助の対象についてQ&A形式で回答をまとめたもの。
26	4月18日	環境省	特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条の規定による行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置の適用について	特定非常災害発生日以降に有効期間が満了するものであって、災害救助法が適用された市町村の区域内において当該許可に係る業を行うものに係るものについて、当該許可の有効期間の満了日を平成23年8月31日まで延長することとした。
27	4月21日	農林水産省水産庁資源管理部管理課長、国土交通省海事局安全・環境政策課長、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長	東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン(暫定版)について	地方公共団体において、被災した船舶の処理を進める際に必要となる、被災船舶に係る効用の有無の判断、所有者情報の問合せ、運搬方法、処理用に関する知見をまとめたもの。
28	4月22日	環境省	東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の補助対象の拡充(諸経費、事務費)について	東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の補助対象について、ごみ処理事業に係る諸経費やごみ処理事業に直接必要な事務に要する経費の扱いをまとめたもの。

	日付	所属	題名	概要
29	4月22日	環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室	東日本大震災に係る被災自動車の取扱いに関するQ&A	被災自動車について、一次保管場所へ移動した後、所有者の意志確認を行うために必要な保管の期間について周知したものの。
30	4月25日	環境省災害廃棄物対策特別本部	災害廃棄物の処理に係る留意事項について	がれき類と木くず類に選別する効果的な方法としての浮沈分離法の活用、作業員、ボランティアの安全の確保のための方法、廃棄物から塩分を除去する方法について情報提供を行ったもの。
31	4月27日	経済産業省製造産業局自動車課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	東日本大震災による番号不明被災自動車の引渡し時における取扱いについて	番号不明被災自動車を引取業者に引き渡す際、再資源化預託金等相当額を負担する必要はないとしたもの。
32	4月30日	環境省	東日本大震災に係る災害廃棄物の処理の促進について(依頼)	当面8月を目途に、生活環境に支障が生じる災害廃棄物を撤去し、生活環境に支障のない場所に移動すべく通知したものの。
33	5月2日	環境事務次官	災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について	災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱の一部が改正され、平成23年3月11日発生の東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業から適用することとされた旨通知したものの。
34	5月2日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長	東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実施について	東日本大震災に係る標記事業の実施にあたり、東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業実施要領を定めた旨通知したものの。
35	5月2日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長	東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて	東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについては、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実施について」による他、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」によることとしたもの。
36	5月6日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の適正な執行について	事業の実施主体である市町村等において、災害等廃棄物処理事業の適切な執行がなされるよう通知したものの。
37	5月9日	環境省	東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令	東日本大震災により大量に発生したコンクリートくず等の災害廃棄物をより迅速かつ円滑に処理すべく、手続きを簡素化し、届出で足りることとしたもの。
38	5月10日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課、環境省地球環境局地球温暖化対策課	被災した業務用冷凍空調機器のフロン類対策について	業務用冷凍空調機器を処理する際には、環境保全の観点から、当該機器に残存しているフロン類の回収・破壊等についてもあわせて行うことが適切であることから、県下のフロン回収等推進協議会等の関係者と十分に連携を図りつつ、フロンの処理をできる限り推進するよう通知したものの。
39	5月10日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	仮置場における火災発生防止について	仙台市における仮置場で火災が起こったことを受け、仮置場での火災防止について通知したものの。
40	5月12日	環境省	産業廃棄物処理事業者に係る情報の拡充について	産廃処理業者検索システム「さんぱくいん」に、災害廃棄物の処理に積極的な産業廃棄物処理事業者を検索できるメニュー「産業廃棄物処理事業者検索」を機能追加することとし、段階的に運用を開始することを周知したものの。
41	5月16日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課、産業廃棄物課長	東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について(通知)	環境省令の公布により、コンクリートの破片等の迅速かつ円滑な処理を進めるための特例措置を講じたものについてとりまとめたもの。
42	5月16日	環境省	東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)について	仮置場に搬入された後の処理に焦点を当て、処理推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等についてとりまとめたもの。

	日付	所属	題名	概要
43	5月19日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	仮置場における留意事項について	仮置場の確保についてと仮置場における廃棄物の積み上げ高さについての留意事項をとりまとめたもの。
44	5月20日	環境省	東日本大震災に係る災害廃棄物の処理の迅速化について	全国の自治体や民間事業者の処理施設に係る情報の被災地の自治体への提供や、廃棄物の広域的な運搬に際しての港湾や鉄道の円滑な利用に関する国土交通省との連携等を通じ、全国の廃棄物処理に係る人材、機材及び処理施設の能力の活用を図っていくことを周知した。なお、それぞれ相談窓口を、東北地方環境事務所と東北地方整備局に設置。
45	5月20日	環境事務次官	東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助について	交付要綱について新設され、大地震が発生した平成23年3月11日から適用することとした旨通知した。
46	5月27日	環境省	東日本大震災に係る人的支援について(依頼)	災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理のため、被災自治体へ、廃棄物処理業務に精通した人的支援の検討を全国の都道府県、政令指定都市に依頼した。
47	5月27日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて	東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業に係る通知の一部を改正した旨通知した。
48	5月31日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の報告について	概算払いを希望する場合に報告書を作成し、期日までに提出いただく旨通知した。
49	5月31日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長	東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実施調査について	東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業(推計)の報告について等の作成例を示し、報告を求めた。
50	5月31日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課	津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器の取扱いについて(改定)	3月28日付で発出したPCB使用機器の取扱い等について改定した。
51	6月3日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	「東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関するQ&A(その3)」	東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の補助の対象についてQ&A形式で回答をまとめた。
52	6月3日	環境省	東日本大震災に係る人的支援について(依頼)	災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理のため、被災自治体へ、廃棄物処理業務に精通した人的支援の検討を中核市に依頼した。
53	6月6日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業における経費の算定基準及び概算払いについて	経費の算定基準及び概算払いについて、周知徹底を図るため、再度通知した。
54	6月13日	経済産業省製造産業局自動車課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	東日本大震災に伴って生じた被災自動車の処理にあたっての留意事項について	東日本大震災によって発生している被災自動車については、津波等により大きく損傷しているものが多数あることから、これらを使用済自動車として処理する際のエアバック類の取り外し等に係る留意事項についてとりまとめた。
55	6月17日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策について(依頼)	災害廃棄物に起因する害虫や悪臭による日常生活圏への影響を低減する方法について取りまとめ、これらに係る相談窓口を設置した旨周知した。
56	6月17日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費補助金の概算払い等について	6月3日付事務連絡において補助金の概算払いについては随時行っていくこととしているので、早期の概算払いを希望される市町村等におかれては、準備が整い次第必要書類をご提出くださいますようお願いする。また、概算払いを随時行うことについて一部の自治体において十分に認識されていない状況があることから、改めて貴管内市区町村等へ周知した。
57	6月21日	環境事務次官	災害廃棄物処理事業費の国庫補助について(一部改正)	補助額の算定にあたっては暫定的に1/2で算定することとしていたものを、平成22年度標準税収入を用いて算定することと改めたことを周知した。
58	6月27日	厚生労働省健康局総務課長、健康局結核感染症課長、社会・援護局総務課長	被災者居住地域における害虫等対策について	被災者居住地域におけるハエ等の害虫等(ねずみも含む、以下同じ)の駆除をはじめとする害虫対策が適切かつ円滑に進むよう、対応すべき事項を取りまとめて周知した(厚生労働省健康局)。

	日付	所属	題名	概要
59	6月28日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課、産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室	一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて	東北及び関東地方等の一般廃棄物焼却施設における焼却灰(主灰及び飛灰)の測定の要請と当面の取扱いについてお知らせしたものの。
60	6月30日	環境省水・大気環境局大気環境課長	東日本大震災による津波により打ち上げられた船舶の解体等作業における大気汚染防止法の取扱いについて	法に基づく特定粉じん排出等作業の規制として、①原則として作業開始前の14日前までに作業実施の届出を提出する。②特定粉じん排出等作業を実施する際には作業基準を遵守する必要があることから、関係事業者へ指導等の対応をするように周知したものの。
61	6月30日	厚生労働省労働基準局 安全衛生部化学物質対策課長、環境省水・大気環境局 大気環境課長	石綿等が吹付けられた建築物等からの石綿等の飛散及び暴露防止対策の徹底について(通知)	労働者への暴露又は大気への飛散により労働者への健康への影響及び大気の汚染が生じることも懸念され、その対策をさらに徹底する必要がある旨周知したものの。
62	7月5日		産業廃棄物への放射性物質混入可能性の先行調査について(要請)	東北及び関東地方等の関係都県に対し、産業廃棄物へ放射性物質混入の可能性の先行調査として、産業廃棄物焼却施設の焼却灰中の放射性物質サンプル調査の実施を要請したものの。 政令市についても、関係都県と連携・協力の対応を依頼した。
63	7月6日	農林水産省水産庁資源管理部管理課長、国土交通省海事局安全・環境政策課長、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長	東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン(暫定版)について(補遺)	平成23年4月21日付け事務連絡「東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン(暫定版)の補遺としてとりまとめたもの。
64	7月13日	環境省	東日本大震災津波堆積物処理指針の策定について	東日本大震災で発生した津波堆積物を市町村等が撤去・処理を行うのにあたっての基本的な考え方や留意事項等について、とりまとめたもの。
65	7月13日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	東日本大震災で発生した災害廃棄物の再生利用の推進について	東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物については、適正な分別、破碎・選別等の処理を行うことで、積極的な再生利用を図り、最終処分量を削減する。 それらを行う上で配慮すべき事項について、市町村及び関連事業者等に対して周知したものの。
66	7月15日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について(通知)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第二百十五号。及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成二十三年環境省令第十五号。))の改正の趣旨及び内容について、その運用に当たり遺漏無きことを各県、市町村に対して周知したものの。
67	7月25日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業における害虫駆除等の取扱いについて	「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」(平成23年5月2日環廃対発第110502003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知。)の解釈について問い合わせがあったため、改めてその解釈についてまとめ、被災各県、市町村に対して周知したものの。
68	8月11日	環境省	東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインについて	災害廃棄物の広域処理における安全性の考え方、搬出側における安全性の確認方法について整理し、とりまとめたもの。
69	8月18日		「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する特別措置法の施行について(通知)」の送付について	特定被災地方公共団体である市町村の長から要請があり、必要があると認められるときは、当該市町村に代わって自ら災害廃棄物の収集、運搬及び処分を代行すること等を定めた。
70	8月19日		災害等廃棄物処理事業の国庫補助について(改正)	地方公共団体の所有する建築物において、他の復旧事業の対象にならないものについて災害廃棄物処理事業費の対象となるよう、要項を改正したものの。
71	8月26日	環境省	東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業に係る報告書等の提出について	災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の実地調査について円滑に行うために、対象となる地方公共団体所有の建築物の報告を依頼したものの。
72	8月29日	環境省	一般廃棄物処理施設における放射性物質に汚染された恐れのある廃棄物の処理について	放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について、安全性の考え方やモニタリングの方法等についてまとめたもの。

	日付	所属	題名	概要
73	8月30日	厚生労働省労働基準局安全衛生部 安全課長、労働衛生課長、化学物質対策課長	災害廃棄物の処理における労働安全衛生対策に係る発注者の配慮等について	災害廃棄物処理において、労働者や被災した住民、ボランティア等が作業に従事する際の労働上の安全の配慮について周知したもの。
74	8月31日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課、産業廃棄物課長、産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長	8,000qkgを超え100,000Bqkg以下の焼却灰等の処分方法に関する方針について	8,000q/kgを超え100,000Bq/kg以下の焼却灰等については、安全な処分方法についての技術的な検討結果を取りまとめたもの。
75	8月31日	環境省	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の施行について	平成23年3月11日に発生した、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染に対し、国、地方公共団体、関係原子力事業者が講ずべき措置について定めたもの。
76	9月1日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課、産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長	産業廃棄物処理施設における放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg以下の焼却灰等の処理について	焼却灰等から8,000q/kg以下の放射性セシウム濃度が検出された場合には、「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて」に準じた対応を取ることを通知したものの。
77	9月1日		産業廃棄物処理施設における焼却灰の処理状況等調査について	一般廃棄物処理施設における焼却灰の処理状況及びモニタリングの実施状況の把握のため、一般廃棄物処理施設に関する調査を各都県に依頼したものの。
78	9月13日		平成23年度公共工事における土量調査等について	災害廃棄物の建設資材としての再利用を進めるため、国土交通、環境、農林水産省において、再生破石、土の公共工事の利用計画を地方公共団体の廃棄物処理部局に対して情報提供することを依頼したものの。
79	9月15日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	産業廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について	16都県における焼却灰中の放射性セシウムの測定が実施されており、その結果を今般取りまとめたもの。
80	9月21日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	仮置場における火災発生防止について(再周知)	各災害廃棄物の仮置場で火災が発生したため、これらの火災について、火災の発生防止策について再周知したものの。
81	9月26日	環境省	災害廃棄物の処理における労働安全衛生対策に係る発注者の配慮等について 広域処理推進成宜の開催について	広域処理受入を検討している自治体を対象とした「災害廃棄物の広域処理推進会議」の開催を通知したものの。
82	9月28日	環境省	一般廃棄物焼却施設から排出される放射性セシウムを含む焼却灰の処理について	一般廃棄物焼却施設で発生した焼却灰等の処理の状況や溶出抑制に関する知見について整理した上で、焼却灰の処理に関し今後の進め方についてとりまとめたもの。
83	9月28日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	仮置場における火災予防について(再周知)補遺	9月21日発出の事務連絡、「仮置場における火災発生防止について(再周知)」の補遺(ガス抜き管を設置する場合の留意事項等を追記)。
84	10月7日		現在住民が生活している場所の近傍以外に存在する災害廃棄物の仮置場への移動および損壊家屋等の解体の着実な実施について	災害廃棄物の仮置場への移動や損壊家屋等の解体を着実にじっしするため、各県被災市町村毎に解体・撤去のスケジュールを環境省において取りまとめることとし、その報告を依頼したものの。
85	10月7日		災害廃棄物処理の数量管理の徹底について	災害廃棄物の搬入量、処理量に関して、適切な数量管理を依頼したものの。
86	10月7日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入検討状況調査について	災害廃棄物の広域処理に関して、検討状況を受入自治体に確認、調査したものの。
87	10月7日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	東日本大震災により被災した消火器の処理について	社団法人日本消化器工業会より、被災地における廃消火器のリサイクルを実施する旨連絡があり、これを各管内市町村へ周知するようお願いしたものの。
88	10月11日	環境省	東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインの改定について	10月10日開催の代8回災害廃棄物安全評価検討会の報告を汲んで、本ガイドラインの一部改訂を行い、その内容の充実を図ったもの。
89	10月12日	環境事務次官	災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱の改正について	災害等廃棄物処理にかかる補助金交付要綱、交付申請書の提出様式についての改正。

	日付	所属	題名	概要
90	10月25日	厚生労働省	「日本はひとつ」しごとプロジェクトフェーズ3(厚労省連名)	「日本はひとつ」しごとプロジェクトの第3フェーズについてとりまとめ、各自治体に通知したものの。
91	11月2日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の促進について	広域処理の受入検討状況調査の結果を10月31日までの分について公表するとともに、広域処理についての説明資料を通知したものの。
92	11月2日	環境省	廃棄物焼却灰の洗浄に伴う排水等における放射性物質の測定について(要請)	焼却・焼成後の焼却灰の洗浄に伴う排水を公共用水域へ放流している場合には、当該放流水の放射性物質濃度を12月5日までを目途に測定することを要請したものの。
93	11月8日	環境省	一般廃棄物処理施設における放射性物質のモニタリングについて	平成23年9月1日付け事務連絡「一般廃棄物処理施設における焼却灰の処理状況等調査について」で依頼した、放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理状況及びモニタリングの実施状況調査を再度依頼したものの。
94	11月9日	環境省	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)	改正省令の留意事項を示し、遺漏のない運用と各管内の市区町村に周知をお願いしたものの。
95	11月10日	環境省	災害廃棄物の広域処理に係る現地意見交換会の開催について	東京都と広域処理を開始した岩手県宮古市において、宮古市で現地視察と意見交換会を開催することを自治体に通知したものの。
96	11月11日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長	東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に係る契約の内容に関する指針について	平成23年8月18日に交付・施行された「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づき、災害廃棄物の処理に係る契約の内容に関する統一した指針を定めたので、各管内の市区町村に周知するようお願いしたものの。
97	11月18日		一般廃棄物処理施設等における剪定枝等の有機物の保管状況について(調査)	焼却灰中の放射性物質濃度を低減するために剪定枝や落ち葉等の有機物の焼却を停止している自治体に対して、剪定枝の保管状況の調査を依頼したものの。
98	11月18日	農林水産省、国土交通省、環境省	東日本大震災により海に流出した災害廃棄物の処理指針	海に流出した災害廃棄物の処理の指針についてとりまとめ、通知したものの。
99	11月18日	環境省	東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインの改定について	11月15日開催の第9回災害廃棄物安全評価検討会の報告を汲んで、本ガイドラインの一部改定を行い、その内容の充実を図ったもの。
100	11月22日	環境省	災害廃棄物の広域処理に関する細野環境大臣ビデオメッセージについて(周知)	広域処理に関する細野環境大臣のビデオメッセージがアップロードされたことについて、自治体に対し周知したものの。
101	11月24日		東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入処理について(依頼)	東京二十三区清掃一部事務組合管理者に対し、災害廃棄物受入協力の依頼を通知したものの。
102	11月28日	厚生労働省、環境省	警戒区域及び計画的避難区域内にある災害廃棄物の移動又は処分について	1月1日「放射性物質汚染対処特措法」施行までの間の、福島県内の災害廃棄物の取扱いについて福島県内市町村に対し通知したものの。
103	11月30日	環境省	平成23年度地域環境保全対策費補助金(再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金)及び災害等廃棄物処理促進費補助金(災害廃棄物処理基金)交付要綱の制定について(通知)	災害廃棄物処理に係る補助金の補正グリーンニューディール基金の交付要綱。
104	11月30日	環境省	再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金及び災害等廃棄物処理基金の実施について(通知)	災害廃棄物処理に係る補助金の補正グリーンニューディール基金の実施要領。
105	12月5日	環境省	東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインの改定について	単位等の微修正、及び「神奈川県藤沢市のデータ」の追記。

	日付	所属	題名	概要
106	12月15日		災害廃棄物の広域処理に関する意見交換会の開催について	災害廃棄物の広域処理に関する、地方環境事務所、3県支援チームと本省の意見交換会の開催について。
107	12月21日		一般廃棄物処理施設における放射性物質のモニタリングについて	前回(9月11日付け事務連絡)調査の更新のため、一般廃棄物の処理施設における、放射線モニタリングの再調査の実施を依頼したものの。
108	12月26日		東日本大震災により被災した建築物等の解体工事に係るアスベスト対策講習会への講師の派遣要望について(照会)	東日本大震災により被災した建築物等の解体工事に係るアスベスト対策について、事業者等に対する講習会に講師の派遣等が必要かどうか、要望の有無の調査を依頼したものの。
109	12月27日	環境省	「廃棄物関係ガイドライン」(第1版)策定のお知らせ	東日本大震災に関して、廃棄物の排出者、市町村等を含む廃棄物処理を行う方や、これまで廃棄物の処理に関わってきた方々に具体的にわかりやすく説明するため、下記URLに「廃棄物関係ガイドライン(第1版)」を策定し、それについて周知したものの。 ※URL: http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14643
110	12月27日	環境省	管理された状態での災害廃棄物管理された状態での災害廃棄物(コンクリートくず等)の再生利用について	安全に配慮しつつ、復興資材等としての活用方法福島県内の災害廃棄物(コンクリートくず等)の再生利用について取りまとめ、周知したものの。
111	12月28日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	電子マニフェストシステムにおける特定産業廃棄物の分類コードの追加等について	放射性汚染対処特措法の施行規則(平成23年環境省令第33号)附則第6条において、当分の間、事業者が処理を他人に委託する産業廃棄物に法第23条第2項に規定する特定産業廃棄物が含まれる場合は、廃棄物処理法第12条の3第1項の産業廃棄物処理票に、当該特定産業廃棄物に関する事項を記載することとした。また、廃棄物処理法第12条の5に規定する電子マニフェストについても同様に、廃棄物処理法第13条の2第1項に基づき(財)日本産業廃棄物処理振興センターへ、当該特定産業廃棄物に関する事項を登録することとし、電子マニフェストに特定産業廃棄物の分類コードを追加した。以上の事について周知したものの。
112	平成24年1月4日	国土交通省 都市・地域整備局長	「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」の取扱いについて	平成24年1月1日以降、放射性物質汚染対処特措法の規定、同法に基づく省令及び関連するガイドライン等に従うよう通知たので、改めて周知したものの。
113	1月4日	環境省現地災害対策本部	災害廃棄物処理優良取組事例集(グッドプラクティス集)(平成24年1月4日改訂)	グッドプラクティス集を改訂し、大洗町の簡易マニフェストの取り組みを追加。
114	1月11日	環境省	東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインの改定について	12月2日開催の第10回検討会の内容を反映し、「災害廃棄物の溶融処理の考え方について」を記載。その他の実証データを反映。
115	1月19日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長	薪ストーブ等を使用した際に発生する灰の取扱いについて	福島県内において薪ストーブを使用した際に灰等から放射性セシウムが検出された例を受けて、薪ストーブ使用の際の灰の取扱いについて、関係8県に通知したものの。
116	1月20日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長	事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に係る留意事項について	放射性セシウムの濃度8000Bq/kg以下の廃棄物は、科学的根拠に基づき極めて安全側にたった基準を採用しているため、一般の廃棄物処理施設、最終処分場への搬入を、みだりに拒否しないよう周知したものの。
117	1月20日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長	指定廃棄物の処理に向けた基本的な考え方について	放射性物質汚染対処特措法、廃掃法、に基づき指定廃棄物の取り扱いと、国、地方公共団体の役割についてあらためて通知したものの。
118	1月23日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長	「薪ストーブ等を使用した際に発生する灰の取扱いについて」に関するQ&Aについて	1月19日付けで通知した事務連絡「薪ストーブ等を使用した際に発生する灰の取扱いについて」で問い合わせの多かった質問について、まとめたもの。
119	1月23日		廃棄物処理施設における放射性物質のモニタリングについて(依頼)	前回(12月21日付け事務連絡)調査の更新のため、一般廃棄物の処理施設における、放射線モニタリングの再調査の実施を依頼したものの。
120	1月30日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長	災害廃棄物の広域処理に関するDVDの送付及び周知について(依頼)	災害廃棄物の広域処理についてのPR映像を作成したことについて、全国の自治体に周知したものの。(福島、沖縄を除く各県に3枚ずつDVDを配布)
121	1月31日		災害廃棄物の広域処理に係る9都府県会議(仮称)の開催等について	災害廃棄物の広域処理に関して、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の9自治体で会議を行う旨、周知したものの。

	日付	所属	題名	概要
122	2月6日		廃棄物処理事業に関する損害賠償請求について	平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所の事故に由来する損害賠償の費用の算定の手例、またはその対象について調査を行ったもの。
123	2月10日		災害廃棄物の再生利用プラン作成について(依頼)	再生利用のマッチングを進めるために、再生利用のプランの作成を依頼したものの。
124	2月10日	環境省	第2回災害廃棄物の広域処理に係る現地意見交換会の開催について	2月21日に開催する、岩手県宮古市の広域処理の現地視察会を周知したものの。
125	2月24日	環境省	第2回災害廃棄物の広域処理に係る現地意見交換会の開催について	3月2日から、宮城県女川町の災害廃棄物が東京都へ向け搬出されるのにあわせ、現地視察会を開催することについて周知したものの。また、2月21日の視察会については、諸般の事情により中止したことを合わせて周知したものの。
126	2月24日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	薪ストーブ等に使用する薪及びその使用に伴い発生する灰の取扱いについて	薪ストーブの灰に含まれる放射性物質について環境省が調査したところ、高濃度の放射性物質を含む灰が発生した地域があったため、取扱いについてあらためて周知したものの。
127	5月1日	環境省	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第二条に規定する定期検査の期間に関する経過措置の特例に関する省令の施行について(通知)	警戒区域及び計画的避難区域等に設定されたことにより立入りが困難となっている区域内に設定された廃棄物処理施設に係る定期検査の受検期日について、特例措置を設けることを周知したものの。
128	5月11日	環境省	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の除染関係の説明について	法の適切な運用と事故由来放射性物質に汚染された除去土壌等の円滑な処理が図られるようお願いするとともに、必要に応じ各管内の市区町村に対する周知徹底をお願いするもの。
129	5月25日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長、産業廃棄物課長	東日本大震災からの復旧復興のための公共工事における災害廃棄物由来の再生資材の活用について(通知)	被災地の迅速な復旧復興や生活環境の保全のためには、可能な限り災害廃棄物の再生利用を進める必要がある。これを受け、復旧復興のための公共工事に活用される災害廃棄物由来の再生資材についての取扱いを周知したものの。
130	7月12日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長、産業廃棄物課長	事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理の促進について	事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に係る留意事項について通知し、放射性物質汚染対処特措法の適切な運用と事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の円滑な処理が図られるようお願いし、各管内の市町村に対する周知徹底をお願いしたものの。
131	11月30日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長、産業廃棄物課長	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第三十二条第二号の規定による環境大臣の用件の一部改正について	改正告示の遺漏なき運用と、各管内の市区町村への周知をお願いしたものの。

	日付	所属	題名	概要
132	平成25年 3月18日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について(通知)	改正告示の遺漏なき運用と、各管内の市区町村への周知をお願いしたものの。
133	3月29日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長	行政処分の指針について(通知)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、必要な見直しを行い、「行政処分の指針」を取りまとめ、これを通知したものの。
134	3月29日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長	産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて(通知)	平成12年9月29日に通知した「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可業務の取扱いについて」について、必要な内容の見直しを行い要領を定め、これを通知したものの。
135	平成26年 2月3日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長	建築物の解体時における残置物の取扱いについて(通知)	産業廃棄物処理業者による適正な廃棄物の処理を確保するために、遺漏なく運用されることをお願いしたものの。
136	10月8日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長	一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について(通知)	各市町村に対し、廃棄物処理法の適正な運用の徹底のための周知と指導をお願いしたものの。

静岡県内市町仮置場の確保状況

1. 県内の状況

1.1 仮置場必要面積の算定方法

$$\text{仮置場必要面積 } S(\text{m}^2) = \frac{\text{保管対象物発生量 } V(\text{m}^3)}{\text{積み上げ高さ } H(\text{m})} \div \text{保管面積の割合 } R(\%)$$

補完対象物発生量 V : 静岡県第4次地震被害想定

積み上げ高さ H : 5m (環境省災害廃棄物対策指針による)

保管面積の割合 R : 50% (敷地全体に占める作業・動線部分を除く割合)

※ 災害廃棄物は継続して発生し順次処理されるため、処理の各時点における仮置き場面積は、ここで求める仮置場必要面積よりも少なくなると考えられる。

1.2 想定される災害廃棄物発生量

第4次地震被害想定では、県内で想定される災害廃棄物等の最大発生量は約3,739万 m^3 と予測されており、この場合の仮置場必要面積は約1,496万 m^2 である。

静岡県第4次地震被害想定 (単位: 万 m^3)

ケース	災害廃棄物	津波堆積物	合計
東海地震	2,690	最大 115	最大 2,805
南海トラフ巨大地震	基本ケース	最大 632	最大 3,556
	陸側ケース	最大 632	最大 3,393
	東側ケース	最大 632	最大 3,739
関東地震 (相模トラフ)	大正型	最大 30	最大 164
	元禄型	最大 84	最大 336

※ 津波堆積物は想定量に幅があるため、本表においては最大値を記載

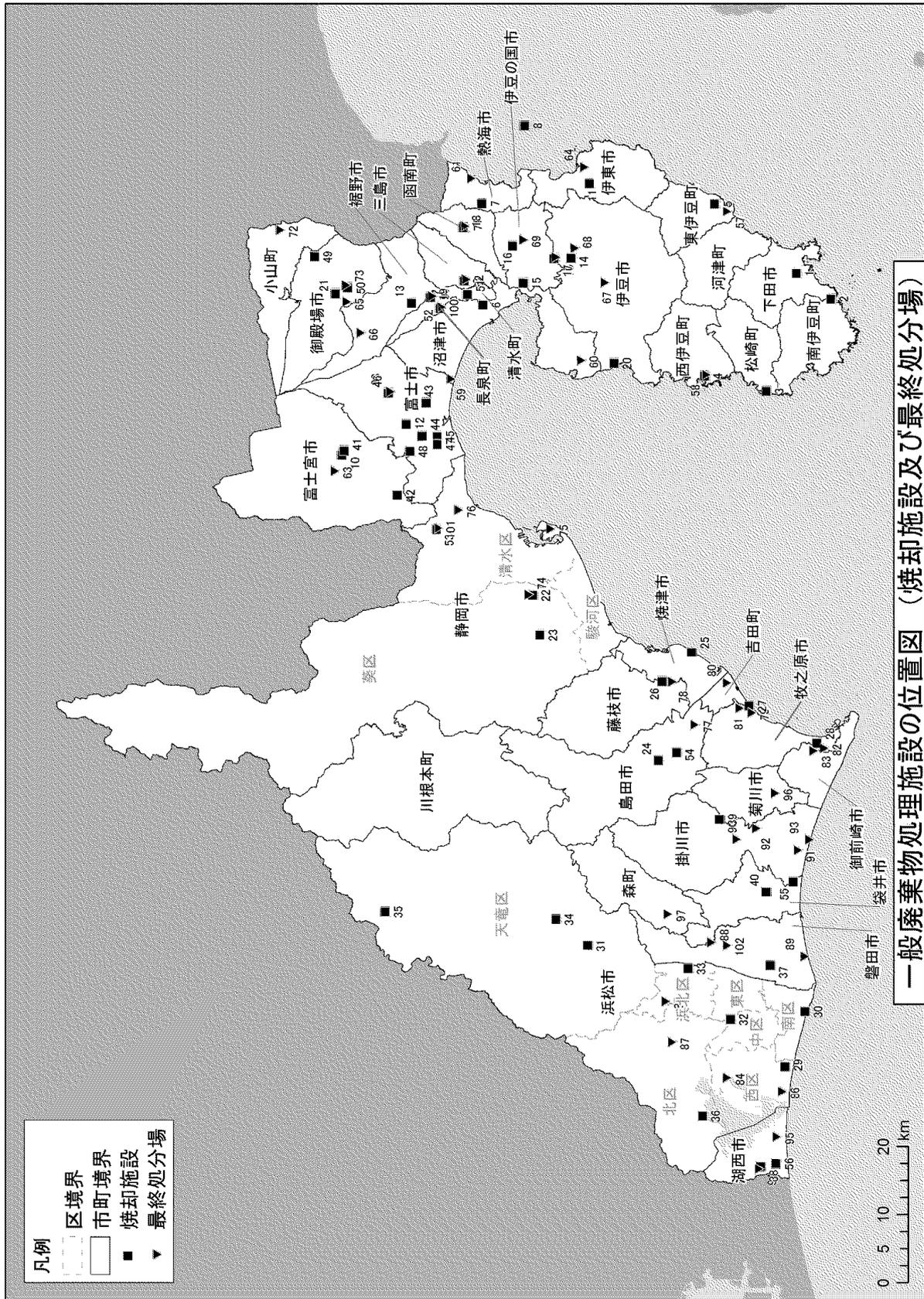
※ 仮置場必要面積 = $37,390,000(\text{m}^3) / 5(\text{m}) \div 0.5 = 14,956,000 \text{m}^2$

1.3 市町が把握している仮置き場候補地の合計

<合計面積> 1,297万 m^2 [箇所数: 1,095箇所]

※ 平成26年度静岡県調査による

一般廃棄物処理施設の位置図



■焼却施設(溶融施設を含む)

No	設置者	施設名称	所在地
1	下田市	営じん芥処理場	下田市敷根13-11
2	南伊豆町	清掃センター	南伊豆町湊1696
3	松崎町	クリーンピア松崎	松崎町雲見971-3
4	西伊豆町	クリーンセンター	西伊豆町田子2551
5	東河環境センター	エコクリーンセンター東河	東伊豆町稲取3349-1
6	沼津市	清掃プラント	沼津市上香貫三ノ洞2417-1
7	熱海市	エコ・プラント姫の沢	熱海市熱海字笹尻1804-8
8	熱海市	初島清掃工場廃棄物焼却炉	熱海市初島字清寿735-2
9	三島市	ごみ処理施設	三島市字賀茂之洞4703-94
10	富士宮市	清掃センター	富士宮市山宮3678-4
11	伊東市	環境美化センター	伊東市鎌田字阿原ヶ沢1297-91
12	富士市	環境クリーンセンター	富士市大淵232
13	裾野市	美化センター	裾野市大畑215-2
14	伊豆市	清掃センターごみ焼却施設	伊豆市柏久保68-1
15	伊豆の国市	長岡清掃センター	伊豆の国市南江間2139-1
16	伊豆の国市	葦山ごみ焼却場	伊豆の国市葦山山木1005-3
17	伊豆の国市	大仁清掃センター(休止)	伊豆の国市三福1363-88
18	函南町	ごみ焼却場	函南町桑原1300の142
19	長泉町	塵芥焼却場	長泉町東野字八分平143-11
20	伊豆市沼津市衛生施設組合	土肥戸田衛生センター	伊豆市小土肥1460-3
21	御殿場市・小山町広域行政組合	(建設中)	御殿場市板妻字直路 862-15
22	静岡市	沼上清掃工場	静岡市葵区南沼上1224
23	静岡市	西ヶ谷清掃工場	静岡市葵区西ヶ谷553
24	島田市	田代環境プラザ	島田市伊太7
25	志太広域事務組合	一色清掃工場	焼津市一色1545-19
26	志太広域事務組合	高柳清掃工場	藤枝市高柳2338-1
27	吉田町牧之原市広域施設組合	清掃センター	牧之原市細江6664-3
28	牧之原市御前崎市広域施設組合	環境保全センター	牧之原市笠名1212
29	浜松市	西部清掃工場	浜松市西区篠原町26098-1
30	浜松市	南部清掃工場	浜松市南区江之島町1715
31	浜松市	天竜ごみ処理工場	浜松市天竜区小川558-3
32	浜松市	北部清掃工場(休止)	浜松市東区有玉西町
33	浜松市	浜北清掃センター(休止)	浜松市浜北区永島954
34	浜松市	はるのクリーンセンター(休止)	浜松市天竜区春野町宮川2858
35	浜松市	水窪・佐久間クリーンセンター(休止)	浜松市天竜区水窪町奥領家2258
36	浜松市	三ヶ日ごみ処理センター(休止)	浜松市北区三ヶ日町都筑
37	磐田市	クリーンセンター	磐田市刑部島301
38	湖西市	環境センター(休止)	湖西市吉美3294-47
39	掛川市・菊川市衛生施設組合	環境資源ギャラリー	掛川市満水2319
40	袋井市森町広域行政組合	中遠クリーンセンター	袋井市岡崎6635-192
41	株ミダック		富士宮市山宮字棚坂3507-20
42	王子エフテックス(株)		富士宮市羽鮒字朧島1231-2
43	興亜工業(株)		富士市比奈字上藪田237-1
44	王子マテリア(株)		富士市伝法字田端1231-23
45	大興製紙(株)		富士市蓼原字南139-1
46	株富士環境保全公社		富士市桑崎字初坂台997-83
47	王子製紙(株)		富士市上横割字横堀添14-1
48	王子エフテックス(株)		富士市入山瀬1-128
49	株クリーンタウン		御殿場市深沢字小倉南1766-28
50	光陽産業(株)		御殿場市神場3-15
51	特種東海ホールディングス(株)		清水町伏見字沖田490-1
52	セキトランスシステム(株)		長泉町上長窪字西ノ窪324-1
53	丸徳商事(有)(静岡市所管)		静岡市清水区宍原1821
54	特種東海ホールディングス(株)		島田市向島町4320-1
55	株丸八プロダクト		袋井市中新田字浜野1710
56	スズキ(株)		湖西市白須賀字宿北4520-1

▼最終処分場

No	設置者	所在地
57	東伊豆町	東伊豆町稲取3346-1
58	西伊豆町	西伊豆町田子1427-1
59	沼津市	沼津市植田字前通281-11
60	沼津市	沼津市戸田字磯辺崎3861-1
61	熱海市	熱海市伊豆山字姫の沢1164-1
62	三島市	三島市字賀茂之洞4703-2
63	富士宮市	富士宮市北山鞍骨沢7430-849
64	伊東市	伊東市御石ヶ沢3596-4、3595-44
65	御殿場市	御殿場市板妻834-16
66	裾野市	裾野市須山字大野2800
67	伊豆市	伊豆市本柿木字軽野畑156-1
68	伊豆市	伊豆市年川772-1
69	伊豆の国市	伊豆の国市中1619-1(菰山)
70	伊豆の国市	伊豆の国市三福1363-88(大仁)
71	函南町	函南町桑原1300の225
72	小山町	小山町生土602
73	御殿場市・小山町広域行政組合	御殿場市神場2356-14
74	静岡市	静岡市葵区北沼上387-1
75	静岡市	静岡市清水区三保字貝島地先
76	静岡市	静岡市清水区由比東山寺字山田183
77	島田市	島田市阪本4925-2
78	藤枝市	藤枝市兵太夫7-1
79	牧之原市	牧之原市静波4054-2
80	吉田町	吉田町川尻4034
81	吉田町牧之原市広域施設組合	牧之原市細江6679
82	牧之原市御前崎市広域施設組合	牧之原市笠名1192-11
83	牧之原市御前崎市広域施設組合	御前崎市比木字会下ノ谷846-1
84	浜松市	浜松市西区平松町77(平和)
85	浜松市	浜松市浜北区灰木172
86	浜松市	浜松市西区舞阪町舞阪2621-26
87	浜松市	浜松市北区引佐町三岳610-3
88	磐田市	磐田市藤上原723-4
89	磐田市	磐田市大中瀬951-7(竜洋)
90	掛川市	掛川市板沢2051-1092
91	掛川市	掛川市大淵11160-1(東大谷)
92	掛川市	掛川市高瀬1100-100
93	掛川市	掛川市大淵1456-751(新井)
94	湖西市	湖西市白須賀3985-1961
95	湖西市	湖西市新居町内山2263
96	菊川市	菊川市棚草1050-8
97	中遠広域事務組合	森町一宮字坊ノ谷口3603-3
98	(株)富士環境保全公社	富士市桑崎字初坂台997-83
99	長泉ハイトラスト(株)	長泉町東野字八分平374-12
100	セキトランスシステム(株)	長泉町上長窪字西ノ窪309-1
101	丸徳商事(有)(静岡市所管)	静岡市清水区宍原字大内沢1819-1
102	(株)スズキ組	磐田市大久保字安井谷888-25

●し尿処理施設

No	設置者	施設名	所在地
1	南豆衛生プラント組合	汚泥処理クリーンセンター	下田市敷根13-8
2	東河環境センター	し尿処理施設	河津町見高2310-4
3	西豆衛生プラント組合	西豆衛生プラント	松崎町江奈647-1
4	沼津市	衛生プラント	沼津市原字女鹿塚2948-1
5	沼津市	戸田衛生センター	沼津市戸田字磯辺崎3861-1
6	熱海市	大黒崎し尿管理センター	熱海市泉元門川分字大黒崎250-5
7	三島市	衛生プラント	三島市北沢48-1
8	富士宮市	衛生プラント	富士宮市星山757
9	伊東市	クリーンセンター	伊東市宇佐美字御石ヶ沢3596-4
10	富士市	クリーンセンターききょう	富士市五貫島1027-2
11	伊豆市	清掃センター	伊豆市柏久保68-1
12	伊豆市	土肥衛生プラント	伊豆市小土肥1460-3
13	伊豆市	(建設中)	伊豆市田代字石田234
14	伊豆の国市	長岡し尿処理場	伊豆の国市堀之上97
15	伊豆の国市	韭山し尿処理場	伊豆の国市四日町305
16	伊豆の国市	大仁し尿処理場	伊豆の国市田京1259-1
17	函南町	し尿処理場	函南町平井字細沢1720-174
18	裾野、長泉清掃施設組合	いずみ苑	長泉町中土狩534-1
19	裾野、長泉清掃施設組合	中島苑	裾野市深良963
20	御殿場市・小山町広域行政組合	衛生センター	御殿場市中丸19
21	静岡市	静岡衛生センター	静岡市葵区東千代田3-5-1
22	静岡市	清水衛生センター	静岡市清水区堀込722
23	静岡市	庵原衛生プラント	富士市中之郷2128-1
24	島田市	クリーンセンター	島田市金谷東二丁目
25	志太広域事務組合	藤枝環境管理センター	藤枝市善左衛門20
26	志太広域事務組合	大井川環境管理センター	焼津市飯淵2035
27	川根地区広域施設組合	クリーンピュア川根	川根本町久野脇1054
28	吉田町牧之原市広域施設組合	衛生センター	吉田町住吉4299
29	浜松市	東部衛生工場	浜松市東区豊町6441
30	浜松市	西部衛生工場	浜松市西区伊左地町1570-2
31	浜松市	浜北クリーンセンター	浜松市浜北区新野399
32	浜松市	天竜衛生センター	浜松市天竜区渡ヶ島1054-2
33	浜松市	細江し尿処理センター	浜松市北区細江町気賀1900
34	磐田市	衛生プラント	磐田市千手堂2066
35	掛川市	生物循環パビリオン	掛川市長谷1-1-4
36	湖西市	衛生プラント	湖西市白須賀3465
37	東遠広域施設組合	東遠衛生センター	御前崎市池新田9035
38	袋井市森町広域行政組合	袋井衛生センター	袋井市愛野2961

市町連絡先一覧（一般廃棄物担当課、処理施設）

災害時連絡先

※表中標記（上段から）①名称 ②所在地 ③電話 ④FAX ⑤電子メール

自治体	災害時連絡先	平常時連絡先(し尿)	平常時連絡先(ごみ)	し尿処理施設	焼却施設	最終処分場
静岡県	静岡県災害対策本部 環境班 静岡市葵区追手町9-6 054-221-3349、2137 054-221-3553 hai@pref.shizuoka.lg.jp	廃棄物リサイクル課 静岡市葵区追手町9-6 054-221-3349、2137 054-221-3553 hai@pref.shizuoka.lg.jp	廃棄物リサイクル課 静岡市葵区追手町9-6 054-221-3349、2137 054-221-3553 hai@pref.shizuoka.lg.jp			
静岡県賀茂健康福祉センター	県方面本部 健康福祉班 下田市中531-1 0558-24-2053 0558-24-2169 kfkamo-kankyuu@pref.shizuoka.lg.jp	環境課 下田市中531-1 0558-24-2053 0558-24-2169 kfkamo-kankyuu@pref.shizuoka.lg.jp	環境課 下田市中531-1 0558-24-2053 0558-24-2169 kfkamo-kankyuu@pref.shizuoka.lg.jp			
静岡県東部健康福祉センター	県方面本部 健康福祉班 沼津市高島本町1-3 055-920-2106 055-920-2194 kftoubu-haiki@pref.shizuoka.lg.jp	廃棄物課 沼津市高島本町1-3 055-920-2106 055-920-2194 kftoubu-haiki@pref.shizuoka.lg.jp	廃棄物課 沼津市高島本町1-3 055-920-2106 055-920-2194 kftoubu-haiki@pref.shizuoka.lg.jp			
静岡県中部健康福祉センター	県方面本部 健康福祉班 藤枝市瀬戸新屋362-1 054-644-9288、3721 054-644-4471 kfchuubu-kan@pref.shizuoka.lg.jp	環境課 藤枝市瀬戸新屋362-1 054-644-9288、3721 054-644-4471 kfchuubu-kan@pref.shizuoka.lg.jp	環境課 藤枝市瀬戸新屋362-1 054-644-9288、3721 054-644-4471 kfchuubu-kan@pref.shizuoka.lg.jp			
静岡県西部健康福祉センター	県方面本部 健康福祉班 磐田市見付3599-4 0538-37-2248、2551 0538-37-2603 kfseibu-kankyuu@pref.shizuoka.lg.jp	環境課 磐田市見付3599-4 0538-37-2248、2551 0538-37-2603 kfseibu-kankyuu@pref.shizuoka.lg.jp	環境課 磐田市見付3599-4 0538-37-2248、2551 0538-37-2603 kfseibu-kankyuu@pref.shizuoka.lg.jp			
下田市	地域防災課 下田市東郷1-5-18 0558-36-4145 0558-22-3910 bousai@city.shimoda.shizuoka.jp	南豆衛生プラント組合 下田市敷根13-8 0558-22-3302 0558-27-0307 nanzu@bz03.plala.or.jp	環境対策課 下田市敷根13-11 0558-22-2213 0558-22-2287 kankyuu@city.shimoda.shizuoka.jp	南豆衛生プラント組合 下田市敷根13-8 0558-22-3302 0558-27-0307 nanzu@bz03.plala.or.jp	下田市清掃センター 下田市敷根13-11 0558-22-6686 0558-22-2287 kankyuu@city.shimoda.shizuoka.jp	
東伊豆町	東伊豆町災害対策本部衛生班 賀茂郡東伊豆町稲取3354 0557-95-6203、1100 0557-95-3896、0122 juumin@town.higashiizu.shizuoka.jp	東伊豆町住民福祉課 賀茂郡東伊豆町稲取3354 0557-95-6203 0557-95-3896 juumin@town.higashiizu.shizuoka.jp	東伊豆町住民福祉課 賀茂郡東伊豆町稲取3354 0557-95-6203 0557-95-3896 juumin@town.higashiizu.shizuoka.jp	東河環境センター 賀茂郡河津町見高字長野2310-4 0558-32-0383 なし tohga@vega.ocn.ne.jp	東河環境センター 賀茂郡東伊豆町稲取3349-1 0557-95-7111 0557-95-1055 tohga@vega.ocn.ne.jp	東伊豆町最終処分場 賀茂郡東伊豆町稲取3346-1 0557-95-6426 0557-95-6426 juumin@town.higashiizu.shizuoka.jp
南伊豆町	災害対策本部 清掃班 賀茂郡南伊豆町下賀茂315-1 0558-62-1111 62-6211 0558-62-1119 seikatsuk@town.minamiizu.shizuoka.jp	南伊豆町生活環境課 賀茂郡南伊豆町下賀茂315-1 0558-62-6270 0558-63-0018 seikatsuk@town.minamiizu.shizuoka.jp	南伊豆町生活環境課 賀茂郡南伊豆町下賀茂315-1 0558-62-6270 0558-63-0018 seikatsuk@town.minamiizu.shizuoka.jp	南豆衛生プラント 下田市敷根13-8 0558-22-3302 0558-27-0307 nanzu@bz03.plala.or.jp	南伊豆町清掃センター 賀茂郡南伊豆町湊1696 0558-62-0508 0558-62-0014 seikatsuk@town.minamiizu.shizuoka.jp	
河津町	町災害対策本部 衛生偵察班 賀茂郡河津町田中212-2 0558-34-1111、1932 0558-34-0099、1404 choumin@town.kawazu.shizuoka.jp	町民生活課 賀茂郡河津町田中212-2 0558-34-1932 0558-34-1404 choumin@town.kawazu.shizuoka.jp	町民生活課 賀茂郡河津町田中212-2 0558-34-1932 0558-34-1404 choumin@town.kawazu.shizuoka.jp	東河環境センター 賀茂郡河津町見高2310-4 0558-32-0383 なし tohga@vega.ocn.ne.jp	東河環境センター 賀茂郡東伊豆町稲取3349-1 0557-95-7111 0557-95-1055 tohga@vega.ocn.ne.jp	
松崎町	災害対策本部 生活環境班 賀茂郡松崎町宮内301-1 0558-42-1111、3969 0558-42-3184 kankyuu@town.matsuzaki.shizuoka.jp	生活環境課 賀茂郡松崎町宮内301-1 0558-42-3969、1111(内線152) 0558-42-3184 kankyuu@town.matsuzaki.shizuoka.jp	生活環境課 賀茂郡松崎町宮内301-1 0558-42-3969、1111(内線154) 0558-42-3184 kankyuu@town.matsuzaki.shizuoka.jp	西豆衛生プラント 賀茂郡松崎町江奈647-1 0558-43-1113 0558-42-3511 なし	クリーピア松崎 賀茂郡松崎町雲見971-3 0558-45-0602 0558-45-0275 なし	

災害時連絡先

※表中標記（上段から）①名称 ②所在地 ③電話 ④FAX ⑤電子メール

自治体	災害時連絡先	平常時連絡先(し尿)	平常時連絡先(ごみ)	し尿処理施設	焼却施設	最終処分場
西伊豆町	町災害対策本部 賀茂郡西伊豆町仁科401-1 0558-52-1111 0558-52-1906	環境福祉課 環境衛生係 賀茂郡西伊豆町田子2551 0558-53-1408 0558-53-1803 kankyou@town.nishiizu.shizuoka.jp	環境福祉課 環境衛生係 賀茂郡西伊豆町田子2551 0558-53-1408 0558-53-1803 kankyou@town.nishiizu.shizuoka.jp	西豆衛生プラント 賀茂郡松崎町江奈647-1 0558-54-0035 0558-54-0036 なし	環境福祉課 環境衛生係 賀茂郡西伊豆町田子2551 0558-53-1408 0558-53-1803 kankyou@town.nishiizu.shizuoka.jp	環境福祉課 環境衛生係 賀茂郡西伊豆町田子2551 0558-53-1408 0558-53-1803 kankyou@town.nishiizu.shizuoka.jp
熱海市	災害対策本部 清掃班 熱海市中央町1-1 0557-82-1153 0557-82-5371 kankyo-center @city.atami.shizuoka.jp	協働環境課 環境センター 熱海市熱海字笹尻1804-8 0557-82-1153 0557-82-5371 kankyo-center @city.atami.shizuoka.jp	協働環境課 環境センター 熱海市熱海字笹尻1804-8 0557-82-1153 0557-82-5371 kankyo-center @city.atami.shizuoka.jp	熱海市大黒崎し尿管理センター 熱海市泉元門川分字大黒崎250-5 0557-82-1153 0557-82-5371 kankyo-center @city.atami.shizuoka.jp	熱海市エコ・プラント姫の沢 熱海市熱海字笹尻1804-8 0557-82-1153 0557-82-5371 kankyo-center @city.atami.shizuoka.jp	熱海市姫の沢最終処分場 熱海市伊豆山1164-1 0557-82-1153 0557-82-5371 kankyo-center @city.atami.shizuoka.jp
伊東市	伊東市災害対策本部 清掃防疫班 伊東市大原二丁目1番1号 0557-32-1371、1373、1374 0557-38-3088 kankyou@city.ito.shizuoka.jp	市民部 環境課 清掃施設係 伊東市大原二丁目1番1号 0557-32-1373 0557-38-3088 kankyou@city.ito.shizuoka.jp	市民部 環境課 清掃施設係 伊東市大原二丁目1番1号 0557-32-1373 0557-38-3088 kankyou@city.ito.shizuoka.jp	クリーンセンター 伊東市宇佐美字御石ヶ沢3596-4 0557-48-9160 0557-47-5423	環境美化センター 伊東市鎌田字阿原ヶ沢1297-91 0557-35-0530 0557-38-5300	御石ヶ沢最終処分場 伊東市宇佐美字御石ヶ沢3596-4 0557-47-5777 0557-47-5423
沼津市	沼津市災害対策本部 沼津市御幸町16番1号 055-934-4803、055-931-3411・ 4400・4401 055-934-0027 kikikanri@city.numazu.lg.jp	クリーンセンター管理課 沼津市上香貫三ノ洞2417-1 055-933-0711 055-931-7724 kuri-kan@city.numazu.lg.jp	ごみ対策推進課 沼津市御幸町16-1 055-934-4743 055-934-0345 gomitai@city.numazu.lg.jp	衛生プラント(アクアプラザ) 沼津市原字女鹿塚2948-1 055-969-2544 055-969-2546	清掃プラント (クリーンセンター管理課) 沼津市上香貫三ノ洞2417-1 055-933-0711 055-931-7724 kuri-kan@city.numazu.lg.jp	植田最終処分場 沼津市植田字前通281-11 055-967-1143 055-967-1143
清水町	町災害対策本部 産業・環境班 駿東郡清水町堂庭210-1 055-981-8216 055-976-0249 chiiki@town.shimizu.shizuoka.jp	くらし安全課 駿東郡清水町堂庭210-1 055-981-8216 055-973-1711 anzen@town.shimizu.shizuoka.jp	地域振興課 駿東郡清水町堂庭210-1 055-981-8216 055-976-0249 chiiki@town.shimizu.shizuoka.jp			
裾野市	市災害対策本部 総括班 裾野市佐野1059番地 055-995-1817、1816 055-992-4447 kankyou@city.susono.shizuoka.jp	裾野、長泉清掃施設組合中島苑 裾野市深良963番地 055-997-3336 055-997-1972 qqc33gc9k@juno.ocn.ne.jp	生活環境課 裾野市佐野1059番地 055-995-1816 055-992-4447 kankyou@city.susono.shizuoka.jp	裾野、長泉清掃施設組合中島苑 裾野市深良963番地 055-997-3336 055-997-1972 qqc33gc9k@juno.ocn.ne.jp	裾野市美化センター 裾野市大畑215番地の2 055-992-3210 055-992-3219 bika@city.susono.shizuoka.jp	裾野市最終処分場 裾野市須山2800番地 055-998-0393 055-998-0393
長泉町	町災害対策本部 都市環境班 駿東郡長泉町中土狩828番地 055-986-2131、055-989-5514 055-986-5905 kankyo@nagaizumi.org	くらし環境課 環境企画チーム 駿東郡長泉町中土狩828番地 055-989-5514 055-986-5905 kankyo@nagaizumi.org	くらし環境課 清掃事業チーム 駿東郡長泉町東野143-11 055-986-8393 055-988-8432 seisou@nagaizumi.org	裾野、長泉清掃施設組合いずみ苑 駿東郡長泉町中土狩534-1 055-986-1500	長泉町塵芥焼却場(くらし環境課) 駿東郡長泉町東野143-11 055-986-8393 055-988-8432 seisou@nagaizumi.org	長泉ハイトラスト(株) 駿東郡長泉町東野374-12 055-989-2268 055-987-9935 nagaizumi@takumatechnos.co.jp

災害時連絡先

※表中標記（上段から）①名称 ②所在地 ③電話 ④FAX ⑤電子メール

自治体	災害時連絡先	平常時連絡先(し尿)	平常時連絡先(ごみ)	し尿処理施設	焼却施設	最終処分場
三島市	三島市災害対策本部 三島市大社町1-10 055-983-2650 055-981-7720 kiki@city.mishima.shizuoka.jp	下水道課 三島市中央町5-5 055-983-2662 055-976-6160 gesui@city.mishima.shizuoka.jp	廃棄物対策課 三島市宇賀茂之洞4703-94 055-971-8993 055-971-8994 haitai@city.mishima.shizuoka.jp	三島市衛生プラント 三島市北沢48-1 055-977-1008 055-977-1008 gesui@city.mishima.shizuoka.jp	廃棄物対策課 三島市宇賀茂之洞4703-94 055-971-8993 055-971-8994 haitai@city.mishima.shizuoka.jp	廃棄物対策課 三島市宇賀茂之洞4703-94 055-971-8993 055-971-8994 haitai@city.mishima.shizuoka.jp
函南町	総務部総務課 田方郡函南町平井717-13 055-979-8103 055-978-1197 soumu@town.kannami.shizuoka.jp	厚生部環境衛生課 田方郡函南町平井717-13 055-979-8112 055-978-3027 kankyoutown.kannami.shizuoka.jp	厚生部環境衛生課 田方郡函南町平井717-13 055-979-8112 055-978-3027 kankyoutown.kannami.shizuoka.jp	函南町し尿処理場(こたま苑) 田方郡函南町平井字細沢1720- 055-974-0223 055-974-1929 kannami- syoukyaku@dream.ocn.ne.jp	函南町ごみ焼却場 田方郡函南町桑原1300-142 055-974-0223 055-974-1929 kannami- syoukyaku@dream.ocn.ne.jp	一般廃棄物最終処分場 田方郡函南町桑原1300-225 055-974-0223 055-974-1929 kankyoutown.kannami.shizuoka.jp
伊豆市	伊豆市災害対策本部(地域づくり課) 伊豆市小立野38-2 0558-72-1111 0558-72-6588 kikaku@city.izu.shizuoka.jp	伊豆市清掃センター 伊豆市柏久保68-1 0558-72-0163 0558-72-0316 seiso@city.izu.shizuoka.jp	環境衛生課 伊豆市小立野38-2 0558-72-9857 0558-72-9899 kankyo@city.izu.shizuoka.jp		伊豆市清掃センター 伊豆市柏久保68-1 0558-72-0163 0558-72-0316 seiso@city.izu.shizuoka.jp 伊豆市沼津市衛生施設組合 (土肥戸田衛生センター) 伊豆市小土肥1460-3 0558-94-2305 0558-94-3229 qq9w83e9k@isis.ocn.ne.jp	柿木最終処分場(清掃センター) 伊豆市本柿木159-1 0558-72-0163 0558-72-0316 seiso@city.izu.shizuoka.jp 年川最終処分場(環境衛生課) 伊豆市年川772-1 0558-72-9857 0558-72-9899 kankyo@city.izu.shizuoka.jp
伊豆の国市	伊豆の国市災害対策本部 環境班 伊豆の国市四日町243 055-949-6805 055-949-1779 hai@city.izunokuni.shizuoka.jp	経済環境部廃棄物対策課 伊豆の国市四日町243 055-949-6805 055-949-1779 hai@city.izunokuni.shizuoka.jp	経済環境部廃棄物対策課 伊豆の国市四日町243 055-949-6805 055-949-1779 hai@city.izunokuni.shizuoka.jp	長岡し尿処理場 伊豆の国市壺之上97 055-949-6805 055-949-1779 hai@city.izunokuni.shizuoka.jp 葦山し尿処理場 伊豆の国市四日町305 055-949-6805 055-949-1779 hai@city.izunokuni.shizuoka.jp	長岡清掃センター 伊豆の国市南江間2139-1 055-948-2536 055-948-2536 hai@city.izunokuni.shizuoka.jp 葦山ごみ焼却場 伊豆の国市葦山山木1005-3 055-949-6805 055-949-1779 hai@city.izunokuni.shizuoka.jp	大仁一般廃棄物最終処分場 伊豆の国市三福1363-88 0558-76-2983 0558-76-2279 hai@city.izunokuni.shizuoka.jp 葦山一般廃棄物最終処分場 伊豆の国市四日町243 055-949-6805 055-949-1779 hai@city.izunokuni.shizuoka.jp
御殿場市	災害対策本部 清掃班 御殿場市川島田1446-9 0550-88-0530 0550-89-2559 recycle@city.gotemba.shizuoka.jp	環境水道部 環境課 御殿場市萩原483 0550-83-1610 0550-83-1685 kankyo@city.gotemba.shizuoka.jp	リサイクル推進課 御殿場市川島田1446-9 0550-88-0530 0550-89-2559 recycle@city.gotemba.shizuoka.jp	御殿場市・小山町広域行政組合 (衛生センター) 御殿場市中丸19 0550-82-1991 0550-84-2790 eisei@gotemba-oyama-kouiki.jp	御殿場市・小山町広域行政組合 (焼却センター) 御殿場市板妻862-15 0550-88-3776 0550-88-3830 syoukyaku@gotemba-oyama-kouiki.jp	最終処分場 御殿場市板妻834-16 0550-88-4153 0550-80-0038 recycle@city.gotemba.shizuoka.jp
小山町	小山町災害対策本部 衛生班 駿東郡小山町藤曲57-2 0550-76-1111 0550-76-3050 soumu@fujii-oyama.jp	総務課 駿東郡小山町藤曲57-2 0550-76-6130、1111 0550-76-4633 soumu@fujii-oyama.jp	総務課 駿東郡小山町藤曲57-2 0550-76-6130、1111 0550-76-4633 soumu@fujii-oyama.jp	御殿場市・小山町広域行政組合 (衛生センター) 御殿場市中丸19 0550-82-1991 0550-84-2790 eisei@gotemba-oyama-kouiki.jp	御殿場市・小山町広域行政組合 (焼却センター) 御殿場市板妻862-15 0550-88-3776 0550-88-3830 syoukyaku@gotemba-oyama-	最終処分場(総務課) 駿東郡小山町生土602外 0550-76-6130、1111 0550-76-4633 soumu@fujii-oyama.jp

災害時連絡先

※表中標記（上段から）①名称 ②所在地 ③電話 ④FAX ⑤電子メール

自治体	災害時連絡先	平常時連絡先(し尿)	平常時連絡先(ごみ)	し尿処理施設	焼却施設	最終処分場
富士市	災害対策本部 衛生部衛生班 富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2769、2770 0545-51-0522 ka-haikibutu@div.city.fuji.shizuoka.jp	生活排水対策課 富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2853 0545-55-2919 seikatuhsui@div.city.fuji.shizuoka.jp	廃棄物対策課 富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2769、2770 0545-51-0522 ka-haikibutu@div.city.fuji.shizuoka.jp	クリーンセンターききょう 富士市五貫島1027番地の2 0545-61-1956 0545-66-2450 seikatuhsui@div.city.fuji.shizuoka.jp	富士市環境クリーンセンター 富士市大淵232番地 0545-35-0081 0545-35-0501 ka-clean@div.city.fuji.shizuoka.jp	(株)富士環境保全公社 富士市桑崎904番地の10 0545-23-0900 0545-23-0920 fuji-kankyohozen@po.across.or.jp
富士宮市	災害対策本部 富士宮市弓沢町150番地 0544-22-1319 0544-22-1239 bosai@city.fujinomiya.lg.jp	生活環境課 富士宮市弓沢町150番地 0544-22-1137 0544-22-1207 kankyo@city.fujinomiya.lg.jp	生活環境課 富士宮市弓沢町150番地 0544-22-1137 0544-22-1207 kankyo@city.fujinomiya.lg.jp	生活排水処理センター 富士宮市星山757番地 0544-23-0744 0544-23-0349 pw-plant@city.fujinomiya.lg.jp	清掃センター 富士宮市山宮3678-4 0544-58-2667 0544-58-2385 pw-center@city.fujinomiya.lg.jp	鞍骨沢最終処分場 富士宮市北山字鞍骨沢7430-849 0544-58-2667 0544-58-2385 pw-center@city.fujinomiya.lg.jp
藤枝市	藤枝市災害対策本部 藤枝市岡出山一丁目11番1号 054-643-3119 054-643-3604 kiki@city.fujieda.shizuoka.jp	藤枝市下水道課 藤枝市城南三丁目2-1 054-644-8186 054-643-3580 gesui@city.fujieda.shizuoka.jp	藤枝市生活環境課 藤枝市岡出山一丁目11番1号 054-643-3681 054-643-3280 kankyo@city.fujieda.shizuoka.jp	志太広域事務組合 (藤枝環境管理センター) 藤枝市善左衛門20 054-636-0300 054-636-0325 info@shida.or.jp	志太広域事務組合 (高柳清掃工場) 藤枝市高柳2338-1 054-636-0074 054-636-0099 info@shida.or.jp	藤枝市兵太夫最終処分場 藤枝市兵太夫14-2 054-643-3681 054-643-3280 kankyo@city.fujieda.shizuoka.jp
焼津市	市災害対策本部 環境衛生班 焼津市石津728-2 054-623-4034 054-625-0132 haikibutu@city.yaizu.lg.jp	廃棄物対策課 焼津市宗高900 (焼津市小屋敷573) 054-662-0572、(628-7408) 054-662-0834、(626-1762) haikibutu@city.yaizu.lg.jp	廃棄物対策課 焼津市宗高900 (焼津市大覚寺187) 054-662-0572、(627-8974) 054-662-0834、(621-3830) haikibutu@city.yaizu.lg.jp	志太広域事務組合 (藤枝環境管理センター) 藤枝市善左衛門20 054-636-0300 054-636-0325 info@shida.or.jp	志太広域事務組合 (高柳清掃工場) 藤枝市高柳2338-1 054-636-0074 054-636-0099 info@shida.or.jp	
				志太広域事務組合 (大井川環境管理センター) 焼津市飯淵2035 054-622-3666 054-622-3809 info@shida.or.jp	志太広域事務組合 (一色清掃工場) 焼津市一色1545-19 054-624-6000 054-624-6000 info@shida.or.jp	
島田市	島田市災害対策本部 島田市中央町5番の1 0547-37-1111 0547-35-6000	下水道課 島田市南一丁目地先 0547-35-7719 0547-35-7410 gesui@city.shimada.lg.jp	環境課 島田市伊太7番地の1 0547-34-1122 0547-34-5501 kankyo-plaza@city.shimada.lg.jp	島田市クリーンセンター 島田市金谷東二丁目3483番地の269 0547-45-3354 0547-45-3354	田代環境プラザ 島田市伊太7番地の1 0547-34-1122 0547-34-5501 kankyo-plaza@city.shimada.lg.jp	最終処分場 島田市阪本4925番地の2 0547-34-1122 0547-34-5501 kankyo-plaza@city.shimada.lg.jp
				川根地区広域施設組合 クリーン ピュア川根 榛原郡川根本町久野脇1054 0547-56-2222 0547-56-1117 seikatsu-kenko @town.kawanehon.lg.jp		
川根本町	川根本町災害対策本部救護衛生班 榛原郡川根本町上長尾627 0547-56-2222 0547-56-1117 seikatsu-kenko @town.kawanehon.lg.jp	生活健康課 榛原郡川根本町上長尾627 0547-56-2222 0547-56-1117 seikatsu-kenko @town.kawanehon.lg.jp	生活健康課 榛原郡川根本町上長尾627 0547-56-2222 0547-56-1117 seikatsu-kenko @town.kawanehon.lg.jp	川根地区広域施設組合 クリーンピュア川根 榛原郡川根本町久野脇1054 0547-56-2222 0547-56-1117 seikatsu-kenko @town.kawanehon.lg.jp		

災害時連絡先

※表中標記（上段から）①名称 ②所在地 ③電話 ④FAX ⑤電子メール

自治体	災害時連絡先	平常時連絡先(し尿)	平常時連絡先(ごみ)	し尿処理施設	焼却施設	最終処分場
牧之原市	牧之原市災害対策本部 衛生班 牧之原市相良275 0548-53-2609 0548-53-2889 shimin@city.makinohara.shizuoka.jp	牧之原市 環境課 牧之原市相良275 0548-53-2609 0548-53-2889 shimin@city.makinohara.shizuoka.jp	牧之原市 環境課 牧之原市相良275 0548-53-2609 0548-53-2889 shimin@city.makinohara.shizuoka.jp	東遠広域施設組合 (東遠衛生センター) 御前崎市池新田9035 0537-86-2043(御前崎市) 0537-86-3322 toen@city.omaezaki.shizuoka.jp 吉田町牧之原市広域施設組合 (衛生センター) 榛原郡吉田町住吉4300-1 0548-24-1000 (吉田町) 0548-23-0200 yoshimakikouiki@ai.tnc.ne.jp	牧之原市御前崎市広域施設組合 (環境保全センター) 牧之原市笠名1212 0548-58-0044 0548-58-0444 makionhozen@po4.across.or.jp 吉田町牧之原市広域施設組合 (清掃センター) 牧之原市細江6664-3 0548-24-1000 0548-23-0200 yoshimakikouiki@ai.tnc.ne.jp	牧之原市一般廃棄物最終処分場 (安定型)橋柄 牧之原市静波4054-2 0548-53-2609 0548-53-2889 shimin@city.makinohara.shizuoka.jp 牧之原市御前崎市広域施設組合 一般廃棄物最終処分場(管理型) 牧之原市笠名1192-11 0548-58-0044 0548-58-0444 makionhozen@po4.across.or.jp 牧之原市御前崎市広域施設組合 一般廃棄物最終処分場(安定型) 御前崎市比木846-1 0548-58-0044 0548-58-0444 makionhozen@po4.across.or.jp 吉田町牧之原市広域施設組合 一般廃棄物最終処分場(管理型)細 牧之原市細江6679 0548-24-1000 0548-23-0200 yoshimakikouiki@ai.tnc.ne.jp
吉田町	町災害対策本部 都市環境部 都 市環境班 榛原郡吉田町住吉87番地 0548-33-2102 0548-33-0362 toshi@town.yoshida.shizuoka.jp	都市環境課 榛原郡吉田町住吉87番地 0548-33-2102 0548-33-0362 toshi@town.yoshida.shizuoka.jp	都市環境課 榛原郡吉田町住吉87番地 0548-33-2102 0548-33-0362 toshi@town.yoshida.shizuoka.jp	吉田町牧之原市広域施設組合 (衛生センター) 榛原郡吉田町住吉4300-1 0548-24-1000 0548-23-0200 yoshimakikouiki@ai.tnc.ne.jp	吉田町牧之原市広域施設組合 (清掃センター) 牧之原市細江6664-3 0548-24-1000 0548-23-0200 yoshimakikouiki@ai.tnc.ne.jp	吉田町一般廃棄物最終処分場 榛原郡吉田町川尻4034番地 0548-33-2102 0548-33-0362 toshi@town.yoshida.shizuoka.jp 吉田町牧之原市広域施設組合 一般廃棄物最終処分場 牧之原市細江6676番地 0548-24-1000 0548-23-0200 yoshimakikouiki@ai.tnc.ne.jp

災害時連絡先

※表中標記（上段から）①名称 ②所在地 ③電話 ④FAX ⑤電子メール

自治体	災害時連絡先	平常時連絡先(し尿)	平常時連絡先(ごみ)	し尿処理施設	焼却施設	最終処分場
掛川市	掛川市災害対策本部 掛川市長谷1-1-1 0537-21-1131 0537-21-1168 kotu-bosai @city.kakegawa.shizuoka.jp	下水整備課 掛川市長谷1-1-1 0537-21-1170 0537-21-1220 gesui@city.kakegawa.shizuoka.jp	環境政策課 掛川市長谷1-1-1 0537-21-1145 0537-21-1164 kankyo@city.kakegawa.shizuoka.jp	生物循環パビリオン 掛川市長谷1-1-1 0537-24-8888 0537-21-1220 gesui@city.kakegawa.shizuoka.jp 東遠広域施設組合 (東遠衛生センター) 御前崎市池新田9035 0537-86-2043 0537-85-3322 toen@city.omaezaki.shizuoka.jp	掛川市・菊川市衛生施設組合 (環境資源ギャラリー) 掛川市満水2319 0537-23-2273 0537-23-2274 info@kankyoshigen-gallery.jp	東大谷最終処分場 掛川市大淵11160-1 0537-21-1145 0537-21-1164 kankyo@city.kakegawa.shizuoka.jp 板沢最終処分場 掛川市板沢2051-1092 0537-21-1145 0537-21-1164 kankyo@city.kakegawa.shizuoka.jp 新井最終処分場 掛川市大淵1456-751 0537-21-1145 0537-21-1164 kankyo@city.kakegawa.shizuoka.jp 高瀬最終処分場 掛川市高瀬1100-100 0537-21-1145 0537-21-1164 kankyo@city.kakegawa.shizuoka.jp
御前崎市	御前崎市災害対策本部 環境班 御前崎市池新田5585 0537-85-1162、1126 0537-85-1149 kankyo@city.omaezaki.shizuoka.jp	環境部環境下水道課 御前崎市池新田5585 0537-85-1126 0537-85-1149 kankyo@city.omaezaki.shizuoka.jp	環境部環境下水道課 御前崎市池新田5585 0537-85-1126 0537-85-1149 kankyo@city.omaezaki.shizuoka.jp	東遠広域施設組合 (東遠衛生センター) 御前崎市池新田9035 0537-86-2043 0537-85-3322 toen@city.omaezaki.shizuoka.jp 池新田浄化センター 御前崎市池新田9037-1 0537-85-2998 0537-85-2932 wa04-17002@water-agency.com	牧之原市御前崎市広域施設組合 (環境保全センター) 牧之原市笠名1212 0548-58-0044 0548-58-0444 makionhozen@po4.across.or.jp	牧之原市御前崎市広域施設組合 (環境保全センター) 牧之原市笠名1212 0548-58-0044 0548-58-0444 makionhozen@po4.across.or.jp
菊川市	災害対策本部 環境推進班 菊川市堀之内61 0537-35-0916 0537-35-0981 kankyou@city.kikugawa.shizuoka.jp	環境推進課 菊川市堀之内61 0537-35-0916 0537-35-0981 kankyou@city.kikugawa.shizuoka.jp	環境推進課 菊川市堀之内61 0537-35-0916 0537-35-0981 kankyou@city.kikugawa.shizuoka.jp	東遠広域施設組合 (東遠衛生センター) 御前崎市池新田9035 0537-86-2043 0537-85-3322 toen@city.omaezaki.shizuoka.jp	掛川市・菊川市衛生施設組合 (環境資源ギャラリー) 掛川市満水2319 0537-23-2273 0537-23-2274 info@kankyoshigen-gallery.jp	棚草最終処分場 菊川市棚草1050-8他100筆 0537-35-2065 0537-35-2065 kankyou@city.kikugawa.shizuoka.jp

災害時連絡先

※表中標記（上段から）①名称 ②所在地 ③電話 ④FAX ⑤電子メール

自治体	災害時連絡先	平常時連絡先(し尿)	平常時連絡先(ごみ)	し尿処理施設	焼却施設	最終処分場
磐田市	市災害対策本部 生活対策部 磐田市刑部島301 0538-35-3717 0538-36-9797 gomi-taisaku@city.iwata.lg.jp	環境水道部ごみ対策課 磐田市刑部島301 0538-35-3717 0538-36-9797 gomi-taisaku@city.iwata.lg.jp	環境水道部ごみ対策課 磐田市刑部島301 0538-35-3717 0538-36-9797 gomi-taisaku@city.iwata.lg.jp	磐田市衛生プラント 磐田市千手堂2066 0538-32-6733 0538-32-6733 gomi-taisaku@city.iwata.lg.jp	磐田市クリーンセンター 磐田市刑部島301 0538-35-3717 0538-36-9797 gomi-taisaku@city.iwata.lg.jp	磐田市一般廃棄物最終処分場 磐田市藤上原723-4 0538-38-3219 0538-38-3219 gomi-taisaku@city.iwata.lg.jp 中遠広域一般廃棄物最終処分場 周智郡森町一宮3603-3 0538-89-6020 0538-89-6021
袋井市	市災害対策本部 環境衛生班 袋井市新屋2-4-1 0538-44-3115 0538-43-2131 kankyou@city.fukuroi.shizuoka.jp	環境政策課環境衛生係 袋井市新屋1-1-1 0538-44-3115 0538-44-3185 kankyou@city.fukuroi.shizuoka.jp	環境政策課環境衛生係 袋井市新屋1-1-1 0538-44-3115 0538-44-3185 kankyou@city.fukuroi.shizuoka.jp	袋井市森町広域行政組合 (袋井衛生センター) 袋井市愛野2961番地 0538-30-0530 0538-30-2530 eisei@city.fukuroi.shizuoka.jp	袋井市森町広域行政組合 (中遠クリーンセンター) 袋井市岡崎6635番地の192 0538-30-0530 0538-30-2530 clean-center@city.fukuroi.shizuoka.jp	中遠広域一般廃棄物最終処分場 周智郡森町一宮3603-3 0538-89-6020 0538-89-6021
森町	袋井消防署森分署(町災害対策本部) 周智郡森町森48-2 0538-85-0119 0538-85-3950	住民生活課環境衛生係 周智郡森町森2101-1 0538-85-6314 0538-85-6311 kankyo@town.shizuoka-mori.lg.jp	住民生活課生活保全係 周智郡森町森2101-1 0538-85-6314 0538-85-6311 kankyo@town.shizuoka-mori.lg.jp	袋井市森町広域行政組合 (袋井衛生センター) 袋井市愛野2961番地 0538-30-0530 0538-30-2530 eisei@city.fukuroi.shizuoka.jp	袋井市森町広域行政組合 (中遠クリーンセンター) 袋井市岡崎6635番地の192 0538-30-0530 0538-30-2530 clean-center@city.fukuroi.shizuoka.jp	中遠広域一般廃棄物最終処分場 周智郡森町一宮3603-3 0538-89-6020 0538-89-6021
湖西市	地震災害警戒本部・災害対策本部 清掃班/し尿対策班 湖西市吉美3294-47 053-577-1280/053-579-0135 053-577-3253/053-579-0165 eisei@city.kosai.shizuoka.jp genryou@city.kosai.shizuoka.jp	衛生課 湖西市白須賀3465 053-579-0135 053-579-0165 eisei@city.kosai.shizuoka.jp	ごみ減量課 湖西市吉美3294-47 053-577-1280 053-577-3253 genryou@city.kosai.shizuoka.jp	衛生プラント(衛生課) 湖西市白須賀3465 053-579-0135 053-579-0165 eisei@city.kosai.shizuoka.jp		笠子廃棄物処分場 湖西市白須賀3985-1961 053-579-1175 053-579-1164 genryou@city.kosai.shizuoka.jp 新居町一般廃棄物最終処分場 湖西市新居町内山2263 053-577-1280 053-577-3253 genryou@city.kosai.shizuoka.jp

災害時連絡先

※表中標記（上段から）①名称 ②所在地 ③電話 ④FAX ⑤電子メール

自治体	災害時連絡先	平常時連絡先(し尿)	平常時連絡先(ごみ)	し尿処理施設	焼却施設	最終処分場
静岡市	災害対策本部環境部 (廃棄物総括班) 静岡市葵区追手町5番1号 054-221-1075 054-221-1076 gomigenryou@city.shizuoka.lg.jp	ごみ減量推進課 静岡市葵区追手町5番1号 054-221-1075 054-221-1076 gomigenryou@city.shizuoka.lg.jp	ごみ減量推進課 静岡市葵区追手町5番1号 054-221-1075 054-221-1076 gomigenryou@city.shizuoka.lg.jp	静岡衛生センター 静岡市葵区東千代田三丁目5番1号 054-261-4416 054-264-8791 haikishori@city.shizuoka.lg.jp 清水衛生センター 静岡市清水区堀込722番地 054-345-5630 054-345-3372 haikishori@city.shizuoka.lg.jp 庵原衛生プラント 富士市中之郷2128番地の1 0545-81-0867 0545-81-3584 haikishori@city.shizuoka.lg.jp	沼上清掃工場 静岡市葵区南沼上1224番地 054-262-4015(廃棄物処理課) 054-264-8789(廃棄物処理課) haikishori@city.shizuoka.lg.jp 西ヶ谷清掃工場 静岡市葵区西ヶ谷553番地 054-296-0054 054-296-2719 haikishori@city.shizuoka.lg.jp	沼上最終処分場 静岡市葵区北沼上387番地の1 054-264-6212 054-264-6212 haikishori@city.shizuoka.lg.jp
浜松市	浜松市災害対策本部 廃棄物処理部 総括班 浜松市中区鴨江三丁目1番10号 053-453-6146 053-450-7013 kankyou @city.hamamatsu.shizuoka.jp	ごみ減量推進課 浜松市中区鴨江三丁目1番10号 053-453-0026 050-3737-2282 gomigen@city.hamamatsu.shizuoka.jp	ごみ減量推進課 浜松市中区鴨江三丁目1番10号 053-453-0026 050-3737-2282 gomigen@city.hamamatsu.shizuoka.jp	西部衛生工場 浜松市西区伊左地町1570-2 053-486-3221 053-484-3001 ej-seibu@city.hamamatsu.shizuoka.jp 東部衛生工場 浜松市東区豊町6441 053-434-4331 053-431-0006 ej-tobu@city.hamamatsu.shizuoka.jp 細江し尿処理センター 浜松市北区細江町気賀1900 053-486-3221(西部衛生工場) 053-484-3001 ej-tobu@city.hamamatsu.shizuoka.jp 天竜衛生センター 浜松市天竜区渡ヶ島1054-2 053-434-4331(東部衛生工場) 053-431-0006 ej-tobu@city.hamamatsu.shizuoka.jp	南部清掃工場 浜松市南区江之島町1715 053-425-3680 053-427-0006 sjminami@city.hamamatsu.shizuoka.jp 西部清掃工場 浜松市西区篠原町26098-1 053-453-6141(廃棄物処理課) 053-457-3071 shori@city.hamamatsu.shizuoka.jp	平和最終処分場 浜松市西区平松町77 053-487-1131 053-484-2001 sjheiwa@city.hamamatsu.shizuoka.jp 浜北環境センター 浜松市浜北区灰木172 053-586-8686(浜北環境事業所) 053-586-9843 hk- kankyoj@city.hamamatsu.shizuoka.jp 舞阪吹上第2廃棄物最終処分場 浜松市西区舞阪町舞阪2621-26 053-487-1131(平和清掃事業所) 053-484-2001 sjheiwa@city.hamamatsu.shizuoka.jp 引佐最終処分場 浜松市北区引佐町三岳610-3 053-487-1131(平和清掃事業所) 053-484-2001 sjheiwa@city.hamamatsu.shizuoka.jp

支援要請の様式

No. 20

事務連絡
平成 年 月 日

静岡県知事 様

要請自治体の長

支援要請書

下記により、支援を要請します。

記

1 連絡先

担当部署			
連絡責任者			
電子メールアドレス			
電話		ファクシミリ	
備考			

2 災害の状況（分かる範囲で記載）

災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害による被災状況	

3 支援要請内容（分かる範囲で記載）

	項目	内容
し 尿	仮設トイレ (要・不要)	・基数 (基) ・支援期間 (年 月 日～ 年 月 日) ・支援場所 ()
	簡易トイレ (要・不要)	・基数 (基) ・支援期間 (年 月 日～ 年 月 日) ・支援場所 ()
	マンホールトイレ (要・不要)	・基数 (基) ・支援期間 (年 月 日～ 年 月 日) ・支援場所 ()
	バキューム車 (要・不要)	・種類と台数 (t車 台) (t車 台) ・支援期間 (年 月 日～ 年 月 日) ・支援場所 ()
	処理 (要・不要)	・量 (t) ・支援場所 ()

事務連絡
平成 年 月 日

静岡県知事 様

要請自治体の長

支援要請実施報告書

下記により、支援を要請します。

記

1 記入者

担当部署			
連絡責任者			
電子メールアドレス			
電 話		ファクシ ミリ	
備考			

2 災害の状況

災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害による被災 状況	

3 支援要請実施内容 別紙のとおり

(別紙)

	項目	車両、資機材等の名称 又はごみの種類	支援市町 ・団体等	応援日と台数又は人員数				
				/	/	/	/	/
し尿	仮設トイレ (有・無)	—						
		—						
		—						
	簡易トイレ (有・無)	—						
		—						
		—						
	マンホールトイレ (有・無)	—						
		—						
		—						
	簡易トイレ (有・無)	—						
		—						
		—						
バキューム車 (有・無)	t車							
	t車							
	t車							
処理 (有・無)	—							
	—							
	—							
ごみ (収集運搬)	収集車 (有・無)	2tダンプ						
		4tダンプ						
	その他の収集運搬機材 (有・無)							
ごみ (処分)	焼却等中間処理 (有・無)	木くず						
	最終処分場 (有・無)	燃え殻						
		ばいじん						
作業員(有・無)		—						
		—						
その他								